令 和 7 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（9月2日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……2

開　　会……3

議長報告事項……3

会議録署名議員の指名……3

会期の決定……4

議案上程……4

議案第　1号　令和６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　2号　令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　3号　令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　4号　令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　5号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　6号　令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　7号　令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　8号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　9号　令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１２号　令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について

議案第１３号　令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１４号　令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第１５号　旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１７号　旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１８号　旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について
議案第２１号　財産の取得について（学習用タブレット端末等）
議案第２２号　工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（電気設備））
議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第　１号　令和６年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　２号　令和６年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
報告第　３号　令和６年度旭市公営企業決算における資金不足比率について
報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和６事業年度の業務実績に係る評価結果について
報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
報告第　６号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
報告第　７号　私債権等の放棄について
提案理由の説明並びに政務報告……５
議案の補足説明及び報告の説明……１３
散　　会……６６

第　２　号　（９月８日）

議事日程……６７
本日の会議に付した事件……６７
出席議員……６７
欠席議員……６８
説明のため出席した者……６８
説明のため出席した参考人……６８

事務局職員出席者……６８
開　　議……６９
参考人の出席要求に関する件……６９
議案質疑……７０
会議時間の延長……１５７
議案第２３号直接審議（先議）……１６６
決算審査特別委員会設置……１６６
決算審査特別委員会委員の選任……１６７
決算審査特別委員会議案付託……１６８
常任委員会議案付託……１６８
散　　会……１６８

第　３　号　（９月１０日）

議事日程……１６９
本日の会議に付した事件……１６９
出席議員……１６９
欠席議員……１６９
説明のため出席した者……１６９
事務局職員出席者……１７０
開　　議……１７１
一般質問……１７１
　１番　常世田　正　樹……１７１
　９番　島　田　　恒……１８７
　８番　井　田　　孝……１９６
　５番　平　山　清　海……２０５
　６番　﨑　山　華　英……２１０
散　　会……２３２

第　４　号　（９月１１日）

議事日程……２３３

本日の会議に付した事件……２３３
出席議員……２３３
欠席議員……２３３
説明のため出席した者……２３３
事務局職員出席者……２３４
開　　議……２３５
一般質問……２３５
　２番　伊　藤　春　美……２３５
　１３番　宮　内　　保……２４７
　１５番　宮　澤　芳　雄……２６４
　７番　永　井　孝　佳……２７５
　１６番　伊　藤　房　代……２９４
散　　会……３０３

第　５　号　（９月１２日）

議事日程……３０５
本日の会議に付した事件……３０５
出席議員……３０５
欠席議員……３０５
説明のため出席した者……３０５
事務局職員出席者……３０６
開　　議……３０７
一般質問……３０７
　２０番　松　木　源太郎……３０７
　４番　伊　場　哲　也……３２３
　１９番　木　内　欽　市……３５１
散　　会……３６１

第　６　号　（９月２９日）

議事日程……３６３

本日の会議に付した事件……３６３
出席議員……３６３
欠席議員……３６４
説明のため出席した者……３６４
事務局職員出席者……３６４
開　　議……３６５
決算審査特別委員長報告……３６５
質疑、討論、採決……３６８
常任委員長報告……３７１
質疑、討論、採決……３７５
事務報告……３７８
閉　　会……３８０

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和７年９月２日（火曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　会議録署名議員の指名
第　４　会期の決定
第　５　議案上程
第　６　提案理由の説明並びに政務報告
第　７　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　議案上程
日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告
日程第　７　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利

１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米　本　弥一郎	副市長	柴　栄　男
教育長	向　後　依　明	代表監査委員	木　村　哲　三
秘書広報課長	寺　嶋　和　志	行政改革推進課長	椎　名　実
総務課長	向　後　稔	企画政策課長	榎　澤　茂
財政課長	池　田　勝　紀	税務課長	多　田　仁
市民生活課長	齋　藤　邦　博	環境課長	大八木　利　武
保険年金課長	大　網　久　子	健康づくり課長	黒　柳　雅　弘
社会福祉課長	向　後　利　胤	子育て支援課長	八　馬　祥　子
こども家庭課長	石　橋　康　司	高齢者福祉課長	椎　名　隆
商工観光課副課長	大　森　陽　子	農水産課長	伊　藤　弘　行
建設課長	齊　藤　孝　一	都市整備課長	飯　島　和　則
会計管理者	戸　葉　正　和	消防長	常世田　昌　也
上下水道課長	向　後　哲　浩	教育総務課長	飯　島　正　寛
生涯学習課長	江波戸　政　和	スポーツ振興課長	林　甲　明
監査委員事務局書記	座　古　千恵子	農業委員会事務局長	金　谷　健　二

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	菅　晃

開会　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

また、クールビズ期間中ですので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（飯嶋正利）　ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和７年旭市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（飯嶋正利）　日程第２、議長報告事項。

議長報告一覧によりご了解いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

１番、常世田正樹議員、２番、伊藤春美議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（飯嶋正利）　日程第４、会期の決定。

これより会期についておはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月29日までの28日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月29日までの28日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第23号までの23議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（飯嶋正利）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第23号までの23議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件を一括上程いたします。

議案第　１号　令和６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　９号　令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決について
議案第１１号　令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第１２号　令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
議案第１３号　令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第１４号　令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
議案第１５号　旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１６号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１７号　旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１８号　旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について
議案第２１号　財産の取得について（学習用タブレット端末等）
議案第２２号　工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（電気設備））
議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第　１号　令和６年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　２号　令和６年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
報告第　３号　令和６年度旭市公営企業決算における資金不足比率について
報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和６事業年度の業務実績に係る評価結果について
報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
報告第　６号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
報告第　７号　私債権等の放棄について

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和７年旭市議会第３回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号から議案第８号までは、令和６年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、令和６年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額346億819万7,685円、歳出総額331億8,209万4,914円となり、翌年度へ繰り越すべき財源１億5,457万1,400円を差し引いた実質収支額は、12億7,153万1,371円となりました。

議案第２号は、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額30億7,411万9,420円、歳出総額30億7,411万9,420円、歳入歳出同額となりました。

議案第３号は、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額78億3,267万1,130円、歳出総額77億5,724万3,606円、差し引き7,542万7,524円となりました。

施設勘定は、歳入総額7,282万5,480円、歳出総額6,284万5,841円、差し引き997万9,639円となりました。

議案第４号は、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額８億8,335万1,821円、歳出総額８億5,993万929円、差し引き2,342万892円となりました。

議案第５号は、令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額58億99万7,306円、歳出総額56億4,867万3,185円、差し引き１億5,232万4,121円となりました。

議案第６号は、令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は15億1,616万7,062円、事業費用は13億1,310万7,002円となり、当年度純利益は２億306万60円となりました。

資本的収支については、収入２億3,647万5,600円に対し、支出は４億8,879万2,538円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補塡いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金４

億1,400万383円について、2,886万60円を減債積立金として、１億7,420万円を建設改良積立金として、２億1,094万323円を資本金として処分するものであります。

議案第７号は、令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は５億7,551万1,437円、事業費用は４億8,985万2,692円となり、当年度純利益は8,565万8,745円となりました。

資本的収支については、収入１億9,015万3,275円に対し、支出は３億６万6,395円となり、収支の不足する額については、減債積立金等で補塡いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金２億4,326万1,635円について、１億3,600万3,789円を減債積立金として、3,400万947円を建設改良積立金として、7,325万6,899円を資本金として処分するものであります。

議案第８号は、令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は8,732万3,939円、事業費用は6,279万892円となり、当年度純利益は2,453万3,047万円となりました。

資本的収支については、収入2,048万5,000円に対し、支出は3,003万355円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補塡いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金5,030万4,219円について、2,037万9,431円を減債積立金として、2,037万9,433円を建設改良積立金として、954万5,355円を資本金として処分するものであります。

議案第９号は、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ６億9,500万円を追加し、予算の総額を351億8,700万円とするものであります。

議案第10号は、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ23億5,000万円を追加し、予算の総額を67億3,000万円とするものであります。

議案第11号は、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を80億1,400万円とするものであります。

議案第12号は、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を８億8,700万円とするものであります。

議案第13号は、令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまし

て、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を59億9,100万円とするものであります。

議案第14号は、令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、一般会計出資金の増額、国の補助金の減額等により、資本的収入が差し引き78万7,000円の増額となるものです。

議案第15号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、災害時に緊急対応する業者の確保のため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、責任技術者の専属配置の緩和及び災害時に緊急対応する業者の確保のため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、災害時に緊急対応する業者の確保のため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可についてでありまして、同病院から第３期中期計画の変更に係る認可申請があったことから、認可に当たり、地方独立行政法人法第83条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、財産の取得についてでありまして、学習用タブレット端末等を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事に係る電気設備工事について、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和７年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮澤英子氏が適任であると考え、提案するものであります。

また、報告については、第１号から第７号までの７件であります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

定額減税不足額給付については、８月22日現在、給付対象者6,928名のうち、5,207名、１億5,880万円の給付が完了しております。

また、昨年に引き続き、本市独自の支援策として実施している物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、６月上旬から１世帯当たり１万円の商品券を２万1,432世帯に配付し、７月１日から取扱店での利用を開始しております。

商品券の利用状況は、８月20日現在、7,985万8,000円、利用店舗数は169店舗となっております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

園芸生産強化支援事業については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び省力機械等の整備を支援しているところです。

今後も、農業産出額のさらなる向上を目指し、県内トップレベルの産地としての強化・拡大に向け、本事業を活用してまいります。

産業まつり、あさひオータムジャンボリーは、11月９日に旭文化の杜公園で開催いたします。本市の市町村別農業産出額は、全国５位を誇り、特に全国２位の養豚をはじめとした畜産物の生産が盛んに行われていることから、20周年を記念して、新たに畜産物販売コーナーを設置し、旭市の安全でおいしい豚肉などを大きくＰＲしてまいります。

市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、市内の農畜水産物、商工業製品を中心とした地元特産品の販売やステージイベントで大いににぎわうことを期待しております。

次に、観光の振興について申し上げます。

矢指ケ浦海水浴場は、７月19日から８月24日まで、市営海浜プールについては、７月19日から８月31日まで開設いたしました。

記録的な猛暑が続く中、徹底した安全管理を行い、事故もなく無事終了することができました。

サマーフェスタｉｎ矢指ケ浦は、７月19日に開催され、青空の下、市内外から家族連れや海水浴客が、地引き網体験や宝探しなどを楽しんでいました。

旭市七夕市民まつりは８月６日、７日に開催され、20周年記念として設置した230本余りの願いの灯籠は、夜空を幻想的に彩り、訪れた人を魅了するとともに、レースドローン体験についても子どもから大人まで幅広い年齢層に好評でありました。

また、みこしやおはやしのパレードやステージショー、色鮮やかな七夕飾りを楽しみながらの食べ歩きなど、多くの皆様に「旭の夏」を満喫していただけたものと確信しております。

夏のイベントは、たくさんの皆様に来場していただき、前年を超える入り込みとなり、大変うれしく思うとともに、各イベント実行委員会、観光物産協会をはじめ、ご協力いただいた関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルは、10月19日に複数のスポーツ施設で、子どもから大人まで自由に楽しく参加できる体験型スポーツイベントを実施いたします。

今後も、本事業をはじめとした様々なスポーツイベントを通じて、運動習慣のきっかけづくりや地域住民の交流を促進してまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

保育所統合整備事業については、日の出保育所ととみうら保育所の統合に伴い、合同保育をとみうら保育所において８月４日から開始し、現在、日の出保育所の改修工事を実施しているところです。令和８年４月の統合保育所の開所に向け、工事の適切な進捗管理に努めてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

（仮称）北統合中学校の再編については、旭市学校再編基本方針に基づき、第二中学校学区の琴田小学校と共和小学校及び干潟中学校の学区に、それぞれ地域検討会議を７月に設置し、学区内の区長、ＰＴＡ役員及び就学前児童の保護者などから様々な意見や要望を伺っているところであります。

今後も、安全で安心な学校施設の整備やデジタル技術を活用した教育ＤＸを推進し、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

あさひのまつりは、９月28日に東総文化会館で８団体149名の参加により、開催いたします。

大原幽学記念館事業については、企画展「くらしの中の昔の道具～五感で感じる涼の工夫～」を開催中です。かつて、夏を心地よく過ごすために使われた日本ならではの道具と旭市

七夕市民まつりをはじめとした旭の夏の風物詩を紹介しています。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、７月５日に大原幽学先生ゆかりの水田で生き物調査を開催いたしました。東京都や神奈川県などから94名の参加があり、子どもたちは田んぼの生き物を観察したり、大原幽学記念館を見学したりするなど、都市住民と交流を深めることができました。

千葉県とドイツ・デュッセルドルフ市との卓球交流事業は、７月27日から31日までの５日間、旭市内で実施され、第二中学校生徒との文化交流や千葉県チームとの交流試合などを行い、親睦を深めることができました。

海を身近に感じるイベント「ぽるぽろ」は、９月21日にいいおかみなと公園を会場に開催いたします。今回のイベントは、あさひの芸術祭実行委員会主催の竜王まつりと共同で開催し、漁港内のごみ拾いやヨガ、ダンスなどを行う予定です。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

銚子連絡道路に接続する、都市計画道路谷丁場遊正線整備事業については、延伸整備のための測量及び道路詳細設計に着手いたしました。

今後は、現地調査や境界確定などを実施するとともに、関係機関との協議を行いながら、道路設計の策定を進めてまいります。

次に、安全・安心な水の供給及び居住環境の充実について申し上げます。

水道事業については、旭市水道事業ビジョンを、公共下水道事業及び農業集落排水事業については、経営戦略を本年９月にそれぞれ改訂し、近年の物価高騰や人口減少などの社会情勢の変化に対応するとともに、将来にわたり、安全・安心な水の供給と適正な施設の維持管理に努めてまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、これまでの開催方法を見直し、市民が自主的に参加できるよう、防災フェアと名称を変え、10月26日に実施いたします。

第１部では、市内全ての指定一般避難所28か所を開設し、住民避難訓練を行う予定です。

また、第２部として市民が自由に参加できる防災フェアを旭文化の杜公園において開催いたします。防災フェアでは、防災とスポーツを組み合わせて防災を身近に感じながら、いざというときに役に立つ知識と技術を学ぶことができる防災スポーツや、デジタル技術を用いて災害を疑似体験することができる災害体験ＶＲなどを行い、誰もが、楽しく、気軽に、実

感を持って、防災に触れられる機会を提供することで、防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

夏期観光シーズンのタイミングに合わせて海岸清掃を７月６日に実施いたしました。海岸沿線27地区のほか、ボランティア団体等から、合わせて1,013人の参加があり、集められたごみの総重量は、3,170キログラムとなり、海岸の美しい景観が保たれたところであります。

秋のゴミゼロ運動は、各区や自治会の皆様にご協力をいただき、市内全域で９月28日に実施する予定であります。

引き続き、市民の皆様のご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる会を中心として、地域全体で生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

最後に、旭市20周年記念事業について申し上げます。

大相撲旭場所は、８月30日に旭市総合体育館で開催されました。当日は2,300名を超える観客が見守る中、横綱大の里関をはじめとする力士たちの力強い取り組みが展開され、本市での64年ぶりの大相撲巡業は、大いに盛り上がりました。

開催に当たり、ご寄附をお寄せいただきました皆様、旭場所を盛り上げるべくお骨折りいただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

記念式典は、11月１日に東総文化会館において、千葉県知事、国会議員をはじめとする来賓の方々や多くの市民の皆様のご臨席を賜り、挙行いたします。

式典においては、様々な分野で市政発展のために献身的なご尽力をいただきました方々を表彰させていただきます。

また、次の10年、20年の旭市を担う子どもたちの記録と記憶に残る記念事業として、市内全小・中学校の航空写真を撮影した写真集を作成いたします。写真集は児童・生徒全員へ配付し、ご家族で本市が20周年を迎えたことを知っていただくと同時に、市の成り立ちや発展を伝え、現在の姿を残すことで、自分たちが生まれ育った旭市を愛し、旭市の魅力を引き継いでくれることを期待しております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質疑に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利）　日程第７、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、議案第１号、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をお開きください。

３ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表です。令和６年度の予算に対する決算の状況になります。

左側、青の表、歳入の左右中ほど、決算額の一番下、歳入合計の決算額は346億819万8,000円で、一番右下、予算額に対する収入割合は94.6％となりました。

続いて、右側、歳出の表の一番下、歳出合計の決算額は331億8,209万5,000円で、一番右下、予算額に対する支出割合は90.8％となりました。

左下の表は、実質収支の過去５年の推移を表したものになります。令和６年度の実質収支につきましては後ほど決算書で説明いたします。右下のグラフは、歳入歳出決算額の過去５年の推移を表したものになります。

４ページをお願いします。

歳入の状況です。左の表は、歳入決算額の前年度との比較の表です。下のほう、色のついている歳入合計の右側、前年度との比較増減は18億5,685万8,000円、5.7％の増となりました。

一つ下にいきまして、歳入のうち、市税や地方交付税など、市が自由に使える財源であります一般財源につきましては、左側、令和６年度は224億3,876万3,000円で、右側、前年度との比較増減は306万7,000円の増で、ほぼ前年並みとなりました。さらに一つ下、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては、令和６年度は121億6,943万5,000円で、前年度との比較増減は18億5,379万1,000円、18.0％の増となりました。

続きまして、その下の段、自主財源と依存財源で見ますと、自主財源、これは市税をはじめとして使用料、手数料、分担金、負担金、繰越金など、市が自らの権限で調達できる財源でありますが、令和６年度は122億6,639万6,000円で、前年度との比較増減は１億4,340万円、1.2％の増となりました。

一番下の依存財源、これは地方交付税や国・県支出金、地方債など、国や県の決定により交付されるものですが、令和６年度は223億4,180万2,000円で、前年度との比較増減は17億1,345万8,000円、8.3％の増となりました。特定財源と依存財源の増の主な要因は、21款の市債の増によるものです。

続いて、右側の上段のグラフは、主要な歳入４項目の決算額の過去５年の推移を表したものです。一番右が令和６年度になります。グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に市税は1.8億円の減、地方交付税は4.2億円の増、国県支出金は3.4億円の減、市債は12.3億円の増となっております。各款ごとの前年度との比較増減額、増減率につきましては、左側の表に記載してございます。

続いて、右側、下段のグラフは、歳入の構成比の過去５年の推移を表したものです。一番下、令和６年度は、歳入で割合が一番多いのは地方交付税で28.1％、２番目は市税で22.2％となっております。

５ページをお願いします。

目的別歳出の状況です。左の表は、款別歳出決算額の前年度との比較の表です。一番下、歳出合計の一番右、前年度との比較増減は18億2,273万4,000円、5.8％の増となりました。右側の上段のグラフは、構成比の大きな款の決算額の過去５年の推移を表したものです。一番右が令和６年度でグラフで前年度との比較を見ますと、左から順に総務費は8.4億円の増、民生費は4.1億円の増、衛生費は0.7億円の減、土木費は1.4億円の減、教育費は１億円の増、公債費は0.5億円の増となっております。各款ごとの前年度との比較増減額、増減率につきましては、左側の表に記載してございます。

右側、下段のグラフは目的別歳出の構成比の過去５年の推移を表したものです。一番下が令和６年度になります。構成比の大きい順に申し上げますと、一番大きいのが民生費で、以下、総務費、衛生費、公債費、土木費、教育費の順となっております。

６ページをお願いします。

性質別歳出の状況です。左の表は、性質別歳出決算額の前年度との比較の表です。

色のついている歳出合計の下をご覧ください。義務的経費は人件費、扶助費、公債費の合

計になりますが、令和６年度は164億9,363万円、右の前年度との比較増減は７億8,752万6,000円、5.0％の増、構成比は49.7％で、前年度と比べて0.4ポイント減少しております。義務的経費の増の要因は、人件費の増や低所得者支援の給付金や児童手当の増に伴う扶助費の増によるものです。

その下、投資的経費は、令和６年度は44億2,451万3,000円、前年度との比較増減は10億4,492万8,000円、30.9％の増、構成比は13.3％で前年度と比べて2.5ポイント増加しております。投資的経費の増の要因は、統合保育所と統合消防分署の建設、防災行政無線の更新の三つの大型事業の最終年度に係る事業費の増によるものです。

右側の上段のグラフは、主要な性質の決算額の過去５年の推移を表したものです。一番右が令和６年度で、グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に人件費は2.8億円の増、扶助費は4.6億円の増、公債費は0.5億円の増、物件費は0.9億円の減、補助費等は0.8億円の増、投資的経費は10.4億円の増となっております。性質ごとの前年度との比較増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

右側下段のグラフは、性質別歳出の構成比の過去５年の推移を表したものです。一番下が令和６年度になります。義務的経費に、物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は75.8％となっております。

続いて、７ページをお願いいたします。

市税徴収実績表です。こちらは、市民税から都市計画税までの市税の徴収実績の税目別の一覧になります。一番下、合計の右から二つ目、令和６年度の現年課税分、滞納繰越分を合わせた全体の調定額に対する収入割合、収納率ですが、これは96.9％で、一番右の前年度の収納率96.9％と同率となっております。

８ページをお願いします。

地方消費税交付金（社会保障財源分）及び目的税等の使途です。左側は、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費についての表です。消費税率が８％、10％と段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされているため、その充当状況を示したものです。右側は、都市計画税、入湯税、森林環境譲与税につきまして、その使途、充てた費用の充当状況を表したものになります。

９ページをお願いします。

市債現在高と交付税算入見込額です。上の表は、市債の年度末現在高と交付税算入見込額

の対前年度との比較になります。表の中段、一般会計の欄の一番左、令和６年度末の市債の現在高は275億8,817万4,000円で、その右、交付税算入見込額は239億5,579万5,000円となっており、算入割合は86.8％となっております。一番右の比較増減の欄につきまして、前年度との比較では、年度末現在高は１億5,769万3,000円の増、交付税算入見込額は３億1,691万円の減となっております。

表の下、左のグラフは一般会計の市債現在高、借入額、元金償還額の過去５年の推移を表したものです。縦軸の左側、借入額、償還額の棒グラフの単位で、縦軸の右側は市債現在高の折れ線グラフの単位となります。右のグラフは、一般会計の市債現在高と交付税算入見込額の過去５年の推移を表したものになります。

10ページをお願いします。

基金の状況です。左側は、一般会計の所管する基金の年度末現在高の前年度との比較の表になります。一番下、一般会計の基金の令和６年度末現在高は159億6,407万6,000円で、右側、前年度との比較増減は２億1,254万9,000円、1.3％の減となっております。

右側は財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金の三つに区分した年度末現在高の過去５年の推移を表したもので、上段がグラフ、下段が表となっております。上段のグラフの一番右が令和６年度で、前年度との比較を見ますと、青色、財政調整基金は１億円の減、赤色、減債基金は1.2億円の増、緑色、その他特定目的基金は2.4億円の減となっております。各基金ごとの前年度との比較増減額、増減率につきましては、左側の表に記載してございます。

続いて、11ページをお願いします。

財政指標の状況です。左側のグラフは、経常収支比率の過去５年の推移を表したもので、グラフの上のほう、青色の折れ線になります。令和６年度の経常収支比率は94.7％で、前年度の94.5％と比べて0.2ポイント上昇しています。

右側の上段のグラフは、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の過去５年の推移を表したものです。青色の折れ線、令和６年度の決算では9.8％となっており、前年度の9.9％と比べて0.1ポイント低下しております。実質公債費比率の早期健全化基準は25％、財政再生基準は35％となっており、グラフにも点線で表示しておりますが、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

右側下段のグラフは、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の過去５年の推移を表したものです。将来負担比率は、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模

に対する比率であります。令和６年度は、充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため比率は算出されませんでした。健全化判断比率につきましては、後ほど報告第２号で説明いたします。

なお、このページに掲載しております三つのグラフには、参考として前年度までの千葉県内の市の平均値を赤色のグラフで示しております。

12ページをお願いします。

続いて、主な施策に関する事項になります。次の13ページになります。

令和６年度の一般会計決算における主要事業の概要について、全部で48事業を掲載しております。この13ページが目次になりまして、14ページ以降、事業ごとの個表となります。

以上で資料による説明は終わります。

続いて、決算書で説明いたしますので、令和６年度旭市決算書をお開きください。

表の形式が左右の見開きとなっていますので、タブレットの表示を見開き表示にしてください。これから説明でページ番号をお示しする際には、左側の奇数の番号で申し上げますのでよろしくお願いします。

それでは、初めに歳入になります。

17ページをお願いします。

見開きの右側のページの左から二つ目、収入済額を中心に説明いたします。

１款の市税です。収入済額は76億6,631万8,985円で、前年度比2.3％の減となっております。各款ごとの前年度との比較増減は先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の４ページに記載してございます。減の要因は、定額減税の実施に伴う個人市民税の減などによるものです。

19ページをお願いいたします。

２款地方譲与税は収入済額３億4,288万3,000円で、前年度比0.2％の増となっております。

中段になります。３款利子割交付金は収入済額439万7,000円で、前年度比13.3％の増となっております。

４款配当割交付金は収入済額7,407万2,000円で、前年度比34.6％の増となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金は収入済額１億1,099万7,000円で、前年度比68.4％の増となっております。

21ページをお願いします。

６款法人事業税交付金は収入済額１億5,578万4,000円で、前年度比10.5％の増となってお

ります。

７款地方消費税交付金は収入済額16億3,531万5,000円で、前年度比3.6％の増となっております。

８款環境性能割交付金は収入済額6,876万4,000円で、前年度比11.4％の増となっております。

９款地方特例交付金は収入済額３億3,000万7,000円で、前年度比478.8％の増となっております。大幅な増の要因は、定額減税の減収分が地方特例交付金で補塡されたためです。

23ページをお願いします。

10款地方交付税は収入済額97億1,706万9,000円で、前年度比4.5％の増となっております。右側の備考の１、普通交付税は86億748万円で、前年度比4.3％の増となっております。備考の２、特別交付税は11億958万9,000円で、前年度比6.0％の増となっております。

11款交通安全対策特別交付金は収入済額756万3,000円で、前年度比7.4％の減となっております。

12款分担金及び負担金は収入済額２億4,334万3,099円で、前年度比32.8％の増となっております。

25ページをお願いします。

13款使用料及び手数料は収入済額３億824万9,932円で、前年度比1.9％の減となっております。

続いて、29ページをお願いします。

14款国庫支出金は収入済額46億1,587万7,211円で、前年度比5.5％の減となっております。

続いて、33ページをお願いします。下のほうになります。

15款県支出金は収入済額18億9,967万4,309円で、前年度比4.0％の減となっております。

39ページをお願いします。下のほうになります。

16款財産収入は収入済額１億266万5,457円で、前年度比45.5％の減となっております。

41ページをお願いします。これも下のほうになります。

16款財産収入の減の主な要因は、２項１目不動産売払収入の右側、備考の１、土地売払収入の減で、令和５年度は神西住宅跡地の公売により大きな収入があったことによる減になります。

43ページをお願いします。

17款寄附金は収入済額１億9,596万1,584円で、前年度比6.8％の減となっております。

18款繰入金は収入済額13億9,905万6,896円で、前年度比40.2％の増となっております。増の要因は、中段、２項１目財政調整基金繰入金の増やその下、２目公共施設等整備基金繰入金につきまして、統合保育所の整備と統合消防分署の整備に、この基金を初めて活用したことなどによるものです。

45ページをお願いします。

19款繰越金は13億9,197万9,465円で、前年度比2.5％の減となっております。

20款諸収入は収入済額９億5,881万9,747円で、前年度比0.2％の増となっております。

47ページをお願いします。これも下のほうになります。

21款市債は収入済額33億7,940万円で、前年度比57.4％の増となっております。市債の増の主な要因は、１項２目民生債の右側、備考の１、保育所統合整備事業に係る児童福祉施設整備事業債や、次の49ページになります。下のほうになります７目消防費の右側、備考の１、消防庁舎整備事業に係る消防施設建設事業債、備考の６、防災行政無線等整備事業に係る防災基盤整備事業債の三つの市債が事業の最終年度であったことから、大きく増したことなどによるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第１号の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、引き続きまして歳出について、款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの前年度との比較増減は、決算に関する説明資料の５ページに記載してございます。

55ページをお願いいたします。

見開きの右側のページの左、支出済額と、一番右、備考欄を中心に説明いたします。

１款議会費は、支出済額２億1,797万3,089円で、前年度比0.4％の減となっております。

57ページをお願いいたします。

下のほうになります。２款総務費は、支出済額51億1,672万8,983円で、前年度比19.7％の増となっております。

支出済額の右、翌年度繰越額は、繰越明許費が２億5,395万4,000円で、繰越明許費に係る事業は、物価高騰対策家計応援商品券配付事業と戸籍事務費の２事業です。

63ページをお願いいたします。

中段になります。１項１目一般管理費、備考の７、庁舎管理費9,569万4,614円は、本庁舎の光熱水費や維持管理に係る経費などです。令和６年度は、屋外駐車場へのＥＶ急速充電設備の設置や、本庁舎２階にこども家庭センターの設置などを実施いたしました。

飛びまして、79ページをお願いします。

中段になります。１項７目企画費、備考の４、ふるさと応援寄附推進事業9,702万40円は、ふるさと納税の返礼品などに係るものです。

81ページをお願いします。

備考の６、生涯活躍のまち形成事業１億2,291万7,490円は、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理などに係るものです。

83ページをお願いします。

中段になります。備考の10、地域経済循環創造事業1,225万4,000円は、国庫補助事業、ローカル10,000プロジェクトを活用した地域密着型の新規事業を支援する補助金を交付したものです。

89ページをお願いいたします。

中段やや下になります。10目地域振興費、備考の５、移住・定住促進事業5,630万8,400円は、定住促進及び若者世帯住宅取得の奨励金などに係るものです。

91ページをお願いします。

中段になります。10目地域振興費、備考の７、デマンド交通運行事業2,621万4,504円は、交通空白地の解消のため、乗り合い型タクシーに係るものです。令和６年度から車両を１台増やし、市内の全ての医療施設への運行が可能となりました。

95ページをお願いいたします。

一番下になります。11目諸費、備考の６、物価高騰対策家計応援商品券配付事業１億9,056万8,483円は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のため、住民税非課税世

帯等物価高騰対策給付金の給付対象世帯を除く市内全世帯に対し、１万円分の商品券を配付したものです。

97ページをお願いいたします。

中段になります。備考の７、定額減税調整給付金給付事業５億553万1,323円は、定額減税において減税し切れないと見込まれる納税義務者に対し、給付金を給付したものです。

総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の14ページから19ページに記載してありますので、後ほどご覧ください。

少し飛びまして、115ページをお願いします。

下のほうになります。３款民生費は、支出済額112億2,747万6,634円で、前年度比3.8％の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が1,643万5,000円で、繰越明許費に係る事業は、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業です。

続いて、123ページをお願いします。

中段やや上になります。１項１目社会福祉総務費、備考の11、物価高騰対応重点支援給付金給付事業１億643万3,371円は、国の低所得者支援として、令和６年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、１世帯当たり10万円の給付と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子ども１人当たり５万円の給付金の給付を行ったものです。

125ページになります。

下のほうになります。備考の14、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業１億7,403万3,697円は、国の低所得者支援として、住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり３万円の給付と、住民税非課税世帯において扶養されている18歳以下の子ども１人当たり２万円の給付金の給付を行ったものです。

また少し飛びまして、143ページをお願いします。

下のほうになります。２項３目生活支援費、備考の７、外出支援サービス事業261万9,210円は、下肢の不自由な高齢の方などが医療機関などへタクシーを利用する際に、タクシー料金の一部を助成したものです。令和６年度から、片道１回当たりの助成上限や週当たりの使用上限を撤廃するなど、利用者の利便性の向上を図りました。

149ページをお願いします。

３項１目児童福祉総務費、備考の５、乳幼児紙おむつ給付事業2,590万2,585円は、子育て

家庭の経済的負担を軽減するため、２歳未満の乳幼児を養育する保護者に対し、紙おむつ購入券を給付したものです。

155ページをお願いいたします。

一番下になります。備考の17、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業9,613万742円は、民間教育・保育施設が実施する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業などに対し、事業費を助成したものです。

157ページをお願いいたします。

備考の19、ファミリー・サポート・センター事業333万2,460円は、子育て家庭の育児負担を軽減し、地域で子育てを支え合う環境づくりのため、子どもの預かりなどの相互援助活動を支援する旭市ファミリー・サポート・センターを開設したものです。

また少し飛びまして、167ページをお願いします。

一番下になります。６目保育所費の備考の７、保育所統合整備事業６億7,044万8,562円は、中央第二保育所とゆたか保育所を統合し、新たにふたば保育所を整備したものです。

民生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の22ページから26ページに掲載しております。

171ページをお願いします。

中段になります。４款衛生費は、支出済額40億7,093万4,237円で、前年度比1.6％の減となっております。

また少し飛びまして、183ページをお願いします。

中段になります。１項２目予防費、備考の６、がん検診事業9,303万1,836円は、各種がん検診を実施したものです。令和６年度から、専用のコールセンターの設置と24時間対応の検診予約システムの導入をしました。

一番下、備考の７、感染症予防対策事業１億8,432万1,648円は、予防接種やワクチン接種費用助成に係るものです。令和６年度は、新たに帯状疱疹ワクチン接種費用助成を開始するとともに、インフルエンザワクチン接種費用助成の対象につきまして、小学２年生までだったものを高校３年生まで拡大しました。

衛生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の20ページから21ページに記載しております。

また飛びまして、205ページをお願いします。

５款労働費は、支出済額231万1,970円で、前年度比59.6％の増となっております。増の要

因は、職業相談室の受付補助職員に係る人件費の増などによるものです。

続きまして、下のほうになります。６款農林水産業費は、支出済額８億8,314万5,449円で、前年度比15.1％の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が658万1,000円で、繰越明許費に係る事業は、農業水利施設改修事業です。

211ページをお願いします。

中段やや下のほうになります。１項３目農業振興費、備考の２、新規就農総合支援事業2,390万5,564円は、新たな農業の担い手の確保と育成を図るための新規就農者への各種支援などを行ったものです。

213ページをお願いします。

中段やや下になります。備考の７、園芸生産強化支援事業4,616万4,000円は、農業の省力化や生産性の向上を図るため、野菜等の生産管理機械、施設等の導入に対し、助成を行ったものです。

217ページをお願いします。

一番下になります。４目畜産振興費、備考の４、畜産環境フレッシュ事業259万9,600円は、消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入に対する助成を行ったものです。

また少し飛びまして、227ページをお願いします。

３項１目水産業総務費、備考の７、海業推進事業33万3,460円は、飯岡漁港及びその周辺地域において、海業としての地域活性化の取り組みを推進するため、協議会を設置したものです。

農林水産業費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の27ページから30ページに記載しております。

続きまして、下のほうになります。７款商工費は、支出済額４億476万8,814円で、前年度比12.7％の減となっております。

233ページをお願いいたします。

下のほうになります。１項３目観光費、備考の２、観光資源創出プロモーション事業548万3,689円は、ＳＮＳを活用した観光情報や地域の魅力の発信などに係るものです。

237ページをお願いします。

中段やや下になります。備考の４、観光イベント事業2,502万8,523円は、七夕市民まつりやＹＯＵ・遊フェスティバルに対する補助金などに係るものです。

商工費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の26ページから27ページに掲載しております。

239ページをお願いします。

下のほうになります。８款土木費は、支出済額27億8,675万7,318円で、前年度比4.7％の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が７億4,864万3,000円で、繰越明許費に係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や南堀之内バイパス整備事業など、７事業です。

事故繰越しは4,206万7,400円で、事故繰越しに係る事業は、道路維持補修事業、冠水対策排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の３事業になります。

また少し飛びまして、249ページをお願いします。

中段になります。２項３目道路新設改良費の備考の４、蛇園南地区排水路整備事業は、その下の備考の５、繰越明許の分と合わせて、合計２億678万2,990円となっております。

一番下、備考の６、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、次のページになりますが、251ページ、備考の７、繰越明許の分と合わせて、合計３億5,270万4,782円となっております。

備考の８、南堀之内バイパス整備事業は、その下の備考の９、繰越明許の分と合わせて、合計２億239万6,860円となっております。

253ページをお願いします。

備考の12、冠水対策排水整備事業は、その下の備考の13、繰越明許の分と合わせて、合計１億4,445万7,905円となっております。

少し飛びまして、263ページをお願いします。

中段やや上になります。４項１目住宅管理費の備考の４、市営住宅改修事業8,890万5,004円は、双葉団地Ａの長寿命化を図るため、大規模改修工事を実施したものです。

265ページになります。

中段やや上になります。備考の８、空き家等対策推進事業813万9,456円は、第２期空家等対策計画の策定や空き家の除却等を促進するための補助金などに係るものです。

土木費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の30ページから33ページに記載しております。

267ページをお願いいたします。

９款消防費は、支出済額24億4,308万9,260円、前年度比52.2％の増となっております。増

の主な要因は、東部分署の整備と防災行政無線の更新によるものです。

翌年度繰越額は、繰越明許費が888万2,000円で、繰越明許費に係る事業は、消防広域化・共同化基盤整備事業です。

269ページをお願いします。

下のほうになります。１項１目常備消防費、備考の３、消防庁舎整備事業６億5,695万5,740円は、海上分署と飯岡分署を統合し、新たに東部分署を整備したものです。

277ページをお願いします。

一番下になります。３目災害対策費、備考の３、防災行政無線等整備事業は、これ、次のページになります。279ページをお願いします。中段、備考の４、繰越明許の分と合わせて、合計５億5,642万3,486円となっております。更新時期を迎えた設備の更新に併せ、情報伝達機能の向上を図るため、電波方式を改める防災行政無線改修工事などを実施したものです。

消防費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の15ページと34ページに記載しております。

続きまして、10款教育費は、支出済額25億9,824万7,044円、前年度比3.9％の増となっております。

285ページをお願いします。

上のほうになります。１項２目事務局費、備考の５、学校再編推進事業441万9,360円は、干潟地域小学校の代表者会議と準備委員会、海上地域小学校の地域検討会議と代表者会議の実施によるものです。

また少し飛びまして、295ページをお願いします。

中段やや下になります。２項小学校費の１目学校管理費、備考の４、小学校統合整備事業835万6,000円は干潟地域の統合小学校、ひかた椿小学校の開校準備に係る校舎及び屋内運動場等の改修工事のための実施設計を行ったものです。

少しまた飛びまして、307ページになります。

中段やや下になります。３項中学校費の２目教育振興費、備考の８、部活動地域移行推進事業85万2,493円は、部活動地域移行に係る協議会の設置と、ソフトテニス部でモデル事業を実施したものです。

また飛びまして、339ページをお願いします。

中段になります。４項９目大原幽学記念館費、備考の５、大原幽学遺跡史跡公園整備事業1,721万5,000円は、駐車場整備に係る測量や排水整備の基本設計に係るものです。

343ページをお願いします。

上のほうになります。５項１目保健体育総務費の備考の２、スポーツ振興事業2,326万6,917円は、あさひスポーツフェスティバルや飯岡しおさいマラソン大会、旭市が当番市でありました東部五市大会に対する補助金などに係るものです。

教育費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の34ページから37ページに記載しております。

351ページをお願いします。

11款災害復旧費は、令和６年度の支出はありませんでした。

353ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額33億1,050万2,116円で、前年度比1.6％の増となっております。

その下、13款諸支出金は、支出済額１億2,016万円で、前年度比4.2％の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が1,680万円で、繰越明許費に係る事業は、水道事業会計繰出金です。

357ページをお願いします。

最後に、令和６年度、旭市一般会計実質収支に関する調書について説明いたします。

１の歳入の総額は346億819万8,000円、２の歳出の総額は331億8,209万5,000円で、３の歳入歳出差引額は14億2,610万3,000円となりました。４の翌年度へ繰り越すべき財源は、（２）の繰越明許費繰越額が１億4,940万4,000円で、物価高騰対策家計応援商品券配付事業や道路新設改良事業など、13事業に係るものです。（３）の事故繰越し繰越額、516万8,000円で、道路維持補修事業、冠水対策排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の３事業に係るものです。３の歳入歳出差引額から４の翌年度へ繰り越すべき財源の計１億5,457万2,000円を差し引いた５の実質収支額は、12億7,153万1,000円となりました。

以上で、議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇ください。

（企画政策課長　榎澤　茂　登壇）

○企画政策課長（榎澤　茂）　議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明申し上げます。

決算書の360ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額32億4,600万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は、30億7,411万9,420円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

369ページをお願いいたします。

歳入になります。

１款１項１目貸付金元利収入は、収入済額17億8,501万9,420円で、これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

２款１項１目病院債は、収入済額12億8,910万円で、これは、法人が研修医宿舎の整備、医療機器の購入のほか、施設、設備、情報システム機器の整備に必要な財源として、市が借り入れたものです。

373ページをお願いします。

歳出になります。

１款１項１目貸付金は、支出済額12億8,910万円で、これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

２款公債費は、支出済額17億8,501万9,420円で、１項１目元金は、支出済額15億2,694万9,416円、２目利子は、支出済額２億5,807万４円となりました。これらは借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入された貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

375ページをお願いいたします。

こちらは、実質収支に関する調書を掲載してございます。

続きまして、議案第２号の病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

２ページをお願いいたします。

下の表、２、病院事業債現在高の表の右下をご覧ください。令和６年度末の現在高は、171億4,461万1,295円となりました。

３ページをお願いいたします。

令和６年度に借り入れた起債の対象事業の一覧になります。

４ページ以降は現存する起債の明細書となりますが、６ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、29番から31番までが令和６年度に新たに借り入れた起債になります。

以上で、議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　大網久子　登壇）

○保険年金課長（大網久子）　議案第３号及び議案第４号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和６年度の国民健康保険の世帯数等について申し上げます。

旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の２ページをご覧ください。

１、国保世帯数と被保険者数の推移ですが、令和６年度の平均世帯数は9,772世帯、前年度比368世帯、3.6％の減となり、また平均被保険者数は１万5,990人、前年度比958人、5.7％の減となりました。

下段の２は国保加入率の推移で、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合となります。令和６年度末の国保加入率は、世帯割合が34.9％、人口割合が25.2％となり、いずれにおいても減少傾向が続いています。

続いて、右側の３の表をご覧ください。

滝郷診療所の状況となります。令和６年度の診療日数は177日、患者数は5,044人で、前年度比9.0％の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

タブレットの表示は、引き続き見開き表示にてお願いいたします。

378ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。歳入決算額は78億3,267万1,130円で、前年度比3.9％の減となり、歳出決算額は77億5,724万3,606円で、前年度比2.7％の減となりました。

383ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は7,542万7,524円となり、うち4,000万円を財政調整基金へ積立ていたしまして、残額の3,542万7,524円は、令和７年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

393ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款国民健康保険税の収入済額は16億6,213万41円、前年度比0.8％の減となりました。不納欠損額は1,386万４円で、収入未済額は１億8,490万3,254円となりました。

なお、収納率は、還付未済額を除き89.31％、前年度と比較して0.38ポイント上昇いたしました。

395ページをお願いいたします。

５款県支出金は、保険給付費等の交付金として54億1,650万7,654円、前年度比1.9％の減となりました。

７款繰入金は６億3,318万3,107円、前年度比16.2％の減となりました。減の要因は、下段の２項基金繰入金の財政調整基金繰入金の減によるもので、国保税の税収が当初の見込みより増加したため、基金からの取崩しが減少したことによるものです。

なお、一般会計繰入金は、全て法定に基づく繰入れとなっております。

397ページをお願いいたします。

８款繰越金は、令和５年度からの繰越金で、8,988万9,280円となりました。

９款諸収入は2,374万2,698円で、主なものは国保税の延滞金です。

次に、歳出についてご説明いたします。

401ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は5,256万7,875円、前年度比12.7％の増となりました。増の要因は、法改正に伴うシステム改修費の増によるものです。

403ページをお願いいたします。

２款保険給付費は52億8,084万4,318円、前年度比2.0％の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減となったものです。

407ページをお願いいたします。

３款保険事業費納付金は23億1,107万3,284円、前年度比4.7％の減となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しております。内訳は、１項１目の医療給付費分が15億1,659万8,473円、２目後期高齢者支援金分が５億7,555万1,368円、３目介護分が２億1,892万3,443円です。

４款保健事業費は8,522万4,011円、前年度比1.5％の増となりました。

411ページをお願いいたします。

７款諸支出金は2,683万4,018円、前年度比15.2％の減となりました。減の要因は、１項２目の保険税還付金の減によるものです。

433ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

384ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は7,282万5,480円で、前年度比5.8％の減となり、歳出決算額は6,284万5,841円で、前年度比1.3％の減となりました。

389ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は997万9,639円となり、うち500万円を財政調整基金へ積立ていたしまして、残額の497万9,639円は、令和７年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

419ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款診療収入の収入済額は4,643万6,508円、前年度比16.6％の減となりました。減の要因は、患者数の減によるものです。

421ページをお願いいたします。

４款繰入金は1,940万円、前年度比26.0％の増となりました。増の要因は、財政調整基金繰入金の増によるものです。

５款繰越金は、令和５年度からの繰越金で、664万6,826円となりました。

諸収入は25万8,089円、前年度比3.7％の減となりました。減の要因は、補助金等の減少によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

425ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は4,543万7,702円、前年度比4.8％の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬等の増によるものです。

427ページをお願いいたします。

２款医業費は1,735万6,292円、前年度比14.4％の減となりました。減の要因は、医薬品衛生材料費の減で、患者数の減少に伴い、処方数も減少したことによるものです。

434ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第３号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和６年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の２ページをご覧ください。

上の表、１の令和６年度末の被保険者数は１万839人、前年度比296人、2.8％の増となりました。団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度に加入したため、増加となりました。今後も数年間は増加傾向が続くことが見込まれます。

下の表、２は保険料納付状況となります。こちらにつきましては、後ほど決算書で説明させていただきます。

それでは、決算書によりご説明いたします。

436ページをお願いいたします。

歳入決算額は８億8,335万1,821円で、前年度比8.2％の増となり、歳出決算額は８億5,993万929円で、前年度比7.3％の増となりました。

441ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の2,342万892円は、令和７年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

445ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款保険料の収入済額は６億5,955万4,700円、前年度比15.5％の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。不納欠損額は100万8,600円で、収入未済額は387万700円となりました。

なお、収納率は、還付未済額を除き99.3％、前年度と比較して0.3ポイントの増となりました。

２款繰入金は、２億534万5,874円、前年度比2.8％の増となりました。増の要因は、保険料軽減措置の対象となる低所得者数の増加により、保険基盤安定繰入金が増えたことによるものです。

３款繰越金は、令和５年度からの繰越金で、1,539万6,858円です。

４款諸収入は305万4,389円、前年度比90.3％の減となりました。減の要因は、受託事業収入の減によるもので、令和６年度より健康診査事業を健康づくり課へ移管し、会計も一般会

計へ移行したことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

451ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は1,983万8,289円、前年度比6.7％の減となりました。減の要因は、システム機器のリースが満了し、再リースしたことにより、価格が下がったことによるものです。

２款広域連合納付金は８億3,889万1,940円、前年度比11.9％の増となりました。増の要因は、被保険者数が増加したことにより、保険基盤安定拠出金と保険料納付金が増加したことによるものです。

453ページをお願いいたします。

３款諸支出金120万700円は、保険料の還付金です。

455ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第４号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和６年度末における介護保険の状況についてご説明いたしますので、議案第５号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

説明資料の２ページをお願いいたします。

左上の表、１の高齢者人口等ですが、令和７年３月末の状況を第９期介護保険事業計画及び令和６年３月末と比較したものとなっております。

上から２段目のＢ欄をご覧ください。

65歳以上の第１号被保険者数は２万259人で、前年度末と比べ１人増加し、５段目の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は32.9％、前年度末と比べ0.4％の増加となりました。

要支援・要介護認定者数は3,105人で、前年度末と比べ37人の増、一番下の欄になりますが、第１号被保険者数に占める割合は14.9％で、前年度比0.1％の増となりました。

下の表、２は要支援・要介護度別認定者数となりまして、記載のとおりでございます。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

決算書をお開きください。引き続き、見開き表示でお願いいたします。

決算書458ページをお願いいたします。

歳入決算額は58億99万7,306円で、前年度比2.7％の増、歳出決算額は56億4,867万3,185円で、前年度比4.6％の増となり、463ページをお願いします。歳入歳出差引残額は１億5,232万4,121円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、次の事項別明細書によりご説明いたします。

467ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

１款の保険料の収入済額は13億305万5,439円で、前年度と比較して5.3％の増となりました。収納率は97.8％で、前年度と比較しまして0.1％上昇しております。また、不納欠損額は742万4,767円、収入未済額は2,141万269円となっております。

２款国庫支出金は収入済額11億9,474万6,121円で、前年度比3.6％の増となりました。

469ページをお願いいたします。

中段の３款支払基金交付金は収入済額14億2,321万6,702円で、前年度比6.9％の増となりました。

４款県支出金は収入済額７億9,161万9,307円で、前年度比0.8％の増となりました。

471ページをお願いいたします。

６款繰入金は１項の一般会計からの繰入金でありまして、収入済額８億3,055万4,000円、前年度比2.7％の減となりました。

下段の７款繰越金は収入済額２億4,789万4,741円。

次の８款諸収入は収入済額941万7,451円で、主なものは地域支援事業利用収入などでござ

います。

続きまして、歳出になります。

477ページをお願いします。

１款総務費の支出済額は7,479万1,805円、前年度比4.6％の増となりました。

481ページをお願いします。

２款保険給付費の支出済額は51億9,462万1,241円で、前年度比6.9％の増となりました。増の主な要因は、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、489ページをお願いします。

下段になります。４款基金積立金は支出済額6,154万1,000円、これは前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和６年度末の介護保険給付費準備基金の残高は８億5,338万2,831円となりました。

５款地域支援事業費は支出済額１億8,951万6,549円、前年度比2.6％の増となりました。増の主な要因は包括的支援事業費の増などによるものであります。

少し飛びまして、501ページをお願いします。

下段の６款諸支出金は支出済額１億2,820万2,590円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。

505ページをお願いします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第６号から議案第８号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　向後哲浩　登壇）

○上下水道課長（向後哲浩）　初めに、議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

令和６年度旭市水道事業会計決算書をお開きください。

タブレットの表示は、見開き表示にてお願いいたします。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の給水人口は５万5,695人、給水件数は２万1,597件となりました。普及率は90.5％

で、前年度と比較しますと0.1ポイントの増となりました。

年間給水量は630万9,372立方メートルで、前年度と比較しますと１万5,501立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は571万120立方メートルとなり、前年度と比較しますと5,494立方メートルの減となりました。

有収率は90.5％で、前年度と比較しますと0.3ポイントの減となっております。

続きまして、建設状況でございます。

建設改良工事として、清和甲地区の口径100ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管の切り回し工事のほか、ロ地区、ニ地区、東足洗地区、後草地区等で口径50ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管に、延べ1,267.8メートルの布設替えをいたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

（２）経営指標に関する事項となっております。

経営の健全性を示す経常収支比率は115.46％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

13ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）は行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、１ページと２ページを見開きでご覧ください。

令和６年度の決算報告書でございます。この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款水道事業収益の予算額16億7,594万1,000円に対し、決算額16億5,602万5,970円となり、収入率は98.8％となりました。

内訳としまして、第１項営業収益の主なものは水道料金で、第２項営業外収益は、一般会計補助金などで、第３項特別利益は過年度損益修正益であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款水道事業費用の予算額15億3,924万1,000円に対し、決算額14億1,500万8,310円となり、執行率は91.9％となりました。

内訳としまして、第１項営業費用は受水費、人件費、減価償却費等で、第２項営業外費用

は企業債の利息等、第３項特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、３ページと４ページを見開きでお願いいたします。

（２）資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額３億4,625万1,000円に対し、決算額は２億3,647万5,600円となり、収入率は68.3％となりました。

内訳としまして、第１項は企業債で、旭配水場ポンプ施設更新工事の財源として借り入れております。第２項は出資金で、配水管の耐震化に対する一般会計からの出資金となっております。第３項は補助金で、重要給水管等の耐震化に対する国からの補助金です。第４項は負担金で、配水管切り回し工事や消火栓設置に対する一般会計からの負担金です。第５項は給水申込納付金となり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は予算額８億3,691万3,700円に対し、決算額は４億8,879万2,538円となり、執行率は58.4％となりました。

内訳としましては、第１項建設改良費は旭配水場ポンプ施設更新工事、配水管の耐震管への布設替え工事等で、第２項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金、第３項その他資本的支出は補助金の返還金等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

３ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額２億5,231万6,938円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,784万7,815円、減債積立金2,802万6,255円、建設改良積立金１億8,291万4,068円、繰越工事資金352万8,800円で補填いたしました。

続きまして、５ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが13億673万8,060円、２の営業費用は13億627万2,034円、差し引き営業利益は３列目の46万6,026円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが２億938万1,899円、４の営業外費用として679万2,338円、差し引きは３列目の２億258万9,561円となり、営業利益を加えますと経常利益は２億305万5,587円の黒字となりました。

５の特別利益は、２列目の数字４万7,103円、６の特別損失として４万2,630円、差し引きは３列目の4,473円となり、経常利益を加えますと当年度の純利益は２億306万60円、当年度未処分利益剰余金は４億1,400万383円となりました。

続きまして、７ページ、８ページを見開きで、上段の剰余金計算書をご覧ください。

こちらは、税抜きの金額となっております。

７ページ、表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが42億6,033万6,038円となりました。同じく７ページ、表の中ほどの列になりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は1,298万1,216円となりました。

８ページ、右側から２列目の利益剰余金合計欄の、当年度末残高は16億3,311万5,507円となりました。

８ページ、表の一番右、資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが59億643万2,761円となりました。

７ページ、下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、７ページ表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高４億1,400万383円の処分に係るものですが、当年度純利益２億306万60円に対する部分として、2,886万60円を減債積立金、１億7,420万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的支出に補塡した減債積立金及び建設改良積立金の合計額２億1,094万323円については、資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、９ページ、10ページの貸借対照表をご覧ください。

こちらは、税抜きの金額となっております。

９ページ、資産の部、１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右側の列、二重下線の引いてある89億2,797万9,351円となりました。

次に、負債の部でございますが、10ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右側の列の一番下、二重下線の引いてあります30億2,154万6,590円となりました。

次に、資本の部でございますが下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計59億643万2,761円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてございます89億2,797万9,351円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の18ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

４、会計になります。

（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は他会計補助金等の使途についての記載でございます。

20ページは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

21ページから23ページまで、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

続いて、24ページは固定資産明細書。

続いて、25ページは企業債明細書となっております。

続いて、26ページは注記で会計処理の基準及び手続を表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。令和６年度旭市公共下水道事業会計決算書をお開きください。

初めに、公共下水道事業の概況からご説明申し上げます。

お手数ですが、11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、こちら５行目になりますが、業務状況でございます。年度末の水洗化状況は、接続人口4,846人、接続件数は2,209件、水洗化率は75.2％となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は64万2,288立方メートル、有収率は83.9％で、前年度と比較しますと0.3ポイントの減となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

（２）は経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は117.3％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

お手数ですが、12ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、ページ、前に戻りまして、１ページ、２ページを見開きでお願いいたし

ます。

令和６年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額５億9,067万1,000円に対し、決算額５億8,667万2,675円となり、収入率は99.3％となりました。

内訳としまして、第１項営業収益の主なものは公共下水道使用料で、第２項営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、第３項特別利益は過年度損益修正益であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額５億8,214万9,000円に対し、決算額５億1,107万3,781円となり、執行率は87.8％となりました。

内訳としまして、第１項営業費用は処理場の運転管理などの委託料、修繕費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は、企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、３ページ、４ページを見開きでお願いいたします。

（２）資本的収入及び支出について申し上げます。収入の部の第１款資本的収入は予算額２億7,005万7,000円に対し、決算額は１億9,015万3,275円となり、収入率は70.4％となりました。

内訳としまして、第１項企業債、第２項他会計補助金、第３項他会計負担金、第４項負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は予算額３億7,919万円に対し、決算額は３億６万6,395円となり、執行率は79.1％となりました。

内訳としましては、第１項建設改良費は公共ます設置工事費や機械装置の更新工事等であり、第２項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

３ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億991万3,120円については、減債積立金7,325万6,899円、過年度分損益勘定留保資金3,665万6,221円で補填いたしました。

続きまして、５ページの損益計算書をご覧ください。

こちら、税抜きの金額となっております。

１、営業収益は、２列目の数字になりますが１億1,127万1,340円、２の営業費用は４億4,854万3,832円、差し引き営業損失は３列目の３億3,727万2,492円となりました。３の営業外収益は、２列目になりますが４億6,344万6,397円、４の営業外費用として4,130万8,860円、差し引きは３列目の４億2,213万7,537円となり、営業損失を差し引きますと経常利益は8,486万5,045円の黒字となりました。

５の特別利益は79万3,700円であり、経常利益を加えますと当年度の純利益は8,565万8,745円、当年度未処分利益剰余金は２億4,326万1,635円となりました。

続きまして、７ページ、８ページを見開きでお願いいたします。

上段の剰余金計算書をご覧ください。

こちらは、税抜きの金額となっております。

７ページ、表の左側、資本金の当年度末残高は、一番下になりますが２億3,045万9,491円となりました。

８ページ、表の右側から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、２億4,326万1,635円となりました。表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが４億7,372万1,126円となりました。

７ページ、下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、７ページ、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高２億4,326万1,635円の処分に係るものですが、当年度純利益8,565万8,745円と前年度繰越利益剰余金8,434万5,991円に対する部分として、１億3,600万3,789円を減債積立金、3,400万947円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的支出に補塡した減債積立金7,325万6,899円については、資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、９ページ、10ページの貸借対照表を見開きでご覧ください。

こちらは、税抜きの金額となっております。

９ページ、資産の部の１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてございます77億2,487万3,003円となりました。

次に、負債の部ですが、10ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてございます72億5,115万1,877円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計４億7,372万1,126円となり、

これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてございます77億2,487万3,003円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、13ページ、14ページを見開きでお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

年間の業務量でございます。

次の16ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

17ページをお願いいたします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は他会計負担金等の使途についての記載でございます。

続きまして、18ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

19ページから21ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

22ページは、固定資産明細書、23ページから25ページは、企業債明細書となっております。

26ページにつきましては、注記で会計処理の基準及び手続を表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

令和６年度旭市農業集落排水事業会計決算書をお開きください。

初めに、農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。

お手数ですが、11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。年度末の水洗化状況は接続人口1,317人、接続件数は428件、水洗化率は73.9％となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は12万7,056立方メートル、有収率は100％となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明をさせていただきます。

（２）は、経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は、139.1％となっており、健全経営の水準とされる100％を上回っております。

12ページをお願いいたします。

（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、ページ、前に戻りまして１ページ、２ページを見開きでお願いいたします。

令和６年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額8,959万8,000円に対し、決算額8,889万4,884円となり、収入率は99.2％となりました。

内訳としまして、第１項営業収益の主なものは農業集落排水処理施設使用料であり、第２項営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額8,454万1,000円に対しまして、決算額6,494万273円となり、執行率は76.8％となりました。

内訳としまして、第１項営業費用は管渠費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、３ページ、４ページを見開きでお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額5,048万5,000円に対し、決算額は2,048万5,000円となり、収入率は40.6％となりました。

内訳としまして、第１項企業債、第２項他会計補助金、第３項他会計負担金、第４項負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は予算額7,145万3,000円に対し、決算額は3,003万355円となり、執行率は42.0％となりました。

内訳としましては、第１項建設改良費は処理施設の脱臭設備やマンホールポンプ場の制御盤の更新であり、第２項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

３ページ、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額954万5,355円については、減債積立金100万円、建設改良積立金854万5,355円で補塡いたしました。

続きまして、５ページの損益計算書をご覧ください。

こちらは税抜きの金額となっております。

１、営業収益は、２列目の数字になりますが1,570万9,400円、２の営業費用は6,061万2,493円、差し引き営業損失は３列目の4,490万3,093円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが7,161万4,539円、４の営業外費用として217万8,399円、差し引きは３列目の6,943万6,140円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は2,453万3,047円の黒字となりました。当年度の純利益も同額で、当年度未処分利益剰余金は5,030万4,219円となりました。

続きまして、７ページ、８ページを見開きでお願いいたします。

上段の剰余金計算書をご覧ください。

こちらは、税抜きの金額となっております。

表の左側、資本金の当年度末残高は、一番下になりますが8,084万8,664円となりました。

８ページ、表の右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は5,154万2,087円となりました。

同じく８ページ、表の一番右側の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが１億3,239万751円となりました。

ページ変わって、７ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、８ページ表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高5,030万4,219円の処分に係るものですが、当年度純利益2,453万3,047円と前年度繰越利益剰余金1,622万5,817円に対する部分としまして、2,037万9,431円を減債積立金、2,037万9,433円を建設改良積立金にそれぞれ積立てし、資本的支出に補塡した減債積立金と建設改良積立金の合計額954万5,355円については、資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、９ページ、10ページの貸借対照表を見開きでご覧ください。

こちら、税抜きの金額となっております。

９ページ、資産の部、１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてあります９億4,529万7,992円となりました。

次に、負債の部ですが、10ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一

番下、二重下線の引いてございます８億1,290万7,241円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計１億3,239万751円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右側の列の一番下、二重下線の引いてございます９億4,529万7,992円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、13ページ、14ページを見開きでお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。こちらは年間の業務量でございます。

次の16ページは事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。５、その他は他会計負担金等の使途についての記載でございます。

18ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。内容は記載のとおりでございます。

19ページから21ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

22ページにつきましては、固定資産明細書、23ページは企業債明細書となっております。

24ページは、注記で会計処理の基準及び手続を表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和６年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員　木村哲三　登壇）

○代表監査委員（木村哲三）　代表監査委員の木村です。

令和６年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計並びに水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について、報告いたします。

地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに、例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については、関係書類と符合し正確でありました。

また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

初めに、一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が15億3,268万円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。

なお、歳入につきましては、全庁的に徴収対策に取り組んだ成果が維持されており、本年度の収納率に結果として現れております。引き続き、適切かつ効果的な収納対策により、市民負担の公平性と貴重な自主財源の確保に努め、財政の健全性を堅持することを望むものであります。

次に、地方自治法第241条第５項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査においては、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、水道事業につきましては、経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は、前年度を下回っているものの、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は前年度と比べ上昇し、健全経営の水準とされる100％を超えていることから、財務全般で健全な構造が維持されており、おおむね安定した経営状況であります。

今後の事業運営については、給水件数や普及率を維持しつつ、収益確保のため、実効性のある解決策を講じるとともに、供給を支える水道管の管路経年化問題に対しては、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道耐震化計画に基づいて対策を講じるなど、持続可能性向上を図る

取り組みに努められることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、損益計算書から経営状況を見ると、両事業ともに純利益が生じており、経営分析表では経営状況を示す総収支比率、経常収支比率が望ましいとされる100％を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

ただし、一方で公共下水道事業、農業集落排水事業は、ともに一般会計からの繰入金への依存度が高いことが伺えます。持続可能な事業運営のため、将来の下水道管の管路経年化問題も水道事業と同様に検討し、中長期的な視点に立った経営戦略の推進と、より一層、合理化を進めた運営方針の転換を検討されることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査については、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

まとめとして、今後も適切かつ効率的な徴収対策を講じつつ、ふるさと応援寄附金などの貴重な自主財源の確保に努めるとともに、公共施設の適正な管理・運営や諸施策を推進し、市民が健やかに暮らせる、かつ人口が増加する持続可能な地域社会を目指し、本年度からスタートした第３期旭市総合戦略に掲げる将来都市像である「健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上」の実現に向け、将来ビジョンを具体的な政策に落とし込み、市民が実感できるよう、市全体で取り組まれることを期待して、監査委員の総意といたします。

○議長（飯嶋正利）　代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第９号、議案第22号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について補足

説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ６億9,500万円を追加し、予算の総額を351億8,700万円とするものです。

第２条、債務負担行為の補正と、第３条、地方債の補正につきましては、この後説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、令和８年度から放課後児童クラブの運営を民間委託するため、新たに債務負担行為を設定するものです。令和７年度を民間委託への移行の準備期間とし、委託の期間は令和８年度から令和10年度までの３年間とすることから、債務負担行為の設定期間は令和７年度から令和10年度までの４年間で設定するものです。

委託の全体事業費は８億4,780万円で、表の右側、翌年度以降の債務負担行為を設定する限度額と同額でございます。準備期間の令和７年度には、委託料等の支出の予定がありませんので、今回の補正予算の歳出において放課後児童クラブ運営事業の補正予算計上はありません。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正です。今回の補正は、地方債の変更で３事業ございます。上から順に説明いたします。

まず、農業農村整備事業は今回の補正で増額を予定しております、農業水利施設改修事業における土地改良施設突発事故復旧事業に係る起債を追加するもので、限度額を表の左側、補正前の限度額の欄、当初予算額3,310万円に160万円を追加し、表の左右中ほど、補正後の限度額の欄、3,470万円とするものです。

２事業目、中学校施設改修事業は、今回の補正で増額を予定しております、中学校施設改修事業における屋内運動場空調設備設置の設計業務委託料に係る起債を追加するもので、限度額を当初予算額600万円に1,230万円を追加し、1,830万円とするものです。

３事業目、水道事業一般会計出資金は、今回の補正で増額を予定しております、水道事業会計繰出金における出資金に係る起債を追加するもので、限度額を当初予算額5,770万円に2,090万円を追加し、7,860万円とするものです。

11ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明をさせていただきますので、表の左から３列目、補正額の欄になります。

14款２項２目民生費国庫補助金95万6,000円の増は、表の一番右側説明欄１、子ども・子育て支援交付金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております子育て世代包括支援事業に対する国の交付金となります。

６目教育費国庫補助金1,262万5,000円の増は、説明欄１、学校施設環境改善交付金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております中学校施設改修事業に対する国の交付金となります。

15款２項２目民生費県補助金47万8,000円の増は、説明欄１、子ども・子育て支援交付金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております子育て世代包括支援事業に対する県の交付金となります。

４目農林水産業費県補助金179万円の増は、説明欄１、農業経営多角化支援事業費補助金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております農業活性化推進事業に対する県の補助金となります。

18款２項８目育英基金繰入金258万9,000円の増は、今回の補正で増額を予定しております育英資金給付事業の財源として計上するものです。

12ページをお願いします。

19款１項１目繰越金６億4,176万2,000円の増は、説明欄１、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

21款市債については、先ほど第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、13ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

歳入と同じく表の左から３列目補正額の欄になります。

２款１項６目財産管理費６億4,004万6,000円の増は、表の右側説明欄１、財政調整基金積立金によるもので、令和６年度決算の確定に伴い、地方財政法に基づき剰余金の２分の１を下らない額を財政調整基金に積み立てるものです。

４款１項３目母子保健費192万7,000円の増は、説明欄１、子育て世代包括支援事業によるもので、本事業内で実施している産後ケア事業の利用者が当初の見込みより増えているため、

委託料を補正するものです。

６款１項３目農業振興費268万5,000円の増は、説明欄１、農業活性化推進事業によるもので、６次産業化への取り組みを支援する県補助事業につきまして、市内事業者の株式会社宇畑牧場から機械整備での活用要望があり、県との協議が整ったため補正するものです。

５目農地費185万3,000円の増は、説明欄１、農業水利施設改修事業によるもので、本年４月に発生しました大利根用水東幹線放水路の閉塞の復旧につきまして、県の土地改良施設突発事故復旧事業で実施したことに伴い、県との確認書に基づく市の負担金を補正するものです。

14ページをお願いします。

10款１項２目事務局費258万9,000円の増は、説明欄１、育英資金給付事業によるもので、今年度の認定者が当初の見込みより増したことに伴い補正するものです。

３項１目学校管理費2,500万円の増は、説明欄１、中学校施設改修事業によるもので、屋内運動場の空調設備設置に対する国の交付金の交付決定が出ましたので、中学校全校の屋内運動場への空調設備設置に係る設計費用を補正するものです。

15ページをお願いします。

13款２項１目水道事業公営企業費2,090万円の増は、説明欄１、水道事業会計繰出金によるもので、国の繰り出し基準の改定に伴う繰り出しの算定方法の変更と、水道事業会計における国庫補助金が当初の見込みより減額となったことに伴い、一般会計から繰り出す出資金の額が当初の見込みより多くなることから補正するものです。

歳出の説明は以上です。

続いて、16ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。右から２列目、７年度末現在高見込額の補正額をご覧ください。

一番下、地方債の補正額の合計は3,480万円の増で、内訳につきましては、区分１普通債の（３）衛生債2,090万円、（４）農林水産業債160万円、（８）教育債1,230万円となっております。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和７年度末の現在高見込額は279億4,601万5,000円となります。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

続いて、議案第22号をお願いします。

工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

２ページをお願いします。

契約の名称は、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（電気設備）です。

契約の方法は、総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

落札金額は２億900万円。

仮契約の相手は、千葉県旭市ロの244番地、鈴木電設株式会社、代表取締役時盛克良です。

参考までに入札の経過を申し上げます。

３ページをお願いします。

令和７年７月14日に入札の公告を行い、７月25日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、３者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ３者とも資格要件を満たしておりました。

この３者による入札書の受付を８月６日から14日まで行い、８月18日に開札した結果、予定価格に達しなかったため２回目の入札を行いました。２回目の入札では１者から入札書が提出され同日に開札した結果、再度予定価格に達しませんでした。

総合評価方式一般競争入札では、３回目まで入札を行うこととしていますので、３回目の入札を行い８月19日に開札した結果、予定価格に達し、鈴木電設株式会社と仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は２億1,043万円、調査基準価格は１億9,358万9,000円、落札率は99.32％でした。仮契約締結日は８月25日、工事の期限は令和８年11月30日です。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第20号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　榎澤　茂　登壇）

○企画政策課長（榎澤　茂）　議案第10号、議案第20号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第10号、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決について補足説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、旭中央病院の医療機器整備事業などの起債対象事業費が増額となるもので、第３期中期計画の変更に伴うものです。中期計画の変更内容につきましては、この後、議案第20号において詳細をご説明いたします。

恐れ入ります、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億3,000万円とするものです。

第２条は、地方債の限度額を改めるもので、後ほどご説明いたします。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であります。

４ページをお願いいたします。

こちらは、病院事業の起債の限度額について事業費の増に伴い23億5,000万円を追加し、総額を47億7,000万円とするものです。

７ページ、８ページは、事項別明細書の総括となっております。

恐れ入ります、９ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

２款市債ですが、病院債として市が借り入れを行い、貸付金として同額を病院へ貸し付けるもので、23億5,000万円を追加で計上するものであります。

10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款事業費ですが、先ほどご説明したとおり、歳入で計上しました病院事業債をそのまま法人に貸し付けるもので、貸付金の額に歳入と同額の23億5,000万円を追加するものです。

11ページをお願いいたします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和７年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが202億1,127万7,000円を見込んでおります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について補足説明を申し上げます。

本議案は現在厳しい経営環境に直面している同病院が、引き続き安定した病院経営を維持できるよう資金繰りを平準化し、確実に運営資金を確保するため、計画の予算、収支計画及び資金計画を変更しようとするものです。

第３期中期計画につきましては、市長が定めた第３期中期目標、これを達成するための計画で、期間は令和６年度から令和９年度までの４年間となっております。

同病院は開院以来黒字を維持してきましたが、令和６年度は令和５年度に続き２年連続の赤字決算となり、今後も患者数の減少、物価高騰による材料費やエネルギーコスト、人件費の上昇などが見込まれることから、同病院を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くことが予

想されます。

今回そうした状況を踏まえて、医療機器整備などの設備投資に対し起債を活用することで資金繰りを平準化し、手元資金を増加させ安定した運営資金の確保を図ろうとするものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の８ページをお願いいたします。

左側が現行計画で、右側に変更案を記載しております。表中の赤い下線の引かれている部分が変更箇所となりますが、主な点についてご説明いたします。

８ページの上段の表は、第３期中期計画、令和６年度から令和９年度までの予算の表で、単位は百万円となります。収入のうち、資本収入の長期借入金について現行の54億1,800万円を88億900万円に改めます。これは医療機器整備などの設備投資に対し起債を活用することから、長期借入金を33億9,100万円増額させるものです。

次に、その下、支出のうち営業外費用、これは長期借入金の支払い利息ですが、この営業外費用について現行の「10億600万円」を「10億8,900万円」に改めます。

その下、資本支出の償還金については、現行の「67億2,300万円」を「73億4,700万円」に改めます。これらは長期借入金の増により支払い利息と償還金が増額となるもので、それぞれ営業外費用が8,300万円、償還金が６億2,400万円の増額となります。

なお、これらの支払い利息と償還金については、いずれも交付税措置の対象となります。

以下、２、収支計画、それから次のページの３、資金計画の、それぞれ表中の赤い下線部分の変更内容につきましては、ただいまご説明しました１の予算と同様、長期借入金33億9,100万円、支払い利息8,300万円、償還金６億2,400万円の増についてであります。

９ページをお願いいたします。

３の資金計画の表の一番下、翌事業年度への繰越金をご覧ください。こちらが第３期中期計画の最終年度、令和９年度末の資金残高となります。現行の119億7,500万円から変更後は146億5,900万円となり、26億8,400万円の増額となります。

なお、中期計画変更の認可に当たっては、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例第２条第２号の規定に基づき、事前に評価委員会に意見を求めたところ、変更を認可することが適当であるとの意見をいただいております。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　大網久子　登壇）

○保険年金課長（大網久子）　議案第11号及び議案第12号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第11号、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,400万円とするものです。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、７ページと８ページは、事項別明細書の総括となっております。

９ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

４款国庫支出金ですが、国が措置するシステム改修に対する補助金を、今回の補正財源として200万円を計上するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款１項１目一般管理費、説明欄１、国民健康保険一般事務費のうち、電算業務委託料に200万円を追加するものです。内容につきましては、令和８年度に施行される子ども・子育て支援金制度により、国民健康保険税と併せて子ども・子育て支援金を賦課・徴収するため、導入に向けた電算システムの改修が必要となったことによるものです。

なお、賦課業務につきましては、国保中央会でのシステム改修となり、当市では収納業務の改修となります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億8,700万円とするものです。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、７ページと８ページは、事項別明細書の総括となっております。

９ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

５款国庫支出金ですが、国が措置するシステム改修費に対する補助金を、今回の補正財源として400万円を計上するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款１項１目一般管理費、説明欄１、後期高齢者医療一般事務費のうち、電算業務委託料に400万円を追加するものです。

補正の内容につきましては、国保と同様に令和８年度に施行される子ども・子育て支援金制度により、後期高齢者医療保険料と併せて賦課された子ども・子育て支援金を徴収するため、導入に向けたシステム改修が必要となったことによるものです。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第13号、令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,100万円とするものです。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、７ページと８ページは、事項別明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、９ページ以降でご説明いたします。

それでは、９ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

７款の繰越金ですが、令和６年度決算に基づく繰越額を、今回の補正財源として400万円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

６款１項２目償還金は400万円を追加し400万4,000円とするもので、令和６年度介護給付費交付金等の確定による支払基金交付金の精算分を返還するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第17号から議案第19号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　向後哲浩　登壇）

○上下水道課長（向後哲浩）　初めに、議案第14号、令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第２項出資金ですが、耐震化に係る地方財政措置の拡充と国庫補助金が当初の見込みより減額となったことから、一般会計の繰出金が2,090万円の増額となったものでございます。

その下、第３項補助金ですが、国の内示が予算策定時に対し2,479万7,000円の減額及び新設された千葉県の補助金が468万4,000円の増額、差し引き2,011万3,000円の減額となるものでございます。

他会計出資金の増額分2,090万円から補助金の減額分2,011万3,000円を差し引きまして、資本的収入が78万7,000円の増額となるものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表、ＰＤＦの５ページをお願いいたします。

水道宅内給水管の工事につきましては、本市の指定給水装置工事事業者のみによる施工を認めており、災害などの非常時に業者自身の被災や工事の集中などで、指定給水装置工事事業者の不足が想定されます。

災害などにより、本市指定給水装置工事事業者の確保が困難な場合において、宅内給水管の早期復旧を図るため、他の事業体の指定給水装置工事事業者であっても施工できるように所要の改正を行うものです。

本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表、ＰＤＦの６ページをご覧ください。

デジタル社会の実現に向けた、国の標準下水道条例改正を踏まえ、指定工事店の規程で定める技能を有する者を「専属」から「選任」に緩和するものです。

また、下水道排水設備の工事につきましては、本市の指定工事店のみによる施工を認めており、災害などの非常時に業者自身の被災や工事の集中などで、指定工事店の不足が想定されます。

災害などにより、本市指定工事店の確保が困難な場合において、排水設備の早期復旧を図るため、他の事業体の指定工事店であっても施工できるように所要の改正を行うものです。

本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表、ＰＤＦの７ページをご覧ください。

農業集落排水設備の工事につきましては、本市の指定工事店のみによる施工を認めており、災害などの非常時に業者自身の被災や工事の集中などで、指定工事店の不足が想定されます。

災害などにより、本市指定工事店の確保が困難な場合において、排水設備の早期復旧を図るため、他の事業体の指定工事店であっても施工できるように所要の改正を行うものでございます。

本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　向後　稔　登壇）

○総務課長（向後　稔）　議案第15号及び議案第16号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、人事院規則の一部改正に伴い改正するもので、職員が育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境を整備するための事項を定めるものです。

新旧対照表の２ページをお願いいたします。

第18条の２は、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出たときや、３歳に満たない子を養育する職員に対して、育児に係る両立支援制度の個別周知や意向確認を行うとともに、子や家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する意向を確認するといった措置を取ることを追加するものです。

なお、この条例は令和７年10月１日から施行するものです。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正でありまして、これまで子の養育のために始業時か終業時のいずれかにのみ、２時間を限度として取得することができた部分休業について、始業時か終業時に限らず１日の間で任意の時間で２時間を上限として取得する第１号部分休業か、１年につき10日の範囲内で１日のうち任意の時間帯に取得する第２号部分休業かを選択できるように法律が改正されることに伴い、職員の部分休業の承認手続について所要の改正を行うものです。

新旧対照表の３ページをお願いいたします。

第21条の改正は、これまでの部分休業の承認を第１号部分休業と第２号部分休業に区分し、第21条で第１号部分休業の承認について、第21条の２で第２号部分休業の承認について定めるものです。

第21条の３は、部分休業を申出する１年の期間について、第21条の４は、第２号部分休業の１年間の時間換算を定めるものです。

第21条の５は、部分休業の申出内容の変更をすることができる特別な事情を定めるものです。なお、この条例は令和７年10月１日から施行するものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長　飯島正寛　登壇）

○教育総務課長（飯島正寛）　議案第21号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

２ページをお願いいたします。

取得する財産は、学習用タブレット端末4,350台で、現在使用している学習用タブレット端末が令和３年４月の使用開始から令和７年度末で５年が経過し、ソフトのサポート期間が終了することから令和８年度以降の使用機器について購入し、市内の各小・中学校に設置するものです。

取得金額は税込みで１億6,852万7,700円、取得の相手方は千葉市稲毛区轟町４－８－19、富士電機ＩＴソリューション株式会社、千葉支店、支店長福永志保であります。

３ページをご覧ください。

契約方法につきましては、千葉県公立学校情報機器整備事業費補助金の交付要件として、県の共同調達に参加することとされているため、千葉県が事後審査方式制限付一般競争入札を執行し、その落札業者と市が直接契約を交わします。

県が実施した入札の状況についてですが、応札業者は２者で、令和７年５月９日に開札した結果、当該事業者に決定したことから、本市では５月21日に仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和８年２月13日となります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　齋藤邦博　登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博）　議案第23号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち１名が令和７年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第23号で推薦したい方は、旭市南堀之内にお住まいの宮澤英子氏、昭和34年生まれの方です。宮澤英子氏は長年に渡り社会福祉協議会職員として、高齢者や障害のある方々への生活支援等、地域福祉の増進に努められた方であり、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

また、人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。なお、委員の任期は令和８年１月１日から令和10年12月31日までの３年間となります。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　大網久子　登壇）

○保険年金課長（大網久子）　報告第１号、令和６年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況に

ついて説明いたします。

２ページをご覧ください。

表の下段、令和６年度末の欄をご覧ください。Ｂ欄の基金現在高は５年度末と同額の1,000万円です。貸付等の状況でございますが、Ｃ欄の貸付の欄をご覧ください。年度中の貸付実績はありませんでしたので、Ｆ欄の預金残高は満額の1,000万円となっております。

以上で、報告第１号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の説明は終わりました。

報告第２号、報告第３号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　池田勝紀　登壇）

○財政課長（池田勝紀）　報告第２号及び報告第３号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第２号、令和６年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、申し上げます。

２ページ目をお願いいたします。

まず、算定項目の１、実質赤字比率でありますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、２、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、こちらも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、３、実質公債費比率でございますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含め、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25％を下回る9.8％となっております。昨年度は9.9％でしたので、0.1ポイント改善しております。

次に、４、将来負担比率でありますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合第三セクター等までを含め、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、令和６年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、４指標とも基準

をクリアしております。

以上で、報告第２号の説明を終わります。

続きまして、報告第３号をお願いします。

令和６年度旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

２ページをお願いします。

令和６年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当しておりません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和６年度は全ての公営企業会計において資金不足比率が経営健全化基準をクリアしております。

以上で、報告第２号及び報告第３号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の説明は終わりました。

報告第４号、報告第５号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　榎澤　茂　登壇）

○企画政策課長（榎澤　茂）　報告第４号、報告第５号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第４号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和６事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和６事業年度が終了し、法人から１年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

４ページをお願いいたします。表の真ん中とあと右側にページがふられていますが、右側のページのほうでご説明いたしますので、４ページをお願いいたします。

Ⅰ、年度評価の考え方になります。

２段落目になりますが、評価の際には法人から提出された報告書を基に、同病院、評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

１、評価の基本方針については、①から⑦までの七つになります。

２、年度評価の方法についてですが、年度評価については当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

（１）項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

５ページをお願いいたします。

①中項目評価は、法人による小項目、細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は中項目、大項目、それぞれ年度計画を予定どおりに実施しているかを基準とし、ＳからＤの５段階となっております。

（２）全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は項目別評価同様５段階評価となっております。

次に、６ページのⅡ、全体評価をご覧ください。

１、評価結果になりますが、全体評価結果はＢ（概ね計画どおりに進んでいる）でありました。

２、判断理由については、３段落目をご覧ください。

令和６事業年度の業務実績については、六つの中項目のうち、Ａ評価が１項目でその他５項目は全てＢ評価でありました。このことから、二つの大項目に係る評価がいずれもＢ評価（年度計画をほぼ予定どおりに実施している）となり、令和６事業年度の業務実績は中期目標、中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はＢ評価（概ね計画どおりに進んでいる）としました。

３、評価委員会委員からの意見、指摘事項などについては、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

７ページをお願いいたします。

Ⅲ、項目別評価については、評価対象となる二つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが７ページから８ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、11ページ以降の令和６事業年度業務実績報告書をご覧いただければと思います。

以上で、報告第４号の説明を終わります。

続いて、報告第５号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について説明を申し上げます。

初めに、令和６年度事業報告書になります。先ほどと同様右側のページでご説明いたしま

す。

４ページをお願いいたします。こちらは、病院理事長のメッセージとなります。

５ページから10ページには、病院の現況、概要、基本理念、組織図等の基本的な情報が記載されております。

11ページから29ページにかけて、年度計画に定めた項目について取り組み内容が記載されております。

30ページをお願いいたします。

令和６年度の財務諸表等になります。

33ページをお願いいたします。

貸借対照表、資産の部となります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、表の右の列の一番下、資産合計は478億8,908万2,330円です。

次の34ページは、貸借対照表、負債の部で、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と、未払金などの流動負債を合わせた負債合計は、表の中ほどになりますが右端、316億1,051万7,280円となります。

その下の、純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産合計は162億7,856万5,050円となり、負債純資産合計は一番下の478億8,908万2,330円です。

35ページ、損益計算書となります。

この数字は、消費税を抜いたものとなります。

営業収益合計は420億3,364万7,751円、営業費用合計は433億9,511万167円、一番下の営業損失はマイナス13億6,146万2,416円となりました。

36ページをお願いいたします。

営業外収益合計は４億4,963万7,352円、営業外費用合計は２億6,533万8,360円、経常損失はマイナス11億7,716万3,424円となりました。

一番下から２行目の当期純損失はマイナス11億8,775万507円となりました。

38ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

下から３行目、資金減少額はマイナス20億5,864万9,448円、一番下の資金期末残高は113億9,784万5,191円です。

39ページをお願いいたします。

損失の処理に関する書類になります。

当期未処理損失11億8,775万507円については、前中期目標期間繰越積立金を取り崩し、処理しております。

40ページをお願いいたします。

行政コスト計算書になります。

一番下の行、行政コストは436億7,194万9,270円となりました。

41ページから45ページまでは注記事項、46ページから61ページまでは財務諸表の附属明細書、63ページは消費税を含む決算報告書になります。

64ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、令和７年度計画になります。

65ページから75ページに、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

76ページをお願いいたします。

予算になります。単位は百万円です。

収入計が464億8,000万円、支出計は495億400万円です。

77ページをお願いいたします。

収支計画になります。収益の部計は439億8,500万円、費用の部計が465億3,000万円、表の一番下、総利益はマイナス25億4,500万円です。

78ページをお願いします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ577億8,100万円となっております。

なお、本計画は議案第20号で上程しております第３期中期計画の変更前の計画であり、変更の認可を受けました後、これを反映した年度計画につきましては、改めて次の議会で報告させていただきます。

以上で、報告第５号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の説明は終わりました。

報告第６号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　伊藤弘行　登壇）

○農水産課長（伊藤弘行）　報告第６号、株式会社季楽里あさひの令和６年度の事業経営状況及び令和７年度の事業計画について、地方自治法第243条の３第２項の規定により報告するものでございます。

２ページをお願いいたします。

１、事業報告の（１）概況になります。

道の駅季楽里あさひの令和６年度の経営状況につきましては、集客力の強化を目的に連休時のイベントの開催、他の道の駅や公共施設と連携したスタンプラリーの実施、ＳＮＳを活用した旬の商品のＰＲなどを行いました。

来場者数は過去最高の約130万人となり、施設全体の売上げについても前年度を上回るなど、好調な業績を維持しております。

３ページをお願いいたします。

道の駅全体の売上額は、前年度比108％の税込み10億5,346万5,000円となりました。

２、会社概要の（１）株主の概要につきましては、株式数、株主数ともに設立時から変わっておりません。（２）のイ、取締役会は全６回開催し、安定した経営が継続してできるよう協議を行いました。

４ページをお願いいたします。

（３）と（４）は、年度末現在の役員及び従業員の状況になります。

３、決算報告は、第10期、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの純利益は、2,266万5,027円となりました。

続いて、決算報告書の内容についてご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。表の左側は資産の部になります。表の一番下、現金、預金等の流動資産と備品等の固定資産を合わせた資産の部計は、２億7,872万2,999円になります。

右側の負債の部は、借入金等の固定負債はありませんので、流動負債として買掛金や未払費用、仮受金などで表の中ほど負債の部計は、9,741万6,503円、表の下から２行目、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計は、１億8,130万6,496円となり、その下の負債・純資産の部計は、２億7,872万2,999円となりました。

７ページをお願いいたします。

損益計算書になります。売上高は３億258万6,755円、売上原価は9,497万3,891円となり、その下の売上総利益は２億761万2,864円となりました。

その下の、販売費及び一般管理費は１億7,754万3,626円で、その下の営業利益は3,006万9,238円となりました。

営業外収益を加え営業外費用を差し引いた、表の下から４行目になります経常利益は3,503万8,827円となり、一番下の当期純利益は2,266万5,027円となりました。

９ページをお願いいたします。

利益剰余金の処分になります。道の駅季楽里あさひは開業以来10期連続で黒字を出しており、利益剰余金は１億3,114万6,496円となっております。

10ページをお願いいたします。

第11期の事業計画及び予算になります。令和７年度は来場者に安心して心地よいサービスを提供するため、施設の整備や機械・設備などのメンテナンスの実施、商品管理の徹底を図るなど部門別の取り組みを行ってまいります。

令和７年度は、道の駅季楽里あさひ開業10周年、そして市制20周年を迎える節目の年となることから、記念イベントを実施いたします。

11ページをお願いいたします。

第11期の予算になります。レストラン、テナントを含めた道の駅全体の売上目標額は税抜きで10億450万円とし、前年度比で105％を計画しております。

以上で、報告第６号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長の説明は終わりました。

報告第７号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長　椎名　実　登壇）

○行政改革推進課長（椎名　実）　報告第７号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この、私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第７条第１項の規定に基づき、令和６年度に放棄した私債権等の内容を同条第２項の規定により報告するものでございます。

２ページをご覧ください。

私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を掲載しております。

令和６年度は、保育所等給食費が１件で２万2,500円、学校給食費が１件で12万950円、市営住宅使用料が５件で23万9,500円、土地貸付料が２件で17万1,733円、生活保護返還金が２件で21万6,747円、行政代執行費用弁償金が１件で15万4,000円、機構集積協力金事業補助金返還金が１件で30万円、水道料金が47件で67万7,808円となり、全体としては60件で190万3,238円の債権を放棄いたしました。

以上で、報告第７号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は８日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２１分

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和７年９月８日（月曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　決算審査特別委員会設置

第　３　決算審査特別委員会委員の選任

第　４　決算審査特別委員会議案付託

第　５　常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

追加日程第１　参考人の出席要求に関する件

日程第　１　議案質疑

追加日程第２　議案第２３号直接審議（先議）

日程第　２　決算審査特別委員会設置

日程第　３　決算審査特別委員会委員の選任

日程第　４　決算審査特別委員会議案付託

日程第　５　常任委員会議案付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎

１９番　木内欽市	２０番　松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	都市整備課副課長	江ヶ嵜基道
会計管理者	戸葉正和	消防長	常世田昌也
上下水道課長	向後哲浩	教育総務課長	飯島正寛
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	林甲明
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	金谷健二

説明のため出席した参考人

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長	加瀬博夫	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長	髙埜正人

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　本日は議案質疑を行いますが、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院関連の議案第20号について質疑の通告がございました。

ここでおはかりいたします。議案審査のため、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　参考人の出席要求に関する件

○議長（飯嶋正利）　参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第20号に関しまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の加瀬博夫事務局長、髙埜正人経理課長を参考人として出席を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の加瀬博夫事務局長、髙埜正人経理課長を参考人として出席を求めることに決しました。

◎日程第１　議案質疑

○議長（飯嶋正利）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第23号までの23議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

﨑山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　よろしくお願いいたします。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

（１）（２）のどちらも53ページの歳出総括表の内容ということで通告上は出ていますが、それぞれ説明資料の内容を基に質疑をいたします。

（１）性質別歳出の状況について伺います。一般会計決算説明資料の６ページです。

令和６年度決算において、投資的経費が前年より約３割増加しているということで、主な要因については消防分署の統合や保育所の統合、防災行政無線改修といった大型事業の最終年度によるものと説明がありましたが、これらの事業が令和６年度に一段落したところで、今後また同様に実施される大型事業にはどのようなものがあるのか、見通しをお伺いいたします。

続いて（２）です。財政指標の状況について伺います。一般会計決算説明資料の11ページです。

令和６年度決算において、経常収支比率が94.7％となり、近年上昇傾向にあります。その要因は人件費の上昇という説明もありましたが、ほかにも要因があれば伺いたいのと、これまで経常収支比率目標値は90％以下ということで、行政改革アクションプランでも掲げていたところだと思いますけれども、今年度からの新たな総合戦略の中のアクションプランのほうを見ますと、92.2％と目標値を変更されていたところだと思います。これについて、市としてどのように予測・分析されているのか伺います。

１回目の質疑は以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、お答え申し上げます。

今後実施される大型事業の見通しとのことですが、まず、今年度の予算にも計上しております干潟地域の小学校を統合する小学校統合整備事業、それから日の出保育所ととみうら保育所を統合する保育所統合整備事業がございます。

学校・保育所につきましては、今後の再編の進捗によってまた新たな事業があるかもしれませんが、それからそのほか、次に主要道路につきましては、今年度新規に予算計上しました主要地方道銚子旭線から東総広域農道までを結ぶ大間手線道路改良事業、国道から銚子連絡道路インターチェンジまで延伸する谷丁場遊正線整備事業がございます。

そのほか、今回の議会に提案の補正予算で設計費用を計上しております市内中学校の屋内運動場に空調設備を設置する中学校施設改修事業など、それらがございます。

続きまして、（２）です。経常経費の関係になります。

おっしゃるとおり、計上収支比率が上昇した要因は、33年ぶりに高水準の給与改定となった人事院勧告に基づく人件費の増や、制度拡充が行われた児童手当などによる扶助費の増が大きなものになります。

現在の物価高騰・賃上げの状況などの社会情勢を踏まえますと、人件費の増や社会保障に係る経費の増は当面続くものと想定されますので、今後も経常収支比率は上昇傾向にあると考えております。

総合戦略における目標値92.2%、かなり厳しい状況であるとは思いますが、一応目標ということで、高く設定させていただきました。全国的にも、経常収支はどの自治体も上がっているというところなんですが、そういうのも、いろんな数値を見据えながら、今後も健全財政に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

では、（１）のほうの質疑にいきます。

様々今後も大型事業があるということで、これについて財政運営に与える影響をどのように見通しているのか伺いたいというところと、（２）に移ります、（２）のほうですけれども、経常収支比率はかなり厳しいという状況もお伺いできました。

今回の決算を見ますと、また財政調整基金の取崩しがありましたので、実質単年度収支も再びマイナスになろうかと思います。そうしますと、令和３年から４年連続で実質単年度収支がマイナスということになるんですけれども、これを市としてどのように認識しているのか、今後の見込みなどをお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、最初に財政運営に与える影響というところなんですが、今後の大型事業などで必要となる財源につきましては、国や県の補助金、交付金や交付税措置率の高い地方債など有利な財源を活用することはもちろんのことですが、それに加え、財政調整基金や公共施設等整備基金などを活用していくことになると考えています。

市では、そうした将来の財政需要に備え、財政調整基金など十分な残高を保有しています。財政の健全性を維持しているところでありますが、資材単価や労務単価の上昇に伴う物価の高騰により、公共施設の統廃合などに係る経費をはじめとして、全ての経費が今後さらに増えていくものと想定されるため、財政的には今以上に厳しい状況になることが懸念されているというところです。

公共施設の統廃合や大型事業などについては、今後の物価高騰状況とか市の財政状況を見極めながら、基金などの限られた財源を活用することを踏まえながら検討していく必要があるのかなと、そういうふうに一応思っております。

続きまして、（２）です。

実質単年度収支の関係になります。これもそうなんですけれども、現在の物価上昇が賃金上昇を上回っている状況では、市税が賃金上昇による所得の増加により増収となることが期待できるとしても、資材単価や労務単価の上昇に伴う物価の高騰により全ての行政経費がさらに増えていくものと想定されるため、﨑山議員がおっしゃったとおりですが、今後も財政調整基金の取崩しが必要となってくるのかなと思います。したがいまして、そういう状況の中では実質単年度収支もマイナスとなる可能性は高いと考えております。

ご指摘の３年連続で実質単年度収支がマイナスということなんですが、３、４、５と決算剰余金の半額を、その前までは財政調整基金に積んでいたんですが、３、４、５というところで決算剰余金の半分を下らない額を減債基金のほうに積んでいたので、単年度実質収支を算定する数字に入ってきていなかったので、そこでこの何年間はマイナスになりました。

例えば、決算剰余金の半額を減債基金に３年間もし積まなかったと想定した場合でも、今

のところ、今回単年度実質収支がマイナスになったのは３回目、19年と４年に一度マイナスになっていまして、今回３回目ということになります。

今まで説明したところになると、やっぱり資材の高騰等がありますので、いろいろ事業を精査していかないと財政調整基金の取崩しというのは今後も若干増えてくるのかなと、そういう状況だと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

（１）のほうです。かなり大型事業もあるということで、財政負担に配慮しつつ、教育環境、また市民生活の質を落とさない形で今後も進めていただきたいと思っております。

（２）のほうで再々質疑をさせていただきます。

実質単年度収支、様々、減債基金に積んだ場合の影響だとか積まなかった場合の影響とかも聞かせていただいたんですけれども、それでも今回３回目の赤字ということで、１年でも赤字になったら駄目という認識ではないんですけれども、長期的に見たときに、今後もこれが続くようであれば裁量的な事業が行いにくくなることが懸念されると思うんですけれども、今後の対応策について伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

経常収支比率が高いほど、義務的経費が一般財源を圧迫し、投資余力や選択肢が狭まるため、ＥＢＰＭの徹底と事業の効率化は一層不可欠なものとなります。本市においては、これまでも個々の事務事業についてその目的、実施方法、成果、コストを体系的に点検し、改善や資源配分の見直しにつなげる事務事業評価を行い、事業を執行しております。

今後も経常収支比率が高いまま推移するということが想定されることから、アウトカム指標などによる事業の検証や公共施設の再編を進め、限られた資源を有効に活用し、よりよい市民サービスを提供するように努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

決して余裕がある状況ではないと思いますけれども、ただ、そのような中でも市民にとっ

て必要な事業を、今課長も言っておられましたとおり効果検証をしっかり行った上で、しっかり優先順位をつけて進めていただきたいと考えております。

今回の決算書を見ますと、思いのほかふるさと納税が振るわなかったことですとか、なかなか自主財源の確保については難しい面もあると思うんですけれども、持続可能な財政運営に向けた工夫を引き続きお願いしたいと思います。

第１号議案については以上となります。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　通告をいたしました、僕が林晴道でございます。

予算特別委員会が立ち上がりましたので、ちょっと分からない細かい部分だとか政策的なことを質疑いたします。市長、副市長並びに教育長もお答えいただけたらありがたいなと、そのように思いますので、お願いをいたします。

それでは、議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

初めに、決算書17ページの歳入から、１款市税について伺います。

１項市民税は個人・法人分、２項固定資産税、３項軽自動車税、６項都市計画税と、大変大きな額が不納欠損となっております。そこで、不納欠損となった各件数及び金額の大きなものがあれば、その詳細をお尋ねいたします。

次に、決算書43ページの18款繰入金について伺います。

２項１目財政調整基金、２目公共施設等整備基金、３目災害復興基金、４目地域振興基金、５目ふるさと応援基金、６目森林環境整備基金、最後に７目育英基金の目的及び当年度の繰入れと取崩しの実績を伺います。

次に、決算書47ページの21款１項市債について伺います。

収入済額33億7,940万円と、こちらも大変に大きな額となっておりますけれども、これは本市の財政計画に沿ったものでよいのか、本市の見解を伺います。

次に、決算書232ページの備考欄４、商業活性化推進事業について伺います。

五つの事業に対して合計1,758万円の補助金を交付しておりますが、空き店舗活用事業に関して、目的と事業内容、加えまして市内の空き店舗の状況を10年前、それから５年前、そ

れに当年度の推移を伺いたいと、そのように思います。

次に、決算書の同じく232ページの備考欄７、企業誘致等支援事業について伺います。

本市には企業誘致等推進制度がありますので、それに基づいて当年度の補助金及び交付金、これは60万円となっておりますが、交付をしたということでございます。そこで、直近３か年で新設の利用で新たに本市に来ていただいた企業の数、加えまして対象要件を満たす市内事業所の数を伺います。

次に、決算書340ページの備考欄１、コミュニティ施設管理費について伺います。

当施設では多目的ホールや和室、調理実習室を備えておりますが、様々なクラブだとかサークルが利用していると、そのように思われます。そこで、利用団体数と、みそ作りなど活動内容の詳細、それを施設ごとにお尋ねいたします。

最後に、決算書357ページの令和６年度旭市一般会計実質収支に関する調書について伺います。

歳入総額346億819万円に対し、歳出総額が331億8,209万5,000円、差し引きが14億2,610万3,000円となっており、翌年度に繰り越す財源が１億5,457万2,000円で、実質収支額が12億7,153万1,000円とあります。そこで、翌年度に繰り越す財源の主な繰越事業とその原因を財源ごとにお尋ねいたします。

加えまして、実質収支12億7,153万円は非常に大きな繰越額と考えられますが、担当課はその点、どのような見解であるのか、ご意見を求めます。

以上で１回目を終わります。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、お答えいたします。

まず、決算書17ページ、不納欠損の状況の詳細ということで、お答えいたします。

市税の不納欠損につきましては、地方税法の該当条項別に大きく三つに区分されております。法第18条第１項の５年時効、法第15条の７第４項の執行停止による３年時効、それから法第15条の７第５項の即時消滅によるものがございます。

このうち執行停止による３年時効は、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分によって滞納者の生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、あるいは滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき滞納処分の執行を停止するもので、その執行の停止が３年間継続したときは納税義務が消滅するものであります。

また即時消滅は、滞納処分の執行停止に該当する事案のうち徴収することができないことが明らかであるものについて、３年間を待たずに直ちに納税義務を消滅させるものでございまして、主な事例といたしましては、死亡者で相続人がいない場合、生活困窮者で高齢や障害、疾病などにより今後の納付資力の回復が見込めない場合などがございます。

令和６年度の不納欠損額をこの区分別に申し上げますと、５年時効によるものが655万6,491円で、対前年度比で申しますと114万3,627円の減、執行停止による３年時効によるものが260万1,008円で、対前年49万2,260円の減、即時消滅によるものが1,172万1,637円で、対前年76万9,675円の減となっております。

税目別に１人当たりの不納欠損額が最も大きいものを申し上げますと、個人市民税は最高額が35万9,791円、法人市民税は33万3,800円、固定資産税は、こちらのほうは都市計画税と合算した数字を申し上げます、最大で76万9,100円、軽自動車税は最大で７万9,600円という状況となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは財政のほうからは、（２）番、（３）番、（７）番ということで、お答えします。

まず、繰入金の状況です。

繰入金の主なというところで、かなりあるんですけれども、細かいというよりは主な数字で答えていきたいと思います。繰入金の状況については、基金の繰入金について、主な基金の繰入額と充当事業というところでお答えします。

まず、財政調整基金繰入金は７億5,329万1,000円、一般財源の不足分に対して充当しました。

続いて、公共施設等整備基金繰入金は9,836万円で、保育所統合整備事業と消防庁舎整備事業に充当しました。

続いて、災害復興基金繰入金は9,141万9,000円で、市営住宅改修事業や冠水対策排水整備事業、それから消防広域化・共同化基盤整備事業などに充当しました。

続きまして、地域振興基金繰入金は１億6,226万円で、移住・定住促進事業のほか物価高騰対策家計応援商品券配付事業、観光イベント事業、スポーツ振興事業などに充当しました。

それから続きまして、ふるさと応援基金繰入金につきましては１億9,654万6,648円で、商業活性化推進事業、こども発達センター運営事業、学校いきいきプラン事業、小学校施設改

修事業、交通安全施設維持補修事業などに充当いたしました。

それから、（３）番については財政計画に沿ったものかというご質疑だったと思うんですが、本市では財政計画というのは策定しておりません。総合戦略に載っております、財政推計は載せてあるんですが、計画としては特にないところです。ただ、その辺の市債の借入れにつきましては、いろんな数値を勘案しながら、実質公債費比率だとかそういった数値を勘案しながら今後も市政運営を図っていきたいと、そう思っています。

それから、（７）番の実質収支だと思うんですけれども、繰越事業の内容でよかったでしたっけ。それから、金額に対しての見通しということなんですが、実質収支につきましてはその年度の決算においては出るところで、基本的には歳入につきましては堅めに見ているところ、歳出につきましては補助対象事業はもうちょっと増えるのかなというところで、ちょっと膨らんで見ているところもありますので、例年実質収支は幾らかは出るというところで、実質収支比率は今6.6％で、これは県内平均でそんなに遜色ないところなので、そういったところを勘案しながら資金、実質収支のほうは見ていければと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長、育英資金のことが入っていないような気がします。

（「森林環境整備をもう１回、二つお願いします」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　森林環境整備事業は、減災林というか海岸減災林に充当したりだとか、あとはシステムの維持費だとか、そういったものに減債基金を使っています。

育英資金につきましては、教育委員会で実施しています貸付事業、そちらのほうに充当しているという状況になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、（４）、232ページ、商業活性化推進事業のうち空き店舗活用事業補助金の目的と事業内容、それから空き店舗の推移というようなご質疑でした。

空き店舗活用事業は、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業の振興及び活性化を図り、もって地域経済の発展に資することを目的としております。事業内容は、市内空き店舗において３年以上継続して事業を行うことが見込まれる小売業、飲食業、サービス業などの事業を始める際の店舗改装費や賃借料の経費の一部を補助するものです。

補助内容は、改装費の場合は対象経費の２分の１以内で限度額100万円、賃借料は対象経

費の２分の１以内で限度額月額５万円、通算で24か月となります。

それから、市内の空き店舗の件数の推移ということでした。こちらは、申し訳ありません、具体的な数値、件数としては把握はしておりません。

以上です。よろしくお願いします。

すみません。もう一つあります。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長、続けてお願いします。

○商工観光課長（金杉高春）　続けて、すみません。

（５）、同じく232ページの企業誘致等支援事業の関係で、直近３か年の新設の利用、また新たに本市に来ていただいた企業数、それから対象要件を満たす市内事業数についての回答になります。

直近３年分の新設の活用についてはございません。直近３年は全て増設となります。

対象要件になります。こちらは奨励制度の対象となる業種ですが、製造業、道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業、情報通信業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル、公園・遊園地、産科、小児科、植物工場となります。加えて、５人以上の常用雇用者、社員ですね、が勤務していることが要件となります。

この二つの要件を満たす市内企業は、こちらは最新では令和３年の経済センサス活動から算出した参考の数値となりますが、419企業です。内訳は、製造業で115企業、卸売業・小売業で252企業、その他の業種で52企業となります。これらの企業が設備投資要件の額を上回った場合に、奨励措置の対象となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは私のほうから、育英資金の関係についてご説明をいたします。

この事業につきましては、将来本市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的といたしまして、篤志家の皆様からの寄附金により進めておる事業でございます。本市に住所を有する者、高校・大学及び高等専門学校において知識または技能の習得をする者、またスポーツ・文化活動において顕著な活動をして今後の活躍が期待される者ということで、支給しているものでございます。

高校生につきましては、県立高校の授業料のほうを充てまして月額9,900円、大学・高等専門学校・専修学校につきましては月額１万4,400円ということで、給付期間としまして、

修業年限、学校に行っている間はこの金額を月々お支払いと、まとめてですけれども、お支払いするということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　私のほうから、（６）のコミュニティ施設管理費の関係で回答をさせていただきたいと思います。

団体数、活動内容、みそ作り等のということで、お話がありました。施設ごとに申し上げます。

干潟地域にありますコミュニティ施設ですが、３施設ありまして、萬歳地区にあります多目的研修センターの状況です。定期利用団体というところで、主に一つありまして、活動内容は軽体操だったりいたします。そのほかにも、細かい団体といいますか、利用者はおりまして、その他10団体、合計で11団体ぐらいある、昨年度ですね、あります。

みそ作りは、こちらの多目的研修センターのほうではみそ作りの研修はないです。

コミュニティセンターですね、これが古城地区にある施設となっております。こちらの利用団体数ですが、主な定期利用団体数が３団体ありまして、卓球の活動等となっております。その他を入れますと29団体、小さい団体・個人等も入れますと29団体ということで、活動の団体数があります。

こちら、みそ作りの調理実習室を利用するお客さんですが、通年で約270名の利用があります。

続きまして、中和地区にありますふれあいセンターになります。ふれあいセンターは、定期利用団体としまして２団体ありまして、こちらも軽体操だったりダンス等、そういう活動をされております。そうなると、やっぱり細かいのを入れますと、合計で41団体という話になります。

こちらの調理室等を利用しましたみそ作りの利用者の方ですが、合計で年間379名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　修正等があります。

先ほど、まず育英資金の貸付けと申し上げましたが、これは給付になります。今は貸付けではなくて、給付事業ということになります。

あと、実質収支のところの繰越しの関係が漏れていたと思うんですけれども、実質収支の関係の翌年度へ繰り越すべき財源の話なんですけれども、繰越明許費、繰越額１億4,940万4,000円、事故繰越しが、繰越額が516万7,000円というところなんですが、一応対象事業は繰越明許費16事業、事故繰越し３事業の全部で19事業で、このうち主な事業及び翌年度へ繰り越すべき財源の額は、物価高騰対策家計応援商品券配付事業の5,703万2,000円、それから道路新設改良事業の3,935万3,000円、橋梁長寿命化修繕事業2,379万2,000円。これは、前の補正で一応報告は、それぞれは申し上げているところでございます。

以上です。

（「ちょっと答弁漏れについて」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時３９分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　担当課のほうで答えられない、個別のやつは。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時４２分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

ここで執行部に申し上げます。

質問内容が多岐にわたる場合には、極力順番どおりによろしくお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　繰越しの関係で申し上げます。

報告の１号、２号の中で説明したところ、繰り返しになってしまいまして申し訳ないんですが、６年度一般会計補正で繰越明許を設定した事業というところなんですけれども、２款１項の総務管理費の物価高騰対策家計応援商品券配付事業、これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業になります。事業実施は令和７年度ですが、国の交付金の事業採択が令和７年１月であったことから、令和６年度に予算措置を行い、繰り越しました。

それから、戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、戸籍の振り仮名が制度化されることに伴う通知やシステム改修等に係る費用になります。事業実施は令和７年度でありますが、国の補助金が令和６年度で措置されたことから令和６年度に予算措置を行い、繰り越したものです。

続いて、社会福祉費です。

住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業、これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。国の支援決定から事業が２月だったことで、申請受付から給付までの手続、これが年度内の完了が見込めないというところで繰り越したものです。

それから、農業費のほうの農業水利施設改修事業、これは玉浦川の排水路改修工事後の家屋事後調査について調査期間が不足するということと、あとは新発田川地区の負担金、この辺も電柱移設に係る関係機関との協議に日数を要したため繰り越したということになります。

それから、道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業、これは見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金になります。これも、天候不良や地区要望などに対応して事業主体の千葉県が繰り越したことから繰り越したものになります。

続いて、道路新設改良事業、これは三川地区の道路改良工事において、上水道の工事と同調施工するに当たり工程を変更したこと、それから西足洗地区の排水整備事業において、工事隣接地の家屋事前調査、ここら辺で日程調整に不測の日数を要したため繰り越しました。

次に、冠水対策排水整備事業、これはハ地区の排水路整備工事において、隣接商業施設の車両出入りや歩行者の安全を考慮し施工区間を細分化したことにより工事日数が増加し、年内の完了が見込めないことから繰り越しました。

次の蛇園南地区排水路整備事業、これは排水路整備において隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰り越しました。

それから、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、これも電柱移設に係る関係機関との調整等に不測の日数を要したこと、それから排水路整備工事や道路改良工事などの年度内の完了

が見込めないことから繰り越したということになります。

南堀之内バイパス整備事業、これは道路改良工事において埋蔵文化財の調査や交差点協議に不測の日数を要したため、これも繰り越しました。

橋梁長寿命化修繕事業、これは旧谷丁場橋の修繕工事において、設計違算に伴う契約解除により適切な工期が確保できなくなったとして繰り越しました。

消防費のほうです。

消防広域化・共同化基盤整備事業、これは千葉県防災行政無線整備に係る経費の負担金について、工事に使用する電線ケーブルの新規受注の停止に伴って６年度の工事が完成困難になったということで、県からの負担金請求が７年度になったことから繰り越したものになります。

それから、教育総務費の関係になります。

教育の情報化推進事業は、小・中学校の校内ネットワーク設備改修工事について、国の補助金が令和６年度で前倒し採択されたところで、６年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であるということから繰り越しました。

次の小学校費の小学校施設改修事業、これは中央小学校の空調設備改修工事において、国の補助金が令和６年度に前倒しされたため６年度に予算措置しましたが、年度内にこれも工期を確保することが困難であることから繰り越しました。

次の社会教育費のいいおかユートピアセンター管理費、こちらはユートピアセンターの電気設備の更新について更新予定の発電機に係る資材の調達に不測の日数を要し、これも繰り越しとなりました。

公営企業費の水道事業会計繰出金は、水道事業会計において一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を工事の平準化のために繰り越したことから、繰り越しになりました。

続いて、事故繰越し分というところで、たくさんあってすみません。

（「主なもので結構です」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　事故繰越しなんですが、道路橋梁費の道路維持補修事業、これは三川の東総野菜研究室付近の市道の舗装打ち替え工事につきまして、排水先の選定に不測の日数を要したということで繰り越しました。

それから、冠水対策排水整備事業、これは令和５年度からの繰り越しではあったんですが、後草地区の排水路整備工事について、隣接地権者との調整にやはり不測の日数を要したということで、翌年度へ繰り越しました。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、これもまた令和５年度からの繰越事業なんですが、東部分署付近の道路改良工事におきまして周辺住民との調整に不測の日数を要したということで繰り越しました。

以上になります。答弁漏れ申し訳ありません。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　大変失礼いたしました。

それでは、施設ごとにということで、まず萬歳地区多目的センターです。こちら、定期利用団体は一つありまして、これが主に軽体操、あさピー体操などを実施されているというところになります。

そのほかでは、サークル活動というところで、合気道の練習だったり、あと地区のクリスマス会とかお楽しみ会もやっているようです。あと、和室では俳句などを地域の方と集まってやっているというふうに聞いております。

主なものはそんな形となっております。

続きまして、コミュニティセンターです。こちらは定期利用団体というところで、これも３団体ありまして、３団体とも卓球をやられております。３団体で卓球です。

そのほかには、やはり民謡の練習ということで、そういうものを楽しんだりだとか、地区のお楽しみ会、あと会議なんかも定期的にやられているようです。こちらでも、合気道のサークル等がありまして、そういう練習もされているとなっております。

あと、ふれあいセンター、こちらもやっぱり、定期利用団体としましては２団体ありまして、軽体操とピアダンスということで、定期利用団体は二つとなっております。

そのほかには、こちらでもサークルということで、合気道ですかね、武道の練習をされたりだとか空手の練習をされたりだとか、舞踊の練習をされたりだとかということで、多岐にわたって活用されております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　御答弁をいただきました。それでは、議案第１号の再質疑を行います。

初めに、市税についてですが、納付期限後の滞納者に対しては督促状を送付し、それでも納付されない方にるる催告を行い、それでも納付できない方に財産調査をした後、差し押えということになろうと思います。

そこで、当年度においての財産調査及び差し押えを行った件数、加えまして、財産を差し押さえたことによって納付状況や滞納額にどの程度影響があったのか、お尋ねいたします。

次に、決算書43ページ、１目の財政調整基金繰入金でございますが、これは財源に余裕がある年度に積み立てておく資金でありまして、経済事情の著しい変動による財源不足を補ったり、大規模災害の復旧費用や緊急の建設事業費に充てられたりしています。

それでは、旭市制、市制施行20周年でありますので、合併当初の20年前と10年前、それから当年度の残高の推移をお尋ねいたします。

次に、市債について伺います。

前年度対比で57.4％の増、33億7,940万円と非常に大きな額となっていますが、説明を聞いておりますと、保育所の統合整備や消防庁舎整備、それから減債基金整備の起債が重なったと伺いました。

それでは、それらに対する交付税算入の詳細をお尋ねいたします。

次に、商業活性化推進事業についてですが、空き店舗活用事業の直近３か年の活用件数と補助金受給者の業種を具体的に伺います。

次に、企業誘致等支援事業についてでありますが、直近３か年において利用実績のある適用企業の増設規模や業種、加えて、事業効果を担当課としてどのように分析しているのか、そのことをお尋ねいたします。

次に、コミュニティ施設管理費についてですが、これが３施設ございまして、その施設ごとに管理費を伺いたいと。管理費に対する利用料金などの収入を対比させて、直近３か年の推移にしてお尋ねいたします。

再質疑の最後に、令和６年度旭市一般会計実質収支に関する調書について伺います。

繰り越した財源の事業には、先ほどご丁寧にご回答いただきましたが、様々な原因があるとは思います。しかしながら、本市の規模から見て、事業量がちょっと多過ぎるのではない

かと感じておりますけれども、その点、担当課の見解を求めたいと思います。

加えまして、実質収支や繰越額が大きいということは、市民の要望や必要な事業が後回しになって市民サービスが先送りになってしまっているとの見方もできますので、その点に関しても、あわせて、将来への不安だとか負担というのではなく、今を生きる市民のために、本市の見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、再質疑にお答えいたします。

まず、最初の１回目の質疑で答弁漏れがございましたのでお答えさせていただきます。

私は不納欠損の条項別の金額を申し上げたんですが、件数を答弁漏れしておりましたので、今答弁させていただきたいと思います。

まず、５年時効につきましては452件あります。それから３年時効につきましては36件、即時消滅につきましては228件で、合計で716件ということになります。

それでは改めまして、２回目の質疑に対しましてお答えいたします。

まず、財産調査の件数ですけれども、こちらも合計になりますが4,375件になります。

続きまして、滞納処分で差し押えたものにつきまして処分した結果、どのぐらいの効果があったかというお話かと思います。

こちらにつきましては、国民健康保険税のほうも含めた金額で申し上げたいと思います。差し押え件数のほうが510件で、差し押えの滞納額が１億8,906万2,053円となっております。差し押えを行った主な財産の種類といたしましては、件数の多い順に、給与が195件、それから年金が90件、預貯金が81件、生命保険が47件、国税の還付金が45件となっております。こちらのほうを換価いたしまして、滞納税に充当した件数ですけれども407件になります。充当額のほうは6,985万6,362円というふうになっております。

こうした取り組みによりまして、令和６年度末における市税の収入未済額は２億2,083万2,682円で、前年度末よりも837万6,104円の縮減が図られているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それではまず最初に、財調の残高というところで、合併して20年というところなんですけれども、まだ合併してから19回しか積み立てていないので、直近で令和６年度決算では79億7,675万6,000円、10年前が62億4,891万6,000円、ちなみに19年前にな

りますけれども、一番最初が12億8,372万9,000円というところで、来年になったら20回目という回答ができると思うんですが、まだ19回目ということでございます。

それから、交付税の算入、いろいろ市債のメニューがあるんですけれども、主なものとしては、公共事業債の交付税措置率が約22.2%、それから、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債につきましては交付税算入率が50%、それから学校関係ですね、学校関係施設等整備事業債はちょっと幅があるので、幾らというのは零%から66.6%と幅がちょっとあるところになります。

それから主なものは……。

（「３施設は」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　３施設は……。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時１５分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時１５分

再開　午前１１時１６分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　すみません、たびたび止めてしまって申し訳ないです。

主なメニュー、先ほどのやつなんですけれども、合併特例事業債は70%で、それから公共施設等適正管理推進事業債を使っていまして、これが集約化事業が50%で長寿命化事業が45%。それからもう一つ使っているのが緊急防災・減災事業債、こちらは70%ということに

なります。そちらの事業債を使わせてもらっています。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、（４）の空き店舗活用事業の直近３か年の活用件数と補助金受給者の業種についてお答えいたします。

まず、活用件数です。令和４年度は改装費が11件、賃借料については、新規13件、継続が３件の実績がありました。業種につきましては、小売業が１件、飲食業が６件、サービス業が９件となります。サービス業とは、美容院や整体、ネイルサロンなどです。そういった申請がありました。

続いて、令和５年度は改装費が７件、賃借料については新規が８件、継続が14件の実績がありました。業種につきましては、小売業が２件、飲食業が10件、サービス業が10件となります。

次に、令和６年度は改装費が４件、賃借料については新規が６件、継続が18件の実績がありました。業種につきましては、小売業が３件、飲食業が10件、サービス業が11件となります。

続いて、（５）の企業誘致等奨励制度になります。こちらの直近３か年においての利用実績、それから業種、事業効果というご質疑でした。

（「増設規模」の声あり）

○商工観光課長（金杉高春）　増設規模、はい。

直近３年分の奨励制度活用実績は、全て、おっしゃるとおり、増設の製造業となります。令和６年度の適用企業は７件ありまして、常用雇用数が約40人から大きいもので450人規模、幅広い企業が適用となっております。令和５年度は12企業で、常用雇用数が７人から465人、令和４年度が８企業で、常用雇用数が16人から476人となります。

設備投資額は約5,900万円から10億円となっています。こちらは令和６年度の実績になります。

奨励制度の事業効果です。企業側としては５年間の固定資産税が免除されることで、初期コストの負担軽減が挙げられます。また、固定資産税の免除により節税効果もあると思います。余剰資金の雇用の拡大であったり、追加の設備投資に充てることも可能になると考えております。

また、各企業の建設計画や雇用状況によりますが、工場等の新設や企業の導入による固定資産税や法人市民税の増加、それから、他市町村からの人口の流入等により、市税やそれに

伴う消費活動の増加等が見込まれます。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、コミュニティ施設関係の管理費等の関係で回答させていただきます。

施設ごとの管理費ということでありました。施設ごとの管理費の直近３か年ということだったんですが、細かく３か年分が今手元にないので、昨年度の分に関しましては施設ごとのものがあるんですが、令和５年と令和４年は合計で回答させてもらってよろしいでしょうか。すみません。

それと先ほど、１回目で施設の利用等のお話がありまして、追加で回答させていただければと思うんですが、多目的センター全体の利用者なんですが、1,447名ありました。コミュニティ施設が合計で2,786名、ふれあいセンターが1,698名の、全体としての利用がありました。追加で回答させていただければと思います。

それとあと、施設の管理費になります。Ｒ６年度です。コミュニティセンターが管理費として457万3,980円で、収入のほうが23万3,040円となっております。管理費から収入の割り算をしますと約５％の収入率という話になるでしょうか。

続きまして、ふれあいセンターです。ふれあいセンターが457万2,679円となります。収入のほうですが、17万5,650円で、こちらも割り返しますと3.8％ぐらいの収入率という話になろうかと思います。

続きまして、萬歳多目的センターになります。こちらの管理費が321万363円となります。収入のほうですが、８万9,750円で、こちらも割り返しますと2.8％ぐらいの収入率という話になります。

あとは合計で答えさせていただきたいと思います。令和５年度です。施設全体としましては、1,014万2,517円となっております。全体の収入が47万9,850円となりまして、割り返しますと4.7％の収入率という話になります。

続きまして、令和４年度です。令和４年度の全体の維持管理費ですが、947万5,938円。収入のほうが34万2,350円で、こちらも割り返しますと3.6％の収入率という話になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　（７）の答弁がまだでしたので、回答したいと思います。

実質収支の関係だったと思います。事業量が大き過ぎないかというところの点ですけれども、令和６年度の実質収支は12億7,153万1,000円、前年度と比較しますと6,015万円、5.0％の増ということになっています。実質収支額としましては、一概にその傾向を申し上げるというのはなかなか難しいんですけれども、令和４年度以降の３年間は、令和２年度、令和３年度に比べるとかなり減少しているという状況になります。

また、速報ベースではありますけれども、令和６年度決算の実質収支比率は一応6.8％となっています。これは県内37市の平均が6.2％と若干高いんですが、旭市の実質収支額は県内の市の中でほぼ平均的というところであって、県内他市と比較してもそんなに突出して多いというわけでは、比率からするとそうではないというところになります。

もう一つ、実質収支があんまり余っているので、市民に使っていないのではないかというようなご質疑だったと思うんですけれども、実質収支はそういった観点ではなくて、予算編成するに当たっては、一応各課からの要求に対して事業の必要性、妥当性などを精査しています。その過程で住民からの要望等の状況も考慮しながら予算編成に取り組んでいるという状況になります。

予算編成におきましては、歳入は予算割れとならないよう、堅実な積算、絞り目に見積もっています。歳出は、先ほども言った建設事業などは設計額に基づいて積算し、他の事業も円滑な実施を考慮するため、こちらも堅実な積算によって見積もっているという状況になります。

実質収支は、こうして編成した予算を基に、執行に当たっても真に必要な額での執行となるよう精査を行いながら１年間の財政運営の結果として生じたものであり、やるべき事業や住民からの要望を先送りしてこの額が決まっているというわけではなくて、単純に差し引きでという計算なので、そういったところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　お答えいただきました。僕の質疑に対して随分ご意見があるようで、当議会は反問権ありませんし、訂正されるようなこと、僕はないと思っているんです。執行に申し上げたいが、僕の質疑をしっかりと検証してもらって、それでご回答、後で市長、その辺をお願いしたいと議長に申し伝えたいと思うのでお願いします。

それでは再質疑を行いますが、初めに市税についてですが、地方交付税が減額されている中で、市税は大変貴重な自主財源でございます。担当職員には、市民負担の公平性の観点に

立って債権の回収など何かとご苦労があろうかと思いますけれども、本市の健全運営にご尽力されていることに感謝を申し上げるとともに、今後も職務の遂行をお願いいたしたいと、そのように切に願います。

そこで、先日、代表監査委員より債権について多少触れる部分もありましたが、改めて、当年度の不納欠損に対する本市の見解を伺いたいと、そのように思います。

次に、繰入金についてですが、２項１目から７目までの財調から育英基金ですけれども、本市の適正規模を金額でお尋ねいたします。

次に、市債の状況についてですが、令和６年度の起債発行件数と交付税算入額の算入率を伺います。

それから、起債対象事業費が決定することによって、減ったあるいは事業を翌年に繰り越したということがあるならば、速やかに減額補正で議会に説明するとの考えもあろうかと思いますが、先ほどの財政課長の発言を聞きまして、その辺、課長の見解を求めたいなと、そのように感じました。

次に、商業活性化推進事業についてですが、まず、市内の空き店舗の実態の把握ができていないで、この事業を行うのはなかなか厳しいんじゃないのかなと、そのように感じます。そういう状況でございますけれども、空き店舗活用事業の直近３か年の推移だとか業種は伺いましたので、事業効果は担当課はどのように分析しているのか、お尋ねいたします。先に申し上げた市内の空き店舗の実態なんかをそこに組み入れていただけると分かりやすいなと、そのように感じます。

次に、企業誘致等支援事業についてでありますが、過去の推移や実績を踏まえて、本市の企業誘致等奨励制度は適当であるのか。本気で新設の企業誘致を推進するのであれば、要件の緩和次第であろうと思います。

先ほど、直近３か年の新設での利用ですか、新たに本市に来ていただいた企業の数を伺いました。残念ながら、なかったということであります。やはり、この制度の緩和を、庁内、それから課で検討すべき一つだと思うんですよね。その辺を踏まえて、本市の企業誘致に対する見解、担当課でも構いませんし、上席でも構いませんがお答えいただきたいと、そのように思います。

それから次に、コミュニティ施設管理費についてですが、決算を認定するに当たって、規模を把握したい。団体数だとか、どのような内容をやっているのかなと。何か違う答弁多いです。数だとか、人数だとかは聞いていないんですよね。僕が聞きたいのはちょっと方向性

を変えました。コミュニティ施設管理費については、該当３施設ごとの利用実績として、この場合、各施設にある多目的ホールや和室、それに調理室の利用可能時間に対する利用時間、これで伺いたいと、そのように思いました。

加えて、当年度の決算や個別施設計画を踏まえて、これからの急激な人口減少社会にどのような施設管理を行うのか、併せて本市の見解を求めます。教育長でも結構です。

最後に、令和６年度旭市一般会計実質収支に関する調書についてでありますが、繰越額が大きいということは、市民の要望や必要な事業が後回しになって、市民生活が先送りになってしまっていると、そのような見方を僕はしています。

今後、今定例会終了後に今年度の予算編成が本格的に始まると思うので、できる限り繰越事業にならないよう努めていただくことを願っているんです。

本市では、様々な事業を計画し、健全財政のため財政計画を策定していると思いますが、しかしながら、繰越額が大きい当年度は市債が大きいのに、当年度の市債を見ますと33億円余りで、臨財債が6,170万円としています。

そこで、財政面の総括的な本市の見解を米本市長にお尋ねしたいと思います。市の財政というのは個人の家計とは異なる性質を持ち、別の視点で考える必要がございます。支出は今を生きる市民のためであり、市の支出の多くは市民の収入となっていることから、支出の抑制や個人の貯金に当たる財政調整基金を増やすことが必ずしもよいわけではありません。僕は、財政が厳しいから、あれはしない、これはしないのではなくて、地域が疲弊してしまうことにつながるものですから、地域経済のためにも適切な量の仕事を可能な限り市内の事業者に発注することが大事であろうと思っておりますが、先ほど来の担当課の回答を聞いておりますと、これは市長に聞いてみたいと思いますので、決算議案最後の質疑を市長に申し上げたいと、そのように思いました。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田　仁）　それでは、３回目の質疑にお答えいたします。

最初に、税務課の業務につきまして、大変なお褒めの言葉、またねぎらいの言葉をいただきましてありがとうございます。この場をお借りして感謝を申し上げます。

それでは、質疑につきまして、不納欠損の状況についての見解ということでお答えさせていただきます。

まず、この５年間の不納欠損額の推移ですけれども、こちらのほうは年々減少傾向にござ

います。

それから、参考までに、近隣市の不納欠損の額につきましても、銚子市、匝瑳市、香取市に比べますと、やはり少ないという傾向にございます。こちらのほうは、税務課のほうで法にのっとった適正な滞納処分をやってきた成果であるかなというふうには思っております。

それから、議員おっしゃる見解ということに付随しまして、これからの課題ということでも、申し上げておきたいと思います。

近年、こういった取り組みによりまして、収納率、それから収入未済額は着実に成果を上げてきております。ただ、その反面、現時点ではできることといいましょうか、打てる手法というのはだいたい尽くしているところです。今後、それによりまして、収納率の進捗にやや鈍化が見られてしまうことが懸念としてはあるかなと考えているところです。

また、社会的な要因といたしまして、物価高騰が長期化しております。今後は、これによりまして、生活苦から税金の支払いができないよという方が見受けられることも今後、懸念材料としてあるかと思います。

いずれにしましても、このような状況ではありますけれども、法にのっとった公平適正な賦課徴収を進めるとともに、収納率の維持、向上及び収入未済額の縮減が図られますよう、様々な手法を研究、実施しながら適切な滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは財政課から、まず（２）ということです。基金の繰り入れに当たっての適正額というところなんですけれども、基本的にはこれはございません。予算編成に当たって、国・県のお金だとかいろいろなものがあって、不足する分について、目的基金の中で使えるものがあれば、そこに繰り入れていくという状況になります。

それから、（３）の公債費のほうも増えているというところなんですけれども、基本的にはこの計画があるかというと、その年度、その年度でいろいろな事業があります。それで、やっぱり先ほどの繰り入れと同じなんですけれども、予算編成に当たっては、いろいろな国・県の交付金などをもらいに行くと。その中で足りない分については、一般財源、それから有利な財源、交付税算入率が高いもの、それが当てはまるのであれば、そういったものを積極的に活用していくということになると思います。

それから（７）実質収支の関係なんですけれども、全体的な財政論ということでよろしいですか。まずは私のほうからということで、いろいろな決算の内容だとか、今回の数値を見

ていくと、健全化比率というのは数字的にはいいんですけれども、やはり、もろもろ昨今の人件費の高騰だとか物価の高騰というところでいきますと、経常経費が上がっていくというところ、そういったところも見据えながら、今回策定した総合戦略のほうが着実に進むように、いろんなそういった数値を見据えながら財政運営していければと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、空き店舗活用事業について、空き店舗の全体数は把握できていない。また、その上で担当課はどのように事業効果を分析しているのかというご質疑でした。

申請件数なんですけれども、コロナ禍収束後、事業の周知も広がりまして、改装で言いますと、令和３年度は２件だったものが、令和４年度には11件と大幅に増加していることから、市内の空き店舗解消へ一定以上の効果はあったと考えております。

また、新規に創業を予定している事業者は、開業に伴うコストが抑えられることで事業へのチャレンジが容易となり、また、商工会に加盟することでサポートを受けられるため、経営の支援の幅が拡大するというメリットがございます。

続いて、同じく232ページの企業誘致等支援事業の過去の推移や実績を踏まえ、本市の奨励制度は適当であるのか。また、本気で新設の企業誘致を推進するのであれば、対象要件の緩和次第、それから本市の企業誘致に対する見解というご質疑でした。

今後計画が進む銚子連絡道路の延伸であったり、成田国際空港の機能強化が進む中、東総地域へのさらなる企業進出が見込まれております。その中で、企業誘致等支援事業の対象要件の緩和については、旭市を選んでいただけるよう、国・県の動向を注視しつつ、近隣の支援状況や市内の現状などを考慮して、奨励制度の要件の緩和を含めた政策について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、（６）のコミュニティ施設関係の回答をさせていただきたいと思います。

施設ごと、あと各部屋ごとという話で利用率等ということだと思います。回答の前なんですが、各施設とも開館日数が288日ありまして、利用の回数というところで稼働率ということで算出させていただければと思います。

（「聞いているのは時間なんですけど」の声あり）

○生涯学習課長（江波戸政和）　利用の時間というのは今手元に用意できていなくて、一度、回数で回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、多目的センターです。多目的ホールが55回の利用がありますので、19％という話になります。続きまして、和室は57回の利用がありますので20％。調理室はあるんですが、利用はないです。

続きまして、コミュニティセンターです。コミュニティセンターが多目的ホールが225回の利用がありますので、稼働率、利用率といいましょうか、78％、和室が40回の利用がありますので14％、調理室が79回の利用がありますので27％。

続きまして、ふれあいセンターです。多目的ホールが90回の利用がありますので31％、和室が39回の利用がありますので14％、調理室が129回の利用がありますので45％ということになります。

続きまして、コミュニティ施設の今後のというお話だったと思います。干潟地域にあります、こちらの三つのコミュニティ施設は、建築後30年から40年を経過している施設になっております。施設としましては耐震性等は確保されておりますが、修繕費等の維持管理費が増えつつあります。

個別施設計画では、民間事業者への貸付けや売却の方針ということになっております。しかしながら、みそ作り等ですとかサークル等でご利用しているお客様が結構いらっしゃいますので、その方々の声も聞きながら、今後の在り方については慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　米本市長。

○市長（米本弥一郎）　議員おっしゃるとおり、市といたしましては、市民サービスの向上あるいは市民福祉の向上といったものを目指しまして、総合戦略に掲げた事務事業を行っているところでございます。

予算編成時には、財政が厳しいからこの事業はやらないとか先送りにしようというようなことはございません。その事業の必要性ですとか妥当性、あるいはそういったことを総合的に勘案し、判断して予算編成をしているところでございます。

また、基金を上積みするために、決して予算編成ですとか事務事業をやらないということはございませんで、結果として残りましたものは基金に積み上げていくと、そういったこと

で事業をしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は、自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　令和６年度の一般会計の決算について、ご質疑申し上げます。

私は、いろんな大きい問題はあるんですけれども、八つの実態の事業について、その内容について詳しくお聞きした上で、旭市が今行っている事業の実態について少し解明したいなと思っております。

まず、会計報告の中の９番目、決算書の92ページでありますデマンド交通運行事業であります。

この事業は、ちょうど令和４年から、私がこの議会に参加したときに、初めて旧地元の江ケ崎の住民からこの困っている問題を提案されて、今ではある程度の改善がされているわけですけれども、その実態と利用状況について聞きたいと思っております。

報告によりますと、交通空白地の解消のために令和２年４月１日から始まったと。予約した方々は相乗りで目的地に行き、それによって、自分で車を運転できない方、またはその他の方々が大変利便を被っているということでしたけれども、その中には、行ける区域が半分ずつに分かれていたわけです。これを越えると、特定の病院はいいんだけれども、それでも区域を越えてはいけないという問題を解消してくれたわけです。

ですから、始まった令和２年から令和６年までどういう形でこの利用の拡大が進んできたか。現在、年間2,600万円の大変お金のかかる事業でありますけれども、市民に大変便利に思われているので、このことについてのご報告をお願いしたいと思っております。

もう一つ同じようなことがありまして、これはナンバー25の、決算書の144ページにあります外出支援サービス事業であります。この事業は、実は外郭団体が行ってきた事業を廃止するという話を聞いて、それでは大変困るんではないかというお話を私は市にしたことがあります。それによって、次年度から市独自にこの事業をやりたいということで、外出支援サービス事業ということで高齢者福祉課が担当することになりました。今では年間261万9,000円で、実はこれは外出に困っている方々がサービス券を頂いて、１枚1,000円だったのが今は500円ですけれども、それで最初は年間96枚だったけれども、お金があれば最大で192枚ま

で交付できる。大変これがまた利用が多いわけです。年間の利用数と便利性についてご報告いただきながら、事業の拡大にさらにどうしたらいいかというご検討をいただきたいと思っております。

３番目は、決算書224ページにある農水産課と商工観光課が関係する有害鳥獣駆除事業であります。

これは私が気がつかなかったんですけれども、決算の審査をいろんなことで迎えているときに、突然、この事業がうまくいっているのか、どうなっているのかぜひ知りたいということでしたので、決算が近づいているので、ぜひこの事業は私も関心を持っているので調べたいということで、いろんなことを担当課に調べていただきました。

農林水産業費のほうでは年間約390万円、それから商工観光課のほうでは年間54万6,000円程度で行っているんですけれども、この事業がどのように行っているか、民間の団体に委託しておりますけれども、この中でどのような形でこの費用が使われて、そしてどのような結果を得たかという事業報告が具体的にどのように行われているかということをお聞きしたいと思います。

よくこういう事業につきましては、やっているかやっていないか分からないけれども、予算に計上された委託料については、そのままこういうことで使いましたということで、中身がなくても報告されるということもあり得るわけで、これはどういう形で検証しているか、お聞かせいただきたいと思います。

これから次のことは、都市整備課に関係する来年度以降の都市計画区域にするかの問題の調査も含めた旭市のいろいろな整備事業について何点かお聞きしたいと思います。

４番目は、決算書の250ページにあります飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業であります。

この事業は、来年ぐらいには完全に通れるようになるだろうということがありますけれども、新しい消防庁舎をつくるときに、この問題については、これではしょうがないだろうということを私は申し上げたわけです。これが実際に今年から消防署が動いているわけですけれども、いつ道路の拡幅が終了するのか。また、銚子旭線の国鉄のところのトンネルができましたけれども、あれがどういう形で利用できるのか。この点について、いつ頃利用できるか。この整備が進まないと、せっかく東の地域に消防署を移しても効果が少ないわけですから、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、決算書の252ページの南堀之内バイパス整備事業です。これは、私が議員になった令和４年からずっと見ておりますけれども、ほとんど動かないわけです。

ところが、話によりますと、今年の10月には東総有料道路からの道が開通するだろうという話があります。どうしてこのように遅れたのかということも含めて、今どのような状態になっているかお聞かせいただきたいと思います。

６番目が冠水対策排水整備事業であります。

この問題については市内あちこちの問題が含まれておりますけれども、これが道路冠水その他の問題について、こんなに多くのところでいろんな問題がある。さらには飯岡駅南側の地域の問題も何回か質問いたしましたけれども、こういう冠水排水対策というのは大変今重要になっております。例えば線状降水帯がこの地域の上を通れば、ご存じのように、先日にあった台風と同じような形のもので風も起こり、大量の雨も降るということになるわけです。

私の記憶では、旭市において昭和46年だと思いますけれども、洪水がありました。あのときに、私も前にこの席で申し上げたこともありますけれども、銚子気象台の１時間の最高雨量は46ミリ程度でした。ところが、今は１時間100ミリ、それを超える雨が降るわけですから、それらについて、もっともっと排水対策、冠水対策については取り組まなければいけないのではないかと思いますけれども、これらについての市のお考えを、この事業を含めてお伺いしたいと思います。

次に、７番目が決算書256ページ、都市計画総務事務費、これは本年度で終わると思うんですけれども、１市３町の３町部分について、都市計画区域に入れるための資料をつくっているわけです。ですから、この事業については調べることが始まっているんですけれども、いつこの計画を拡大するということについて説明会もありましたけれども、出席者が少なくて、本当にそういう意思があるのかどうかということを、どのような形で市民に知らせていくか、同意を得ているか、最終的な同意がどういう形で出るかも含めてお答えいただきたいと思います。

次に、決算書の266ページの空き家等対策推進事業です。

この問題については計画策定を今行っているようでありますけれども、この空き家対策というのは全国的に今問題になっております。これは、これから大きなお金がかかる事業だと思いますけれども、今後の計画について現在どのように市は考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑の途中ですが、１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　議案第１号の92ページ、デマンド交通運行事業について、令和２年度からの利用状況ということのご質疑でございます。

乗車人数について、各年度の実績を申し上げます。

令和２年度が4,091人、令和３年度が5,373人、令和４年度が6,648人、令和５年度が6,893人、令和６年度が9,366人となっております。

以上です。

○企画政策課長（榎澤　茂）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　（２）、144ページ、外出支援サービス事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、一般の交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者や下肢不自由な方などを対象とした医療機関への受診や入退院等の際の送迎を支援する制度であります。

令和５年度からは、利用者の安全性と利便性向上を図るため、利用券を使用した車椅子対応のタクシー料金を助成する制度に切り替え、事業を実施しております。令和６年度からは、利用者のさらなる利便性向上を図るため、利用状況や利用者の意見等を参考に検討し、制度の一部見直しを行って実施しております。

見直しの内容ですけれども、まず一つ目として、片道１回当たりの助成上限、片道2,000円から上限をなしといたしました。これにより、交付された枚数の範囲内でタクシー料金に応じて使用する利用券の枚数を自由に選択することが可能となっております。

二つ目として、利用券の使用上限、今まで週１回を上限なしといたしました。これにより、緊急的にタクシーを利用する場合も、利用回数を気にすることなく利用券を使用することができます。

三つ目として、利用券を1,000円券から500円券に変更いたしました。これにより、タクシー料金に応じて使用する利用券の枚数をより細かく選択することが可能となっております。

これらの見直しによりまして、利用における制限が緩和され、利用者の選択肢が増えたことで利便性が向上し、令和５年度の利用実人数48人、利用延べ回数717回に対しまして、令和６年度は利用実人数75人、利用延べ回数930回、利用実人数でプラス27人増、利用延べ回数でプラス213回の増となっております。事業費については、対前年度比121万6,580円、86.7％の増となっております。

本事業につきましては、このように２回の見直しを経て、利用していただきやすい制度となっておりますが、引き続き利用状況や利用者の意見等を伺いながら、より利用しやすい制度となるよう研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　224ページ、有害鳥獣駆除事業の事業内容と、どのように検証しているか、それから実績についてご答弁申し上げます。

本市における有害鳥獣駆除事業につきましては、市内全域を対象として、カラスなどの害鳥駆除や巡視業務、イノシシやアライグマ、ハクビシンにつきましては、箱わなやくくりわなを設置し、捕獲から止めさし処分までを猟友会へ委託しているところでございます。

令和６年度の実績といたしましては、カラスなどの害鳥を471羽、アライグマとハクビシンにつきましては、環境課分を含めた数になりますが、アライグマが64頭、ハクビシンが29頭、イノシシについては、県の捕獲分を含めて12頭となっております。さらに、農作物被害防止のための鳥獣被害防護柵設置事業として６件の補助を行ったところでございます。

本市における有害鳥獣の生息状況や被害状況につきましては、令和５年度から毎年地域を絞って現地調査を実施しております。その結果、農地等でカラス等の群れの出没が確認されているほか、イノシシにつきましては、調査した地域のほぼ全域で出没や被害が発生しており、特に耕作放棄地が多数存在する谷津周辺の水田で痕跡が確認されており、谷津を中心に定着、繁殖が進行しているものと判断しております。今後繁殖に伴う被害の増加が強く懸念されております。

また、ハクビシンにつきましては家屋の侵入被害が多く確認されているほか、アライグマにつきましても高密度に痕跡が見られ、定着や繁殖が進行している状況にございます。

市といたしましては、こうした実態を踏まえ、被害の拡大を防ぐため、引き続き猟友会や関係機関と連携し、効果的な駆除と被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、決算書の234ページ、工業振興支援事業のうち、委託料の鳥獣駆除委託料です。こちらの54万5,875円です。

こちらにつきましては、鎌数工業団地内のカラスなどの有害鳥獣駆除として、銚海猟友会に委託をしております。実績の報告も受けておりまして、こちらカラスが82羽、ドバトが２羽の駆除の実績を受けております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、（４）番、（５）番、（６）番について回答いたします。

初めに、（４）の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の関係でございます。

本事業は、旧飯岡町と旧海上町を南北に結ぶ連絡道路で地域の幹線道路である国道126号と、主要地方道銚子旭線を結ぶ延長2.54キロメートルの路線を整備するものであり、バイパス効果による渋滞緩和や産業振興及び地域間交流の広がりによる地域活性化が期待されます。

平成22年度に事業を開始し、令和５年度末にはＪＲ東日本へ委託した鉄道横断工事が完成しました。

現在は、消防署東部分署の付近の工事に着手しており、この区間が完成すると、国道126号から主要地方道旭銚子線までつながることとなり、令和７年度末の完成を目指しております。

続きまして、（５）番、南堀之内バイパス整備事業の内容です。

本事業は、主要地方道大栄・栗源・干潟線から主要地方道多古・笹本線までの1.08キロメートルを整備するものであり、東総広域農道を経由し、国道126号までを結ぶ重要な路線です。

平成22年度に事業を開始し、令和６年度には国営大利根用水の横断部の工事が完成しました。事業が遅れている原因ということでありますが、やはり用地交渉が難航しておりまして、確保できたのは、令和元年になって用地を全て確保できたということです。

現在は、起点と終点の県道との交差点などの工事を進めており、令和７年度末の供用開始を目指しております。

続きまして、（６）冠水対策排水整備事業についてです。

本事業は、道路冠水が多発する地域において排水整備を実施し、集中豪雨や台風等による

浸水の解消や緩和を図るものです。

現在、イ、ハ及び後草の３地区において地域排水工事を進めております。このうち、イ地区については、本年度の完成を目指しておりますので、事業の進捗を見ながら、その他の地区の冠水対策事業にも着手していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課からは、（７）都市計画総務事務費のうち、都市計画の見直しについてご回答いたします。

ご質疑で、いつ都市計画の拡大になるのか、あと市民への知らせる方法、そういったご質疑がございましたので、順番にお答えいたします。

まず、都市計画の見直しですが、令和４年度から行っている都市計画見直し支援業務、こちらで４年間でやっております。令和６年度につきましては、建築基準法に基づく指定道路調査、こちら1,922路線と、距離にいたしまして約372キロメートルの調査を行っております。

現在、令和７年度といたしましては、現地調査を行った指定道路につきまして、データ整理を行いながら、随時、県に道路判定をお願いしているところでございます。なお、現在の進捗としては、指定道路調査のうち、私道に当たる部分、こちらのほうを所有者の方と連絡を取りながら、現地の調査に入っているところでございます。

拡大の時期なんですが、支援業務については順調に推移しておりまして、令和７年度末で見直しの業務のほうは終了できる見込みでございます。ただ、最終的に決定が千葉県、県の都市計画審議会になることもございます。県のほうで、今同時に県の都市計画区域マスタープラン、県が策定しておりまして、そちらの進捗状況にちょっと引っ張られる状態ではございます。ですから、本年度末の決定を目指しておりますが、多少流動的な部分はございます。前倒しになることはございませんが、若干遅れる可能性もあるというところでございます。

それと、市民への周知なんですが、こちらは、やはり広報での周知が主なものとなると思います。広報で特集を組んでやることと、あと庁舎、各施設などで常設にお知らせしていく、そういったことを考えております。

続きまして、（８）の空き家等対策推進事業のうち、空き家対策の今後の計画と市の考え方ということでございました。

まず、今後の計画についてなんですが、本事業は、空き家等対策の推進に関する特別措置法、そちらに基づきまして、地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家等の発生抑制と解消

や活用につながる施策を実施する事業となっております。

全国的に問題になっている空き家については、旭市におきまして、令和５年度に実態調査を実施いたしました。その中で、空き家候補件数が1,127件となってございます。こちらは５年前、平成30年にも調査を行っておりまして、それと総数ではほとんど変化ございませんが、今回大きく変わったのが、空き家の中で周囲に危険を及ぼす可能性が高い建物、こちらが293件と、５年前に比べて３倍となっております。

現在、旭市におきましては、毎月、宅地建物取引業協会北総支部の協力を得まして、相談会を実施しております。また、随時の相談、こちら電話なり、来庁相談があるんですが、こちらについても現場を確認して、補助金や空き家バンク、そういったものを紹介しながら、空き家の解消に努めているところでございます。

適正な管理がされていない空き家等につきましては、今後も所有者個人の財産であることを認識してもらいながら、空き家バンクや助成制度、そういったものを活用し、解決につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。大変旭市の中でも私いろいろずっと関心を持っていた事業が着々と進んでいるなということを考えているわけですけれども、最初からちょっといろいろと議論してみたいと思うんですけれども、まず92ページ、１番目のデマンド交通の問題ですけれども、これは、さらに医者とか、そういう以外にエリアを超える部分については、１台増車してくれたそうですけれども、これを何とかもっとタクシー会社の関係があってということになるんですけれども、切らないで、そういう形でもっての運用というのはできないんですか。

大変に皆さん利用されている方気にしていて、まだあそこは行けないんだ、ここは行けるんだということなんですけれども、そういう形でもってやれないのか。前に質問したときは、やっぱりタクシー会社の営業権の関係があって、なかなかそういうふうにはできないんだというんですけれども、135平方キロメートルのそんなに大きい町ではないですから、そこら辺のところはお互いの競合してもうまくいくのではないかと思うんですけれども、そこら辺のところは、これからの改善点だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　続けて。

○２０番（松木源太郎）　では、全部やってしまいますね。分かりました。

次に、144ページの外出支援サービスです。

これについては、大変利用者の方が、実はこれ社協がやっていたんですよね。社協がやっていたのがこういう形でもって社協がもうやれないということでもって市が受け継いで、始めてそのときに私、調べに行ったことがありまして、大変いろんな面でもって年度ごとに改善してくるんですけれども、やっぱりちょっと利用者が少ないと思うんですけれども、これについては、こういう下肢の不自由な方とか高齢者の方々、こういう方々にもっと知っていただいて、利用できるようにする必要があると思うんです。これだけの方が使っても、全体の決算額は261万9,000円ですからね。これはいろんな問題があると思うんですけれども、もっともっと使うようにするための手はずを整えていただきたいと思うんですけれども、担当課にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、224ページの有害鳥獣駆除ですけれども、大変中身は分かりました。

それで、一つ両課にお聞きしたいんですけれども、実際に関係する団体、猟友会と、それからもう一つ、先ほど銚海ね、別の団体だというのが分かってありがたかったです。それをどういう形でもってやったことの報告をいただいているのか。それから、費用については、この金額でもって本当にいいのか、多いのか少ないのか。そういうことを毎年調査した上でやっていただきたいと思うんです。

大変両方の団体ともいろいろとお手数かけているようですけれども、最近では本当に、私も一回見たことありますけれども、イノシシがいるんですよね。こういうことびっくりしています。ですから、そういう面でもっと力を入れてやるためにどうしたらいいか。やっぱりやる方がいなければ、例えば鉄砲を打つのをやめた人でも、わなの資格を持っていればその方がご協力するとかね。もっと広い範囲でもってご協力いただいて、いい成果が上がるようにはどうしたらいいか、ご検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、三川蛇園線ですけれども、大体本年度で見通しと言うんですが、これがさらに、この道路の126から南側を通ってみたら、あれは行き止まりなんですね。ところが、県道、いわゆる浜のところの県道のところから、今度は地震対策の道路ができましたね。あれはつながっていないんですか。あそこは全く違う位置なんですか。つまり、道路が上のほう、北のほうの部分については大体見通しが出てきましたけれども、もう一つ下のほうとのつながりをこれから考えることできませんか。よろしくお願いいたします。

それから、南堀之内バイパスについては分かりました。年度末までに完全に開通するということは、東総道路から来たまま126に行けるということですね。これについては大変あり

がたいと思って、これは質疑いたしません。

冠水対策の問題については、三つの地域を今挙げられましたけれども、その中でもやっぱり、イとハと後草、広原となっていますけれども、イとハについては、イは私のうちの前の中央病院から来た、排水路が仁玉川に行く途中、ＪＲのところを越えて、そこが終われば大体いいだろうということは聞いております。

そういうような形でもって改善していたんですけれども、ハについては、実際にはもうそろそろ終わるんです。それから、やっぱり問題は後草だと思うんですね。課長にもご報告しましたけれども、先日、県土木に行きまして、どうなんだろうということを担当課長に聞きました。そうしたらば、県のほうでも、この地域については大変関心を持っていて、できるだけ県道の下の土管を入れたり、次のところにつなぐために入れたり、こういうことをやっていますけれども、全体的に、つまり126の国道、二つの県道、これを含めたところの調査を民間に今委託していると言っていました。ですから、ここのところはもっと市も協力してやっていただきたい。

なぜ私、県土木まで行ったかというと、この問題は少し、最終的にどうするかという問題がありましたので、建設課に行ってお話を聞いたらば、県の道路を関係することが大変多いので、全体に水の流れについての地図は皆さん方持っていたけれども、ここがどうなっているのかということについては、はっきり分からない。

ところが、県土木では、これだけ広い地域を受け持っていながら、この問題大変詳しく知っておりました。私は詳しく説明を受けて、地元の人たちに報告しました。ですから、土管の流れを、例えば県道のイから後草に行く道路、この道路のところで、一定のところから、南から北に流れるように土管を入れているんです。私は地元の方から聞いたのでは、東から来た水を流しているんだって言っていましたが、違うんですね。西から来た水を流して、大きい土管のほうに入れているとか。それから、126のバイパスの下がやっぱり詰まっていそうなので、これについては今調査して、ここのところを抜くようにしている。しかし、そのまま海岸のほうに水を流すと、これは農業用水路だから別のルートを今使おうとしているとか、そういうことを詳しく旭市のことをこんなに詳しく知っているかというぐらい知っているんですよね。

ですから、そういう面でもって、ぜひ建設課においても、県土木と力を合わせて、この地域の最終的な解決をお願いしたいと思います。

ですから、そういう面で、国だから、県だから、市だからではなくて、もっともっと市の

ほうで県に意見を言ったり、向こうから情報を得たりしてやっていく、こういうような形の行政をやっていただきたいと思いますけれども、担当課のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、都市計画についての問題ですけれども、この問題については見通しが大体分かりました。そこで、住民にもっと知ってもらう。住民がどういうふうに考えるかということは、それはあります。一番の問題は、私はなぜここを取り上げたかというと、都市計画区域になったらば、いろんな道路の問題等が、うちを建てる問題とかが制限がある、それは分かっていると。

しかし、都市計画税、これを取られるのではないか、これが一番なんですね。そこのところを庁内でもって住民がどう考えているかということをもっと深く知った上で、住民が納得してくれればやるけれども、そうではなければやらないという問題も出てくる。

昔、八日市場市という名前のところが今匝瑳市になりました。あそこが同じ市の中でもって、八日市場市の中心のところは都市計画税を取られていたけれども、周りの旧農村地帯は取られてなかった。同じ市の中に、都市計画税を取られるところと取られないところがあった。これが大きな議論になって、結局、都市計画をやめてしまったんですね。旧八日市場市は。私は同じ政党の議員と大激論を闘わしました。

というのは、やはり都市計画税を取っていないと、その地域は公共下水道も造れない。それから、いろんな面で都市計画に関係することの補助が来ないわけですね。それでいいのかという問題があるわけ。だから、今２億6,000万円程度毎年都市計画税ありますけれども、そのことについて、もっと住民が納得すればそうでしょうけれども、納得しなければ、やっぱりもっと納得するまで時間をかける、こういうことをぜひやってもらいたいということで、今日この質疑をしたわけです。

空き家対策については、分かりました。大変大事なことで、ぜひこれから何倍にもなっていくので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　デマンド交通の拡充ということのご質疑かと思います。この事業につきましては、市内のタクシー事業者からのご協力により事業を実施しているものでございます。そういった中で、昨年度から区域外運行ができる車両をちょうど１台追加した状

況でございます。この今後の拡充ということでございますけれども、以前回答させていただいた状況と同じなんですが、運転手等もなかなか確保が難しい状況もありますし、市内タクシー事業者そのものの経営等にも影響があるものでございますので、今後につきましては、利用者の状況、ご意見等を伺いながら、また事業者とも十分協議をしまして、慎重に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　外出支援サービス事業の利用促進ということだと思います。

この外出支援サービスは、下肢不自由な方、また高齢者などの移動の支援ということで、在宅介護の非常に重要な支援策になります。改めまして、広報、ホームページはもちろんやっているんですけれども、それ以外に、介護保険の居宅介護事業所とか、障害事業所の相談支援事業所とか、そういった関係機関のほうにも話をして、どんどん広めていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　有害鳥獣駆除関係ですけれども、まず猟友会なんですけれども、二つではなくて、同じ団体で銚海猟友会、一つの団体ですね。これは人数48名おられまして、その方に依頼しているところでございます。

中で報告をどういう形でということでありましたが、イノシシが年４回、害鳥が年１回報告を受けております。

それから、駆除内容なんですけれども、まず有害鳥獣駆除業務、これ実は５月１日から10月31日で、８月は休止しておりまして、有害鳥獣巡視業務委託、その内容になります。カラス等の捕獲、それから追い込み、その他の巡回をやっていただいております。

あと、イノシシの駆除業務なんですけれども、これもくくりわなは毎日巡回をしてもらっています。これは一応時給でやっていただいているという形になります。

銚海猟友会なんですけれども、高齢化が進んでおりまして、猟友会に入る方を今のところ募集しているような状況にございます。引き続き、農作物の被害防止のために、猟友会と共に協力して駆除に努めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　うちのほうの有害鳥獣は鎌数工業団地内の有害鳥獣駆除となり

ます。こちらについては、まず実績報告書で成果を受けております。それから、やっぱり工業団地内の駆除ということで、実際は空気銃での作業となります。巡視が２人の駆除が５人という体制で行っております。工業団地内ということで、うちのほうは実際に実施の際は立会いも行っております。成果としては、昨年はカラスが82羽、ドバト２羽ということで、一定の成果は出ているという感覚でおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　飯岡海上連絡道路の関係です。国道より南側について、幅員が狭い区間があります。交通量が増えると危険であるため、事業化に向けては検討したいと考えております。

あと、津波避難道路の横根三川線につきましては、現在、県道片貝線から飯岡中学校、国道の126号まで完成しておりますので、そこを経由して、飯岡海上連絡道に入るような形と考えております。

続きまして、（６）番ですか、排水対策の関係です。冠水対策のほうなんですけれども、広原の交差点の関係でご質疑いただきました。建設課も県と絶えず協議をしておりまして、今回も県と協議して、その話は伺っております。今後とも、県と緊密に協議しながら協力していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市計画税の関係は、過去に何回か議会でもご質問いただいて、回答しているところでございます。現状ではそれと大きく違う回答はできないんですが、やはりその必要性、公平性、それと過去の都市計画事業による起債の償還、そういったものを考慮しながら慎重に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　２点だけ。皆さん方いろいろ努力していらっしゃること、大変私、ありがとうございます。今、冠水対策の問題でひと言、この本会議場で言っておきたいんですけれども、建設課長、私、この前聞きに行きましたよね。あそこの飯岡駅前南側の問題で、どうなっていますかって、地元のこういう方からこんな話をいただいて、水はこういうふうに流れているから、彼の意見では、もう問題ないのではないかと思うけれども、どうなんだか建設課に聞いてくれと言われたんです。それで行ったんです。大変詳しい説明してくれた

んですけれども、今回の土木の説明ほど詳しくなかった。

それで、だから、これでは私、その方にこうなっているんだって説明できないと思ったので、頭抱えていたら、前に、農業事務所ありますね、あそこへ行って、仁玉川の問題聞いて、よく分かったので、行ってみたらば、大変親切に図面を持ってきて、それでもってここのところがこうなって、県ではここをこうやっています。それで、ここのところを今民間に頼んで調査していますと。市がやっている例の旧中学校跡地の東側の側溝もよく知っていました。その工事が年度終わって、終わっているのも知っていました。これはこういうことだから、これは続けてもらうような話をしています。

だから、そういうふうに、本当によく調べた上の話を住民にしてもらいたいんですよ。私は議員だから行ってそこまでやりましたけれども、そういうようなところが実は旭市の市政で大変抜けているんです。いろんなことでもってお願いに行ったり、調べに行ったりしても、私は納得して、ああそうだったなというのは何件もなかったです。

ですから、ぜひそういう面で、なぜ今回の決算でもって事業の問題を取り上げたかというと、住民が行っても、私が聞いたらば説明するようなことをぜひ住民の方々にもしてもらいたいと思うんですね。そうでないと、本当に住民が市政でこういうことやってくれたということにはならないんですよね。そんなことを考えて、今回は各事業の進捗状態から質疑することにしました。これで質疑を終わります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　どうぞよろしくお願いします。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について４点質疑をさせていただきます。

初めに、旭市の財政運営に日々ご尽力いただいております財政課長はじめ、財政部門の皆様に感謝を申し上げます。

本市の財政状況については、令和６年度決算をはじめとして、各年度において財政は健全であると評価がなされております。特に、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率といった健全化判断比率において、いずれも国の示す基準を下回る良好な水準にあり、旭市監

査委員、公認会計士、木村哲三先生からも安定した健全な状態との評価をいただいております。

経常収支比率においては、日々の行政サービスを安定的に賄えており、実質公債費比率においては、市債の返済負担が抑制され、将来的な弾力性が保たれている。そして、将来負担比率においては、将来世代に過度な負担をかけることなく、市の責任ある財政運営が続けられているあかしと受け止めております。

こうした好循環を築いてこられたのは、日々の収支管理や徴収努力、歳出の見直しといった地道な積み重ねがあってこそだと思いました。

お伺いいたします。改めて、こうした財政は健全との評価について、財政課長としてどのように受け止めておられるのか、お伺いいたします。

（２）、２ページ、歳入歳出の主な増減要因が市政運営に与える影響についてお伺いいたします。

決算書には、毎年のようにお金が増えた、減ったという数字が並んでおりますが、その背景にあるなぜ増えたのか、なぜ減ったのかという理由や、その結果市の運営にどんな影響があったのかという中身は、市民の立場から見るとやや分かりづらい部分があるかと思われます。

例えば、税収が増えたとすれば、市民の所得が上がった結果なのか、それとも制度が変わったのか、あるいは補助金が減った場合には、事業が終わったからなのか、申請しなかったからなのか。物価高騰で支出が増えたのであれば、どの分野に影響し、どんな工夫で乗り越えたのか。そういうことが丁寧に説明されることで市民の納得感も大きく得られるものと考えております。

そこで伺います。今回の決算において、歳入歳出それぞれの主な増減要因について、その背景や原因は何だったのか、お尋ねいたします。

３点目でございますけれども、総合戦略、令和７年度、この４月より第３期スタートいたしました。その実現に向けた将来ビジョンについてお伺いいたします。

本市が掲げた健康で心豊かな暮らし、つまりウェルビーイングの向上を中心とした将来都市像は、非常に明確で力強い理念であると受け止めさせていただいております。ただ、そのビジョンを現実に変えていくには、戦略を支えるだけの予算措置と財政的な裏づけが必須、不可欠です。どれだけ良い計画であっても、財源が伴わなければ実行に移すことが難しいというのは、誰もが理解しているところだと思います。

一方で、本市が抱える課題、少子化、高齢化、物価高騰、公共施設の老朽化などもまた確実に財政を圧迫し続けている現実があるのではないかと思います。限られた中でも、未来のまちづくりに必要な投資をしっかりと確保し、財政の健全性と将来の成長を両立させる戦略的な財政運営に尽力されている課長のお立場から率直なご所見を伺えればと考えます。お伺いいたします。

財政課長として、総合戦略に対する立ち位置、関与、目標を実現しようとするお考えをお教えください。

４点目、513ページ、決算書でございます。一般財政調整基金の現状と今後の活用についてお伺いいたします。

この基金は、言うまでもなく、年度途中の収支不足への対応や災害、物価高騰など、突発的な支出への備えとして、まさに市の貯金としての重要な役割を担っております。こうした将来への備えを中長期的に見据えながら、日々の予算執行は、財政課の肝かもしれません。ただ、基金の規模は年度によって増減しており、例えば近年では、目的的な活用や財源補填として一部取り崩されるケースも見られております。

そうした中で、今こそ基金はどの程度の残高があり、その水準を市としてどう評価しているのか。さらに、どのような考え方で積み増しをしていくのか。特に基金は使いどころを見誤ると、将来に負担を残す一方で、生かすことで、市民生活を守る重要な財源であるということも認識しております。先ほど前者からの質疑、答弁でも確認をいたしました。

そこで、２点お伺いいたします。

現在の一般財政調整基金の残高と健全性の指標としての水準をどのように評価されていらっしゃるのか、お伺いいたします。

２点目、近年の増減について、市としてどのような戦略や意図があったのか、ご説明をいただきたい、このように思います。

１回目の質疑につきましては以上でございます。よろしくどうぞ、財政課長、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、順にお答えしたいと思います。

評価ということだったんですが、決算書２ページと通告はなっていますが、監査委員の意見書に基づいた質疑ということで回答します。

監査委員の決算審査においては、本市の財政状況というのは、おっしゃるとおり、健全化判断比率からすれば、各会計とも資金不足は生じておらず、実質公債費比率など、いずれも国の定める基準を下回っているので、健全な状態を維持しているとの意見はいただいています。自主財源の確保等について、本市の努力を評価していただいていると感じているところであります。市としましても、健全化判断比率の各種指標などから、財政の健全性は維持できていると、そう評価しています。

続きまして、（２）です。

これも決算書の２ページ、歳入予算額と決算額しか載っていないページなんですけれども、増減の要因、市政への影響というところですが、令和６年度の一般会計決算における歳入総額の予算に対する割合、収入割合は94.6％となっています。歳出総額の予算に対する割合、執行率は90.8％となっています。予算で計上したものの中には、令和７年度に事業実施の予定でありますが、国の交付金等の予算措置が令和６年度であったため、令和６年度で予算計上し、翌年度へ繰り越したものや、大型の道路や排水路の整備など、事業の進捗によって翌年度へ繰り越したものがありましたが、それを踏まえましても、９割を超える収入割合、執行率であることから、おおむね予定どおり執行できていると考えています。

市政への影響とのことですが、一部翌年度へ繰り越している事業もございますが、おおむね予定どおり執行できていますので、市政運営に大きな影響を与えるものではないのかなと考えております。

続いて、３番目、総合戦略の実現に向けた将来ビジョンということでありますが、基本的には、財政シミュレーションはお示ししてありますが、財政計画というのは今後どういった事業があるのか、先ほど﨑山議員の中で幾つか決まっているものについてはお知らせしたところでございますが、これから決まっていない事業、なかなかそれを予算立てするというのは難しいものがありますので、そういった中ではなかなかはっきりした金額というのが出るものではない。

しかしながら、財政としましては、総合戦略に向けたいろいろな各種計画、それから市民の生活の向上というところで、総合戦略の実現に向けて、財政としては、それらが執行できるように、財政面としては、それらの健全化判断比率ですとか、いろんな各種指標をにらみながら、その都度その都度予算編成をしていって、着実に総合戦略が進むように考えていきたい、そう考えています。

残高のほうですが、残高は、先ほど林晴道議員の質疑のほうでもお知らせしたんですけれ

ども、財政調整基金の６年度決算としては79億7,675万6,000円今積み上がっているというところです。指標というのは、これ、それぞれ自治体によって考え方も違いますし、それぞれの自治体の行っている政策なんかも違うので、一概にこの残高の金額が何％だとか、予算の何％だかという自治体もあろうかと思います。そういったのもあるんですけれども、総務省とか国からは、このパーセントが正解というのは一度もお知らせされたことはないです。自治体によって違ってくるというところで、何度もこれまでも申し上げましたところ、これだけの財政調整基金があって、それが多いか少ないかというのは、今までのやってきた事業だとか、これからやっていかなければならない事業だとか、そういうのを勘案しながら、予算編成に当たって、不足がある場合は一般財源としてそこを使っていくという状況になろうかと思います。

現在高、令和２年度以降徐々には減少していますが、これは令和３年度から３年間、財政調整基金に積み立てていた決算剰余金のほうを減債基金のほうに積み立てていった、そういうところもあると思います。

令和６年度は、４年ぶりに決算剰余金を財政調整基金に積み立てましたけれども、給食費の半額免除の実施、それから33年ぶり高水準の給与改定となった人事院勧告に基づく人件費の増などから、一般財源の不足額が増加したこと。財政調整基金は積立額よりも繰入額が大きくなったため、現在高は前年度から約１億円の減ということになっています。

今後の活用というところですけれども、今後は物価高騰、賃金の増に伴う各種経費の増加、それから公共施設等に係る維持更新経費の増加、学校、保育所の再編などによる財政需要の増加が見込まれております。一般財源の不足を補う調整財源として有効に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○４番（伊場哲也）　ありがとうございました、財政課長。ダブるかもしれません、そして、もう既に答弁したよというふうに課長思われるかもしれませんけれども、取りあえず再質疑について、項目（１）、（２）、（３）、（４）、用意してありますので、質疑をさせていただきます。もし課長ご自身が答弁したということであれば、簡潔明瞭、本当に簡単で結構ですので、お願いいたします。

（１）につきましての再質疑でございます。

健全性を土台として、今後の財政運営をどのように戦略的に、先ほども話もう出ていますけれども、予算案の中に計上していくですとか、戦略的、積極的に、余裕あると言えるのかどうか、考え方分かれるかと思いますけれども、積極的に戦略的に生かしていこうと、展開

していこうとお考えなのか、もし今現在あればお聞かせください。

（２）でございます。

歳入歳出のそれぞれの主な増減要因についてということでお尋ねさせていただいたのですけれども、ちょっと増減要因についてうまくキャッチすることができませんでした。大変申し訳ないですね。どの分野、事業に具体的に影響したのかということで、分かる範囲内で結構です、お答えいただければと思います。

（３）の将来ビジョン、確かにおっしゃるとおり、また、先ほども質疑させていただきましたけれども、ない袖は振れないと、実現に向けて努力されてもと。ですので、財源の確保といったところが大事になるわけですけれども、財政確保、あるいは投資判断の観点から重要と思われる点、お考えがあれば、これも教えていただきたいと考えます。

限られた財源をどこにどれだけ配分していくのか、そして総合戦略の重点施策を優先順位を持って前に進めていくために、財政課としてどのようなお考え、視点、方策、お持ちなのかお聞かせ願えればと考えます。

（４）でございますけれども、市民にとっては市の財政にどれだけのゆとりがあるのかという視点、これは安心材料になろうかというふうに考えます。また、説明したことによって、説明責任を果たしたということにもなろうかと思います。今後はどうなるか分かりませんけれども、専門家の見立て、お立場から安定的に積み増ししていく予定なのか、その点についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、午後２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５６分

再開　午後　２時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、順にお答えいたします。

今後の財政運営というところなんですが、財政側のいろんな事業計画を立てているわけで

はなくて、それぞれ年度年度、いろんな市民の要望等勘案しながら、毎年度毎年度予算編成をしていくというところで、そういった中では、今後の財政運営としましては、繰り返しになりますけれども、そういったいろんな指標、健全化判断比率だとか経常収支比率だとか、そういったものをにらみながら持続可能な財政運営ができればと、そういうふうに考えています。

（２）なんですけれども、具体的なというところ、これも補足説明でもしかして申し上げたかもしれないんですけれども、主な増減理由というところなんですけれども、前年度の比較では、歳入のほうは統合保育所と統合消防分署の二つの整備事業と防災行政無線の更新の三つの大型事業がありました。事業の最終年度だったということで、それらの事業の主たる財源として活用しました市債、これが増加した決算になっていますので、そこら辺が大きな要因でもあるのかなと。

一方、歳出のほうなんですが、定額減税で減税し切れない方に給付金を給付しました定額減税調整給付金給付事業、それから人件費の増により総務費が増加、また、歳入でも申しましたが、統合保育所、統合消防分署の二つの統合整備、それと防災行政無線の更新の三つの大型事業、これが最終年度だったというところで、民生費、消防費が増加した決算となっておりまして、全体の決算規模も前年度より大きくなっているという要因があります。

市政運営というところで、大きな要因というところではその三つというところになります。

それから、（３）番ですか、財政上、重要になるというご質疑だったですか、総合戦略の実現に向けてというところですね。その辺も同じような繰り返しになってしまうんですけれども、財政課としましては、いろんな総合戦略を進めていくに当たって、各種事業課のほうからいろんな要望が出てきます。いろんな事業を精査します。そういった中で、効果だとか、総合戦略にちゃんと向かっているのかどうかというところを勘案して、やらなければいけない事業をやるし、そういったところでどんどん予算のほうは計上していければと思います。ただ、歳入は限られていますので、やはりプライオリティーを勘案しながら、いろいろ事業展開していただきたいなというところだと思います。

いずれにしましても、市民サービス低下にならないように、今の時代の人にもちゃんと恩恵がいくように、そこら辺は限られた財源の中でいろいろこれからも考えながら予算編成をしていきたいなと思っています。

いずれにしても、やっぱりいろいろ、その都度その都度、毎年毎年いろんな事業が出てくると思いますが、その辺の数字を見ながら、健全化判断比率等の数字を見ながら、健全な財

政運営を図っていければと考えております。

それから、財政調整基金ですけれども、積み増しするのかというご質疑だったんですけれども、先ほど市長のほうからも答弁いただきました。特にそれを積み増すとか、そういう話ではなくて、決算剰余金ありますね、決算剰余金の２分の１を下らない額は財政調整基金に積むという、財政法となっていますので、基本的にはそれを積んでいくというところで上がっていきます。

そうはいっても、当初の予算編成、今年度も、７年度予算、かなり取り崩しが多くなっていますので、今後も人件費の増大だとかというところであれば、もしかしたら財政調整基金、一般財源の不足分としてだんだん使っていかなければいけないのかなというところも考えていますが、そういうところで、積み増しするというよりは剰余金を粛々と積んでいく、いざというときのために積んでいくと、そういう考えでいます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　３回目の質疑になりましょうか。

手前みそで恐縮ですけれども、今回ちょっと勉強させていただきましたので、池田財政課長の早口の説明でも、後ろのほうで全く分からんという、そういう意見がちょっとささやかれましたけれども、私は多少分かったんですよ、多少。

ですので、まだ分からないところもありますので、引き続き質疑をさせていただきたいと思いますけれども、やはり決算審査というのは単なる数字の確認だけではなくて、この１年、どんなふうに市がお金を使ったのか、また決算書には出てこないと思うんですけれども、どんな成果があったのかといったことを市民に伝える、これ、非常に貴重な機会であるというふうに捉えております。市政運営を振り返る、やっぱり機会であろうなと、財源そのものについて。

そういった視点から、ただいま課長から歳入歳出それぞれの要因についてのお話がございました。

出たお金は防災無線、消防署、そして保育所、それに対して、やはり歳出が多かったよというお話ありましたけれども、やはりそういった結果を見て次年度の予算に、分析し、生かすという作業、それは今のお話ですと、他の関係課からこんな事業を推進したいんだよといった、いわゆる事業の分析等々をされるのではないかなと、長時間にわたって。その辺についてはどうなんでしょうか。市政運営に対しての影響を、悪い影響を抑える意味で、どのよ

うな財政課としての協議がなされるのか、この点について、（２）、３回目の質疑ということでお伺いさせてください。

それから、（３）の総合戦略の実現に向けての、やはり先ほども質疑させていただいておりますけれども、必要な財源の確保、この辺が肝ではないかなというふうに個人的に思うのですけれども、財政課として、再度お伺いいたしますけれども、必要な財政的基盤、これは、課長、何だというふうにお考えなのか。将来ビジョンを実現に変えるための、あるいは実現させていくための財政的基盤、一体何ぞや、お伺いいたします。

最後、（４）財政調整基金についての積み増しではないと、まさしくそのとおりかと思います。しかしながら、財政調整基金、ほかの一般会計基金もございますし、この後、基金に関することを質疑させていただきますけれども、これ、やっぱり非常に大事な財源であるということは間違いない事実ではないかなというふうに思います。

したがいまして、最後ですけれども、財政課長として事業仕分をしていく中で、ここぞという使いどころ、ここは守るよと、そういう局面について、課長のお立場として、ここはこういうふうにするよと、こういう考えだよといったものがもしあれば、課長が譲れない、そういったお考え、これお聞きできればというふうに思います。

よろしくお願いします。以上です。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　３点ありましたよね。

いろいろ増減要因あります。これは決算で分かった話ではなくて、基本的には予算、３月でお示ししている事業です。これは予算の段階で増えているのは同じです。決算でも、予算で承認されたものが、それはそれで金額の差はありますけれども、それは同じです。

分析といいますか、決算ですので、予算編成のときのいろいろ審議していただいて、皆さん可決していただいた、この予算を使っていいですよ、二元代表制において、議会の権限として可決をいただいた。今度は、二元代表制において、執行部に権限がありますので、その予算の執行権に基づいて粛々と事業を展開した。

その中で、決算としてこういった数字があったというところなので、分析、影響といいますか、一番最初に言ったように、やっぱり執行率というところになるんですかね、決算というところであれば。当初予算で可決いただいた予算について粛々と執行していった中での結果というところになります。

（「執行率」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうです。執行率だと思います。低い高いとかあると思うんですけれども、90％というところであればそんなに低くないのかなというところで考えています。

あとは、財政基盤は何かというところでありますけれども、やはり歳入、決算とか予算を見てもらえば分かると思うんですけれども、基本的に大きく、やっぱり歳入として見込んでいるのは交付税、それから市税になります。その他いろいろ、国・県の譲与金だとか、国・県のいろんな補助金とか使ったりしながら予算を組んでいくわけですけれども、主な財政基盤は何かといいましたら、やっぱり今のところ交付税と市税かなというところになります。

（「交付税」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうですね、一番大きいのは交付税というところで。

三つ目が、事業仕分というところですか。申し訳ございません、財政のほうでは事業仕分はしていません。

いろいろ年度年度、これから予算編成始まってきますけれども、その都度、各担当課のほうから、いろんな総合戦略を持って、それを進めるためのいろんな事業が提案されると思うんですけれども、そういったところで、あとは無駄がないかどうか、一般的な家庭でもあるような、そんな考え方でいきながら、まずは、やっぱり何回も繰り返しますけれども、そういった健全化判断比率とかの指標を悪い方向に行かないかどうか、そういうのを見据えながら、これからも財政運営していきたいと、そう考えています。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　まだまだ私も勉強不足ですので、さらに一層勉強して、より意義ある質疑に、質的にレベルアップしていきたいというふうに考えています。

ありがとうございました、課長。

以上で、（１）について、４点の質疑を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　議案第２号、決算書364ページ、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計における予算執行の管理体制と不用額の適正性についてお伺いいたします。

執行しなかったということでしょうか。

この会計では、予算として計上された32億4,600万円のうち実際に使われたのは30億7,411万円で、差し引き１億7,188万円が使われませんでした。中でも、事業費の貸付金では、予定していた14億5,750万円のうち使われたのは12億8,910万円にとどまり、１億6,840万円が不用額となっております。また、公債費でも約348万円が使われませんでした。

不用額が出ること自体、必ずしも悪いとは思いません。しかしながら、予算と実際の金額にこれだけの差があると、果たして見積りは適切だったのか、あるいは執行に無理や無駄はなかったのかという点も気になるところでありました。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

今回の不用額約１億7,188万円のうち、どのような理由で使われなかったのか、主な要因をお示しください。

２点目、特に貸付金の不用額、大きくなった背景について伺います。制度設計に課題があったのか、なかったのか、年度内に手続が進まなかったのか、この点について、具体的に説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　病院事業債のほうの不用額についてということで、この要因ということだと思います。

主なものを申し上げますと、昨年度、中央病院では研修医宿舎を６年度、７年度で建設をしておりますが、この研修医宿舎の出来高、こちらのほうが令和６年度は低かったということと、それから医療機器の購入のほうでは、機器の納期が間に合わなくて次年度へ振り替えたということで不用額が発生している、主立った要因はそういったことになります。

それから、予算の執行について課題ということがなかったのかということでございますけれども、病院事業債管理特別会計、この執行管理に関しましては、起債充当事業、それから事業計画との照合、それから事業ごとに借入額、充当額、残高償還スケジュールなどを確認しております。市財政課とも情報共有しておりますので、情報共有しつつ管理している状況

でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　それでは、榎澤企画政策課長並びに中央病院調整室長というお立場で十分中央病院と連携を取って対応されているのではないかというふうに思いますけれども、この不用額が出たこと、やはり１億7,188万円というのはどうなんでしょう、中央病院の年間の500億円前後の財源からすれば微々たるものなのかもしれませんけれども、要因については、器具の納入が遅れた、そして病院宿舎というお話ありました。６年度は２億円強の、宿舎に対してのお金が使われたのかなと。

そして、今年度は十数億円というふうに上っているかと思いますけれども、不用額が出たそのものについて、企画政策課長、しようがないだろうというふうに受け止めておられるのか、どのように受け止めておられるのか、お考えをお聞かせ願います。併せて、来年度以降の予算編成、事業の進め方、これについて改善すべきだろうといった点あるいは見直すべきだろうといったお考えがあるのか、併せて２点質疑させていただきます。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　この会計につきましては、病院のほうからその年度に行った事業に対して貸付けをするものでございますので、不用額が出るということは、これは事業を行った結果であると思いますので、適正であったものと考えております。

それから、翌年度以降の事業についてどう考えるかということだと思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、病院とは定期的に情報交換しております。業務実績、財務状況報告を受けて、経営状況の把握に努めているところでございますし、中期計画に基づいて各年度ごとにそれぞれ事業を予定しておりますので、それらの事業が適正に行えるかどうか、そういったものを判断して予算編成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　今回の病院事業債管理特別会計におきましては、勉強していく中で、また質疑をさせていただく中で、予算執行における不用額の要因、何でなのかなと、そもそも不用ということは必要ないという、そういう頭があったんですけれども、使わなかったんだというようなことから基本的に決算書のほうを見ていったんですけれども、制度運用の現状

について、一定の私自身なりの確認ができました。

不用額そのもの、これ、やっぱり今、課長おっしゃられたように、否定されるものではないということは認識しております。

ただ、市民の税、病院財政に関わる大切なお金である以上、やはり執行に関する適正性については見なければいけないのではないかなといったことで、今回の質疑の趣旨でもございますので、そこをご理解いただき、使わなかったではなく、何で使わなかったのかという点、そして制度はあるではなくて、制度をどんなふうに運用するのかと、この辺が大事だなということを、私自身、勉強させていただきましたので、今後も大事な大事な旭中央病院様を見守っていく意味でも注視していきたいというふうに考えております。

答弁、どうもありがとうございました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　答弁はよろしいですか。

○４番（伊場哲也）　結構でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

決算書384ページの施設勘定、滝郷診療所に関してお伺いをいたします。

歳入決算額7,282万5,480円で、歳出決算額6,284万5,841円となり、歳入歳出差し引き残額997万9,639円となっております。

先日の説明によりますと、500万円を財政調整基金に積み立て、残額の497万9,639円は翌年度に繰り越すとのことでありました。

それでは、診療時間数と患者数、それに加えまして患者さん１人当たりの診療収入の推移

を直近３か年、この推移をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　それでは、令和４年度から令和６年度までの診療時間数と患者数、また１人当たりの診療収入をお答えいたします。

令和４年度は、診療時間数が1,091時間で、患者数は5,292人、１人当たりの診療収入は１万438円となっております。

令和５年度は、診療時間数が1,182時間で、患者数は5,543人、１人当たりの診療収入は１万39円となっております。

令和６年度は、診療時間数が1,072時間で、患者数は5,044人、１人当たりの診療収入は9,206円となりました。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　３か年、各推移伺いました。

施設勘定の滝郷診療所、これ、再度伺いますけれども、当年度は診療報酬の改定、それから薬価のほう、この改定がありまして、そのことで旭中央病院も運営が大変厳しいのではないかなと、そのように想像するわけでございますが、それでは、滝郷診療所においては診療報酬の改定と薬価の改定が収益に対してどの程度影響を及ぼしているのか伺いたいと。加えまして、薬剤の収支額といたしまして薬価差益の実績も重ねて伺いたいと、そのように思うところであります。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　診療収入におきましては、診療所における収入の大部分を占めておりますので、診療報酬の改定及び薬価の改定は診療所の運営に大きく影響いたしております。

令和６年度は、診療報酬でプラス0.88％、薬価ではマイナスの0.97％の改定がありましたが、一例を申し上げますと、高血圧症や糖尿病等の取り扱いが変更となり、これまで月２回診察した際に診療報酬の算定を可能としていたものが月１度しか認められなくなるなど、必ずしも増収につながるものでない内容も含んでおります。

薬価改定の影響といたしまして、医薬品の単価契約時の予定数量により、公定価格と単価契約価格の総額を差し引いた薬価差益をお答えいたします。

令和４年度は約166万円、令和５年度は約146万円、令和６年度は約125万円となりました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　施設勘定の滝郷診療所について、最後にもう一度伺いますけれども、滝郷診療所ですが、施設の老朽化が進んでおりますので、施設管理費が妥当であったのかなと思いますので、施設管理費の内訳、詳細を伺いたいと、そのように思うところと、医薬品衛生材料費の減に伴って、当院においては院内処方がどうも限界に来ているのではないのかなと、そのように感じるんですよね。

医薬品衛生材料費の減に伴って、これ処方箋の減に伴ってとはっきり言いますけれども、それで当院の院内処方、このまま続けていくとなかなか厳しいなと、そのように、僕、感じるんですが、その部分に関して、本市のこの決算を見た中で見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　では、まず施設管理費のほうですが、令和６年度中における施設の修繕は、診察室の扉の戸車の修理、あとトイレのウォシュレットの取り替え、あと空調機の交換をいたしました。

次に、院内処方の見込みですが、現在は院内処方で行っております。患者数がそれほど多くないと思いますので院外薬局が今のところありませんけれども、今後、医師のほうも今年で辞めることになっておりまして、後継者の医師の方とまた相談をしながら、院外にできるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、基金の現況と今後の活用方針について、まずはお伺いいたします。

事業勘定の基金は、前年度末残高約10億円に対して、年度中に約8,930万円の取り崩しが行われております。したがいまして、年度末残高は約９億1,400万円となっております。

次に、施設勘定の残高につきましては、約7,300万円から6,800万円と、6.8%、約500万円の減少が見られます。

一方で、高額療養費貸付基金につきましては、預金残高が1,000万円のまま、およそ推移しており、令和４年度に約98万円の貸付実績があったものの、それ以外の年度は実質的に活用されていない状況が見られます。

これら基金の推移を踏まえて、今言いましたように、事業勘定の取り崩しの要因と使途につきましてご確認させてください。お願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　それでは、国民健康保険事業特別会計における財政調整基金についてお答えいたします。

令和６年度末の基金残高としましては、事業勘定のほうが９億1,390万5,000円となっております。

基金の設置目的としましては、事業勘定につきましては、国保特別会計の健全な運営に資するために保有しております。

こちらの財政調整基金は、不測の事態に備え、保険給付費の二、三か月程度を保有することが望ましいとされておりまして、本市の１か月当たりの保険給付費は、令和６年度の実績で算出いたしますとおよそ４億4,000万円となっておりますので、財政安定運営のために保有する適切な金額であるものと考えております。

これまでと同様、年度中の一時的な財源不足や不測の事態が発生した際に対応できるよう、適切に管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　ありがとうございました。

ごめんなさい。適切に管理していくといったところは聞き取れたんですけれども、中身、次の再質疑考えていまして、ぼーっとしておった関係で、再質疑させていただきます。

現在の残高水準、旭市として、どの程度の安全余裕率と捉えているのか。課長の経験からお考えになられて、何とも言えないだったら言えないで結構ですけれども、どの程度の安全余裕率と捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

また、答弁の中にありました保険財政の安定化、保険料負担の平準化という言葉ありませんでしたけれども、平準化といった観点からどのように活用していく方針なのか、基金の役割についても併せてお伺いできればと、繰り返しになっても結構ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　すみません、繰り返しになってしまうと思うんですが、本市の１か月当たりの保険給付費が４億4,000万円となっております。その二、三か月程度を保有することが望ましいとされておりますので、適切であるかなと考えております。

今、財政調整基金が９億円ほどございますが、県へ納付する金額が税収等で賄えなくなる場合、増税することになろうかと思うんですが、国保税ですね、この基金を使うことによって急激な負担を緩和できるかなと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　３回目の質疑につきましては、高額療養費貸付基金の実績、制度、この点について質疑をさせてください。

令和４年度に、先ほども言いましたように、98万円の貸付けがございました。しかしながら、５年度、６年度、1,000万円という基金が動いておりません。

したがいまして、実質的に動いていない状況、だからいいのか悪いのか、何とも言えないかとは私自身も思いました。しかしながら、現況どうなんでしょう。現行制度の実効性について、どのようにお考えなのかと。動いていないよね、もったいないよねというふうにお考えなのかどうか、その辺についての評価的な考え方をお聞かせください。

そして、制度の見直しあるいは制度そのものについての再構築、検討する必要あるよね、1,000万円から500万円に下げようよですとか、例ですけれども、したがいまして今後の在り方の再検討の可能性があるのかどうか教えてください。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　こちらの高額療養費貸付基金ですが、医療費が高額となる場合、原則、限度額適用認定証というものがございます。こちら、限度額適用認定証を提示するこ

とで医療機関での窓口での支払いが自己負担限度額、その方の限度額までとなります。

こちらの認定証をお持ちしないで医療機関で３割なり請求された場合に、超えた部分を窓口で払えないとき、一旦払えないときにこちらの基金を活用して、貸付けをするという基金になります。

現在は、今マイナ保険証などをお持ちの方では、国保税に滞納がない場合は、限度額認定証がなくても同様の扱いとなっております。病院のほうで入院等される場合には、限度額認定証をお持ちくださいという案内があるんですね。なので、５年度と６年度につきましては活用がなかったという状況です。

４年度には実際まだ貸付けがありましたので、ないのが５年度、６年度になりますので、７年度につきまして、また貸付けがない状態でしたら、こちらのほうはまた検討していくものと考えます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　丁寧なご説明、ありがとうございました。

私はもう20年ぐらいしたら活用することになろうかと思いますので、さらに勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第３号の質疑を終わります。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　お願いいたします。

議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算について、これも先ほどの３号と一緒なんですけれども、基金の現況と今後の活用方針についてお伺いいたします。

超高齢化社会の中で介護保険制度を安定して運営していくためには、急な給付金の増加、国の制度変更にも対応できる備えの財源、これが不可欠だと考えます。

とりわけ介護保険給付準備基金につきましては、介護が必要な方が安心してサービスを受けられるようにするため、極めて重要な基金であるというふうに再認識をさせていただいております。

令和６年度末の残高、約８億5,000万円、記載がございます。前年度から6,200万円程度の積み増し、表現が悪いんでしょうか、されておりますけれども、財政が厳しさを増す中でもこうした備えがしっかりと積み上げられていること、これは市民の安心に直結するものであるということ、非常に意義深いものだよな、この基金はというふうに感じております。

市民にとっては、制度が続くのか、サービスが止まらないかという不安が常に付きまとう中で、こうした基金があること、増えていること、意味があること、この説明をすることも行政への信頼に確実につながるものであるというふうに考えております。

一方で、この基金はいつどんな状況のときに使うのとか、使い方のルールってあるの、あるいは積立ての目安、一体幾らぐらいなの、こういう視点は市民から見えにくいなと、そんなふうにも、私自身も分からないので今質疑をさせていただいているんですけれども、思いました。

この基金の役割、考え方、位置づけ、教えてください。また、今回の積立て判断の背景、どのような財政見通しや方針があったのか、併せてお伺いできればと思います。

質疑の内容伝わりましたでしょうか。

よろしくどうぞお願いします。以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　介護保険給付費準備基金、伊場議員おっしゃられましたように、介護保険事業の安定的な運営のために、剰余金、また利息などを積み立てていく基金であります。

そのルールということで、役割ということで述べたいと思います。

６年度末で、先ほど言われました８億5,338万3,000円の基金となっておりますが、この準備基金は３年間の介護保険事業計画、今回第９期ですけれども、令和６年から、６、７、８年の３か年の計画期間内に介護給付費に対して介護保険料等の財源が不足する場合にもちろん活用いたします。

また、その期間内の最終年度に十分な残高がある場合は、次期保険料、第10期以降になりますが、次期保険料を見込むに当たり、個々の保険料、急激な上昇を緩和する、そういった意味で活用するものであります。

ご質疑のありました積立ての、今ルールを申し上げましたが、目安ということでありますが、こちらは、適正な水準というのは、基本的には各市町村保険者が決定するものとなります。

妥当な水準ということですけれども、各市町村の介護給付費の見込み量、これ、計画ごとに算定するんですけれども、どのくらい次期計画で給付費が必要になるのか、また高齢化の進行状況はどうか、あと所得段階別の加入割合はどういった割合になっているのか、また保険料の収納率はどうなのか、そういった様々な要因を考慮して次期の保険料というのを決定いたします。そのときに基金のほうの残を充てて保険料の上昇を抑えるために、少しずつ上がっておりますけれども、急激な上昇を抑えるためにこの基金を活用して決定するということになっております。

質疑、今後の見通しということと現在の基金の状況ということで申し上げますと、取り崩しは平成29年以降、ここ数年はしてございません。ずっと積み増しをしております。

今回、第９期の計画を策定するに当たり、給付費等の事業料を、保険料を決定する際に基金のほうから１億6,000万円ほど基金を取り崩して、それを充てて、現在の保険料、基準額で5,500円という形になっております。ですので、そういった形で令和６年度、７年度、８年度は計画どおり基金を取り崩しして、保険事業のほうに充てるという形になっております。

令和７年度、現在の当初予算でも基金の繰入金ということで7,000万円ほど、今回は決算ですのでどこにも書いておりませんけれども、新年度予算、７年度現在の予算では7,000万円の繰入金を入れて、事業を展開しているところであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　非常に懇切丁寧な、分かりやすい答弁ありがとうございました。理解の一助とさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第５号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５３分

再開　午後　３時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

初めに、水道事業決算報告書の17ページにある年間給水量を伺います。

有収水量は、加入者が使用した水量で、料金徴収の対象となる一方で、無収水量と無効水量というのがございまして、これは料金収入を得られないものでありますが、それらの詳細についてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、お答えします。

有効水量に含まれます無収水量につきましては料金徴収の対象とならないものでして、消火活動や消火栓の点検作業、配管内の洗浄作業などに用いた水量となります。

無効水量につきましては、使用上無効となるものでして、事業者責任による赤水や濁り水での調定減のほか、漏水などに代表される不明水量となります。

年間給水量における無効水量の水量、割合がともに昨年度を上回っており、そのほとんどが漏水とされる不明水量と想定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　水道事業会計、質疑を続けますが、無効水量のほとんどが、やはり漏水であるということでございます。

当年度の、それでは漏水発生の件数及び対策工事、その状況、それらに加えまして、何か防止策を講じているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、まず漏水の発生状況につきましては、平成27年度に配水管に対しまして10件、給水管、水を供給します給水管９件の合計19件に対し、年度ごとにばらつきがございますが、令和２年度頃から発生の合計件数が70件台に増加しております。直近の令和６年度は、配水管29件、給水管57件の合計86件発生してございます。

次に、漏水の主な原因につきましては、配水管、給水管ともに、老朽化による破損、継ぎ手の腐食、金属疲労等による亀裂等が大きな要因と考えております。また、地震などによる大きな衝撃や振動等の影響もあるものと考えております。

漏水が発生した場合には、市内指定給水装置工事事業者で組織します旭市指定水道工事組合の加盟19社が緊急対応をすることとしてございます。

最後に、漏水の防止策としましては、旭市水道ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づく基幹管路及び重要給水管路の耐震化工事を実施することで漏水発生の抑止を図るとともに、漏水事故、漏水工事への対応の迅速化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　お答えいただきました。

最後に、もう一点質疑続けますけれども、今、発言の中でも水道ビジョンという言葉がございました。

それに沿って事業を進めているんだろうなと、そのように思いますけれども、こちら、決算報告書の12ページには、旭市水道事業ビジョンにおいて、計画的な施設更新、それを行うということになっておりますけれども、現状、水圧不足の箇所、それがどれぐらいあるのかなということと、配水管の状況において、給水困難地域への対策ですか、それが劣っているように感じますので、その点、旭市水道事業ビジョン、それに照らし合わせて詳しい説明を

お願いして、水道事業決算の質疑といたしたい。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　現在、本年９月の改訂に向け、旭市水道ビジョンの最終校正を行っております。

新しい計画におきまして、基幹管路及び重要給水管路の耐震化と併せて、配水区域適正化のための管路の増径を行うことにより、末端水圧の不足解消を見込んでおります。不足解消箇所につきましては、網戸地域ですとか後草地域、一部ございます。この辺りも、現在増径の工事を進めております。

また、水圧不足につきましては、旭配水場ポンプ井の更新により送水圧の向上も見込めますが、更新の済んでいない管路の耐久性の懸念がございます。こちらにつきましては、慎重に対応する考えでございます。

配水管が布設されていないことによります給水困難な方につきましては、現在、新たな配水管の布設に対しまして材料費及び諸経費相当額を助成します旭市水道事業配水管布設費用補助金制度の活用をご案内してございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

﨑山華英議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　では、議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

（１）補正予算書の13ページ、歳出のうち子育て世代包括支援事業、産後ケア事業委託料192万7,000円についてです。

今回増額に至った具体的経緯、要因を教えてください。当初予算の直近までの執行率や、例えば訪問型であれば、訪問のケースがどれぐらい当初の見込みより増え、今回どのような内訳で増額するのかお尋ねいたします。

続いて、（２）補正予算書の14ページ、中学校施設改修事業、設計・監理委託料2,500万円についてです。

学校体育館の空調設備設置に向けた設計費ということでしたが、設置する目的と、なぜ中学校の５校としたのか、選定根拠を伺います。目的としては、想定される使用場面、また学校開放を含めた利用率だけで見ますと、小学校の体育館も中学校と同様か、それ以上に通年利用されていると思いますが、どうして中学校の５校としたのか、理由をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　それでは、（１）について回答させていただきます。

産後ケア事業委託料としまして、当初予算では宿泊型８人、通所型21人、訪問型30人、合わせて59人を見込んでおりましたが、８月末現在、宿泊型４人、通所型17人、訪問型は当初予算30人より19人多い49人、延べ70人の利用がありました。

年度末に向けまして委託料の不足が見込まれるため、延べ171人分、345万円の予算を見込み、不足分といたしまして192万7,000円の補正を計上いたしました。

予算増加の理由といたしまして、今年度から助産師がご家庭を訪問しまして母乳の相談ですとか体のケアなどを行う、訪問型の産後ケアを導入いたしました。また、宿泊型、通所型、訪問型と３タイプの利用方式が整ったことで、利用者のニーズに合わせてサービスを選べるようになったことなどから利用者の増加があったものと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから、（２）の中学校施設改修事業の設

計・監理業務委託ということで、こちらの事業の目的、そして中学校５校を選定した根拠ということで回答申し上げます。

体育館に空調設備を設置する目的としましては、学校体育館は児童・生徒が体育の授業や集会、部活動などで使用するほかに、災害時の地域住民の避難場所として、その役割を担っていることから、熱中症対策や防災機能強化を目的として行うものでございます。

このうち中学校５校を選定した根拠ということでございますが、学校教育活動におきまして、中学校の体育館につきましては毎日の部活動での利用や地域コミュニティの中心、これは今後部活動の地域移行なども含めまして、そちらを勘案した部分でございます。

また、部活動の大会、イベントなどで多くの活用が見込まれることから、先行して中学校のほうの設置を進めたいということでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

（１）の産後ケアのほうについてです。

今年度に入って、産後ケアの利用申請をしても、実は窓口で断られてしまったんですというケースが耳に入りまして、本当はあってはならないことなんですけれども、こういった訪問型が既に予定よりも多く利用の申込みがあったということで、そういうところで、もしかしたらそういう受入れの渋りというのが出てしまったのかなと思いますので、そのあたり、今回、予算増額していただいたことは大変評価しております。

国のほうでも以前、産後ケアの対象が心身不調、育児不安等がある者ということから、昨年の10月から、産後ケアを必要とする者と対象表現を変更したところでもあります。

こういった産後ケア事業をはじめとした母子健康支援について、今後どのように取り組んでいくのか、市の考えを伺います。

続いて、（２）です。

主に中学校の５校を選定した理由というのが、部活動の利用が多くあるということで、他校ですとか地域での利用が多く見込まれるだろうということで５校選定したということをお聞かせいただきました。

また、避難所についても利用されるということで、先日７月に津波の避難があった際に海沿いの小・中学校が避難所になったかと思うんですけれども、その中でも矢指小学校が平家だった関係で、校舎にエアコンはついているんですけれども校舎は使えないということで、

体育館に避難せざるを得なかったという事例も聞いておりましたので、避難場所ということであれば矢指小学校も選定に入れるべきだったんではないかなと思いましたので、また学校再編の影響とかも考慮した上で、今後もし優先的に使われる体育館と、もしかしたら使われない体育館も出てくるかもしれない中で、中学校の５校の選定というのはどういった判断だったのかと気になりましたので、聞かせていただきました。

再質疑ですね。

具体的に、今後、設置に向けてどのようなスケジュールで行うのか、また今回中学校５校ということでしたけれども、小学校のほうにも今後展開が検討されるのかについてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司）　それでは、（１）の再質疑について回答させていただきます。

市では、産前産後からの切れ目のない子育て支援を目指しております。産後ケア事業につきましては、産後の母親の心身の回復をサポートし、育児への不安を軽減することで、安心して子育てができるための支援を行っております。

さらに、今年度は小児科・産婦人科医師による24時間365日のオンライン医療相談を導入し、夜間、休日も不安や受診判断を支援できる体制を整えました。

また、こども家庭センター「ぽけっと」にも助産師を雇用し、妊娠中や乳幼児の相談体制の強化をしております。

今後も子育て世帯に一層寄り添った支援を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから空調設備のほうの今後のスケジュールというところから回答させていただきます。

本事業の今後のスケジュールということでございますが、設計業務の業者選定のほうを、この後、10月頃を予定して、２月末までにこちらの設計業務を完了する予定でございます。工事のほうにつきましては、令和８年９月頃までに設置をしたいというふうに思っております。

また、小学校の体育館につきましては、まずひかた椿小学校について、令和９年４月開校に向けて、大規模改造工事に併せて、令和８年度中には空調設備のほうを設置する予定でご

ざいます。

そのほかの小学校につきましても、学校再編の進捗状況を見ながら、また昨今の熱中症対策、避難所の設営等ございます、その辺も加味しながら、積極的に小学校のほうの検討も進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　産後ケアをはじめとした母子健康支援についてご回答いただきまして、ありがとうございました。

そうですね、よりきめ細やかなケアを積極的に行っていただきたいと思います。産前産後のケアは本当に大事ですので、様々な支援につながりますので、より一層の支援、相談受入れをお願いしたいと思います。

すみません、体育館の空調設備のことなんですけれども、本来だったら委員会のほうで質疑していただいたほうがいいかもしれないんですけれども、１点だけ気になっているのが、これまで私も一般質問のほうで学校の体育館の空調設備をということは、伊藤房代議員のほうでも中心に訴えていただいていたと思うんですけれども、やっぱりつけるとなると体育館全体の断熱工事も必要ということで、かなり大がかりな工事というふうな回答がこれまであったと思うんですが、今回のこの設計については、単純に空調をつけるだけなのか、それとも体育館全体の断熱工事も含めたものになるのか、それだけ１点、最後にお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　断熱工事のほうにつきましては、今回設計業務のほうでは特別見ていなくて、断熱工事については、学校のほうの実施設計が終わった後に学校の状況を見ながら、断熱工事が必要であればその都度行っていくということで、設計のほうを行うということになっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ひとまず、取り急ぎは空調設備の設置ということで、よく分かりました。

ただ、設置が来年の９月ということで、来年の夏は間に合わない感じなのかなと思ったのであれなんですけれども、分かりました。

かなり大がかりな工事になると思うんですけれども、計画的に進めていただけたらと思い

ます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　続いて、同じく、議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑をいたします。

補正予算書の４ページにございます放課後児童クラブ運営業務委託について伺います。

今年度は委託料などの支出がないので補正予算の支出はないが、債務負担行為の補正に限度額８億4,780万円を追加されております。

それでは、改めてこの事業の目的を伺い、加えまして本市の放課後児童クラブの状況として、クラブ数、それから定員数、もう一つ、利用者の数をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、回答申し上げます。

事業の目的ということでございまして、放課後児童クラブにつきましては、放課後の家庭において保護を受けられない児童に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としております。

今回、民間委託をするに当たっては、民間事業者が有する専門的な知識や経験を活用し、支援員の確保や質の高い育成支援、市民ニーズを捉えた、よりよいサービスを提供し、将来にわたって安定的に本事業を継続していくことを目的とするものでございます。

現在の放課後児童クラブの状況ですが、市内小学校15校全てに設置され、全21の放課後児童クラブを市が運営しております。定員は21クラブで、合計で730人、利用者数は７月１日現在で729人が利用しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　質疑を続けてまいりますけれども、放課後児童クラブ運営業務委託については、委託業者が行う業務内容の詳細、これを伺い、本市が作成する仕様書に沿って受

託可能となる事業者、これは一体どの程度あるものなのか、業務内容の詳細と、どの程度受託可能な業者があるのか、これを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　初めに、仕様書の詳細ということでございますけれども、こちらについては現在作成中のところもございますが、本市が仕様書において定める業務ということで、予定しているものとしましては、児童の安全・安心を確保しながら、放課後における健全な遊びや生活の場を提供することをまず基本といたしまして、児童の健康管理や生活習慣の指導、遊びや学習の見守り、プログラムの提案、児童の出欠簿や保育日誌の作成、保護者との連絡調整や連携を行うためのシステムの導入、保護者ニーズの把握や施設・備品管理、衛生管理、また災害や事故発生時の対応などを今考えております。

業者がどのぐらいということでございますが、実際に本市の事業を受託できる者として、近隣の実績を見ますと、把握している中では数者のほうを把握しておりまして、応募のほうには複数いるのかなというふうに思っております。

以上です。

（「ちょっと確認、申し訳ない。今、事業内容の詳細を言ってもらったんだよね。仕様書の詳細じゃないですね」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛）　違います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　放課後児童クラブの運営業務委託について、最後にもう一度伺いたいのが、このような委託の場合は、よく特定の業者との出来レースだなどと言われる話がよく耳にするんです。

そういうことを聞くもんですから確認しますが、契約の方法、それから審査機関の詳細、これを伺いまして、あとは近隣他市の委託の状況で、委託契約先、具体的にどのような団体または企業であるのか併せてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　今後の業者選定につきましては、今協議中というところもございますが、近隣の状況を見ますとプロポーザルでやっているところが多いのかなというところでございます。

委託先としましては、一般企業ですとか社会福祉法人というものを実績として把握しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午後　３時３３分

再開　午後　３時３４分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　業者選定の際の審査機関ということでございますが、こちらのほうがプロポーザルということであれば、庁内に設けますプロポーザルの審査委員会のほうを開催して、そちらのほうで決定することになると思います。

また、近隣の状況ですけれども、銚子市、横芝光町、多古町、あとは香取市、山武市、芝山町が一般の事業者でございます。また、東庄町が社会福祉法人ということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

訂正がございます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　失礼いたしました。

先ほど﨑山議員の質疑のほうにありました断熱改修の件でございます。失礼いたしました。私、答弁のほう間違っておりまして、今回設計業務委託の中で空調設備方式の選定や、また断熱改修の内容も検討していくということでございます。

よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算について、何点か質

疑いたします。

議案書の４ページのところですが、今、林議員が質疑したのと同じ項目であります。

放課後児童クラブ運営業務委託料、令和７年度から令和10年度まで８億4,780万円となっております。

この事業は今どういう形でもって行われているのか、詳しくお知らせいただきたいと思います。

６年度の決算書によりますと、放課後児童クラブ運営事業は単年度で２億463万2,503円の事業であります。この中で、一般職の方の報酬が１億3,295万8,141円、職員手当、共済などがあります。そして、各種消耗品費、光熱水費、修繕費が334万、役務費などが124万3,000円、委託料として警備委託料、浄化槽その他の委託料などがあります。その中に、放課後児童クラブ支援員等派遣業務委託料、少ないです、59万3,514円というのがあります。

今、放課後児童クラブ運営というのは、具体的にどういう形でやっているんですか。実際に児童クラブでもって子どもを相手にしている方々は、どういう方を今お願いしているか、簡単にでいいですからご説明ください。

なぜこのようなことが突然出てきたのか分かりませんが、近隣では民間で全部やっていただいて、この事業は民間委託全てするという、４年間で８億4,780万円でするというんですけれども、急にこういうことが出てきた理由は何でしょうか。特に、年度途中ですね、今。年度途中に７年度から10年度までということですから、７、８、９、10ですよね。何で年度途中にこういうものが出てきたのかお答えいただきたいと思います。

２番目が地方債補正でありますけれども、これにつきましては水道会計の出資金が、補正、どういう形でもって入れられるかの中で補正が出てきているので、地方債の仕組みを教えていただきたいと思います、出てきた仕組みをお願いいたします。

次に、育英基金の繰入金。育英基金の繰入金は、利用者が多かったので、今回258万9,000円を補正するわけですけれども、今回の中で資金のその他、これは実際には基金を取り崩すんだと思うんですけれども、現在、育英基金に繰り入れるほうにつきましては、どういう方々の寄附なんでしょうか、それとも一般会計から補填しながらやっているんでしょうか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、13ページの財政調整基金に６億4,000万円については先ほど説明があったので、他の議員で説明があったので省略させていただきます。

それから、一番最後の中学校の空調についても今説明があったので、省略させていただき

ます。

五つのうち三つについて質疑いたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから、初めに放課後児童クラブの関係で回答を申し上げます。

放課後児童クラブにつきましては、先ほど答弁したんですが、15小学校、全ての小学校に設置しておりまして、21クラブを運営しております。

運営している方ですけれども、これは市で会計年度任用職員のほうを支援員として雇っておりまして、そちらの方々にクラブのほうの運営をお願いしているという現状でございます。

また、年度途中にこちらの話が出てきた、急に出てきたものかということでございますが、こちらの放課後児童クラブの民営化につきましては令和４年度ぐらいから検討のほうは進めておりました。こちらのほうは、毎年度、保護者宛てのアンケートですとか、そういったもので要望を伺っておりまして、その要望を集計した内容ですとか、あとは昨今の人件費、その辺のこともありまして、今後これを継続的、末永く放課後児童クラブをやっていくためには改善が必要であろうということで検討してきたところでございます。

年度途中ということでございますが、こちらのほうが令和８年４月から実施していきたいということで、債務負担行為の補正ということで、今後この議案が通りましたら令和８年４月の民営化の実施に向けて準備を進めていくということでございまして、そういった理由から、これが年度途中の債務負担の議案の提出ということになったということでございます。

続いて、（３）のほうの育英基金の繰入金の内容ですけれども、こちらのほうは、基金の元となりますものは篤志寄附と、あとはその寄附の運用益のほうを基金として積み立てまして、そちらのほうを原資として給付のほうを行っている事業でございます。

こちらのほうは、今回利用者の方が増ということで補正を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、財政課のほうからは（２）番の地方債補正、水道事業の部分ということでよろしいですか。

これは、水道事業一般会計出資金というのは、今回の補正で増額を予定しているのは、水道事業会計繰出金における出資金に係る起債を追加するものということになります。

以上です。

（「もう一回、はっきり言って」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　水道事業繰出金に係る出資金に係る起債を追加するということになります。

（「よく分からない、意味が。説明してくれる」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　繰出金、出資する分が増額になりましたよね。その分足りないので起債を起こして、それを補塡するということになります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　教育委員会、児童クラブの子どもたちを世話焼いている方が、会計年度職員の方が大変多くの方やっていらっしゃるというのを私も聞いていて、その方たちは結局どうなるんですか。来年の３月でもって全部解雇してしまう、民間に所属すれば、そこから今度来なさいよということになるんですか。そこら辺のところを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　支援員の皆さんのほうは会計年度職員ということで、支援員の皆さんはこれまでも重要な役割を担ってこられたということを十分認識しているところでございます。業務の継続性や円滑な対応の観点からも、その経験が今後も生かされるべきだというふうに教育委員会のほうも考えております。

このような中で、現在雇用している会計年度任用職員の皆さんにおきましては、本人が委託後も勤務の継続を希望するという場合には、受託の事業者に対して、配慮がなされるよう促してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　会計年度職員、大体どのぐらいの方が働いていたんですか、それだけ教えてください。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　現在、83名でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのままお待ちください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第10号、旭市病院事業債管理特別会計補正予算で、病院事業債については23億5,000万円発行して、本年度の貸付額は47億7,000万円にして、来年度は結局トータルで、全部ですね、全部の借金が202億円ですけれども、今回の補正をすると202億円になるわけです。そうすると、今回の補正をすると、一般会計規模が350億円の旭市が、別に全く責任がある202億円という大金をまた増えていくわけです。

こういうような形の借金を抱えて、これは今回、旭中央病院組合が中期計画の増額をしてきたと、これに伴うものだと思うんですけれども、こんなに大きい借金を抱えてどうするんですか。

これがさらに350億円から400億円になっていったらば、旭市は、中央病院が何かあったときに、20号議案でもって議論しますけれども、大変なことになるのではないかと心配するんですけれども、そういうものは考えないんですか。そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　中央病院の今回の中期計画の変更に伴う起債の増額ということですけれども、安定した病院経営を維持できるよう資金繰りを平準化し、確実に運営資金を確保するためにとのことですので、必要な措置ではあるのかなと考えております。

市の財政の立場で申し上げますと、病院の起債が増加することは、健全化判断比率の実質公債費比率と将来負担比率、この二つの比率の上昇要因にはなります。

現在、これらの比率は早期健全化基準を大きく下回っております。今後、比率が上昇し、仮に早期健全化基準に迫るようなことがあれば、病院の起債の借入れについても市として対応を考える必要が出てくるものと考えますが、現時点では早期健全化基準を超えるほど比率が上昇するという想定はしておりません。

ご心配のとおり、市の規模に対して病院の借入額が大きいことが不安とのことですが、確かに市の規模に対して病院の規模は大きいと思います。しかしながら、病院が大きいことで、市として受けている恩恵も多々ございます。

地方独立行政法人ですので独立採算が原則ではございますが、地域医療の中核をなす病院に対し、市としてもできる限りの支援と申しますか、そういうものは実施していく必要があるのかなと、そう考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そんなのんきを言っていることにならないと思うんですよ。

早期健全化比率、どのぐらい、じゃ考えているんですか。

つまり、今は350億円に対して450億円、大体100億円ぐらい多いんですよね、中央病院のほうが。これ、経営体が違いますから比較できませんけれども、では財政課長、旭市の財政として早期健全化比率はどのぐらいまでだったら大丈夫だというふうに、あなた方、今、判断していますか。この比率を、あなた出してきたからには、ここまでだったら安全だというのを示してください。

私は大変、20号議案についても質疑いたしますけれども、大変不安に思っているんです。

それはなぜかというと、この場でもちょっと言いますけれども、６年度については20億円の赤字になるだろうという予想を立てたけれども、これが11億8,800万円でした。その前のときの評価委員会では、要するに６、７で赤字で、８、９は黒字になると言っていたけれども、そうならなくなってきたので、大変な事態だと思っているんですよね。

それから、もう一つは、病院の方がいるときに言うとまずいので、私はそのときは言いませんけれども、研修医が少ないから、研修医が来ないから研修医の宿舎を建てる、このこと、私、前に言いましたよね。それが、17億円のやつが18億円になっているんですよね。そのために今年度は大変いろんなお金が出て、さらに医療関係のものを、７億7,000万円のやつを増やしているわけですね。中期計画ではずっと７億7,000万円というふうになっていたんだけれども、それが、やっぱり必要なものが出てきたから増やしている。

そういうことを、旭市が借金を保障している病院がもっと、旭中央病院を設置しているのは旭市なんですから、もっと意思疎通して、それでお互いにちゃんと、いろんなことがあってもやっていけるようにやろうというのは、どういうところでお話しされているんですか。ここのところなんですよ。

６年度が始まる前に、中期計画、中期目標、中期計画、議論しましたよね。あのとき、私もなんかいろんなことを言いました。そのとき担当だったのは、ご存じのように、今の副市長ですよね。そのときにもいろんな議論をして、いろんなご回答をいただいていますけれども、しかしそれについては、今、財政課長にお答えいただきますけれども、どこまでがどうなんだということの見通しなり目標は市として持っているんですか。これについては市長にお答えいただきたいと思います。財政課長が答弁したと言ってください。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　今回、補正でやりました。

決算が出ないと比率の基準は出ませんけれども、最終的には。ただ、今、実質公債費比率ですか、実質公債費比率としては9.8％というところです、旭市は。

目標というか、早期健全化基準というのは25％です。そこまではかなり乖離はありますが、でも安心しているとすぐ上がっていってしまうので、そこら辺は、やはり病院といろいろこれから協議しながら、本体の旭市が傾いてしまうわけにはいかないので、それは都度都度、その辺の数値を見据えながら議論していきたいと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　米本市長。

○市長（米本弥一郎）　では、松木議員にお答え申し上げます。

病院等設置者である私ども旭市といたしましては、常に病院と連携協議をしておりますし、事務方同士の協議等も進めているところで、お互いに共通理解をしながら病院運営をしているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　市長のご回答、ありがとうございます。

ところが、市長、今度の、この議会に報告を出しましたよね。78ページにわたる、市長名でもって報告が出ていますよね、病院の。あれを見ると、全部今までの、この１年間のあれが分かって、大変、私はよかったと思います。

ただ、そこでもって不安が出ているのは、やはり今ここの場ですから言いますけれども、理事長交代する時期です。これはいつまでやっていくのかということ、私、公の席ではっきり言います。やはり最後のご挨拶がひどいんですよ。なぜかと、私、それでもってびっくりしました。評価委員会の最後の理事長のご挨拶が、軍艦に例えてやっているんですよね。私、

議事録を見たいと言って、担当課に、議事録、早く公開しろと言って、見た。これは、病院の経営者の考えではありません。このことは、この本会議でもはっきり言います。ああいうことを言う方が病院の理事長をやっていたんでは、いくらお医者さんで偉い方でも、私は、次期は辞めてくれ、早めに辞めてくれと言うのが市長の仕事だと思います。

ご回答をよろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　松木議員、今のは個人的な考えなので、それに対してのお答えはちょっと無理ではないかなと私は考えます。

○２０番（松木源太郎）　では、これで終わります。

○議長（飯嶋正利）　よろしくお願いいたします。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後４時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　０分

再開　午後　４時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、議案第14号、令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について質疑を行います。

補正予算書３ページ、１款２項１目出資金について伺います。

他会計出資金ですが、先日の説明によりますと、耐震化に関わる地方財政措置の拡大と、国庫補助金が当初の見込みより減額となったので、一般会計から2,000万円を繰り出したとのことでした。

それでは、その影響について、出資金及び補助金の詳細を伺います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、詳細についてお答えいたします。

まず、他会計出資金でございますが、水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充に伴いまして、上積みの事業費の算出式が見直されたことと、計算過程において控除すべき国庫補助金が予算策定時よりも減額となったことから、再計算を行い、既決予算額5,770万円へ2,090万円を増額し、計7,860万円となるものでございます。

続きまして、補助金につきましては、既決予算額3,738万6,000円から国庫内示額が減額された分と、新設により増額分の県補助金の差し引き2,011万3,000円が減額となり、1,727万3,000円となりました。

国庫補助金の減額の内容でございますが、補助率が耐震化促進を図る目的で本年１月に４分の１から３分の１へ拡充されたものの、国の予算の関係から、当初要望いたしました3,738万6,000円に対しまして、2,479万7,000円の減額の1,258万9,000円の内示額となりました。

また、新設されました県補助金ですが、本年４月から管路耐震化を促進するための国の補助金に千葉県独自の上乗せを行う水道管路耐震化促進事業補助金によりまして、468万4,000円の増額となりました。

これらによりまして、資本的収入は、出資金増額分2,090万円から補助金減額分2,011万

3,000円を差し引きまして、資本的収入が78万7,000円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　他会計出資金の減額について質疑を続けますけれども、国庫補助金の減額に伴って、今後といいますか、事業の進捗にどのような影響があるのかなと。影響がないのであれば、それで一番結構なんですが、その点を伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　お答えいたします。

本事業につきましては、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画において優先的に取り組む基幹管路及び重要給水管路の耐震化事業でありまして、今回、国庫補助金の内示につきまして要望額とはなりませんでしたが、今回、総務省からの水道施設耐震化事業に係る財政措置の拡充と、新設されました県費補助金が増額となりましたことで、本年度事業進捗への影響はないものと考えております。

また、今後は国庫補助金等の動向に注視しまして、より有利な財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　旭市議会から所属させていただいております東総広域水道企業団議会においても、同様の議案が、実は以前ございまして、そのときも東総広域議会で質疑をさせていただいたんですけれども、そのときもそうで、思い出して、これは困ったものだなと思うのと、今後も国庫補助が減額になることがあり得ると僕は思うので、最後に、それらの対応、対策、本市としてはどのような構えというか、見解を持っているのかで結構ですので、お聞かせいただきたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　お答えいたします。

水道施設耐震化事業につきましては、全国で耐震化需要の多い中で、国費・県費予算にも限りがあるということでありますことから、国・県の予算動向を注視しつつ、有効な補助金が活用できますよう、今後は国・県の予算配分状況ですとか、本市の水道施設の耐震化の工

事スケジュールの調整を図りながら予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　令和７年度旭市水道事業会計補正予算（第１号）についてご質疑申し上げます。

これについては、今、林議員から話が出た問題を私は気がつかないで、要するに、補助金が減ったから市の金を出すということはどういうメリットがあるんだという形でもって質疑しようと思っていました。ですから、ちょっと今、分かりましたので、この点については質疑を取り消したいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

ここで参考人の入場を求めます。

しばらく自席で休憩いたします。

休憩　午後　４時２０分

再開　午後　４時２１分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第20号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について質疑いたします。

この議案は、昨年決めました中期計画の変更でありますけれども、大変大きな金額を収入支出において行うようになっております。私は、これはどうしてこんなことになったのかということを知りたいために質疑いたします。

今年の２月28日の令和６年度第２回地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会、令和７年２月28日の議事録の６ページにこういうことが書いてあります。事務局長のお話ですけれども「地独法人の場合は、設立団体からの長期借入が認められております。また、これまでの長期借入は建設改良費の全額を対象としてこなかったので、今後はこれを全額対象とし現金の流出を防ぐことを検討しております。」ということがあります。

そして、７ページのところでは、２次医療圏人口が25万人を切り、2020年から比較すると7.2%の減少をしている。つまり、医療人口が減少していることをこの時点でもって認めておられます。

さらに、本年７月４日の評価委員会では、今回のことについて、要するに、計画を改めないと大変なことになるということが議論されております。

そこで、どうしてこういうようなことになったのか、私たちに分かりやすくご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　それでは、お答えをいたします。

今回の変更につきましては、計画期間中における施設や医療機械機器などの整備などの設備投資に係る財源措置といたしまして、可能な限り起債を活用することとして、その額を増額しようとするものでございます。資本的支出の総額には変更はございません。

当院におきましては、従来、設備投資に際しましては、負債額の抑制等の観点から、大規模な建設事業や、特に高額な医療機器等の整備にのみ起債を活用して、それ以外には自己資金を充ててきたところでございまして、今回の中期計画におきましても同様でございました。

今般、人件費や薬剤費等の費用の高騰と、診療報酬の水準がこれに対応していないことなどによりまして、全国的に病院の経営が急激に悪化をしており、当院におきましても、令和５年度、令和６年度と連続して赤字を計上して、これに伴って、いわゆる流動資産、すなわち現金預金が大きく減少したところでございます。

当院といたしましては、市民に対して良質な医療を提供していくためには、経営の安定が不可欠であるといったことを踏まえまして、一つには、企業の短期的な支払い能力を示す流動比率を急激に低下させないようにするために、流動資産である現金預金を確保しておくこと、二つとして、病院事業債につきましては、その元利償還金の25％が交付税措置されるといったことから、これにより収入の増加を図ること、三つとして、耐用年数に応じた償還年限を設定した起債を行うことによりまして負担の平準化を図ること、これらの理由によりまして、今回の変更を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は、その点から見ると、そういうことを含めて、評価委員会の議事録でも交付税算入のことがかなり書いてあります。それはそうなんですけれども、今、この時期に、旭中央病院はどういう方向を目指すかということをお考えでしょうか。

一番新しい議事録に、こういうふうに書いてあります。今おっしゃったようなことの内容だと思うんですけれども、これは７月４日の評価委員会の一番最後のところの理事長の発言

を全部読んでみます。

「いろいろご意見いただきまして、私どもの自己評価よりも良い点をつけていただき、誠にありがとうございます。」、これは事業の評価です。「これまで、精一杯、広域型の基幹病院として、何とかやってきたつもりでありますが、この２・３年は財政的な問題が出てきており、様々な対策を立てております。現在の世の中の動きに診療報酬がついていっていないことが根本にあり、来年の診療報酬改定には、非常に期待をしております。あとは、今まで重厚な大型戦艦あるいは、航空母艦型の医療というのを展開してきたわけでありますが、これから地域に合ったスリムな形の駆逐艦のような形に乗り換えなければ、持続していけないのかと考えております。今後も皆様方のご意見、ご指導をいただいて、まずは、この地域の医療体制を維持していきたいと思っておりますし、できれば早期にこの財政状況を改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございました。」、これが評価委員会の理事長の締めの言葉なんです。

そうすると、今、病院が考えていることは、当座は、例えば現在の中期計画の中では今のやり方でやるけれども、つまり、この４年間にこれだけ負担をお願いするということが、今、示されているわけです、この中期計画の変更の中に、これは。それをやった後には、縮小していくという方向を、今、病院としては出しているんですか。そのように私は、この文章を見て感じましたけれども、病院のお考えをぜひこの機会に、今回の認可の提案を出したと同時に、お答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　まず、私たちが何を目指すかということでございますけれども、まず、基本的に、我々自治体病院につきましては、行政や地域の医療機関等と連携して地域の必要な医療を安定的に提供して、住民の生命と健康を守ることを使命としておりまして、地域医療の最後のとりでとして、その役割はますます高まっているものと考えているところでございます。

一方で、現在の状況を見ますと、少子高齢化というものがありますけれども、全体的には、やはり診療圏の人口が減っていくというようなことがございます。それからまた、年齢構成の変動等によりまして医療需要も変わっていくものと思います。

こうしたものに対して適切に当院の規模・機能を柔軟に、状況に応じて変更することによって、いずれにしても安定的な経営をしていく、良質な経営ということも含めながら、病院

としての使命を果たせるような機能・規模を模索していく、そういう立場ということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、この４年間が終わった後については、さらにそのときの状況を見ながら考えるということなんでしょうけれども、今、事務局長、理事長ではありませんから、そこまで考えていないでしょうけれども、この地域の医療状態が、本当に今、人口が減りつつある。旭市も４万人台になってしまうわけですよ、今６万人いるのがね。そういうときに、病院は、今の状態ではやはり対応できないと思うんです。それについては、いつ頃そういう形のものを打ち出してくるんですか。

評価委員会がありますから、また、今回は病院が評価委員会の許可を得て、要するに負担を増やすというか、４分の１は地方交付税で来るからということで、例えば、今、研修医の宿舎が建っています。当初、16億円と言っていたのが、今、18億7,000万円ということになっています、帳簿上。そういうものを建てる。それから、７億7,000万円という計画だった医療費、医療器械のほうはどんどん増やしてもらったほうがいいと思うんですが、それが今回のやつでもってぼんと増えている。

両方とも、何かお金を、我々、この中から絞り出すために考えたような案ではないかというふうな気がしてしまったんですよ、これを見たときに。そういうことのないようにするためには、ぜひ私たちにもっと詳しく、私たち議会が計画なり、それから目標なりを議決しなければ病院は成り立たないわけですからね。市長が提案、市長が理事長を指名し、そうでしょう。そういう考えがあるわけですから、この議会に対しても、住民の代表である議会に対しても、もっと正確な、本当に実のある情報を提供していただきたい、これを機会に。

今回承認されるでしょうけれども、そういう機会に議会と病院の関係もならなければ、本当にいい行政はできないのだと思っていますけれども、事務局長のお考えをお聞かせいただきます。これは理事長の考えというふうに考えながら聞いていますから。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　議会に対して、いろんな説明だとか、ご理解をいただく機会をということだと思いますが、私どものほうといたしましては、例えば要請等がございましたら、いつでも出向いてご説明するのはやぶさかでない

というつもりでございます。

ただ、当面は、現在では、市長をはじめとした市の執行部のほうとの意見交換会を定期的に行っているほか、そのほか、常に緊密に連携を取り合って、意見交換等あるいはご指導等をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　議案第20号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について、10点質疑させていただきます。多くて恐縮ですけれども、ご辛抱をお願いいたします。

初めに、旭中央病院の皆様には、日頃から市民の命と健康を守り、地域医療の最前線でご尽力いただいておりますこと、心から感謝と敬意を表します。

吉田理事長、野村統括病院長、福森看護局長、加瀬事務局長をはじめ、理事の方々が病院を力強く導き、常勤職員2,154名の皆様が若さと活力を持って昼夜を問わず市民を支えてくださっております。旭中央病院は地域にとってなくてはならない存在であり、その献身が市民の安心と信頼の大きな支えになっていることを、まずこの場で再確認をし、そして１回目の質疑を行います。

どのような理由と背景から、今回の中期計画の変更が必要となり、どの点が主に変わるのか、分かりやすくご説明ください。

１、変更の根拠と主なポイントについて伺います。第３期中期計画が始まって以降のこれまでの進捗、評価結果を踏まえて、今回の見直しがどのような評価に基づいているのか教えてください。

２、これまでの計画の評価と今回の変更理由についてお伺いいたします。

３、計画がどのようにチェックされてきたのか、その仕組みと、見えてきた課題や成果はどのようなものだったかをお聞かせください。年度ごとの評価やモニタリングの仕組みと結果についてお伺いいたします。

４、外部の評価委員会において、今回の変更に対してどのような意見が出されたのか、そ

のポイントをお聞かせください。評価委員会での討議の概要と意見についてお伺いいたします。

５、利便性、サービス、財務体制など、どのような改善を市民や医療現場に還元できるとお考えでしょうか。今回の変更で具体的にどのような点が改善されるのかについてお伺いいたします。

６、当初の中期計画と今回の変更後では、病院事業債や借入金の総額にどのような違いが生じ、なぜその調整が必要となったのか教えてください。起債額に関して、当初計画と比べての違いについてお伺いいたします。

７、借入れが増えることで、将来の財務負担、つまり返済、利息はどう変化し、それをどのように見通しているのかお聞かせください。長期借入金の増額に伴う収入、償還、利息支払いの見通しについてお伺いいたします。

８、病院独自の2024年度アクションプランと、旭市の第４次あるいは第５次行政改革アクションプランとの関係性についてご説明願います。2024年度旭中央病院のアクションプラン、市のアクションプランとの関係性についてお伺いいたします。

９、計画変更に当たって、理事長からの対外的なメッセージあるいは内部職員への発言などがあれば、その趣旨をお聞かせください。法人の長によるメッセージの変更の有無についてお伺いいたします。

最後、10点目でございますけれども、病院単独ではなく、設立団体である旭市として、今後どのような支援を検討されているのか、また、市民への丁寧な説明の在り方についてご見解をお聞かせください。市としての支援方針と市民への説明責任の果たし方についてお伺いいたします。

１回目の質疑については以上でございます。

ご答弁によりまして、計画変更の適正性、そして将来の持続可能な病院経営の道筋が市民にとっても納得できる形で明らかになることを期待いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　お答えをいたします。

私からは、病院側で答える内容につきましてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、１問目の変更の根拠と変更のポイント並びに２問目の変更理由につきましては、関

連いたしますので、一括してお答えをさせていただきます。

今回の変更は、計画期間中における施設や医療機械機器の整備など設備投資に係る財政措置といたしまして、可能な限り起債を活用することとして、その額を増額しようとするものでございます。

当院におきましては、従来、設備投資に際しては、負債額の抑制等の観点から、大規模な建設事業や特に高額な医療機器等の整備にのみ起債を活用して、それ以外には自己資金を充ててきたところでございまして、今回の中期計画においても、それは同様でございました。

今般、人件費、薬剤費等の費用の高騰と診療報酬の水準がこれに対応していないことなどによりまして、全国的に病院の経営が急激に悪化しており、当院においても、令和５年度、６年度と連続して赤字を計上し、これに伴って、いわゆる流動資産、すなわち現金預金が大きく減少したところでございます。

当院といたしましては、市民に対して良質な医療を提供していくためには経営の安定が不可欠であるといったことを踏まえまして、企業の短期的な支払い能力を示す流動比率を急激に低下させないようにするために、流動資産である現金預金を確保すること、また、病院事業債については、その元利償還金の25％が交付税措置されることから、これにより収入の増加を図ること、さらに、耐用年数に応じた償還年限を設定した起債を行うことによりまして負担の平準化を図ることなどによりまして、今回の変更を行おうとするものでございます。

次に、これまでの計画の評価ということでございますけれども、今般の第３期中期計画に関しましては、現在が２年目となります。１年目の令和６年度計画に対しまして、本年の７月４日に開催された評価委員会を経て、市長の評価を受けているところでございます。その評価の内容につきましては、総合的な評価といたしまして、計画をほぼ予定どおりに実施しているといったような評価を受けているところでございます。

なお、項目によりましては、当院が実施した自己評価を上回る評価をいただいた項目もあるところでございます。

続きまして、今回の変更で何が改善されるのかというご質疑でございます。

借入金を増額することで現金預金の残高が増加をいたしますので、流動比率が高まることが見込まれます。一方、利息の返済額が総額で２億9,300万円ほど増加する見込みでございますけれども、返済する元金と利息の双方に25％の交付税が措置されますので、これによりまして、交付税収入が９億2,000万円ほど増額することが見込まれるところでございます。また、耐用年数に応じた償還年限を設定した起債を行うことによりまして、負担の平準化が

図られることとなります。

以上のとおり、今回の変更によりまして、安定した資金の確保、収支面での改善等が図られるものというふうに考えているところでございます。

続きまして、起債額について、当初中期計画と変更後はどのような違いが生じてくるかとのご質疑でございます。

第３期中期計画期間中の４年間における起債額は、当初計画の長期借入金の額、54億1,800万円から、変更後は88億900万円となりまして、差し引き33億9,100万円増加をすることになります。

続きまして、長期借入金による収入の増加、償還金の増加、支払い利息の増加についてのご質疑ですが、長期借入金による収入の増加につきましては、当初計画の54億1,800万円から、変更後は88億900万円となり、33億9,100万円増加することになります。

償還する元金につきましては、最終的に返済する総額は、借入金の増と同額の33億9,100万円増加をいたします。第３期中期計画期間中の４年間に限りますと、６億2,500万円ほどの増額となるものです。

また、支払い利息につきましては、総額で２億9,300万円の増額となり、第３期中期計画期間中の４年間に限りますと8,300万円の増となりますが、これに関しましては、元金と利息の双方に対して25％の交付税が措置され、総額で９億2,000万円の増加というのが見込まれますので、これで十分に賄える範囲となるものでございます。

続きまして、評価委員会で報告された2024年度アクションプランとの関係性ということでございますけれども、評価委員会で報告をいたしました当院の2024年度のアクションプランにつきましては、2024年度、令和６年度に特に当院で重点的に推進した取り組みを記載しているところでございます。この年度のアクションプランを作成いたしましたのは2023年度末でございまして、ここには今般の起債額の変更については記載しておりませんけれども、重点テーマとして、収支改善対策を掲げているものでございます。

最後に、評価委員会において報告された法人の長によるメッセージの変更はあるのかとのご質疑でございますけれども、評価委員会において報告をされました法人の長によるメッセージは、同委員会で報告された令和６年度の事業報告書の冒頭に掲載をしたものでございまして、今後これを変更することは考えておりません。

なお、令和７年度の事業報告書には新たなメッセージを掲載することになるものと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私のほうからは、（３）、（４）それから（８）、（10）ということで４点について回答させていただきます。

まず、（３）のほうです。年度評価及びモニタリングの仕組みと結果についてでございます。

業務の実績等に対する評価につきましては、地方独立行政法人法第28条第１項の規定に基づき、旭中央病院が事業年度ごとにその業務実績を市に報告することとなります。その後、市が設置した地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会に法人が行った業務実績の評価について意見を聴取し、評価を行います。令和６事業年度の業績評価については、市が定めた中期目標や中期計画の達成に向けて定めた年度計画について、おおむね計画どおりに進んでいると評価しております。

続きまして、（４）です。評価委員会での討議の概要と出された意見についてです。

本年７月に開催しました令和７年度第１回評価委員会では、１、令和６事業年度の業務実績評価について、２、令和６年度財務諸表の承認について、３、第３期中期計画及び令和７年度計画の変更についての３項目について委員会に意見を求めました。

委員からは、令和６事業年度の業務実績について、１、法人が提供する先進的な医療や地域医療への取り組みは評価すべき、２、全体的に自己評価が低いが、救急受入れや周産期医療など、地域の中核病院としての機能は高い、３、経営状況は赤字決算となったが、計画に定めた目標値に対しては上回る結果であるといった意見をいただきました。また、第３期中期計画の変更については、認可することが適当であるという意見をいただいております。

８番目です。2024年度アクションプランとの関係性についてでございますが、市の行政改革アクションプランにつきましては、病院の記載等はございませんので、これについての関係性はございません。

最後、10点目です。市としての今後の支援方針と市民への説明責任についてでございますが、地域の基幹病院である旭中央病院がこれからも安定した医療サービスを引き続き提供できるよう、定期的に情報交換を行い、病院事業債の管理だけでなく、経営状況の把握に努め、必要であれば業務運営の改善等の指示を行うなどの支援をしてまいります。

また、市民への説明責任ということですが、議会の議決案件でもございます中期目標や中期計画のほか、年度計画や業務実績、そのほかの財務諸表など、旭中央病院の運営状況につ

いて議会へ報告するとともに、市及び法人のホームページにて公表しております。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利）　ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　加瀬事務局長並びに企画政策課長、丁寧なる説明、若干スピーディではあったですけれども、ありがとうございました、詳細にわたりまして。

違っていたらごめんなさい、再質疑をさせていただきますけれども、まず起債額については、当初54億1,750万円、それが変更後には88億910万円で、トータルして４年間で33億9,160万円でよろしいのでしょうかという、まず確認の質疑です。

そして、その中で、実際に、いわゆる起債をした額は23億5,000万円でよろしいのかという確認の質疑です。

そして、起債額の充当については、運用の妙ということで……

○議長（飯嶋正利）　伊場議員、項目はどの項目か言っていただけると。

○４番（伊場哲也）　項目は、ちょっとごちゃごちゃになってしまいましたのですけれども、１、２を省略して、評価についてもお伺いしたいのです。ですから、評価は２番目ですから、戻ることができませんので、取り替えて評価にいきたいのですけれども、議長、よろしゅうございますか。

○議長（飯嶋正利）　分かりました。はい。

○４番（伊場哲也）　不慣れということで。

○議長（飯嶋正利）　今のやつは。

○４番（伊場哲也）　次に繰り越すと。

○議長（飯嶋正利）　はい。では、さきにそっちへ。

○４番（伊場哲也）　今のもやってしまってもいいですか、議長。

○議長（飯嶋正利）　順番で、できれば。

○４番（伊場哲也）　順番で、はい。では、評価でよろしいですかね。

○議長（飯嶋正利）　すみません。申し訳ないです。

○４番（伊場哲也）　ごめんなさい。加瀬事務局長並びに榎澤企画政策課長、評価です。

旭中央病院におかれましては、事細かに４年間の評価あるいは１年ごとの年度評価、年度評価の中でも評価の形が、２通りだったかな、あったかと思いますけれども、その評価の中で、今回、その評価を生かして中期計画を変更するよというふうになったかと推測いたしますけれども、特に評価の中で１点、Ｃという評価、これは事務局長がされたのではないかというふうに思うのですけれども、そのＣという評価の項目が何であったのか。あわせて、５段階評価の中で、なぜＣという評価をしたのか、評価について、議長、質疑いたします。よろしくお願いします。失礼しました。１点です。

○議長（飯嶋正利）　もうこれでいいですか。

○４番（伊場哲也）　分かりました。ごめんなさい。

続いて、先ほど申し上げました起債額についての確認、当初は54億1,750万円、そして４年間では最終的に88億910万円、都合、起債額総額４年間で33億9,160万円でよろしいかということ、そして、変更する起債額ですけれども、令和７年度におきましては23億5,000万円、いわゆるプラスになるよということでよろしいかという確認、この質疑です。

そして、特に、起債額の使い方、使途です。これは運用の妙という言葉を使わせていただきますけれども、起債額につきましての主要項目、医療機器整備事業に幾ら幾ら、そして研修医宿舎整備事業に幾ら幾ら、そして令和７年度、新たに施設・設備・情報システム機器整備事業費とこれが１番、15億6,450万円、これに充てているんです。

先ほど前者、松木議員からも質疑がありましたけれども、医療機器についてはプラス３億円、それから研修医の宿舎の整備事業についてはプラス５億円、そして今言いましたように施設・設備・情報システム機器整備事業に15億6,450万円、トータル23億5,000万円の起債の、いわゆる運用が示されておりますけれども、それでよろしいかという確認３点、これを再質疑ということで出させていただきました。

時間の関係もございますので、あとは決算審査委員会に持ち越すことも可能ですので、この場では以上再質疑ということで、違う内容になりますから……

○議長（飯嶋正利）　伊場議員、これは決算ではできませんよ。

○４番（伊場哲也）　結構です。いいです。

以上、再質疑の項目内容をちょっと、評価の件と確認の件３点になりますけれども、ご理解、言葉は伝わりましたでしょうか。申し訳ありません。

○議長（飯嶋正利）　伊場議員、できれば、何番だというのを言っていただけるとありがたい。

○４番（伊場哲也）　３番です。年度ごとの評価、モニタリングの仕組みと結果についてということと、６番、起債額に関して、当初計画と比べての違い。

償還、利息等々については、また個人的にお伺いする形で、以上２点再質疑させていただきます。

○議長（飯嶋正利）　２点でよろしいですか。

○４番（伊場哲也）　はい。

○議長（飯嶋正利）　分かりました。

○４番（伊場哲也）　よろしいでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　はい。

○４番（伊場哲也）　よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　評価の中でＣ評価、Ｃというのは、Ｂが標準だとして、計画どおりにいっていないという評価のことでございますけれども、Ｃ評価をした項目についてということでございましたけれども、経営健全に向けた取り組みについて、自己評価ではＣという形で評価をさせていただきました。これは、令和６年度の決算見込みでは20億円程度の赤字であろうと見込んでいたところ、12億円程度の赤字ということであったわけではあるのですけれども、そういう意味で、当初の見込みよりも経営の赤字の幅が縮小したということはございましたけれども、その前年度の赤字が12億円で、また当該年度も12億円と同額の赤字を計上しているということについて、その赤字の計上について当院としてＢ評価する、計画どおりであるといったようなことについては、内心じくじたるものがあるというようなこともございまして、これは赤字ということでＣというネガティブな評価にさせていただいたところでございます。

そうした中で、評価委員会におきまして様々な項目について評価をしていただく中で、その赤字幅について当初の見込みを縮小しているであるとか、あるいは収益が増えているとか、あるいは適切な医療の提供等について見るべきところがあるので、これはＢ評価にして、引き上げてもいいのではないか、そういう評価委員会での議論がございまして、評価委員会ではこれをＢ評価ということで引き上げていただいて、それを市長に意見として出していただいたところでございます。そして、今回、市長のほうからいただきました評価では、これがＢということで評価をされている、こういう経過でございました。

私からは以上でございます。

その他につきましては、経理課長からご答弁いたします。

○議長（飯嶋正利）　病院経理課長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長（髙埜正人）　それでは、それ以外の部分について私のほうからご回答させていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、当初計画で54億1,700万円、それが変更後で88億910万円ということで、差し引き、４年間のトータルで33億9,100万円が増額したというところで間違いはございません。

なお、令和７年度ということで、令和７年度は23億5,000万円増えたというところなんですが、まず一つずつ見ていきますと、研修医の宿舎整備事業、こちらが増額となっているというところなんですが、これは実は、令和６年度、７年度、２年間の建設事業になっておりまして、令和６年度の１年目のほうで支払い額が当初予定していたほど発生しなかったために、起債額もそれに応じて少なかったということで、２年間のトータルとしては、これは当初の計画から変更はございません。ただ、ちょっと割り振りが変わったので、６年度が下がって７年度が増えたという状況です。

そのほか、医療機器整備事業に関しましては、当初７億7,000万円だったところが10億7,000万円ということになっているんですが、令和６年度に、こちらも購入しようとしていた医療機器、ちょっと高額なものが、海外から取り寄せるというような機器だったもので、納期がなかなか６年度中には間に合わないということで、７年度にずれ込んだものがあったということで、こちらも令和６年度が少し下がって、７年度が増えているというところです。なおかつ、可能な限り起債を活用させていただくということでしたので、当初予定では予算に対して税抜きの借入れ額を想定していたところ、税込みにさせていただいたというところで増額となっています。

項目が一つ増えたということで、施設・設備・情報システム機器整備事業、こちらが新規の項目として増えております。こちらも、これまで従来は自己資金で対応してきたものに関しても、起債の対象となるものであれば、可能な限り活用させていただくという観点で、これまで工事関係に関しては、先ほど事務局長から説明があったとおり、大型の建て替え事業とか、病院の本館ですとか、医師宿舎というようなところでしか使っていなかったんですが、院内のいろいろな設備面、こういったものの更新、そういったものの工事に関しても使わせていただくということと、情報システム機器整備事業とありますが、院内の電子カルテですとか、そういうシステム関係の更新費、こういったものも対象にできるものは起債のほうに入れさせていただこうということを図りまして、トータルで令和７年度は当初の計画より23億5,000万円増額したというところになります。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　最後の質疑になりますが、ただいま起債額に関してのご答弁もいただきました。最終的には、この時期に第３期の中期計画を変更し、そして令和７年度、８年度、９年度と病院経営をされるわけですけれども、最終的な赤字、19億9,000万円でしたか。最終的には20億円弱の、旭中央病院をもってしてでも、また計画を変更してでも、最終的にはそれだけ赤字になってしまうという点、これは旭中央病院の存続を考えたときに、一般的な質疑になりますけれども、大丈夫でしょうかということです。

そして、いずれ第３期から第４期というふうに計画がまた見直されていくことになりますけれども、その辺の専門家として先々を見通してのビジョンといいますか、大丈夫ですよと。前々回、２年前になりましょうか、市の中期目標を受けて、そして中央病院のほうで中期計画、この基になっている第３期中期計画を作成されました。その際に、病院債も何百億円とある中で、大丈夫でしょうかと質疑させていただいたときに、いや、中央病院はキャッシュで現金100億円、明日にでも動かせるという力強い、病院経営上のお金に関する、そういう答弁があったやに記憶しているのですけれども、４年間を見通して20億円弱の赤字でも大丈夫でしょうか。そして、大丈夫だとよと。その裏づけ、根拠となる現金云々、この２点的なお話をご答弁いただければありがたい、このように思います。

そして、３回目ですので、答弁をお聞きして、私の質疑を終わりにさせていただきたいということになります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（加瀬博夫）　まず、収支の見通し等についてということであろうかと思います。

今回の起債の増額につきましては、基本的には資本的収支に関してのものでございますので、収益的収支の赤字には当該年度には響いてこない、そういうものでございますけれども、ただ、申し上げましたように、手元に現金が残るか残らないかということにつきましては、短期的な支払い能力、資金繰りができるかどうかということに関わっておりますので、これにつきましては、この起債を行うことによりまして、その資金収支。資金繰りについては、よくなってくるものというふうに、これは考えているところでございます。

それからまた、収益的収支に関しましての見通しでございますが、これにつきましては、現在、全国の病院が厳しい状況になっているということにつきましては、これは物価高あるいは人件費の高騰に伴って、病院に係る診療材料あるいは委託費等あるいは薬品費等の費用が増加していることが一方にあって、その一方で、公定価格である診療報酬、これは国が決めるものでございますけれども、これが十分引き上がっていないということに起因しているものというふうに考えているところでございます。

ですので、病院といたしましては、精いっぱいの努力をいたしますけれども、これが全く低い水準のままでは、当院ばかりではなく、全国の病院が非常にまたさらに苦境に陥ってしまうということがございますので、現在、私どもといたしましては、例えば全国自治体病院協議会等の病院団体を通じてもそうですし、それから単独でも、国・県等に対して診療報酬の大幅な引き上げあるいはリーズナブルな引き上げあるいは臨時的な財政措置による助成等についてお願いをしているところでございます。

これにつきまして、来年度、令和８年度は診療報酬の改定の年でございますので、骨太の方針にも一定程度の理解のあるものが並んでおりますので、まず、これについては一つ期待をしているところでございまして、一つには、それが非常に大きな要因でございますので、診療報酬の引き上げについて努力をしまして、この引き上げによって、当院の収益的収支の改善を図るというのが、いま一つ、力を入れてやっているところでございます。

また、収入確保につきましては、当院といたしまして、例えば周辺の医療機関との連携の強化による平均在院日数の短縮等をいたしまして、入院患者、重症の患者だとか、あるいは緊急を有する患者、高度な医療を要する患者等につきまして漏れなく引き受けることができ

るような、そういう体制を取るような努力をいたしましたりとか、あるいは引き続き断らない救急を目指して、救急患者をできるだけ引き受けるとかいうことを、今、やっているところでございます。

また、診療報酬につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公定価格でございますので、当院としては、なかなか医療費を引き上げるというわけにいかないわけでございますけれども、長年にわたって据置きとなっている差額室料につきまして、同規模病院との水準を参考に、本年２月に改定をしたところでございます。

また、経費の節減策についても、詳しくは申し上げませんけれども、一生懸命そういうことで意識の改革等によりまして努力をしているところでございます。こういうことによりまして、当院としても積極的に努力をいたしまして、できる限りのことをいたしまして、令和７年度、令和８年度には何とか黒字に持っていって安心いただけるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

○議長（飯嶋正利）　以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

加瀬博夫事務局長、髙埜正人経理課長に対して、一言お礼を申し上げます。

本日お聞きした意見は、議案審査の参考となりました。誠にありがとうございます。

ここで退場願います。

議案の審査は途中ですが、午後５時25分まで休憩いたします。

休憩　午後　５時１３分

再開　午後　５時２５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　議案第22号、工事請負契約の締結について、最後まで笑顔で元気に質疑を行います。

当議案は、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事の電気設備に関する契約であります。

その一方で、同時に入札を公告した建築工事が不調になっておりますので、開札調書を確認しましたところ、予定している価格に大きな開きがあるようでした。建築工事が不調になったことで、設計変更して再入札にかけるものと思いますが、本来でしたら、電気設備工事も設計や積算を見直したほうがよりよい一体的な改造になろうかと思いますので、その点、本市の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、ひかた椿小学校の大規模改造工事のうちの電気設備工事の契約の関係で回答申し上げます。

今回、電気設備の工事のほうの積算も見直してからというほうがいいのではないかということでございますけれども、今回入札を行いました建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構改修工事、こちらの４本の工事につきましては、それぞれ独立した形で積算をしてございます。関連する工事ではございますけれども、それぞれの工事におきまして適正に積算を行っておりますので、建築工事が落札とはなりませんでしたが、他工事に影響するものではないものと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事の電気設備に関する契約という議案でありますが、建築工事の入札では、近隣において入札不調が多発している状況でありまして、設計変更して再入札を繰り返しても、なかなか応札が増えず、落札されないケースが多発しておりますので、この議案の契約、それに伴う建築工事のほうも早期の契約を

望みますが、現状の入札が不透明な情勢の中で、機械設備、外構工事は契約しているようでございます。当議案の電気工事も建築工事のめどが立たない中で契約してしまって、影響はどの程度なのかなという部分、再度本市の見解を求めたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　既に契約しております機械設備工事と外構改修工事の受注者とは、今後、打合せのほうを行う予定でおります。

電気設備工事につきましても、本議会にて議決をいただき、契約に至りましたら、同様にこちらの打合せを進めていく予定でございます。

建築工事に影響のない範囲の工事について、着工していくのか、または建築工事が決定した後にスムーズに工事が進められるよう段取りや材料の確保などの準備を進めていただくというような予定でおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ひかた椿小学校統合大規模改造工事の電気設備に関する契約でありますが、工期内に工事が終わると断言できるのか伺いたいです。

加えまして、期間が短くなるということで、設計監理業者だとか、担当職員から施工業者にプレッシャーだとか、しわ寄せするものと思いますが、そのようなことがないように、今後は設計と監理を分けるなどの取り組みが必要ではないかなと、そのように思うんです。結構なプレッシャーが設計業者からかかるという、監理の段階でもいろいろ変更を依頼されるということを伺いますので、その点、副市長、もう一度言いますけれども、設計と監理の業者を分けるという考えに対して、必要と思うので、その点は副市長に見解を求めて本日の質疑を終わりたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質疑に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴　栄男）　設計と監理を分けたらどうかということでございました。

これについては、様々なケースが想定されると思いますので、その辺は検証したいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号の質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程第２　議案第２３号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。議案第23号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議していただきたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第23号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

◎日程第２　決算審査特別委員会設置

○議長（飯嶋正利）　日程第２、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第８号までの８議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から３名、文教福祉常任委員会から３名、建設経済常任委員会から３名の９名の委員をもって構成する決算審査特別委員会の設置をし、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３　決算審査特別委員会委員の選任

○議長（飯嶋正利）　日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

決算審査特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第８条第１項の規定により、配付の名簿のとおり指名いたします。

それでは、この後、決算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩　午後　５時３５分

再開　午後　５時５５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に松木源太郎議員。

副委員長に伊場哲也議員。

以上のとおりであります。

◎日程第４　決算審査特別委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されるようお願いいたします。

◎日程第５　常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第５、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第22号までの14議案を、分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は10日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　５時５６分

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和７年９月１０日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は２０名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　常世田　正　樹

○議長（飯嶋正利）　通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

なお、一般質問は一問一等方式、質問はなるべく簡潔にお願いいたします。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　おはようございます。議席番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年の夏は暑過ぎました。雨が全く降らない日が続き、熱中症警戒アラートが毎日発表されました。異常気象ではなく、今後はこれが普通になるそうですと、一昨年、１年前の一般質問の冒頭で私、発言しておりました。

今年は一昨年、昨年よりも間違いなくさらに暑かったです。猛暑日の基準となる35度を軽く超えた40度超えの酷暑日も全国各地で記録しました。子どもたちが大人になる10年後、20年後、さらには50年、100年先のことを考えると、かなり心配になります。世界では50度超えの地域も出てきました。もはや地球温暖化ではなく、地球沸騰化の時代に突入したそうです。せめて今を生きる子どもたちが明るく元気いっぱいに過ごせる一助となるよう、質問を始めさせていただきます。

私からの質問は、互いに認め合う社会の形成について、交流の促進について、学校教育の充実について及び防災力の強化についての４項目、４点の質問となります。

１項目め、互いに認め合う社会の形成について。

（１）日本人と外国人の双方が住みやすくなるまちづくりについてお伺いします。

千葉県内に住む外国人が犯罪の加害者や被害者になるのを防ごうと、旭市では５月に外国人を対象にした防犯講座が開かれました。旭市内の食品メーカーや福祉事業所で働く外国人技能実習生ら40人余りが参加しました。市内には外国人労働者やコミュニティが多く、それに関連する事件や交通事故が目立つことから、県警はこうした防犯指導を継続することで、日本人、外国人双方が住みやすいまちを目指すとしております。とても有意義な活動であると思います。文化や法律の違い、常識や考え方、思想や宗教、国ごとに千差万別であり、教わりながら身につけていかないと、その国になかなかなじめません。

例として、私は大学院のときにインドネシアで農村開発の研究に従事しておりました。まず指摘されたこと、左利きの私は左手で物を扱うことが多いです。ところがインドネシアでは、左手は不浄な手なのです。今ではトイレットペーパーが普及しておりますが、昔からトイレには水がめが設置されており、用を済ました後、右手でひしゃくを使って水をくみ、左手でお尻を洗うというのが一般的でした。そのため左手を封印し、慣れない右手でカレーや料理を手で直接すくって食べたりしました。

日本に住んでいれば当たり前のことも、海外では非常識になるということ、これは外国人の方にそのまま当てはまります。ごみを道路や川に捨てるのは当たり前、捨てたごみを拾うのは、障害のある方や両親のいない子どもの仕事、拾ったごみを業者に売る、手間賃をもらう、仕事として成立している地域もあります。その仕事をなくしてしまうことのほうがよっぽど悪い。これもインドネシアのある地方都市の慣習であったりします。

県では、多文化共生推進プランが進められております。外国人住民に対する相談体制や日本語教育支援、災害時の支援、生活情報の提供、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談、住居確保の支援、医療トラブル解消のための支援を拡大しております。日本に来た外国人が頼りにする組織として、国際交流協会が挙げられます。銚子市、匝瑳市、香取市にはあるのですが、なぜか旭市にはありません。

近年、市内在住の外国人の方が増加傾向にあります。出入国在留管理庁がまとめた在留外国人統計の令和５年12月の数字ですが、旭市1,897人、銚子市2,622人、匝瑳市732人、香取市1,611人となっています。本市にも国際交流協会を設置する必要性があると思われます。

見解をお伺いします。併せて、本市になぜ国際交流協会がないのかについてもお伺いします。

２項目め、交流の促進について。

（１）海外都市との姉妹都市協定についてお伺いします。

近隣市の状況についてですが、銚子市の姉妹都市はアメリカ合衆国オレゴン州クーズベイ、フィリピン共和国アルバイ州レガスピー、香取市の姉妹都市、アメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン、匝瑳市の姉妹都市はございません。旭市もありません。県内では24市、２町が19か国・地域の57都市と提携、令和６年６月１日時点ですが、しております。

菅谷議員にご紹介いただいたベトナム国ダナン市にある日本国総領事館で公邸料理人を務めている伊藤慎吾氏は旭市出身であり、ダナン市と旭市が姉妹都市の協定を結べたら、地元へ恩返しすることができるのですが、という熱烈なオファーをいただいております。伊藤氏は総領事の方にも相談をし、とても好感触であったそうです。ダナン市は毎年、日越フェスティバル、今年は７月４日から６日、を開催しており、ベトナムも昔からの親日国です。

市長にお伺いします。一期一会のすばらしいチャンスであると思うのですが、ダナン市との姉妹都市の協定について話を進めていただけませんでしょうか、見解をお伺いします。

３項目め、学校教育の充実について。

（１）市内小・中学校において、教員等の人数が不足しているようであるが、現状と改善策についてお伺いします。

市内のある小学校の状況ですが、特別支援学級は情緒が２クラス14名、知的が２クラス12名という構成になっております。春先から情緒クラス担当の先生が１名休職、知的クラス担当の先生１名は、体調不良により欠勤や早退をすることが多くなっているようです。代替教員が派遣されないので、情緒クラスの７名をほかのクラスへ分配しております。そうしますと、情緒クラスの児童が大声を出すと、知的クラスの児童がおびえて耳を塞いでしまうという混乱が生じております。教員数が確保されれば、より良い環境で児童を教育することができるのは明白であり、改善すべきであると思われます。

見かけ上の基準は一定数保たれておりますが、実際の現場運営では不足、業務過多、補充課題など複数の問題があるように見受けられます。育休、産休、代替や臨時任用教員、非常勤講師など、つなぎ人員への依存が高くなっておりますが、代替教員すら見つからない状況をいかにして改善していくべきか、行政の手腕が問われていると思われます。

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課がまとめた令和６年度版「千葉県の特別支援教育－現状と主な取組－」によりますと、県内における平成19年度から令和６年度までの特別支

援学校、特別支援学級、通所指導教室等の児童・生徒数の推移について、特別支援学校は4,587人から7,359人で160％の増加、特別支援学級は5,355人から16,019人で378％の増加、対する小・中学校の特別支援教育支援員の配置状況は、平成26年度から令和６年度のデータしかございませんが、小学校で1,471人から1,819人へ増加、中学校で382人から501人へ増加しております。

本市における公立学校に在籍する教員数と必要とされる教員数について、過不足はあるのかお伺いします。併せて、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数の増加に対し、支援員、本市においては教諭補助員に当たりますが、補助員の人数も増えてはいるが、足りているのでしょうか。本市における充足率と現状についてお伺いします。

４項目め、防災力の強化について。

（１）大規模災害時に避難所となる小・中学校の体育館にエアコン等の空調設備を設置すべきであると思うが、見解をお伺いします。

７月30日の午前、ロシアのカムチャツカ半島付近で起きた巨大地震で、北海道から和歌山県にかけての太平洋沿岸に津波警報が発表されました。それに伴い、市内中学校は旭一中、旭二中、飯岡中の３校、小学校は６校、ほか海上公民館を避難所として開設しました。

また、コミュニティバスの東西線及び旭南ルートについては、安全性が確認できるまでの間、運休としました。

本市では、東日本大震災を教訓とし、初動の速さは他自治体よりぬきんでていたと思われます。公式ＬＩＮＥやショートメールでの情報発信も早かったです。担当課職員に敬意を表します。

当日、庁舎内での情報収集を終えた後に富浦小と豊畑小の避難所を訪問させていただきました。富浦小は10名程度の高齢者の方が避難しておりました。区長が声かけをされて避難してきたようでした。乗り合いや親族が車で迎えに来てくれて避難所へ来たようです。エアコンが効いた学童クラブの部屋と図書館を避難場所として開放していました。

豊畑小は２名の方が避難されていました。体育館には避難所の場所を示す矢印が張ってあり、矢印に従って校舎へ入り、２階へ上りエアコンが効く教室が開放されておりました。人数が少ないので、このような対応がベストであったと感じました。

２校とも体育館には避難者を入れておりませんでしたが、窓を全開にし、扇風機を数台稼働していましたが、蒸し暑さを感じました。この空間に100名を超える人が避難してきたら、体育館の中には長時間いられないと感じます。

旭二中のＰＴＡバレーのお手伝いに行くのですが、窓を全開にし、大型の扇風機を数台稼働させていても、夜８時を過ぎているにもかかわらず、蒸し暑さを感じます。

７月30日の津波警報に伴い、市内小・中学校並びに海上公民館へ避難してきた人数を地域ごとでよいのでお伺いします。

以上、４項目４点が１回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇ください。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容２の（１）海外都市との姉妹都市協定について、ベトナムのダナン市と姉妹都市協定を締結できないかについてお答え申し上げます。

姉妹都市を締結するのに法的な定義はございませんが、具体的な提携に至るケースといたしましては、地理的条件や産業背景が似ている。また、歴史や文化的なつながりが強い都市が候補地となることが多いようです。

本市では、海外の都市との姉妹都市の締結はございませんが、ドイツのデュッセルドルフ市と卓球をメインとしたスポーツ交流、ザンビア共和国とのオリンピックホストタウン交流などを実施しております。

ベトナム・ダナン市で旭市出身の方が活躍されていることは承知しております。まずは、お互いの市民が双方のまちのことを知り、興味を持ってもらうことが必要であると考えております。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは、大きな１項目めの（１）日本人と外国人の双方が住みやすくなるまちづくりについて、この中の国際交流協会についてお答えいたします。

国際交流協会は、外国人に対する生活相談などのサポート、日本語教室、国際交流事業などを行う団体で、県内では県を含む37の自治体に設置されております。その活動は組織により様々で、運営主体についても行政、民間団体、ＮＰＯ法人、ボランティアなど様々な形態がございます。

本市に住む外国人の約６割はインドネシア、タイ、ベトナムなどから日本の技術を学びに来た技能実習生となっております。技能実習生は、雇用主が契約する監理団体のサポートを受けており、ある程度日本語を習得しているものと認識しております。このような事情から、国際交流協会設立の機運があまり高くなかったのではないかと思われます。

本市では国際交流協会の設立の予定はございませんが、外国人の方が安心して暮らせるよう、民間団体、ＮＰＯとの連携、ＩＣＴなどを活用してサポートしていければと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは３の学校教育の充実について、（１）ということで、初めに公立学校の教員の数、また教諭補助員の人数は足りているのかということで、現状のほうで回答させていただきます。

教員数につきましては、年度当初は児童・生徒数に応じた教員定数どおりの配置がされております。しかしながら、教員の退職や長期休暇の申出などによりまして、年度途中から代わりとなる臨時的任用教員の補充が追いついておらず、現時点においては不足が生じております。

本市では、教諭補助員を全ての小・中学校に配置しております。学校の実情によりまして、低学年の補助に入ったり、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応に当たったりする場合もございます。

これらの教諭補助員につきましては、学校規模や特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の増加など現場の状況を勘案しながら、適切な配置に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課から、４項目めの防災力の強化についてお答えいたします。

７月30日の津波警報に伴い、市内小・中学校並びに海上公民館へ避難された人数についてですが、まず７月30日の午前９時40分に津波警報が発表されたことを受けて、午前10時15分に避難所を10か所開設いたしました。

開設した避難所につきましては、旭地域は６か所の小・中学校、中央小学校、矢指小学校、富浦小学校、豊畑小学校、そして第一中学校と第二中学校です。海上地域につきましては海上公民館、飯岡地域は３か所の小・中学校、飯岡小学校、三川小学校、飯岡中学校となります。

避難者の人数のピークは正午の頃でした。その内訳としまして、旭地域で97人、海上地域で40人、飯岡地域で93人、合計230人でございました。午後６時30分には津波注意報に切り替わりまして、午後８時15分には全避難所が閉鎖となりました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

それでは、答弁に対し再質問を順次させていただきます。

１項目めの（１）について、国際交流協会を必要とする声が上がらなかった。技能実習生や特定技能生を受け入れる企業と整理団体がしっかりとサポートしているので、国際交流協会が必要なかったということですかね。確かに市内では昔からタイ人の方が多く、独自のコミュニティを形成しており、日本人と結婚したタイ人の方があれこれと世話を焼いているという話を聞いたことがあります。必要性がなかったので協会を立ち上げる機運が盛り上がらなかったということで理解しました。

再質問としまして、両親共に外国人、保護者のどちらかが外国人の児童・生徒に対する教育について、公立保育所における日本語教育や日本の文化について、また一般常識やマナーについての教育はどのように行っているのでしょうか。小学校に入学する頃には、日本語による授業を理解することができる、読み書きができる能力が身についているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それではお答えいたします。

公立保育所では、外国人児童に対する特別な日本語教育等のプログラムは設けておりませんが、日常の保育活動の中で自然に日本語や日本文化を学べるような環境を提供しております。

具体的には、日本人の児童と同様に遊びや歌、絵本の読み聞かせを通じて日本語の語彙や表現等を学んだり、四季折々の保育所行事を通して、日本文化に触れる機会をつくっております。また、子ども同士の日常の会話やコミュニケーションから、言葉の使い方やニュアンスを自然に身につけられるようにしています。

年長児では、小学校入学に向けて平仮名や数字を学ぶ時間を設けておりますが、外国人児童には個別に時間をかけて指導を行うなど、日本語に対する理解を促しています。

保育活動の時間が日本語学習の場となるように、保育士が言葉の意味を丁寧に説明するよう心がけ、外国人児童がスムーズに日本語を習得し、日常生活に適応できるように支援しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。では、再々質問させていただきます。

就学前の児童は確かに人のまねをすることで、すぐに言葉や動作を覚えますね。子育てをしていた当時、親のまねをして子どもが日々、驚異的なスピードで言葉を覚えていく経験は私にもあります。個別指導や丁寧に繰り返し指導を行う保育士に感謝申し上げます。

災害時における外国人の支援についてお伺いします。

銚子市は防災ハザードマップを英語、中国語、ベトナム語で表記しております。旭市は英語、中国語のみですが、今後、他の言語を増やす予定はあるのでしょうか。インターネットでグーグル翻訳やサービスを利用すれば、世界各国の言語に即座に翻訳されるので、ハザードマップまでは容易にたどり着けますが、肝腎のマップの地名等が漢字なので、避難等をする際に難儀するかと思います。

併せて、旭公式ＬＩＮＥやショートメール、エリアメールは外国人が内容を理解できる言語で送信されているのでしょうか。避難所での通訳や表記についても、どのような工夫がなされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　災害時における外国人への支援についてですが、紙ベースでの各種ハザードマップにつきましては、現在、英語、中国語のみの対応となっておりますが、ウェブ版のハザードマップでは、翻訳機能でそれぞれの国の言語に設定していただければ対応できると思われます。

また、紙ベースの各種ハザードマップの言語の選定につきましては、実際に旭市住民基本台帳に登録されている外国人の登録人口などを参考に今後、調査・研究してまいりたいと思います。

公式ＬＩＮＥにつきましては現在対応できておりませんが、エリアメールなどの緊急速報メールにつきましては、スマートフォンなどの端末の言語設定に基づいて言語が切り替わるため、内容を理解し対応していただけるものと考えております。

避難所の通訳、そして表記につきましては、現在のところは実施しておりませんが、災害の規模や避難所の開設期間などにより、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、３度目の再質問をさせていただきます。

紙ベースの各種ハザードマップを言語ごとに作成したら、膨大なコストがかかることが想定されますので、スマホで各言語に対応したハザードマップを表示することができると、そちらの機能を活用したほうが良いと思います。

指定避難所や津波避難タワー、救急病院等のレイヤーリストや判例を各言語に翻訳できたり、地名をローマ字表記にできたりするようになれば、避難を円滑に行えると思います。しかし先日、写真で画面を撮ってグーグルレンズで翻訳をすれば、それもクリアできるということが分かりました。

外国人の住民の方向けの避難訓練を開催する、また避難経路や避難場所を覚えていただくというのも、一番現実的な活動であるかと思われます。今後ご検討いただけたらと思います。

外国人がごみの分別ができていない、回収日以外にごみを出すというようなトラブルを聞きますが、そもそも内容について理解できているのでしょうか。外国人向けのチラシは英語、中国語、タイ語が用意されておりますが、これらの言語が分からない外国人に対しては、どのような対応をしているのでしょうか。多言語音声翻訳機器、ポケトークの導入をしておりますが、職員、訪れた外国人の双方に不便は生じていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　それでは、ごみの分別や出し方についての外国人に対する対応についてお答え申し上げます。

指定ごみ袋への言語記載につきましては、現在、表示スペースの関係から日本語、英語と中国語のみの表記となっております。

また、分別方法につきましては、市内在住の外国人に向けまして英語、中国語、タイ語のチラシを作成しておりますが、加えて令和６年度からインドネシア語、ベトナム語のチラシも追加をしまして、周知の充実を図っておるところでございます。現状、この５か国語の状況で市内に住民票を持つ外国人の約８割がカバーできるという状況になっております。

外国人からごみの分別方法等について問合せがあった際の対応ということですが、環境課におきましては、現在、音声翻訳機等の使用は行っておりませんが、都度、職員が丁寧に説明を行っておりまして、特に問題は生じていないというふうに考えております。

しかしながら、分別方法やごみの出し方につきましては、それぞれの国の文化や習慣の違

いもあり、誤った出し方をされてしまうこともございます。

今後もごみの分別方法、出し方のルールにつきましては、チラシの配布など外国人を多く雇用している企業、事業所、あるいは外国人へ住居を提供している不動産会社等と連携しまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。インドネシア語とベトナム語のチラシも作成されているということで、すばらしいと思います。

日本に長く暮らしている外国人の方は、日本の風習や文化に慣れていると思いますが、来日したばかりの方は不安でいっぱいであろうと思います。ここ数年、技能実習生や特定技能生が増加しており、市内でも数十名を抱えている企業があります。今後も日本人が敬遠する仕事や人手が足りない分野において、外国人労働者の需要が高まることが予想されます。行政としても提供するサービスについて、外国人に配慮していかなければならないと思います。外国人だから○○という偏見をなくしていきましょう、外国人の方が分からないから、知らないからやってしまったということをなくしていくのは、これからの共生社会を生きる日本人の務めであると思われます。

まずは、日本人がごみの不法投棄やごみの捨て方のルールをしっかりと遵守しなければ、外国人のお手本になれないと思うのですが、いまだに市内の至るところで不法投棄が繰り返されております。日本人としてのプライド、シビックプライドの醸成が引き続き必要であるということを痛感します。

次の質問へ移ります。

市長、ご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。以前から交流のある国との友好関係は、引き続き温めていきましょう。文化・教育・スポーツ等、市内の子どもたちへ与える効果や可能性は無限大であると思われます。進学や留学等で旭市と親交がある国の方と知り合った際に話のきっかけになりますし、何よりも見知らぬ国よりも親近感が湧きます。

2025年１月に厚生労働省が発表した数字ですが、日本で働く外国人が2024年10月時点で230万人となり、前年に比べて12.4％増えたようです。人手不足を背景に企業が採用を強化した結果であるかと思われます。

市内においても医療、福祉や介護分野等で人材が不足しており、今後、外国人材に頼らなければ業務が維持できない状況が危惧されます。日本における外国人労働者人数ランキング

を見ると、１位はベトナムで約57万人、２位は中国、約40万人、その数字と比べてもベトナムが圧倒的に多い状況です。

近年、市内においても特定技能生や技能実習生のベトナム人が増えております。受入れ先の企業は教育や指導に熱心であり、親身になって受入れを行っております。ダナン市と姉妹都市の協定を結べば、ベトナム人の方が旭市で働きたいという感情を抱くことにつながるかもしれません。今後の外国人材を確保するという側面からも有効であるかと思われますので、ダナン市への個人的な視察、そして姉妹都市の協定を市長へお願いいたしまして、次の質問へ移ります。

３項目めの（１）について再質問いたします。

令和４年12月に文部科学省が特別な教育的支援を必要とする発達障害の可能性のある児童・生徒が、小学校や中学校の通常の学級には約8.8％、高等学校には2.2％在籍していると推計しております。特別支援学級、通所指導教室に属するほうがよいが、受け入れる余裕がないから特別支援学級に入れない児童・生徒がいる可能性を示唆しております。

令和元年度香取市市民事業仕分けの資料内に、2019年度の小・中学校の補助員の配置状況についての数字があります。香取市では118名の児童・生徒に対し１名の補助員を配置、成田市は176名に対し１名、旭市は184名に対し１名、補助員１名当たりが担当する人数が旭市では多く、業務負担が大きいことが推測されます。教員不足、補助員不足を解消するために、担当課は再任用の募集や声かけを懸命に行っておりますが、十分な人数が集まらないと耳にしております。

しかしながら、休職や病休されている教員の不足分をカバーし切れていない現状をどうにかして打破しなければなりません。栃木県鹿沼市では、市教委主催のボランティア養成講座を受講した市民がボランティア登録をして、各小・中学校の特別支援学級に入り子どもたちの支援を行っております。ほかにも全国で多くの自治体が市民、大学、ＮＰＯと連携し、人材不足を補うための努力をしております。

市内小・中学校の特別支援学級、通所支援教室において、補助員の採用基準等についてお伺いします。教諭補助員が不足していることをどうにかして解消することはできないのでしょうか。

例えば、地域学校協働活動の一環として、学校は地域コーディネーターを通じて特別支援学級の補助をしてくれる地域のボランティアを募るような試みは可能なのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから教諭補助員の採用基準ということで回答を申し上げます。また、併せてボランティア等の受入れということでございました。そちらについて併せて回答いたします。

教諭補助員の採用基準につきましては、面接と書類審査によりまして志望動機、職務適性、積極性、協調性などを総合的に判断して、採用を決定しております。また、ボランティア等の受入れにつきましても、既に幾つかの学校におきまして、児童・生徒の体験学習や家庭科などの実技指導として、支援協力をいただいているところがあります。

特別な支援を必要とする児童・生徒の対応に当たってくれるボランティアにつきましても、学校運営協議会などを通じまして、地域コーディネーターなどに相談しながら、受け入れていくことも可能ではないかということを考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。千葉県では教員として採用されると、日本学生支援機構の第一種奨学金の返済が全額免除される制度が2024年度から始まりました。条件としては、県内の小・中学校などで11年間勤務することで、申請と審査が必要ですが、免除となります。退職した場合は、返還を求められる場合があります。

この制度ができたことで教員を志す人が増えたのかどうか。千葉県教育庁教育振興部教職員課が令和７年６月に発表した令和８年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について見てみると、小学校の志願倍率は令和７年が1.6倍、令和８年は1.5倍と下がっております。中学校は2.8倍から3.1倍と上昇しております。特別支援教育は2.7倍から1.8倍と大幅な減、養護教諭は6.1倍から7.7倍と上昇しております。全体で見ると2.4倍から2.5倍と上昇しているのですが、小学校は中学校の半分程度しか志願していないことに驚きと危機感を感じます。

今後の見通しについて、現状では教員が足りていないように感じるのですが、児童・生徒の減少に伴い今後、今の減少傾向にある教員数で充足するようになっていくのでしょうか。それとも不足したままいくのでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　教員の配置につきましては、県の教育委員会のほうが行ってお

ります。児童・生徒数の減少に伴いまして、学級数や配置人数につきましても減少が予想されておりますが、今年度同様、年度当初での定員の配置基準に基づいた適正人員が配置されるものと考えております。

年度途中での産休や育休、疾病等による療養などの休暇を取得する教員が出た場合には、臨時的任用教諭を補充してもらえるよう県教育委員会に働きかけていくとともに、引き続き県教育委員会と連携を図りながら、人材の募集と情報収集を図りつつ、できる限り速やかに学校への人的支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、３度目の再質問をさせていただきます。

小学校の二者面談、中学校の三者面談が夏休みの当初に行われました。子どもの頃は、学校から戻ってきた親の顔色や表情をうかがうように見ていた記憶があります。おたくのお子さんは落ち着きがない、授業中に居眠りをする、給食の時間と休み時間は見違えるように元気ですなどと面談のときに先生から言われ、親にこっぴどく怒られた記憶があります。

ある小学校では、１人当たりの面談をする時間が１時間を超えたり、また後日に再面談をしたりしているという話を聞きました。近年では児童に対するフォローやサポートが手厚くなり、またご家庭への配慮も昔とは段違いに手厚くなっていると思われます。学校での教育活動、子どもたちに勉強を教えるだけでは終わらない先生方の仕事量の多さを考えると、教員を志す人が減少するのも無理のないことなのかなと思えたりもします。

教育長にお伺いします。激動の80年代、バブル崩壊前に教員になられた教育長におかれましては、時代の変遷とともに教員の置かれている状況や処遇を自ら経験し、つぶさに見守られてきたと愚考をいたします。近年、どうして教員を志す人が減少してしまったのか、見解をお伺いするとともに、今、現場で頑張っている教員の方々、今後、教員を志す方々へエールを送るとしたら、どのようなことを伝えたいのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　教員を志す人が減った理由、そして教員等へのエールをとのことでございますが、かつては子どもたちのためならと、教員としての使命感にあふれた、また聖職者としての思いから、勤務時間を気にせず休日も返上で働くといった風潮があり、それが長らく続いてきたものと思われます。

子どもたちのためという思いは今も変わりませんが、学校現場の現状といたしまして、不登校対応や児童・生徒の発達を支える生徒指導などの教育活動に加えて、近年では人口減少の影響による学校の小規模化や再編、さらには休日の部活動の地域移行など、様々な教育課題に直面しております。

一方では、ワーク・ライフ・バランスや働きやすさ重視へと国民の職業に対する考え方も徐々に変化しておりまして、課題が山積し、過重労働や長時間労働のイメージが強い教職が敬遠されるようになったのではと、このように考えます。

現在、本市の小・中学校では、多くの教職員が本来の業務に加え様々な負担を抱えながらも、子どもたちの成長と笑顔のために精いっぱい力を尽くしてくれております。その努力が子どもたちの未来を支え、地域社会の希望を築いており、本市教育委員会を代表する者として、深く胸を打たれる思いでございます。

教職は人づくりというかけがえのない営みであり、ほかに代え難い尊い仕事でもあります。教育委員会といたしましては、現場の実情をしっかりと受け止め、働きやすい現場環境整備と教員の確保に向けた様々な施策を展開してまいる所存です。

引き続き、本市の教職員の皆様には、温かいまなざしと揺るぎない情熱で子どもたちと向き合い続けてくれることを心から祈念いたしまして、私からのエールとさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　教育長、ご答弁いただき誠にありがとうございます。

時代は変われども変わらないもの、変わってはいけないものはあると思います。子弟関係、今から40年前の先生方は怖かったです。授業も部活動も怖かったのですが、先生の顔色をうかがう、先生を恨むという気持ちは不思議となかったです。ただ、絶対的な存在でした。親も先生が言うことは正しいという時代でした。学校で先生に怒られたと家で親に打ち明ければ、さらに怒られる。今はそんな時代ではないということは分かっております。

しかし、先生とは、先に生まれた人のことを指すのであり、別に偉くはないと平気で子どもたちへ言う保護者もいらっしゃいます。先生は、学校で勉強だけでなく一般常識や人への配慮、倫理感など、多くのことを児童・生徒へ教えます。指導する際に子弟関係が成立していなければ、十分な成果は出ないと思われます。先生を尊敬してほしいとは言いません。せめて尊重する気持ちをみんなが持てば、様々な問題が解決するのではないかと思います。互いを尊重する心が育まれることを願いつつ、次の質問へ移ります。

４項目めの（１）について再質問します。

旭地域、海上地域、飯岡地域合計で230名、その人数であれば、避難されてきた方々は、エアコンが効いた教室や図書館等で過ごすことができたことが想像されます。海岸部に住む知人は、３メートルの津波など全然へっちゃらだよと、仕事を普通にしておりました。東日本大震災のときには腰まで水につかり、工場も全て浸水してしまった経験をしたのにもかかわらず、避難はしませんでした。また、ほかの知人は小学校へ避難しても、暑い体育館にいるくらいなら、車で灯台まで避難するよと向かいましたが、渋滞で辿り着けずに戻ってきたようです。

震災から14年が経過し、当時の記憶が薄れてきている人が増えていることに不安を覚えます。いま一度、市民の防災意識を高める必要性を感じます。小学校の体育館は暑いから車で避難をするという行動をしてしまう、しなければならないことに大きな問題があると思われます。大規模災害が発生したら、数日は避難しなければなりませんし、休養することも困難になります。エアコンをつけたまま車内で過ごすことができるのは、せいぜい数日です。エコノミークラス症候群も心配です。安心して避難することができる避難所、快適に過ごすことができる避難所を行政が設置すべきであると思います。

今年のように過去に例を見ない災害級の暑さは、残念なことに今後も続くそうです。中学校の空調設備に関しましては設置されるということで、今議会で分かりました。小学校の体育館の空調設備についても、順次設置をしていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　小・中学校のほうの空調設備の関係の質問でございました。

その中で、小学校の体育館、今後空調設備のほうはどうなるかというご質問でございます。小学校の体育館のうち、ひかた椿小学校の体育館につきましては、令和９年４月の開校に向

けて大規模改造工事の中で令和８年度中に空調設備を設置する予定でおります。

また、そのほかの小学校につきましても今後積極的に検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。東日本大震災による津波で甚大な被害を被った本市は、他自治体と比較しても防災減災能力を向上させることに長年努めてきました。長期にわたる避難所の運営や多くの仮設住宅を設置した県内でも数少ない自治体として、災害時に避難所となる体育館へ空調設備を導入する必要性は当然感じていると思われます。

中学校の体育館へ空調設備を導入したから、取りあえずは一旦終了では困ります。高齢者や身体に不自由のある方は、災害時の避難距離は当然短いほうがよいわけです。遠くの中学校より近くの小学校へ避難できるようにしていただきたいと思われます。

市長にお伺いします。市長は、常日頃より市民の生命と財産を守ることが行政の使命であると明言しております。中学校の体育館への空調設備の設置を先行して行うという決断はとてもすばらしく、ありがたいことです。しかしながら、小学校の体育館への空調設備の設置もまた早急に実行しなければならないと思います。積極的にというところから、もう一歩踏み込んで切れ目なく設置を行うかどうかお伺いします。災害や震災はいつやってくるか分かりません。見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　学校の体育館は、学校教育活動で使用するほか、災害時の地域住民の避難場所として良好な環境の確保の観点からも重要な役割を担っております。また、夏場の熱中症対策や冬場の厳しい寒さからの二次的な健康被害を防ぐためなど、総合的な防災機能強化の観点からも空調設備の必要性は十分に認識しているところでございます。

小学校体育館への設置につきましては、まずは統合を控えたひかた椿小学校への設置を進め、順次市内の小学校につきましても学校再編の進捗状況を見極めながら積極的に設置できるよう検討を進めてまいります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁いただきありがとうございます。「積極的に」が「順次」になりましたけれども、切れ目のない防災、防災を最優先した考えで進めていただければと思われます。

プール熱中症になるリスクがあるからプールが連日中止という学校が多かった今年の夏、プールに入れないくらい暑いということは、グラウンドでの体育や外遊びもできません。動きたくてたまらない児童はストレスがたまります。小学校の体育館に空調設備が入れば体育館内で活動することができます。児童の心身の健康が維持されます。万が一の災害時にも安心して避難所として活用することができます。市民の安心・安全を第一に考えてくださる市長へ感謝し、一般質問を終えます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　島　田　　恒

○議長（飯嶋正利）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　議席番号９番、島田恒です。

令和７年第３回の定例会において、議長のお許しをいただきましたので、旭市農業の未来とＤＸによる農家の組織化・活性化について質問させていただきます。

ご案内のとおり、本市は全国第５位、そして千葉県第１位の農業産出額を誇る、まさに農業の町であります。しかし、その誇るべき実績の一方で、農業のデジタル化・ＤＸ化というのは、まだまだ農家の組織化あるいは連携といった面ではまだまだ十分に取り組みが進んでいないと感じております。近年の、令和の米騒動と言われるような米価あるいは流通の混乱は、この農業の構造の限界というものとその脆弱性というんでしょうか、そういうものをまざまざと浮き彫りにしました。

今、我々には、本市の農業の未来像をしっかりと書き直して、屈指の農業のまちとして新たな仕組みを考えていくことが求められているんだと思います。それは、まさしく自らのこの本市の強みを生かして、農業の活性化をどういうふうに具体的に進めていくのかということだと思います。

将来的には、農地の大規模化というのは進んでいきます。そういう見通しがある一方で、現在の地域農業は小規模あるいは中規模の農家を含めて様々な担い手によって支えられています。このような多様な形態を尊重しつつ、このデジタル化を進めていくこと、仕組みを築くことが、農業のみならず地域産業全体の底上げにつながるんだと確信しております。そのためには、ＪＡをはじめとした農業組織、集落営農あるいは法人経営体など、地域の様々な

農業組織との連携が不可欠だと考えております。また、県や国の支援施策を積極的に取り組んで、行政、関係機関が一体となって進めていく必要があります。

本日は、そういう思いを込めて、本市の農業の未来について質問させていただきます。

質問項目は一つ、４点です。

まず、質問１として、旭市における農業ＤＸの必要性についてということで、本市として農業ＤＸ、デジタル化をどのように位置づけ、今後どのような姿を目指していくのか、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

質問２として、このＤＸによる情報共有の実践と組織化についてお伺いしたいと。

農業ＤＸといってもいきなり高額なＩＣＴ、デジタル機械ですとか、そういうものを導入するものではないというふうに私は思っています。例えば作付だとか収穫・販売情報の共有だとか、ＬＩＮＥＷＯＲＫＳ、これは我々議会でももう既に使っておりますけれども、そういうもの、いわゆるクラウドの簡易ツールを使った作業連絡ですとか、ドローンやセンサーの共同利用、これも今進められているようですけれども、小さな実践が現場の課題解決につながると思っております。

そのような中で、このＤＸを進める組織化は進んでいるのか。ＪＡだとか農業事務所との連携はあるかということをお伺いしたい。

質問の３番目です。本市の支援体制と農業ＤＸの推進の担い手づくりということで、実は農業の現場ではこういうＩＣＴだとかあるいはＤＸ、つまりデジタル化ですけれども、進め方が分からないということも現場では聞かれます。だからこそ、行政側においてもこの農業のＤＸ、デジタル化を伴走支援できる体制が必要だと思います。

例えば農業ＤＸ推進コーディネーターのような人材を外部から招聘する、そういうのも一案ですし、また県や農水省の支援制度も積極的に活用するべきだと考えます。農業現場を支援する、このいわゆるコーディネーター的なものの専門人材を配置することだとか、あるいは大学、ＪＡ、地元の旭農などと連携して、伴走型の支援体制を構築することについて、本市としても検討の余地はないかお伺いしたいと。

最後に、質問の４番目です。農業版スマートシティ構想と今後の展望について、少し大きな話にはなりますけれども、このデジタル化というのは単なる技術の導入にとどまらないで、地域産業の再構築あるいは観光、教育との連携、さらには東総全体のスマート農業モデルへと展開していくことが可能であると考えております。本市を千葉県の中核農業地帯として、この農業版スマートシティ、仮ですけれども、モデル地域とするとともに将来的なビジョン

として描けるのではないかと。今後、本市がさらなる農業拠点地域、さらには農業版スーパーシティのような形で県や国と連携しながらモデル地域として発展していく構想について展望をお伺いしたいと思います。

再質問については質問席で行いたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容１の（１）旭市における農業ＤＸの必要性について、市として農業ＤＸをどのように位置づけ、今後どのような姿を目指しているのか、お答え申し上げます。

本市の農業は、豊かな自然環境と先人たちのたゆまぬ努力に支えられて発展してまいりました。しかしながら、農業者の高齢化や労働力不足など、構造的な課題が深刻化しております。こうした中、今期から始まった第３期旭市総合戦略においても、デジタル技術の進展を農業分野に生かした地域課題の解決をうたっております。生産性の向上や省力化などを進めながら消費者に評価される価値を生み出す農業ＤＸは、本市農業の持続的な成長を目指すための重要な取り組みであると考えております。

国や県の支援制度や民間事業者の持つ知見も活用しながら、地域の担い手、農業組織などと連携し、本市の強みである高い生産技術と高品質で多様な品目を有するという特性を生かした農業ＤＸの推進を図ってまいります。

また、次世代を担う若い生産者や新規就農者にとって、本市の農業が魅力ある産業として持続的に発展できるよう研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、（２）から（４）までの質問についてご回答いたします。

初めに（２）のＤＸによる情報共有の実践と組織化についてのＤＸを進める組織化は進んでいるか、それからＪＡや農業事務所との連携についてですが、現在個々の農家同士のつながりや生産者団体、生産部会などによるつながりの中で、スマホアプリなどを活用した連携体制は広まっており、情報技術の進展によりさらに便利な情報共有ツールも増えていくものと予想されます。県やＪＡとは、日頃より地域農業の発展に向けた連携や情報共有を行っているところですが、ＤＸを進める組織化につきましては今後の課題であると考えております。

続きまして、（３）の市の支援体制と農業ＤＸ推進の担い手づくりについての外部からの人材の招聘と、それと大学、ＪＡ、農高などと連携して伴走型の支援体制の構築につきましては、農業の現場においてＩＣＴやＤＸの活用に関する不安や課題があることは十分に認識しております。

市といたしましても、農業の持続的発展のためにはデジタル技術の導入を円滑に進めることが重要であると考え、現状でも個別に相談いただいた案件に関して、制度利用に関する助言などの支援を行っております。国や県が実施している支援制度や外部専門家の派遣事業などの活用も視野に入れ、調査研究していきたいと考えております。

また、大学やＪＡ、旭農業高等学校などとの連携につきましても、農業者への伴走支援の体制づくりに向けて、その可能性を調査研究していきたいと考えております。

続きまして、（４）の農業版スマートシティ構想と今後の展望につきましては、ＤＸは技術の革新とともに、一つの分野の成長にとどまらず、様々な分野が連動・連携し、一体的に発展していく可能性を持っているものと認識しております。

現在、農業版スマートシティのモデル地域といった構想はございませんが、最先端技術の進展や国・県の動向にも注視しつつ、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございました。

再質問に入りたいと思いますけれども、旭市におけるこのデジタル化の必要性について、市長からは力強い重要な取り組みであるというお答えいただきました。それを市として現場レベルにどういうふうに下ろしていくかということが、今後の鍵になってくるんだと思います。

現時点で、市の中に農業ＤＸを推進する担当課、担当者の配置ですとか、農業のデジタル化を推進する政策部署というんでしょうか、の検討組織を立ち上げる予定があるのかどうか。具体的にどの部局が所管するか、そういう想定も含めて分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ＤＸの推進につきましては、昨年度から行政改革推進課内にデジタル戦略室を設置し、全庁的なデジタル化の取り組みや人材育成を行っているところです。

今年度は、旭市ＤＸ推進計画を策定し、地域のデジタル化へ向けた全庁的な取り組みを開始する予定となっております。

農水産課といたしましては、この枠組みの中で地域の農業者や農業団体の意見を伺いながら、本市に適したスマート農業をはじめとする農水産業の課題解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、課長のほうから、本市として農業ＤＸの必要性を認識されているということは理解しましたけれども、そこで確認したいのは、この県だとか国においてこの農業ＤＸを専門にする部署ですとか、指導する部局だとか、プロジェクト体制が既に整備されているのかどうなのかということですとか、そういう既存の体制があるとは思いますけれども、本市としてそれらの部署と具体的に連携等のお話は今進んでいるところがあればお伺いしたいし、認識と現在の連携のそういう情報があればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農業ＤＸにつきましては、農林水産省が策定した農業ＤＸ構想に基づき様々な施策が行われております。県では、専門の部署はございませんが、令和２年度に策定した千葉県スマート農業推進方針に基づき、各課が連携して推進していると聞いております。

国や県との連携につきましては、スマート農業に向けた機械等の導入における補助金の利用などがありますが、農業ＤＸはこれからさらなる進展が期待されますので、情報共有を密にし、連携をさらに強化していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　県は、我々が思っている以上に本市の農業には期待していると、私、そういうふうに感じているんですけれども、再々々質問になりますけれども、この自治体間の広域連携、県も含めて、そういうところと接続していくには、本市単独ではなくＪＡですとか、近隣市町村、農業団体と連携した地域広域モデルというものも必要ではないかというふうに感じております。

そこでお伺いしたいんですけれども、このいわゆる東総地域と言われるような範囲の中で農業ＤＸの広域連携体制の設置に向けて、中心である本市が先導的役割をこれから果たしていく、そういうお考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農業ＤＸを実効性のあるものとして推進するためには、本市単独での取り組みだけではなく、県やＪＡをはじめとした農業団体、近隣市町村などと連携した地域全体でのモデル形成についても考えていかなければならないものと認識しております。

特に今年度、ＪＡちばみどりが設置するＲＴＫ基地局の運用により固定された基準局と移動局の二つの受信機で衛星信号を受信することで、精度の高い位置情報が提供されるようになります。これにより、農業用機械の自動操舵の普及をはじめ、将来的には生育状況の分析や栽培管理等への応用も期待されるところでございます。

地域の農業団体や近隣自治体とも意見交換を行いながら、共通の課題やニーズを共有することで広域的な取り組みを模索していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　そうなんですね。もう広域圏的に進んでいるところは進んでいる。今お話があったように、ＧＰＳの基地局は匝瑳と銚子ですか、もうこれは広域で農協が進めていることですけれども、銚子から横芝光町がＪＡの範囲ですので、そこではもう市町村を越えて連携しているというのがあります。

このように、農業の現場というのは着々とデジタル化が進んでいると、そう感じます。それが点で終わらないように、効果的な進め方をするのが必要なんだと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、質問２のこのＤＸにより情報共有の実践と組織化というところで再質問ですけれども、ＪＡですとか農業団体と連携して意欲ある農家を対象に、例えば情報を共有する農業グループの試行的な立ち上げ、そういうものを支援することは可能だろうかと。市として、まずはモデル地区だとかあるいはモデル農家を定めて小さくスタートすると、確実に、そういうお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ＪＡや農業団体と連携した情報を共有する農業グループの立ち上げにつきましては、今のところ具体的な検討はありません。県やＪＡなどの関係機関と意見交換を行いながら、現場のニーズを把握し、農家の皆様の自主的な取り組みが円滑に進むよう、支援の在り方を研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問です。今、具体的にはまだ検討していないということでありますけれども、農業の現場では、関係者が、誰かが音頭を取らないと実際になかなか進まないというのが現実であります。

例えば、まずは農水産課ですとか、ＪＡが連携してＤＸの先行モデル地区を一つ選定するとか、あるいは小規模な情報共有実験、作業連絡ですとか、データの共有ですとか、そういうものを介してみるべき、こういうことも考えられると。具体的に今年度、そういうことで市として考えていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ＤＸの推進には、まずは農家の皆様が日常的に情報を共有し、課題を共有できる仕組みが不可欠であると考えております。県やＪＡをはじめ、関係機関と意見交換を重ね、現場のニーズや可能性を探りながら、支援の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　大体答弁は調査研究というのが多いんですけれども、調査と研究に時間をかけ過ぎますと時代はどんどん先にいきますので、ぜひ早い対応というものをお願いしたいと思います。

次の質問３に移りたいと思いますけれども、そういった中でこのＤＸの担い手づくりについてどうするかということの再質問ですけれども、例えば県内大学や農業高校、旭市の地元のスマート農業者も既にもう取り入れている人いますので。そういう方、あるいはコンサル会社との協定連携による外部人材の招聘というんですか、そういうものも可能ではないか。単独で雇用が難しいんであれば、地域支援型インターン制度ですとか、旭市でも導入しているこの地域おこし協力隊の方々の活用など、選択肢は多様にあると思うんですけれども、そういう具体的な検討についてあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ＤＸを推進する人の確保につきましては、外部専門家の受入れや地域おこし協力隊の活用、デジタル人材の育成など、様々な手法が考えられるところでございます。こうした仕組みの活用の可能性につきましては、地域のデジタル化の取り組みの進捗や先進的な取り組みの事例などを参考にいたしまして、調査研究を進めてまいりたいと考

えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問に移りますけれども、大体今から始めることへの質問ですと、大体調査研究になってしまうんですね。要望的な提案になってしまうことをお許し願いたいと思いますけれども、この補助制度等につきましては、例えば導入機材だとか、それにはデジタルですとソフトというのもついてきます。こういうことに対する補助制度、国や県の補助金を活用した本市独自の上乗せの支援制度ですとかの検討を、これは調査研究になると思いますけれども、ぜひ進めていっていただきたい。

具体的にどの部署がこうしたスキーム設計というんですか、そういうものを担っていくのか、現段階での考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　国や県の補助金の活用につきましては、農業者の負担軽減やＤＸの推進につながる有効な方策の一つであると認識しております。市独自の上乗せにつきましては、例えば「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業におけるスマート農業の推進について、市の追加の助成を行っているところでございます。

市といたしましては、引き続き国や県の補助金の活用について周知を図りながら、要望の取りまとめや申請支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ぜひ積極的に早急にというか、可及的速やかにとよく言いますけれども、進めていただければなと思います。

質問の４に移ります。最後の質問です。これからちょっと大きな話になりますけれども、勝手に私が言ったんですけれども、農業版のスマートシティ構想だとか、あるいはそういう構想と今後の展望についてでありますけれども、これからの進むべき方向性についての再質問ですけれども、近隣の自治体の連携でありますけれども、先ほど最初の一歩がなければ何も始まらないよということを申し上げました。絵に描いた餅になってしまうということ。

そこで、例えば本市が近隣自治体と連携して、これも新しい言葉ですけれども、東総農業ＤＸコンソーシアム（仮）みたいな、このような連携体を構築して、国ですとか県のモデルを、指定を目指すような、旭市を指定してもらうような、そういう展開も可能だと思うんです。こういう外向けの発信、戦略形成を担う専門チームの設立という、全庁的にぜひ進めて

いただきたいと思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　現時点では、本市単独でこうした広域的な連携組織の設立や専門チームの新設について具体的な検討は行っておりません。

今後も国・県の動向や近隣自治体、農業関係団体の意向などに注視しつつ、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問になります。農業というのは、単なる産業ではなくて、観光ですとか教育、あるいはサービス業と結びつけて広げていける分野であるんだと思います。それを下支えするというんでしょうか、そういうものだと思います。このデジタル化を、ＤＸを活用した例えば農業体験ですとか、教育旅行とか、フードツーリズムとか、そういう言葉がありますけれども、そういうものの連動も可能と考えていますけれども、市として他部局連携というんでしょうか、そういう構築体制についてもぜひお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　農業は、他分野との連携など、様々な可能性を持った分野であると考えております。市では、現在デジタル推進室を中心に旭市ＤＸ推進計画の策定などを通し、各課横断的な協議の場や人材育成に取り組んでいるところでございます。

今後は、この枠組みの中で積極的に連携していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　積極的にぜひお願いしたいと思います。何度も言うようですけれども、この農業ＤＸ、デジタル化というのは、国策でもあります。農業の一丁目一番地で、今、国では位置づけているものだと考えております。

そして、これが最後の再々々質問になりますけれども、本市が県の中で随一の農畜産都市としてリーダーシップを発揮していくために、千葉の農業の心臓部として拠点化するそういう潜在力を持っているんだと思います。本市こそが、農業デジタル化の地域モデル都市を目指すにふさわしく、本市が旗振り役として動く必要があると考えております。

最後に、改めて本市の農業の将来展望と決意について、市長からご所見を伺わせていただ

ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　本市は、農業産出額が全国５位、千葉県１位と農業が非常に盛んな地域で、県内最大級のＪＡちばみどりをはじめ、大規模な畜産業者や農業団体が集積し、地形や気候、立地条件にも恵まれております。さらに、成田空港や圏央道といった流通インフラを生かした国内流通、輸出面での優位性など、農業ＤＸの地域モデル都市を目指すにふさわしい資質を備えていると、私も考えております。

今後も国・県などの関係機関、ＪＡをはじめとする農業団体、近隣自治体とも意見交換や情報共有を図りながら、様々な可能性について探求してまいります。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　市長、ありがとうございました。積極的に早急に進めていただければありがたいなと思います。

この農業の未来というのは、この地域の未来そのものだと考えております。このデジタル化ですとか、ＤＸ、言葉は難しく聞こえますけれども、地域の特性というものを、強い強い特性を生かして、農家がつながって助け合って合理化していくということがその本質なんだと思います。本市が先頭に立って、人が中心、主役の農業ＤＸを推進していくことを強くご期待申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へ戻りください。

◇　井　田　　孝

○議長（飯嶋正利）　続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、第３回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、通学路の安全対策について質問いたします。

（１）第二中学校の西側通学路の安全対策について質問いたします。

北は旧市役所通り、南は県道八銚線へつながる道路ですが、ここは私の町内の生活道路となっています。平成16年頃に正門が設置されましたが、それ以前、この道路に学校の門はあ

りませんでした。学校に面する部分の道路はセットバックしていますが、ほかの部分は昔のままの幅となっています。そこで、この道路に対してどのような安全対策を行ってきたのか伺います。

質問事項２、入札制度について質問いたします。

（１）旭市において、工事、業務委託、物品等、様々な入札が行われていますが、規模、金額によって一定のルールがあるのか伺います。あわせて、市内業者が優先的に入札に参加できるルールがあるのかも伺います。

質問事項３、選挙の投票率向上について質問いたします。

（１）７月に行われた市長選挙では54％、参議院選挙においては55％と、近年では最も高い投票率となりました。メディアやＳＮＳ等で参議院選挙の政党や候補者について多く取り上げられたのが要因かと思われます。

本市においては、12月に市議会議員選挙があります。根本的には市民の皆様に政治への関心を持ってもらう、また大切な一票を託していただくという努力を我々がしなければならないと考えますが、市としてこの投票率維持にどういう選挙事務を進めていくのか、考えがあれば伺います。

１回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは、質問内容の１、通学路の安全対策についてのうちの（１）第二中学校西側通学路の安全対策について、どのような対策を行ってきたかというところで回答を申し上げます。

市では、児童・生徒の通学路の安全確保のため、通学路交通安全プログラムに基づきまして、毎年、教育委員会、道路管理者、警察などの関係者により、市内全域の通学路合同点検を実施し、危険箇所の把握や横断歩道の整備、歩道の確保などの対策を講じ、改善に努めております。また、児童・生徒の安全確保の観点から、スクールガードリーダーによる下校時の通学路での巡回指導を行っております。

第二中学校の西側道路ですけれども、こちら道幅が狭く、通勤・通学の時間帯を中心に通行車両が多いことから、学校では徒歩または自転車で通学する生徒は西側道路に面した正門を使用せず、北側もしくは東側の門から出入りしており、送迎車両との接触事故の防止に努めております。また、ＰＴＡと教職員による登校指導や一斉下校など、送迎車両が集中する

ときには周辺への交通影響を最小限に抑えるため、教職員が交通誘導するなどの対応をしているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、私のほうからは、入札制度についてご回答したいと思います。

市では、地方自治法施行令に基づき、随意契約ができると定めた金額のものや契約の性質が競争等に適さないものを除き、入札を行っています。

入札における金額の基準ですが、旭市財務規則及び旭市契約事務取扱規程に基づき、工事・製造の請負は200万円を超えるもの、物品の購入は150万円を超えるもの、物件の借り入れは80万円を超えるもの、設計等の委託は100万円を超えるものになります。また、１億円以上の工事につきましては、旭市建設工事に係る一般競争入札実施要綱及び旭市建設工事総合評価方式実施要綱に基づき、総合評価方式による一般競争入札を行っております。

それから、市内業者が優先的に参加できる入札とのことですが、市では事後審査方式制限付一般競争入札を行っている中で、地域要件として市内に本支店を有する者を設定した入札も行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課からは、３項目めの選挙の投票率向上についてお答えいたします。

さきの旭市長選挙及び参議院議員通常選挙の投票率は、先ほど議員おっしゃったように、旭市長選挙で54.19％、参議院千葉県選出議員選挙で55.36％、参議院比例代表選出議員選挙で55.35％と、過去10年間の各選挙の中で最も高い結果となっております。

民主主義の基本は、市民の意思を政治に反映することにありまして、民意を正しく反映させるために選挙での多くの投票、投票率の維持が大切であると考えております。平成28年の総務省の調査では、子どもの頃に親が行く投票に付き添った有権者の方は選挙への関心が高く、大人になって投票に行く傾向が強いことが示されていることから、３月の千葉県知事選挙から新たな選挙啓発としまして、親子で一緒に投票所を訪れてもらえるように千葉県選挙管理委員会とともに子ども向けの啓発物資を配布しております。今回の選挙では、記念証、塗り絵付き折り紙、ラムネ菓子を親子で投票所に訪れたお子様に配布をしたところでござい

ます。

こういった取り組みやこれまで実施しております高校生向けの主権者教育などを継続していくことで、正しく選挙を理解していただき、若者に政治に関心を持っていただくよう努めまして、投票率の向上に結びつけていきたいと考えております。

今後も投票率向上に対し、効果的な改善策について千葉県選挙管理委員会や近隣市の選挙管理委員会からも情報収集し、研究してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、質問事項１について再質問いたします。

確かに西側の正門は徒歩や自転車での利用は少ないと思いますが、北側、東側の門から出て、自転車で帰宅する生徒が当該道路と旧市役所通りとの交差点で道路を渡れず、自転車が横並びとなり、渋滞している場面をよく見かけます。横断歩道があるので、車が止まらなければならないという本来の交通ルールが守られていないということなのですが、こういう状態が何年も続いているのが現状です。

そこで、今年の春先に宿天神区では、この交差点に信号機を設置するよう旭警察署へ要望書を提出しました。しかしながら、警察署からの回答は、交差点に信号機を設置するためには信号を待つスペースを確保できることが条件で、設置は難しいということでした。立地的に大変難しいとは思いますが、市として当該交差点に信号を待つスペースを確保することはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　ご質問の交差点は、宿天神区にあり、これまでも何度か信号機の設置を警察へ要望されたと伺っております。市も警察へ確認しましたが、信号機の設置には歩行者の滞留場所の確保だけでなく、交通量や自動車などが安全に擦れ違うために必要な道路幅員の確保など、多くの条件があるとのことです。

現時点で信号機の設置は難しいと思われますので、当該交差点の安全対策について信号機以外の方法も検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

旧市役所通りは道幅はそれほど広くないのですが、直線ということで走行する車の速度が

速く、ミラーで確認してもすぐ近くまで車が来ているということがよくあります。この交差点は直角ではないため、ミラーで安全を確認しながら進入するしかありません。車同士の衝突事故も多く見かけます。

そこで、ハンプを設置するなど、法定速度を遵守するような対策はできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　当該道路の最高速度は時速40キロメートルに制限されていますが、規制速度を超過している車両が見受けられます。ご提案のように、ハンプを設置して物理的に速度を抑制することは効果的な方法の一つです。しかし、ハンプは緊急車両の通行や騒音問題を引き起こす可能性もあるため、特に交通量が多い主要な道路への設置については慎重に検討する必要があります。

まずは路面に速度を落とすよう促す標示を設置し、ドライバーに注意を喚起することから始めたいと考えております。また、地域住民や警察も参加している通学路点検において、ほかにも有効な手段がないか検討してまいります。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、よろしくお願いします。

それでは、４回目の質問です。同じくこの道路に関してですが、第二中学校の正門を南下すると県道と交差します。県道がカーブしている区間なので道路の交差角度が直角ではなく、左折しようとすると反対車線へはみ出してしまい、危険を感じています。県道との交差部に隅切りを設置することで安全性が高まると考えますが、隅切りの設置はできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　隅切りの設置により当該交差点での安全性が向上すると考えられますので、隅切りの設置については検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　冒頭にも申し上げましたが、この道路は地域の生活道路となっています。地元住民からの要望も多くあるので、ぜひとも前向きなご検討をお願いします。

それでは、入札制度について再質問いたします。

入札の基準は理解しました。そこで、入札の方式として事後審査方式と事前審査方式とが

ありますが、そのメリット、デメリットについて伺います。また、事後審査方式による場合には、落札候補者が決まってからの書類審査になると思いますが、無効となった事例はあるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　市では、事後審査方式の入札を現在採用しております。

事後審査方式では、事前審査方式と比べて開札後に落札候補者のみ審査を行うため、事務の効率化が図れる、事前審査を行わないため開札までの時間を短縮できる。配置予定技術者が柔軟に対応可能になるため、業者が応札しやすくなる等がメリットなのかなと考えます。

デメリットとしては、審査基準を満たしていない業者も応札が可能である、落札後、契約まで時間がかかる等が挙げられます。

事後審査における無効事例ですが、基本的には審査書類の未提出や、それからその内容の不備というところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、井田孝議員の一般質問を行います。

井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、３回目の途中からということで、先ほどのご答弁で事前審査の場合は全ての入札予定者の書類審査を行わなければならないので、大変な事務作業があるということ、また配置予定技術者の対応もあるということで理解しました。

それでは、３回目です。一般的に入札回数は２回までという認識ですが、２回目で落札しない場合、不調とするものと不落随意契約を行うものとありますが、その基準について伺い

ます。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　入札を行い、予定価格に達しなかった場合は再入札を行い、再入札においても予定価格に達しなかった場合は、入札不調とするか、地方自治法施行令及び旭市契約事務取扱規程に基づき最低入札者から見積りを徴し、随意契約を行うことが可能となっています。この契約方法を不落随意契約と呼んでいます。

不落随意契約の移行基準ですが、再入札の最低入札価格と予定価格との差額が僅差である場合、または第１回入札金額と再入札金額の下落率が大きく、見積りを徴することによって契約が可能となる見込みがある場合は実施するということとしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　入札が不調となった場合、設計変更を余儀なくされたり、見積り期間を確保したり、次の入札を行うまでには１か月以上の時間を要し、予定していた工事の遅れも懸念されます。応札価格と予定価格の差が大きい場合はそこで見切り、予定価格との差が少ない場合は落札の可能性を求めるというのは、入札の不調を避けるためにはいい制度であると思います。

それでは、４回目です。入札の際に、他市町村では予定価格を公表しているところもあります。近隣では香取市がそうですが、公表されている限り応札者がいれば不調になることはあり得ませんが、最低制限価格の根拠をつかめば同価格の応札者が出るということにもなります。

そこで、改めて予定価格を公表する場合のメリットとデメリットを伺います。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　予定価格の事前公表のメリットとしては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止及び入札の透明性、公平性の確保が挙げられます。

デメリットとしては、談合が容易に行われる可能性がある、業者の見積り努力を損なわせる、くじ引きによる落札が増加する、積算能力が不十分な業者でも公表された予定価格を基に応札を行い、受注ができてしまうなどが挙げられます。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　承知しました。市の発注する事業では、公正かつ透明性のある入札制度であるとともに、入札に参加する事業者にとっては機会均等でなければならないと考えます。これからもよい入札制度を目指していただきたいと思います。

それでは、質問事項３、投票率の向上について再質問いたします。

７月の選挙の投票結果を見ると、当日の投票者数が１万6,009人、期日前投票者数が１万1,599人と約42％の方が期日前投票を利用しています。

そこで、期日前投票をさらに行いやすいように、利用者の多いおひさまテラスを期日前投票所とすることはできないのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　期日前投票所の設置につきましては、二重投票防止のため、投票管理システムと、あと通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となります。技術的には、これらの要件を満たせば、議員おっしゃるイオンタウン旭おひさまテラスに期日前投票所を設置することは可能であると考えております。

しかしながら、現在市には四つの期日前投票所を設置しておりますので、投票所の数としては充足しているものと判断しております。また、新たに増設することとなれば、投票立会人、選挙事務従事者の確保のほか、選挙期間中、おひさまテラスのミーティングルームの使用を制限することにもなりますので、おひさまテラスへの期日前投票所の設置につきましては、ほかの投票所との配置バランス、これを含めて十分な検討が必要であると思われます。

期日前投票所の増設の課題や制約につきましては、簡単に解決できないものもございますが、先進的な取り組みに関しては従前から情報収集に努めておりますので、必要に応じて新たな取り組みを速やかに導入できるよう、継続して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

それでは、再々質問します。期日前投票の制度について伺います。

７月の選挙で私も期日前投票を行ったのですが、入場券を持たなくても宣誓書にサインをすれば投票が可能でした。例えばですが、同じような年格好の方の代わりに違う人が自分の居住地ではない期日前投票所へ行けば、本人確認書類の提示を求められないため、なりすましの投票が行われる可能性もあると思いますが、その辺の心配はないのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　公職選挙法に基づいて期日前投票を行う際には、宣誓書に必要事項、住所、氏名、生年月日などを記入していただき、この宣誓書と選挙人名簿を照合することで投票する人が本人であるということを確認しております。また、各世帯に送付する投票所入場整理券、これをお持ちいただくことも本人確認の一つの材料としております。この選挙人名簿と照合の際には、その入場券と名簿の記載内容と本人とをよく見比べて、性別はもちろんのこと、年齢的にも一致するかどうか確認を行っております。

本市でも、身分証明書を持たない人が選挙権を行使できなくなる、そういった事態を防ぐために、期日前投票所における本人確認は必ずしも本人確認書類の提示を義務づけてはおりません。

なりすまし投票は、公職選挙法で厳しく禁止されておりまして、違反した場合は罰則の対象となります。投票所では、投票事務が公正に行われているか監視する投票立会人も２名以上必ず配置をしております。本人確認と不正投票の防止に努めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　選挙の不正が行われないよう努めていただくことをお願いしまして、では４回目の質問に入ります。

房総地域で、選挙当日の投票時間を午後６時としたという報道を見ました。本市では、７月の選挙並びに４年前の市議会議員選挙で当日午後６時以降の投票者数は何人ほどいたのか、分かる範囲で教えてください。また、本市において投票時間の短縮は考えられるのか、併せて伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　選挙日当日の18時以降の投票者数につきましては、本年７月の参議院千葉県選出議員選挙の当日投票受付システムでの時間別投票状況の数値で申し上げますと、選挙日当日18時以降の投票者数は1,843人で、投票者総数２万8,610人に対しまして6.44％となっております。

４年前の令和３年12月19日執行の市議会議員選挙での時間別投票状況につきましては、同じく当日18時以降の投票者数は1,717人で、投票者総数２万6,886人に対しまして6.39％とな

っております。

公職選挙法では、投票所の閉鎖時刻は原則として午後８時と定められております。ただし、市町村選挙管理委員会の判断で選挙人の投票の便宜のため、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情があれば、午後８時から４時間の範囲内で繰り上げることが認められております。千葉県内では、投票時間を短縮しているのは、安房地域の３市１町、館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町のみでありまして、こちらは投票日当日の投票所閉鎖時刻を２時間繰り上げまして、午後６時までとしております。

投票所の閉鎖時刻の繰り上げにつきましては、選挙人の利便性や立会人の負担軽減など、近隣市町の動向等にも注視しながら、今後慎重に調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ご答弁のとおり、投票所の閉鎖時間を繰り上げることにより立会人の負担軽減や市職員の方々の開票作業の終了時間も繰り上げられます。参議院選挙、令和３年の選挙ともにかなり多くの人数がいたということは分かりましたが、調査研究を進めながらぜひとも前向きなご検討をお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇　平　山　清　海

○副議長（片桐文夫）　続いて、平山清海議員、ご登壇をお願いいたします。

（５番　平山清海　登壇）

○５番（平山清海）　議席番号５番、平山清海です。

令和７年第３回定例会において、議長より一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。私、３年半ぶりですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

私は、市民からの声や要望を一般質問にしてみました。

質問第１、指定緊急避難場所における環境対策についてであります。

７月30日の津波警報の発表を受けて、市民に向けての周知方法、避難所の設置箇所数、避難所での配布物、避難者総数、暑さ対策など、市が取った対応状況を伺います。

２問目は、仁玉川の安全対策についてであります。

この市役所南側の仁玉川について、防護柵が十分でなく安全面に不安があるので、早めの対策が必要と考えるが市の見解を問います。

この市役所の南側、陽見橋から文化の杜への区間ですか、仁玉川に転落防止の柵を設置できないかという件であります。

３問目、網戸地区から飯岡バイパスに至る区間の道路環境整備について、市として関係機関との連携を図りながら改善に向けた対応を検討できないか伺います。

国道126号、網戸地区から飯岡バイパスの区間及び飯岡バイパス全線において草刈りが不十分のため歩道の通行ができない箇所や車道へ草がはみ出している箇所があり、危険な状態となっている。改善することはできないか、お伺いいたします。

以上、大きく３点であります。再質問は質問席にて行います。よろしくお願いします。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、総務課から１項目めの指定緊急避難場所における環境対策についてお答えいたします。

７月30日にカムチャツカ半島付近で発生した地震による津波警報発表時の対応状況について回答いたします。

午前８時37分に気象庁から津波注意報が発表されたことを受けまして、直ちに防災行政無線やホームページ、防災メールやＬＩＮＥ、Ｘなどで避難指示を発令いたしました。午前９時40分に津波警報に切り替わったため、災害対策本部を設置するとともに、市内10か所の避難所を開設し、飲料水、非常食やテントなどの物資を配布いたしました。最大230人の方が避難をしましたが、市内においての被害はなく、午後８時15分に全ての避難所を閉鎖いたしました。また、避難途中での事故や体調不良になられた方の報告は受けておりません。

当日は、厳しい暑さの中での避難であったため、避難所は校舎が平家である矢指小学校を除いて、エアコンが設置されている特別教室などを使用いたしました。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは仁玉川の安全対策と道路環境整備について回答いたします。

初めに、仁玉川の安全対策についてです。

仁玉川は市の中心部を流れる農業用排水路で大利根土地改良区が管理しております。転落

防止柵につきましては、水路への転落防止の観点から、現在管理者である大利根土地改良区に対して設置の要望をしているところです。

これまでに同土地改良区からは、設置については維持管理の面と周辺の状況を確認した上で検討するとの回答をいただいており、今後も引き続き設置に向けた要望と調整を進めてまいります。

続きまして、道路環境整備についてです。

ご指摘の区間において草が繁茂している状況は、市でも把握しております。これまでも市民から歩道の通行障害などに関するお問合せを度々いただいております。その都度、現地を確認の上、管理者である千葉県海匝土木事務所へ草刈りの実施について依頼を行ってまいりました。同事務所からは、当該区間については年に１回から２回の除草に加えて、危険箇所については日常管理として都度対応していると伺っております。

今回ご指摘をいただいた場所につきましても、現地を確認した上で、改めて関係機関へ要望をしたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　それでは、１問目から再質問いたします。

最近では、毎日のように熱中症警戒アラートが発表されるなど、高温が続く異常気象が続いています。避難所における季節ごとの環境対策について伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　避難所は大きく分けまして、学校と学校以外の公共施設となります。避難所における夏場の環境対策としましては、学校ではエアコンが設置されている特別教室などを使用いたします。学校以外の公共施設では、常設されているエアコンを使用することとなります。また、冬場における避難所の環境対策としましては、各施設常設のエアコンやストーブを使用するとともに、毛布の配布を行う予定でおります。

なお、保健師による各避難所の巡回を実施しまして、健康状態の確認や感染症、熱中症などの注意喚起を行い、避難者の健康管理に努めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　再々質問ですね。台風や地震などの災害時には停電することも考えられます。避難所において電源が断たれてしまった場合には、どのように対応するのかを伺いま

す。

また、避難所では、矢指は日の出山ですね。あずまやみたいなもの、日陰を設けることはできないのか伺います。よろしくお願いします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、停電時の避難所対応についてお答えいたします。

常設の非常用自家発電設備がない施設につきましては、今年度に市で購入しました気化熱冷風機やポータブルクーラーなどが使用できます。これらは公用車のハイブリッド車や可搬型のガス式発電機などで電源を確保し、停電時でも冷却することができるようになっております。

また、日の出山公園であずまやなどというご質問ですが、日の出山公園の頂上には物置が設置しておりまして、ふだんは鍵がかかっているんですが、先日の津波警報のときにはちょっとそれが開けられなくて、何もできなかったというふうに聞いております。

あと物置の構造上、震度６以上になると自動的に鍵が開くようになっている構造でして、ただこの間のようなときには使えませんでしたので、その鍵の在りかについて、日の出保育所に預けるとか、区長に預けるとか、そういったことも検討したいと思います。

物置の中には簡易型のパーゴラ、日陰になるようなものも入っておりますので、そういったものを活用できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　すみません。通告書にはないんですけれども、その鍵は今は誰が持っているんでしょうか。それと、それこそ保育所の先生や近所の区長あたりに持たせてはどうかなと思うんですけれども、どうでしょうか。お願いします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　鍵につきましては、震度６以上で自動的に開くようになっているということだったので、本当の鍵は市役所総務課にしか保管しておりませんでした。

今回のことを教訓に、付近の方が開けられるように鍵の配置について検討したいと思います。ありがとうございます。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　２番目の仁玉川の対策についてです。

緊急措置として、市で転落防止柵に代わる対策をすることはできないのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　水路への転落防止対策につきましては、隣接する文化の杜公園の利用状況を踏まえ、子どもの飛び出し抑制や歩行者の安全確保を目的とした植栽の拡充等も有効な対策の一つではないかと考えております。

今後も、引き続き仁玉川の安全対策について、水路管理者である大利根土地改良区及び関係各課と協議してまいります。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　これも通告書にはないんですけれども、去年も市長との、11月頃やりましたよね、そのときに言ったんですけれども何も変わっていないということで。転落防止柵ができればという、そこの遊歩道を歩いている人が柵を造ってほしいという要望もありましたので、一般質問としてやってみました。

米本市長、ぜひともつくってもらえれば。また、できるならば旭市、白いポールではなくて何か変わった、いいなというような柵ができればいいなと思うんですけれども。旭市独自の柵をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　転落防止柵については、やはり水路管理者である大利根土地改良区と協議しなければなりませんので、協議のほうをしていきたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　これも通告書にはないんですけれども、遊歩道がありますよね……

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員、いいですか。通告にないものは、本来であれば……。

○５番（平山清海）　分かっています。

○副議長（片桐文夫）　控えていただけると。

○５番（平山清海）　では、何とかつくってください、ということで。

では３番目にいきます。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　国道や県道の管理は千葉県であることは理解していますが、場合によっ

ては市で草刈りをすることはできないのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　国道や県道につきましては、千葉県が維持管理の責任を有しており、草刈りを含め道路環境整備についても原則として道路管理者が実施します。市が管理者に代わって草刈りを行うことは、法的な役割分担や安全管理などの面から難しいと考えております。

市といたしましては、見通し不良や通行障害などの安全上の課題があった場合は速やかに管理者へ状況を共有し、草刈り等の改善措置を要請してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　平山清海議員。

○５番（平山清海）　旭市を通っている道ですので、なるべくきれいにしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○副議長（片桐文夫）　平山議員の一般質問を終わります。

平山清海議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○副議長（片桐文夫）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇をお願いします。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　議席番号６番、﨑山華英です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、令和７年第３回定例会において一般質問を始めます。

今年も８月が終わり、暑くて長い夏休みが終わりました。子どもたちにとっては思い出の多いあっという間の期間だったかもしれません。しかし、保護者にとっては毎日の食事の心配や放課後児童クラブ、留守番の不安、中高生になると部活動の送迎やお弁当の準備など、ふだんとは違う負担のかかる期間でもあります。共働きの家庭が増えている中、どうしてもフルに子どもたちに手をかけてあげられない保護者、もしくは子ども優先で、本当は仕事をしたいのにセーブをせざるを得ない保護者もいます。

そういった現代の保護者の困りやニーズに対応できる行政サービスが、本市にも必要だと

考えています。その一方で、何より子どもたちが置き去りにされない環境、地域で支え合い、見守ることができる仕組みをつくる必要があります。

そこで、本日は子育て世代が安心して暮らせる環境づくりの観点から、一つ目、放課後児童クラブの利便性の向上について、二つ目、親も子も安心できる子どもの居場所の確保について、三つ目が市図書館運営の今後について、そして、最後は本市ならではの地域資源である海岸地域を生かしたまちづくりの観点から、四つ目、観光資源活用と防災について、以上、４項目について順に質問いたします。

それでは、大きな項目１、放課後児童クラブの利便性の向上について。

（１）放課後児童クラブにおける夏休み期間中の昼食提供やお迎えの急な変更による手続の煩雑さの改善等、デジタル化、民営化の可能性を含めた利便性の向上について伺う。

初めに、夏休み期間中のクラブの昼食提供についてです。

これまで放課後児童クラブの利便性の向上、特に長期休業期間中の昼食提供に関しては、私が初めての一般質問をした令和３年９月定例会を皮切りに、毎年のように繰り返し取り上げてきました。まずは、利用者の意識調査をしていただくところから少しずつこの件は進めていただき、ちょうど２年前の令和５年９月定例会で再度クラブでの昼食提供の導入を提案した際には、他市の先進事例を調査しており、本市での実施が可能か検討したいと当時の教育総務課長よりかなり前向きに検討を進めているような答弁があったところです。

これまでの検討状況はどうだったのか、また、お弁当提供に対する具体的な利用者、保護者のニーズ把握も行ってきたということでありましたが、結果はどうだったのかについてもお伺いいたします。

続いて、大きな項目２、親も子も安心できる子どもの居場所の確保について。

（１）市外の児童館や市内民間学童の利用状況を踏まえ、未就学児や放課後児童クラブを利用できない子に向けた居場所の確保について伺う。

子どもの育ちを支える居場所の重要性については、国においても繰り返し強調されています。児童福祉法において、児童とは18歳未満の全ての子どもを指し、健全な遊びや体験を通じて心身の成長や社会性を育むことのできる場の確保が求められています。その役割を担う代表的な施設が児童館です。

児童館は、未就学児とその保護者にとって日常的に安心して集える場であると同時に、放課後や長期休暇における小学生の居場所、中高生が仲間と関わり、自分の居場所を見いだす場所としても期待されています。ところが、こうした役割を担うはずの児童館が旭市には一

つも存在していません。また、本市の子どもの居場所の一つとして、各学校に隣接されて設置されている放課後児童クラブは、親が働いているなど、留守家庭の児童が対象と限定的であり、高学年になると定員からあふれて利用ができない子どもが出てしまっているのが現状です。

実際に周りの子育て世代からは、児童館がないため市外の児童館を利用している、高学年になり放課後児童クラブに入ることができず、放課後や夏休み期間中に過ごせる場所が自宅のほかになくて不安といった声を、これまでも定期的に別々の方からご相談をいただいてきました。

児童館や放課後児童クラブのような、子どもたちにとっては安心して過ごせる公の居場所が旭市には十分に設置、拡充されていないのが現状です。この状況を市としてどのように受け止め、課題と認識しているのか、ここでは伺っていきます。

まず、放課後児童クラブについて、現状の希望する児童が全員入れない状況をどのように捉え、今後どのように対応していくのか伺います。

続いて、大きな項目３、市図書館運営の今後について。

（１）県立東部図書館が市へ移譲される予定となっているが、市図書館とほかの図書施設のネットワーク維持や子どもの居場所として活用する可能性など、今後の運営方針について伺う。

現在、市役所庁舎隣にある千葉県立東部図書館及び旭市図書館については、これまでも松木議員を中心に一般質問等で取り上げられていましたが、今後予定されている県立図書館移転による影響や市図書館の今後の在り方や方針については検討中のことも多いのか、具体的なところまではなかなかお聞きすることができない状況でした。しかし、昨年度からは、旭市図書館改修事業プロジェクトチームが立ち上がり、県立図書館施設移譲後の図書館経営に関する検討が進められていると伺っております。

また、今年６月には旭市図書館によるリニューアルに向けたアンケート調査が実施され、中学生以上を対象に広く意識調査が行われ、その結果が先日取りまとめられていました。このアンケートをきっかけに、私の下にも市民の方々から図書館に関するご意見やご心配の声が複数寄せられています。そういった声を踏まえ、私からは、市図書館の今後の方針について質問をさせていただきます。

それでは、まず初めの質問としまして、県立東部図書館の市移譲について、改めて現時点でのスケジュールや具体的に今後どのように進めていくのかお伺いします。

続いて、大きな項目４、観光資源の活用と防災について。

（１）全国レベルのサーフィン大会が開催されている井戸野浜について、観光資源としての環境整備と観光振興の取り組みについて伺う。

本市の海岸は、豊かな自然景観とともに大きな観光資源となっています。その中でも井戸野浜は市民にはあまり知られていないものの、サーフィンをする人々の間では全国的にも評価の高いスポットで、実際に全国レベルの大会が開催されるなど、サーファーかいわいでは既に有名な浜となっています。こうした海の魅力をどのように磨き上げ、観光振興や地域のにぎわいづくりにつなげていくかが今後の大きな課題であると考えています。

今日は、その井戸野浜を中心に、海岸地域の観光振興の取り組みについて伺います。

まず初めに全国レベルのサーフィン大会が開催されている井戸野浜について、市はどの程度その開催状況や波及効果を把握しているのか伺います。

続いて、（２）７月30日の津波警報による避難所運営の課題について伺う。

一方で、同じ海は大きな恵みをもたらすと同時に災害のリスクとも隣り合わせです。今年７月30日に発表された津波警報では、東日本大震災以降初めて津波警報による避難所の開設が行われました。風水害の際とは異なる運営上の難しさや新たな課題が浮き彫りになったと伺っています。海の恩恵を生かす観光振興とともに、海のリスクに備える防災力をどのように高めていくかは、本市にとって極めて重要なテーマです。

そこで、７月30日に発表された津波警報時の避難所運営について、前者の質問で当日の対応等は聞かせていただいたところですが、風水害時の避難所運営と違ったことや各避難所でどのような課題があったのか、職員間での振り返りや情報共有の場は設けられているのか伺います。

以上、大項目４点、五つの内容についてお伺いいたします。

どの質問も市民の暮らしに直結するテーマであり、今後のまちづくりに大きく関わる課題だと考えております。ぜひ分かりやすく前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから質問内容１の放課後児童クラブの利便性の向上についてと、２の親も子も安心できる子どもの居場所の確保についてというところで回答を申し上げます。

初めに、（１）で放課後児童クラブにおける夏休み中の昼食提供についてのこれまでの検

討状況と、あとは弁当提供ニーズの把握についてということでございました。

放課後児童クラブにおける弁当の提供につきましては、弁当や料金の収受、弁当の保管などが必要でありまして、またアレルギーを持つ児童への対応など、支援員の負担や人員配置などを考慮すると現状本市では難しい状況であります。

本市の放課後児童クラブにおきましては、毎年利用者アンケートを実施しておりまして、弁当提供のニーズ調査につきましては、令和５年12月の利用の調査の中でアンケートを行っております。その結果、76％の保護者が導入されたら利用したいというふうに回答しておりました。また、他市での弁当提供サービスの状況を見ますと、民間への業務委託の中で提供されておりまして、保護者が弁当業者へ直接注文をし、クラブに配達される仕組みで行われ、大変満足度の高いサービスの一つとなっているようでございます。

このような中で、本市におきましても多様な保護者ニーズに対応するため、民間委託の可能性について検討を重ねてまいりました。民間事業者が持つ専門的なノウハウを活用することで、さらに保護者の利便性が向上するというふうに考えまして、本定例会において民間委託のための債務負担行為の設定について、補正予算のほうを計上させていただいたところでございます。

続きまして、二つ目の質問でございまして、放課後児童クラブの現状をどう捉えているのかということと、また今後どのように対応していくのかというご質問でございました。

旭市から近隣の市や町の民間学童施設や児童館に通っている児童がいるということは認識しているところでございます。現在、放課後児童クラブの加入につきましては、保育が必要な低学年から順に受け入れまして、定員に余裕があれば高学年も受入れをさせていただいているところでございます。

本来であれば、加入を希望する児童全員を受け入れることが理想ではありますけれども、場所の確保や支援員の配置などから受入れができないケースもありまして、こちらのほうは課題だということで捉えております。このような中で、この夏休み期間中におきましては、受入れができなかった児童に対して、定員に空きがある在籍校以外の児童クラブのほうをご案内させていただきまして、保護者のニーズに対応をしてきたところでございます。

今後も高学年の受入れに対しては、他市の状況や先進事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　私のほうからは、大きな３番、市図書館の運営の今後についてということで、現時点でのスケジュール等について回答をさせていただきます。

現在、千葉県では、新千葉県立図書館・県文書館複合施設の建設を進めております。令和11年度の開館予定となっており、資料と人的資産を集約し、相互連携による機能強化とサービス向上を目指しております。

新県立図書館の開館に伴い、東部図書館は令和10年度内に閉館準備を進め、新県立図書館への移転作業が始まる見込みです。令和11年度以降、老朽化した箇所等の補修工事を実施し、令和13年度に旭市へ移譲する予定となっております。

市としましては、移譲後に旭市図書館のリニューアルに向け改修事業を行うことになります。また、改修事業を実施するに当たっては効率的に進められるよう、今後も県と情報交換を密にし、協議を進めていきたいと考えております。

なお、工事期間中は利用者の利便性を損なわないよう、空き公共施設などを活用して仮設図書館を設置する方向で検討を進めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　私からは、４番、観光資源の活用と防災についての（１）全国レベルのサーフィン大会が開催されている井戸野浜について、市はどの程度その開催状況や波及効果を把握しているのかのご質問について回答いたします。

井戸野浜の海岸、実際場所は旭市の健康福祉センター、それからパークゴルフ場の南側の海岸であると思います。こちらの令和６年度の開催は８回、今年度は８月末までで６回のサーフィン大会が開催され、多くの方が参加されたと伺っております。

波及効果につきましては、事前の宿泊や飲食などがあると思いますが、サーフィン大会に伴う関係来場者数やどのような効果等が出ているのかの詳細については把握はしておりません。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課からは、四つ目の観光資源の活用と防災についての（２）７月30日の津波警報による避難所運営の状況と課題についてお答えをいたします。

７月30日の午前９時40分に津波警報が発表されたことを受けて、午前10時15分に避難所を10か所開設いたしました。通常、避難所は各学校であれば体育館を使用しますが、当日は厳

しい暑さの中での避難であったため、エアコンが設置されている特別教室などを使用いたしました。

振り返りとしましては、台風などの風水害時には開設していない学校での避難所であったことからも、避難所となった小・中学校に対しまして意見や要望を求めたところ、飲料水や非常食を学校に備蓄すべきなどのご意見をいただきましたので、今後の避難所運営の教訓や改善につなげていきたいと考えております。

東日本大震災から14年が経過し、震災を経験していない職員も増えてきたことから、職員にも日々の防災教育や訓練が重要であると考えております。来月10月26日に開催する「あさひ防災フェア」でも、避難所直行職員による全ての指定一般避難所開設訓練、こちらを実施しまして、今後の防災対応力の強化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

最初に、放課後児童クラブの利便性の向上についてです。

お弁当提供に対する利用者アンケートでは、７割以上の保護者から利用したいという声があったということで、お弁当の提供に対する保護者のニーズは高いことがうかがえます。そのほかにも以前から利用者のアンケートはされている中で、さらなるクラブの全体の質向上という面で民間委託を検討されていたということで、今回の定例会の補正予算に組まれていたということで、この組まれることを知る前に通告した質問でしたが、ちょうどいいタイミングだったのではないかなと思っております。

この昼食提供についてなんですけれども、実はこの夏休みには一部の学区限定で地域の飲食店が放課後児童クラブにお弁当を配達する取り組みが行われました。注文の取りまとめから配達まで飲食店のほうでやっていただくなど、クラブの支援員の負担が最小限で抑えられたのは、お店の方のご好意での部分が非常に大きかったとは思いますが、まずはこうして実際にクラブへの配付が可能であった実例や、また先ほどにもあった保護者のニーズの高さも踏まえ、ご答弁にもありました今後の民間委託の中で仕組みとして可能なのであれば、全校全てのクラブに広げていくことはできないかと考えますが、見解を伺います。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　放課後児童クラブにおきましては、議員おっしゃるとおり、この夏休み期間中に、地域限定ではありましたけれども市内の飲食店の業者によりましてクラブに弁当を配達するというような取り組みが行われたところでございます。

弁当提供サービスについては、アンケート調査からも保護者の要望が高かったというところ、令和８年度からの民間委託を進めるに当たりましては、受託業者に対しまして全クラブにおける夏休み期間中の弁当の提供、そういったものの実施を求めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　２時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、﨑山華英議員の一般質問を行います。

﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　では、民間に委託を進めるに当たり、お弁当提供の話ですね、お弁当の提供は全クラブについて提供を求めていただけるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。近隣で既に民間委託をされて、お弁当の提供制度が導入されているところでは、スマホから予約ができるので簡単に注文ができて便利だという話もうかがっているところです。

続いて、放課後児童クラブの利便性の向上の関係で、具体例を挙げてもう一つお伺いします。

現在、クラブへ家族以外の方がお迎えに行く場合は、前日までに教育委員会に委任状を提出する必要があります。そのため、当日になって急な残業などでお迎えが間に合わず、友人、いわゆるママ友に代理を頼もうとしたところ、委任状がないと対応ができないと困った事例もお聞きしております。昨今ではファミリー・サポート事業が開始されたことからも、必ずしも保護者でない方に送迎を委託するケースも増えてくると思われます。また、行政に頼らずともできるところは地域で助け合って子育てをしていくことも大切です。

そういったことからも、この手続の煩雑さは改善するべきだと考えますが、こちらについてもご見解を伺います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　放課後児童クラブにおきましては、原則としまして保護者または保護者に代わる親族の方にお迎えのほうをお願いしておりまして、家族以外の方へ引渡しを行うことに関しましては、子どもの安全確保の面から事前に委任状を提出していただいているというところでございます。

家族以外の方にお迎えを頼むことが想定できる場合には、あらかじめ年度当初に委任状を提出していただくことで、加入期間中は当日の連絡でも家族以外の方へ引渡しをできることとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　家族以外の方にお迎えを頼むことがあらかじめ想定されている場合は、年度当初に１回提出すれば通年対応が可能ということでした。今回、私にご相談いただいた方が通っている放課後児童クラブでは、その手続が十分周知されておらず、代理人によるお迎えが発生する都度、何度も教育委員会に赴いて委任状を出さなくてはならないといった説明になっていたようです。

この件については、単に周知の問題だったということが分かりましたので、改めて分かりやすい形でクラブのほうへ周知をお願いしたいと思います。

その上で、どうしても緊急の場合に、例えば代わりにお迎えに行く方が同じクラブに通う児童の保護者であれば、支援員の方もふだんから顔を知っている保護者ですので、ふだんは迎えに来ない親族の方よりも安心できる場合があるかと思います。こうしたケースについては、わざわざ教育委員会に委任状を提出するのではなく、双方の確認が取れれば当日の対応で引渡し可能とする体制にぜひしていただきたいと考えております。

４回目の質問になりますが、既に答弁にもありましたとおり、今定例会で放課後児童クラブの民間委託のための債務負担行為の設定が補正予算に組まれておりますが、放課後児童クラブの運営が民営化によってどのようなことが変わり、改善されると考えられるか、こちらについてお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　放課後児童クラブにつきまして、こちらを民営化することで民間事業者が有する専門的な知識や経験などを活用し、支援員の確保、質の高い育成支援、市民ニーズを捉えたサービスを提供することができると考えております。

具体的には、ＩＣＴの導入による事務処理の効率化、児童の入退室を保護者に通知するシステムや出欠連絡アプリの導入による保護者の利便性の向上、発達段階に応じた運動や遊びなどを提供する無料プログラムの実施による児童クラブで過ごす時間のさらなる充実、そのほか夏休み期間中の弁当提供サービスの導入など、保護者の負担軽減など、放課後児童クラブ全体のサービス向上が図れるものと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　出欠連絡など、今学校のほうがデジタル化が進んでいる中で、放課後児童クラブはいまだに手書きや電話のみでの方法であったりと、かなり遅れを取っていましたので、民営化によりこれまでの手続全体の質の向上、煩雑さが改善されることが期待されます。

その他支援員の育成や働きやすさなど、ＩＣＴを利用したことでクラブ全体の質の向上を民間の力を借りて実現できれば、大変ありがたいことではあります。そして、今働かれている支援員が民営化したらどうなってしまうんだという、そういうご心配の声もあるんですけれども、ぜひなるべく民営化しても引き続き同じ方が働いてくださるような工夫というか、お願いをしていただけたらと思います。

また、保護者からの、利用者側の懸念点としては民営化によってどうしても保護者の利用料の負担が増えるであろうという点です。ただし、今、近隣の状況を確認したところ、本市の現在のクラブ利用料が最も割安だということが分かりました。そういったことを考えたときに、質や人材の確保の面で、ある程度この値上がりは致し方ないことではあるなと考えております。

うちの娘も、いつになったら放課後児童クラブをやめられるんですかってよく言われてしまうんですけれども、結構子どもたちから、ただやっぱり預かっている場所という形で、それ以上の質の向上というところが今後課題になってくるなと、年々、ほかの方からもよく声としていただいておりますので、なかなか公設公営だと限界もあると思いますので、民間の力をお借りして質の向上に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、４年前クラブでのお弁当提供、初めて私提案させていただいたときに、当時の教

育総務課長からご答弁いただいた内容が、家庭で作ったお弁当は親子のコミュニケーションにもなるといった内容をいただきました。私、それ聞いてすごくもやもやしてしまった覚えがあります。確かに、今日全部食べられたじゃん、偉いねとか、今日全然食べていないじゃんとか、悲しいとかそういうコミュニケーションは確かにあるんですけれども、どこか美談として強制されてしまうことにすごく私としてはもやもや、母としてはもやもやした記憶があります。

こういった放課後児童クラブの利便性向上は、単なる福祉サービスではなく、働く親の経済の土台を支える経済政策だと、私は過言ではないと思っているところです。近隣がもう既に当たり前に民営化が始まっているところ、旭市はやっと始まるかもしれないというところ、また選定される事業者も、どのような事業者になるか分かりませんけれども、慎重な選定をお願いしたいところであります。市長はじめ、執行部の皆さんには、今後とも働く親世代の背中を後押しする気持ちでお願いしたいと思っております。

次です。２番目、親も子も安心できる子どもの居場所の確保について、（１）のほうですね。

放課後児童クラブに入りたくても入れない子が、一定数存在するところについてですけれども、ただいまご答弁いただいたとおり、本来は全員受入れが理想であるものの、様々な制約から入れない子が出てしまっているというのが現状です。今回の夏休みには、在籍校以外の児童クラブも案内していただいて、かなり苦肉の策でやっていただいたところではあるんですけれども、やっぱりほかの学校に行くのはちょっと難しいなという子も多くて、放課後児童クラブを断念した子も何人かいらっしゃったと聞いております。

一方で、保護者の中には公設の放課後児童クラブには入りたくないという子どもの気持ちを配慮して、また経済的に余裕があるご家庭では民間学童を選択したりと、ニーズは多様化し、現在市内近隣の民間学童の利用も広がっていると伺っております。例えば本市の近隣の市町村で民間学童を実施している施設では、夏休みの給食の提供はもちろん、期間中の体験先として工場見学や県内の水族館に行くプログラムが入るなど、かなり充実した内容であり、夏休み以外の通常期間も含めて、旭市からの児童利用者が近年増加傾向だと伺っております。

ただし、どこの民間学童も利用料についてはもちろんのこと、公設の放課後児童クラブとは全く違った利用価格帯であり、日常的に使うとなると経済的にかなり余裕がない限り利用しづらい面があります。こうした状況を踏まえると、放課後児童クラブだけでは全ての子どもの居場所を十分に支え切れていないのが現実であり、だからこそ児童館のような多世代の

子どもが安心して過ごせる公の居場所の重要性が一層増していると考えます。

初回の質問でもありましたが、本市には児童館がなく、市外の児童館を利用しているという保護者の声が多くあるということで、実際にどのような状況なのか、一番近隣にある東庄町児童館について、東庄町に状況をお伺いしました。

町の担当者から、利用者の居住地については細かく統計は取っていないということだったんですけれども、東庄町児童館、令和６年度の延べ利用人数は、町内の利用者の方が2,261人、そして町外の利用者の方が4,294人ということで、町内2,261人に対して、町内に住んでいない方が4,294人と２倍近い数ということで、立地からしても多くの旭市民の方が東庄町児童館を利用しているのではないかということが分かります。そのほかにも香取市、神栖市の児童館にまで車を走らせて遊びに行くという子育て世代の声もお聞きしているところです。

再質問としましては、このような利用実態を市は把握しているのか。また、こういった状況をどう評価しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　﨑山議員の発言にもあったと思うんですけれども、児童館は地域において児童に健全な遊びの場を提供し、心身ともに健やかな成長を促すことを目的とする児童福祉施設です。近隣には香取市や東庄町に設置されております。

市外の児童館について利用実態などの調査はしていないのですが、利用している市民がいることは把握しております。

市としましても、親や子どもが安心して楽しく過ごせる居場所づくりは大切なことであると考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　大切なことは分かっていても、これまで児童館が本市になかったというのは、そういった観点でまちづくりがされなかったのか、ニーズが届かなかったのか分かりませんけれども、そういう施設が本来各自治体にあるものだと知らないと、なかなか子育て世代からも、子どもたちからもニーズとして出てこないのではないかなと思います。

児童館については、国の児童館ガイドラインにおいて、中高生を含めた幅広い世代が対象と明記され、さらに昨年の12月の改正では、こども基本法やこどもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、子どもの権利を尊重し、安全で安心できる居場所の確保を一層強化する方向

性が示されました。

これまで、本市には潜在的にニーズはあったのに、児童館がつくられなかったという問題がありますが、今後中高生を含めた幅広い世代の居場所づくりといった観点から、旭市で児童館を整備、検討していく必要があると考えます。市として、これをどのように考えているかお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　現在、市内では親も子も安心できる子どもの居場所といたしまして、屋内型の多世代交流拠点施設おひさまテラスがあり、機能的に児童館に近い施設として多くの子どもや親子にご利用をいただいているところです。また、未就園の子どもとその保護者などが気軽に集まり、交流を深められる場として子育て支援センターハニカムをはじめとした、５か所の地域子育て支援拠点がございます。幅広い世代の居場所としましては、図書館や公民館を利用していただけます。

今のところ、児童館を整備する予定はございませんが、他の自治体の取り組みなどを参考にしながら、よりよい子育て環境の整備に向け、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。今挙げていただいた施設、それぞれの役割の下、確かに機能しているかと思います。ただ、これで十分に子どもの居場所が確保できているのかといったら、それぞれは限定的で、包括的に子どもたちを支える場所がどこにもなく、これでは抜け落ちてしまう層がたくさんあるものと考えております。

小学生が今の図書館や公民館の状況を見て、遊びに行きたいと思う子がいるのかと考えたりとか、あと中学生、高校生なら中には勉強をしに来ている子はいると思うんですけれども、それは居場所の機能としてはほんの一部でしかないと考えられます。今、起きていても見えにくい問題、例えばいじめや不登校だけでなく、10代での望まぬ妊娠、介護、その他様々な家庭内での悩みなど、今、本市の多くの子どもたちが抱えているものには、見えないだけでたくさんの課題があると思います。

学校でも家でもない子どもの居場所、先生や家族以外の大人が緩やかに見守りすることができる、いわゆるサードプレイスを本市にも設置するべきだと考えます。一から児童館を建設することは難しいと考えますが、現在、市内各地域で検討会議が進められている学校再編の中で、学校同士の統合後、校舎や体育館で使われなくなる施設も必ず出てくるかと思われ

ます。そういった施設を利用して、地域の児童館の機能を持たせることも考えられると思いますが、その可能性についてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　学校跡地の活用につきましては、旭市学校再編基本方針において、これまで学校が担ってきました地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるように検討していくこととしております。

今後の跡地活用については、国や県からの先進事例、また様々な取り組みなどを参考にしながら、学校再編準備委員会においても様々なご意見、ご要望を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ぜひよろしくお願いいたします。何より子どもがなるべく自力で行けることが必要と考えているので、中心市街地にあるだけでなく、各地域にそういった居場所機能が確保されることを求めます。

恐らくそうは言ってもなかなか財源も、人も限られている中で児童館をというのは、今さら突飛な意見と捉えるかもしれないんですけれども、何を伝えたいかというと、本市にはまだまだ子どもを中心とした政策が不十分であるということです。こども家庭庁が子どもの支援の縦割りによる制度のはざまを埋めるべく設置されたにもかかわらず、基礎自治体では相変わらず縦割りで制度からの抜け落ちが起きていると考えられます。

子育て施策であれば、本市も現在いろいろ頑張っていただいているとは思うんですけれども、子どもを主体とした政策がまだまだ足りないんだということを常々伝えたく、今回取り上げさせていただきました。

今回は、あくまで学校再編の中でという提案をさせていただきましたが、今後の公共施設、様々ある中での再編、整理あるかもしれません。その中で地域に根差した児童館機能の設置をご検討いただきますよう要望して、次のテーマに移りたいと思います。

３の市図書館の運営の今後についてです。

具体的なスケジュールなどをお聞かせいただきました。令和10年度に閉館準備が始まるということで、３年後には移転に係る作業が始まると予定されるということで、今答弁の中でありました何より気になる問題は、改修工事中の仮設図書館についてでもあるんですけれど

も、これについては現状これからの検討案件であることからも、別の機会に質疑等させていただきたいと思います。

それでは、今後県立が市内から移転するということで、その後の運営について既にご心配の声が届いております。一つは、ほかの図書館とのネットワーク機能、これまでであれば県内のほかの図書館にしか所蔵がない本を東部図書館内では取り寄せすることが可能だったと思いますが、県立が移転した後もこのシステムは継続されるのかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　利用している図書館に所蔵がないものであっても、県立図書館や他の公立図書館で所蔵しているものについては、図書館同士がやり取りをして希望者へ貸し出すことができる相互貸借という仕組みがございます。

東部図書館撤退後も新県立図書館をはじめ、他の図書館の蔵書を利用したい場合は、これまでどおり旭市図書館に申込みをすることでご利用いただけます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　この相互貸借の仕組みが今後継続されるということで、ご答弁いただいたのは、基本的に窓口に行って取り寄せをして、届いたらまた取りに行かないといけないというそういう仕組みだと思うんですけれども、多分ご相談いただいたのが県立図書館のホームページから飛べるんですけれども、この中央、東部、西部と三つの県立図書館の間であったら、自宅にいながら取り寄せの予約ができて、届いたらメールで届きましたよというメールのお知らせが来て、それで初めて来館するので、二度来館する必要がないという、そういった便利な機能があるんですけれども、多分そちらのほうは県立が撤退してしまうとなくなってしまうのかなと思っております。

でも、図書館に行っていただいて問合せしていただければ、引き続き県立だけではなくてほかのいろんな図書館、県内の別の図書館の本を取り寄せできるという仕組みは継続されるということで安心しました。

それ以外にも県内に三つしかない県立図書館が、これまで市内に、旭市にあったということは、大変恵まれていた環境であったと思いますが、今後は市図書館のみの運営になるということで、市の図書館がこれまで県に頼っていた部分を補完もしくはそれ以上にしていかなくてはならないと考えております。

そこで再々質問ですが、今回の県立図書館の移譲を契機として、市全体の図書館機能をど

のようにリニューアル、機能強化していく方針なのかお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　旭市が千葉県から県立東部図書館の移譲を受けるに当たり、今後市が担うべき図書館の役割と機能を総合的に調査検討し、旭市図書館リニューアル基本計画に係る基本構想を立てるため、令和６年度に市役所内に旭市図書館改修事業プロジェクトチームを設置しました。様々な所属、役職、幅広い世代の職員がメンバーとして携わり、それぞれの視点から意見を出し合い、市が一丸となって協議を重ね、地域性を生かしたコンセプトを検討しております。

また、６月には旭市図書館リニューアルアンケートを実施し、市民の皆様から多くの意見をいただくことができました。このほかにも日本図書館協会から専門的なアドバイスをいただいており、これらを踏まえ、さらに検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。昨年度プロジェクトチームが設立されて、専門家の方の意見も聞きながら検討している段階だと思います。旭市図書館リニューアルアンケートについても、取りまとめ結果がホームページに出ておりましたので、私も拝見しました。748件と非常に多くの声が集まっており、９割がウェブからの回答だったと思うんですけれども、大変多くの忌憚のない意見が集まっているなと感じました。それだけ市民にとって図書館の存在が重要視され、今後のリニューアルに期待が集まっている現れだと思います。

さて、そのアンケートの中で最も多いなと感じたのが、子どもも気軽に立ち寄れる図書館にしてほしいという声です。もともと駅前にあった市民会館が廃止となり、市の図書館が県立図書館に移転になったことで、県立の雰囲気を引き継いでいるために、以前よりも子どもと行きづらくなったという意見が多くありました。先ほど取り上げたテーマに戻るようですけれども、図書館もまた子どもの居場所として今後重要な立ち位置になると考えております。

少し前にはなるんですけれども、松戸市にある「ひがまつテラス」という図書館の視察にうかがったことがあったんですけれども、図書館としての基本的な機能はもちろんのこと、自動貸出機など利便性の高さのほか、隣接して子どもたちの居場所となるようなスペースがあり、放課後立ち寄れる以外にも、学校に行けない子が平日に自然と来られるような場所にもなっていました。

ほかにも様々視察場所ですばらしい図書館に伺う機会があり、長崎県大村市のミライｏｎ図書館は、県と市一体型の図書館ということで、また本市とは全く違う運用形態ではあったんですけれどもすばらしい図書館でした。また、近隣では香取市の「コンパス」なども人々が訪れたくなる工夫が現在の図書館では増えているようです。

アンケートの声にもあるとおり、子どもたちが安心して訪れ、過ごせる居場所としての機能を今後の旭市図書館リニューアル後には充実させるべきと考えますが、市として現在のところどのように取り組んでいく方針なのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　旭市図書館では、児童書の充実にも力を入れておりまして、貸出し冊数の約半数を占めております。また、中高生の自習の場所としても利用が多く、休日や夏休みは閲覧席が満席となる日も見られます。

一方で、専門書が充実している県立図書館と同居していることから、全体的には静かな図書館で、利用者の多様なニーズに応えられていない一面があります。友達同士や親子で話しながら図書を選んだり、読み聞かせをしたりできるスペース、中高生が話しながら学べるスペースの設置などを検討し、子どもが安心して過ごせる居場所となる図書館を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　同じ方向性で考えていただけているようで、大変うれしく思います。思い切ったリニューアルをお願いしたいと思います。

一方で、アンケートの声にもあったのが図書館は静かに過ごしたいといった意見です。こういった静かにしたい方の居心地、スペースの確保についても必ず保障していかなければならないと考えます。なかなか既存の建物を活用する中で、スペースをつくるというのは難しい面もあるかもしれないんですが、静かに集中できるスペースと子どもが多少お話ししても構わない、ちょっとにぎやかなエリアを分ける等、空間的な区切りのほか、時間での使い分けなど、様々な方法を駆使していただきたいと思っております。

途中、仮設図書館で市民の皆さんのご不便をかける場面もあるとは思うんですけれども、ぜひ前向きにこれからの図書館の在り方を職員の皆様、関係機関の皆さんと力を合わせて、このリニューアルプロジェクト完遂していただけたらと思います。

次のテーマに移っていきます。４、観光資源の活用と防災についてです。

（１）井戸野浜の件の質問に移りたいと思います。

本件、井戸野浜がこれまでサーファーかいわいで盛り上がっていることは、先日関係者の方から聞くまで私も知らなかったんですけれども、ご答弁いただいたとおり、近年は日本サーフィン連盟公認の大規模な大会が年に何度も行われ、直近では先月８月末にも開催され、今週の土曜日にも300人規模の大会が開催されると伺っております。

これだけ多くの流入があるにもかかわらず、現状の井戸野浜にはトイレやシャワーなどの基本的な設備がなく、私も現地を先日確認してまいりましたが、駐車場として使用できるスペースはかなり凸凹しており、かろうじて止めることはできても、なかなか良好な環境とは言えないのが現状です。

もう既に多くの市外、県外からの流入が発生している中で、それらの受入れのための環境整備・改善は急務だと考えますが、市の対応をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　九十九里浜なんですが、旭市から一宮町までの海岸につきましては海岸法や県立九十九里自然公園条例などにより、車両等の乗り入れが規制されている状況でございます。

この規制は、海浜動植物の保護を目的としておりまして、車両等の乗り入れを規制するもので、トイレ、駐車可能なスペースの設置、海岸の凸凹を補修する簡易的な補修であっても、県との協議が必要となっております。

議員よりご指摘いただいた井戸野浜の周辺地域には、既存の駐車場やパークゴルフ場の東側にトイレが設置されており、海岸を利用される皆様には引き続きお使いいただければと思いますが、凸凹の解消、そういったことについては、駐車スペースの環境整備についてはできるだけ対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ひとまず駐車場の整備については、ご対応いただけそうでよかったと思います。お願いします。

トイレについては、パークゴルフ場の近くのトイレをということでしたけれども、私が現地に行ったときにはどこにあるのかちょっと分からないぐらい、標示が特にありませんでし

たし、少し歩かなくてはいけないのかなとも感じました。女性のプロサーファーの方もいますし、トイレの問題はかなり切実です。

千葉県では、千の波の県と書いて「千波県」のロゴを作成し、積極的に県の海のＰＲを図るほか、サーフィンを通じた県内外からの誘客や二地域居住、移住・定住の促進などによる地域活性化を目指し、サーフィン体系と地域の誇る歴史や文化、食の魅力を組み合せたスポーツツーリズムとしてＢＯＳＯサーフィンミーティングといったサーフィンイベントを開催するなど、こちらは本市で、旭市も開催地として行われていること、市もご存じかと思います。

サーフィンを通じた地域活性化については、県は既に積極的に動いているところで、市として積極的な姿勢を見せていただければ、県としてもきっと協議に乗っていただけるのではないかと思っておりますので、ぜひトイレやシャワーの整備、会場地までの動線の整備も含めて前向きにご検討いただきたいと思います。

さて、このような近年の大規模な大会開催を契機として、井戸野浜を含めた旭市の海がサーフィンのまちとしてサーファーの中だけでなく、サーフィンといえば旭市だよねと一般の方にも認識されるよう、広くＰＲしていく必要があると考えます。

市としての広報、プロモーションの取り組みをどのように検討しているのかお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　井戸野浜を含め、市内の海岸の波は初心者から上級者までが年間を通して楽しめると言われており、多くの愛好家が訪れているということは承知しております。ご提案のサーフィンのまちとして、市全体で魅力を発信していくには観光資源としてのサーフィンの可能性を分析し、観光振興にどのように位置づけるか検討していく必要があると考えております。

広報プロモーションについては、サーフィンも含め、市全体の観光振興という広い視野を持ち、観光物産協会をはじめとする関係団体等と連携し、本市の観光資源を一体的に捉え、情報発信の強化に努めてまいります。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。既に市のＰＲポスターでは、サーフィンの写真が採用されたりですとか、観光物産協会のポスターですか、市全体でサーフィンのまちとし

ての発信はある程度していただいているとは思いますので、分析してから位置づけるというよりは、どう強化していくかを考えていただけたらいいなと思っております。

近年、旭市の海岸整備については、10年前から進められてきた減災林の計画に対し、今、市民からの反対の声が上がったりと、議会でも一部疑問の意見が出るなど、必ずしも合意形成が十分でない現状がありました。もちろん、防災の観点から減災林の整備が重要であるということは言うまでもありません。しかし、一方で旭市の海岸にはサーフィンや観光など、地域によって異なる特色や可能性があります。

こうした現状を踏まえると、旭市全体の海岸を、ここは観光を重視するエリア、ここはサーフィンの拠点、ここは防災機能強化という形で、それぞれの地域特性に応じた方向性を明確に整理し、市全体としてブランディングし、計画という形で市民に示すことが必要ではないでしょうか。そのようにすれば、市民にとってもなぜここに投資するのかが理解しやすくなり、財源をより効率的、効果的に活用できるはずです。

市として、旭市の海岸地域をどのように位置づけ、観光と防災のバランスを含めた将来像を描く計画を立てていく考えがあるのか伺います。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　現在、実施されている減災林の整備などの防災機能強化と観光振興はどちらも必要で重要な施策であると考えております。また、本市を訪れる方々が安全かつ安心して海岸を利用できる環境の整備は、観光振興の重要な一歩であると認識しております。

市全体の海岸の付加価値をどう高めていくか、また現在計画している海業との連携や市の枠を超えた広域連携も含め、関係機関と研究していく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　よろしくお願いいたします、研究にとどまらず、ぜひ方向性を整理して、市民に分かりやすく示していただき、将来世代に誇れるような旭市の海岸活用の在り方を引き続き検討していただきたいと思っております。

最後、（２）のほうに移りたいと思います。

７月30日の津波警報による避難所運営の課題についてです。

3.11後、初めての津波避難ということで、毎年津波避難訓練はやっていただいているとこ

ろだったと思うんですけれども、避難訓練に参加された方と今回実際に避難された方はまた違った場合もあり、学校側からご意見いただけたということで、これについてはよかったなと思いますし、むしろふだん平日であれば間違いなく避難所の対応を先生方が対応せざるを得なくなる可能性がありますので、通常の避難訓練にもぜひ学校の先生が参加して、意見を入れていただくことも必要なのではないかなとお話を聞いて感じました。結果として、今回は津波による被害が特になく済んだ上で、リアルな課題が浮き彫りになったということはよかったのではないかなと思います。

一つ、今回の避難の中で、私がご相談いただいた内容としましては、ペットと一緒の避難が困難で、冷房の効いた教室には入れず、飼い主も含め、外で待機せざるを得なかったというお声でした。ペット同伴により通常の冷房が効いた避難所での避難が受け入れられなかったケース、今回どの程度あったのか把握していれば教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今般の津波警報に係る避難所のペットに関する情報、こちらで把握しているのが１件ございます。

内容は、高齢者の方の避難に付添いできた方が、ペットと一緒に避難所にいらっしゃいました。高齢者の方は、避難所に避難されて、ペット同伴の方は避難所にペットと同行避難しようとしたわけではなくて、自らのご判断で自家用車の車内で避難していたというふうに聞いております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　１件の例をお聞かせいただいたんですけれども、その内容をお聞きする限り、私がご相談を受けた方とは別の方になりそうですので、つまりは全ての避難所のケースが、もしかしたら十分に拾い切れてなかったのではないのかなと思っているところです。

さきの質問で振り返りの場はあったかということでしたけれども、十分な課題事案の共有、それができているのかというところで疑問です。各避難所でどのような困りがあったのか、当日どのような問合せがあったのか、その方も電話で市役所にペットで避難できるところはありますかという、そういった問合せもしたそうなんですけれども、そういったことも情報共有されたのかということも含めて、災害対策本部を解散するにしても全庁的に取りまとめの作業をしっかりと行い、次に生かすことをぜひ強化していただきたいと思います。

とはいえ、ペット同伴に限らず、避難者によって様々な状況があり、全てを行政のみで対応するということは難しいと考えます。今回のペット避難に関しましては、一部の店舗が独自に受入れを行っていたということで、ご相談いただいた方は途中からその情報を元に避難先を移されたそうです。ですが、こういった情報は公に周知されているわけではありません。こうしたことを踏まえ、ペット同伴に限らず、様々なケースに対応できる避難の受皿を民間の力を借りて、協定を結ぶなどして広げるべきと考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　現在、旭市では災害時におけるペット避難などに関する協定は締結しておりませんが、災害協定を締結している事業所等は52ございます。自助・共助・公助の観点からも、民間の方々のお力をお借りして、他の分野と連携して防災力の向上につなげていくこと、こちらは極めて重要なことだと認識しております。

協定は、原則として事業所または団体からの申出により締結しておりますので、近隣市の状況などを参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　協定についてですけれども、協定を結ぶには原則事業所や団体からの申出というのが必要ということで、ぜひ市からもこういったことが必要なんだよということを積極的に事業者や民間に働きかけて、ペット避難に限らず、様々なケースに対応できる体制づくりを進めていただきたいと要望いたします。

本日の質問は、放課後児童クラブの質の向上、子どもの居場所づくりや図書館運営、海岸の観光振興、そして避難所運営と多岐にわたるテーマを取り上げさせていただきました。いずれも市民生活に身近でありながら、将来の旭市の在り方を左右する大切な課題であります。

私にとって、任期中の一般質問の機会、残すところ次回のみとなりますけれども、任期の最後まで精いっぱい市民の声を市政に届け、未来へつなげる提案を続けてまいります。

これをもちまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫）　﨑山華英議員の一般質問を終わります。

﨑山議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（片桐文夫）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時４０分

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和７年９月１１日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は２０名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　伊　藤　春　美

○議長（飯嶋正利）　通告順により、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和７年第３回定例会において一般質問をさせていただきます。質問は大きく二つ、１、予防医療の充実について、２、地域猫との共生について。

１、予防医療の充実について。

近年、医療は治す医療から防ぐ医療へと転換が求められています。高齢化が進む日本社会において、より長く健康な生活を送る上で予防医療の重要性は増しています。予防医療は病気の発症を未然に防ぎ、健康寿命を延ばすことを目的とした医療で、具体的には生活習慣病の改善や予防接種、定期的な健康診断などを通じて病気のリスクを低減させる取り組みです。元気な高齢者を増やすことに加えて、現役世代による家族介護の負担を軽減させ、中年期が健康を保ったまま高齢期に入る。結果として、要介護となる高齢者が減り、自分らしく生活するウェルビーイングを高める効果が期待されています。

そこで、（１）厚生労働省は健康増進の観点から、適切な睡眠時間の確保と睡眠休養感の

向上を全ての国民が取り組むべき重要課題であるとともに、我が国の健康寿命の延伸に有意義であると示されています。生活習慣病や認知症などのリスク因子とも言われていますが、自分では気づきにくく放置されがちです。中でも睡眠時無呼吸症候群、ＳＡＳと言いますが、の罹患率は30歳から69歳の約33％が該当し、約50％の方が高血圧を合併するとされ、薬物療法でコントロールできない治療抵抗性高血圧の背景疾患と注目されています。

本市は、市民の健康課題で高血圧や脳疾患があります。

そこで、（１）生活習慣病と関連が深いと言われる睡眠時無呼吸症候群の早期発見の取り組み、計画はあるか伺います。

（２）日本では年間１万人以上が子宮頸がんにかかり、亡くなる人は年間約3,000人に上ります。近年は若い世代の発症が増えており、罹患率は20代から増加し、30から40歳でピークを迎えます。治療で子宮を摘出、あるいは放射線治療により妊娠できなくなる人もいます。問題なのは罹患患者数や死亡者数が10年以上減少していないこと、子宮頸がんの予防には定期的な検診とワクチン接種が有効ですが、国の調査で検診受診率は４割程度と低く、ワクチン接種もほかの先進国に比べて進んでいません。そのことから2024年、公的検診にヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）感染検査が加えられました。

そこで、（２）本市の子宮頸がん検診の現状はどうか。対象年齢、検査方法、過去３年間の受診率を伺います。

（３）高齢者の健康寿命延伸のための肺炎対策について。

厚生労働省による令和５年人口動態統計の概況によりますと、肺炎による死亡数は令和４年７万4,013人、60.7％に対し、令和５年で７万5,753人、62.5％と増えており、令和５年度の死亡総数に占める割合は4.8％で、死因の第５位と報告されています。成人肺炎診療ガイドライン2024には、2017年からは死因順位に用いる分類項目に誤嚥性肺炎が追加されましたが、近年の傾向では肺炎の死亡数はやや減少傾向、誤嚥性肺炎の死亡数は増加傾向であり、2021年の肺炎と誤嚥性肺炎を合わせた死亡数は全体の４位に当たります。老衰にも肺炎が混在しているものと思われますから、肺炎全体としては減少していないことが推測され、肺炎で死亡した約98％は65歳以上の高齢者であると記載されています。

こうしたことを考えると、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者介護等による生産年齢人口への負担を増やさないためにも、肺炎による対策はより一層重要となってくるのではないかと考えます。

そこで、本市における高齢者の健康寿命延伸のための肺炎対策について伺います。

次に、大きな項目２、地域猫との共生です。

この問題は以前、常世田議員も一般質問をされ、積極的に関わられてこられました。私も同じ思いで質問させていただきます。

去勢していない猫は１年に二、三回出産し、１度に３から８頭の子猫を産みます。生まれた子猫は６か月すると妊娠が可能となり出産、あっという間に増えていきます。不幸な猫を増やさないため、また地域の中でトラブルに発展しないよう、繁殖抑制する必要があると思います。

そこで、（１）ＴＮＲ活動、飼い主のいない猫の繁殖を抑制する活動において、不妊・去勢手術が必要ですが、市内に無料で受けられる病院がなく、手術代等はボランティア団体や個人が負担しています。このようなＴＮＲ活動を行っているボランティア団体や個人に対し、市はどのような支援を行っているのか伺います。

（２）動物愛護週間を活用し、市が行える取り組みはあるか伺います。例えばＴＮＲ活動や適切な飼養、猫を捨てないなど、周知・啓発にて心に訴えるような写真を掲載することも効果的だと考えます。

以上、大きく二つ、５項目の質問になります。再質問からは質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　私からは、質問事項の１、予防医療体制の充実について、順にお答えいたします。

初めに、（１）睡眠時無呼吸症候群の早期発見への取り組み、計画があるかについてお答えいたします。

現在、睡眠時無呼吸症候群の早期発見に特化した取り組みは実施しておりませんが、市ホームページにおいて、生活習慣病予防及び睡眠対策の一環として、睡眠時無呼吸症候群に関する情報の掲載、睡眠時間の確保や睡眠の質を高めるための普及啓発を行っているところです。

続きまして、（２）子宮頸がん検診の現状と過去３年間の受診率についてお答えいたします。

子宮頸がん検診につきましては、二十歳以上の女性を対象に、子宮頸部の細胞診検査を実施しております。これは厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指

針」に基づいて行われており、受診間隔は２年に１回とされております。

過去３年間の子宮頸がん検診の受診状況といたしましては、各年度の対象となる二十歳以上の女性の人口に対し、令和４年度は22.4％、令和５年度は20.9％、令和６年度は19.9％の受診率となっております。

続きまして、（３）高齢者の肺炎対策についてお答えいたします。

令和５年における本市の死因のうち、第５位は肺炎となっております。肺炎は症状によっては入院や自宅での安静が必要となり、その結果として日常生活動作が低下して介護を要する状態に陥る可能性が高まることから、予防は高齢者の健康維持に非常に重要であると考えられます。

成人が日常でかかる肺炎の原因としては、肺炎球菌が最も多いとされております。市では、肺炎球菌ワクチンの定期予防接種に対し、１回3,000円の費用助成を行っております。対象となる65歳の方及び60歳から64歳で該当となる障害をお持ちの方には個別通知を実施し、予防接種の効果や副反応などについてご理解をいただいた上で、安心して接種できるよう努めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（大八木利武）　それでは、私からは質問の２、地域猫との共生についてお答え申し上げます。

初めに、（１）飼い主のいない猫の繁殖抑制を加速するためのＴＮＲ活動の支援にどのような働きかけをしているのかについてお答えをいたします。

まず、ＴＮＲ活動とは、猫を捕獲するトラップ、捕獲した猫を不妊・去勢手術するニューター、術後の猫を元の場所に戻すリターンの頭文字を取ったもので、不妊・去勢手術を行うことが重要なポイントとなります。

現在、市内には無料で手術していただける病院はなく、ボランティア団体や個人に費用を負担していただいているのが現状でございます。

市としましては昨年度、公益財団法人どうぶつ基金に行政枠として登録できないかという一般質問を受けまして、市内のボランティア団体や個人の活動状況の把握や、どうぶつ基金の協力病院の視察を実施するなど、情報収集に努めているところでございます。

ＴＮＲ活動には不妊・去勢手術を適切に推進する仕組みを構築する必要があることから、現在、関係機関から助言をいただきながら、ボランティア団体や個人に対する支援方法を検

討しているところでございます。

続きまして、（２）の動物愛護週間における市が行う取り組みについてお答えいたします。

動物愛護週間、これは９月20日から26日までの期間になりますが、その期間中、市では国や県が実施しているイベントを広報紙やホームページで紹介をしておるところでございます。

今後でございますが、捨て猫や飼えなくなってしまった動物の飼養放棄の防止など、動物の愛護と適切な飼養への理解と関心を深められるよう、ＬＩＮＥなども活用しながら、幅広い年代に対して周知をしていきたいと思います。

なお、掲載内容等につきましては、市民の皆様が理解を深めていただけるよう、効果的な周知を心がけていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

１の（１）ですけれども、見過ごされがちな健康指標の一つである無呼吸症候群ですけれども、自分の眠りの性質を知ることは、未診断・未受診の掘り起こしができます。そこで、睡眠時無呼吸症候群の可能性を早期に疑い、医療機関での評価につながるよう、知識の普及啓発はすごく重要だと思っております。どのように進めていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　生活習慣病を予防するために実施している特定健康診査では、睡眠呼吸障害の可能性を評価する方法の一つとして、受診票の問診項目に「睡眠で休養が十分とれているか」という設問が設けられております。「休養がとれていない」と回答された方のうち、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導等の対象となる方には個別相談の中で睡眠の状況を伺うとともに、必要に応じて減量や生活習慣の改善に向けた支援を行っているところです。

健診後の特定保健指導などの個別相談においては、食事や運動などの生活習慣に加え、睡眠時間や睡眠のリズム、睡眠による休養感の状況を伺うなどして、必要な方には睡眠や休養の重要性についてもお伝えしていきます。

また、生活習慣の見直しや睡眠の環境の改善に取り組んでも十分な睡眠時間が確保できない、睡眠で休養感が得られない、日中に強い眠気が続くなど、日常生活に影響が出ている場

合には、医療機関への受診や相談を勧めるなど、医療機関とも連携し支援してまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　睡眠時間が短いことや睡眠休養感の低いことによって、健康へのリスクを国の「健康づくりのための睡眠ガイド2023」などを踏まえて、見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　国民の休養・睡眠分野の取り組みを推進するため、厚生労働省は令和６年２月に健康づくりのための睡眠ガイド2023を公表いたしました。このガイドでは、睡眠不足をはじめとする様々な睡眠の問題が慢性化することで高血圧や糖尿病、心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高まり、死亡率の上昇にも関与するとされております。

そのため日常的に質・量ともに十分な睡眠を確保することは、生活習慣病の予防や心身の健康維持に極めて重要であり、健康寿命の延伸や医療費の抑制に貢献すると考えられます。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　４回目の質問です。厚生労働省のガイドラインによると、子どもも含めた全世代で睡眠不足や睡眠障害が深刻化していると指摘されています。睡眠は単なる休息ではなく、健康を守る力そのものです。本市における今後の課題においても、成人の適正な睡眠時間の目安の６時間以上に満たない割合が３割、睡眠で休養が取れない割合も３割弱と出ていました。

そこで、睡眠に対する課題に対し、今後どのように普及啓発を行っていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　議員ご指摘のとおり、令和６年度に実施した「市民の健康に関するアンケート調査」では、適正な睡眠時間の確保や、睡眠による休養が十分でないと感じている方が一定数いることが明らかとなっております。

健康増進の観点から、適正な睡眠時間の確保及び睡眠による休養感の向上は重要な課題であり、令和７年度に策定いたしました第２次旭市健康増進計画においても、適切な休養・睡眠に関する知識の普及啓発に取り組んでいるところです。

今後は、広く市民の皆様がご自身の睡眠状況を振り返り、睡眠障害等の可能性に気づいていただけるよう、市のホームページへ睡眠チェックシートを掲載するなど、睡眠への関心を高め生活習慣の改善に取り組めるよう、周知・啓発に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。睡眠は、誰もが毎日向き合う身近な予防医療です。よく眠れるという世代を超えた健康支援を進めることは、市民の安心と誇りにつながると考えます。今後、睡眠支援を柱とした予防医療施策の充実を要望いたします。

続きまして、１項目の（２）の質問です。

若年層や働く世代、子育て世代の受診機会を逃しやすい層への子宮頸がん予防へのアピールが課題ですけれども、どのように今後、推進していくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　厚生労働省の指針において、細胞診検査による子宮がん検診は二十歳以上69歳以下の女性に対し、特に受診を推奨するとされております。市の受診状況を年代別に見ますと、30歳代の受診率は28.7％。40歳代32.5％、50歳代24.6％。60歳代24.2％に対し、20歳代の受診率は6.2％と低い状況にあります。

子宮頸がんは20歳代から罹患が増加するとされており、特にこの年代における受診率の向上は、重要な課題であると認識しております。

現在、若年者及び女性へのがん検診の受診勧奨策として、20歳、25歳、30歳、35歳の節目の年齢の方全員に検診の案内・申込書を個別に通知しております。

また、市のホームページやＬＩＮＥ、防災行政無線による啓発、市役所前へ横断幕を掲示するなどし、受診率の向上に努めております。

今後は、若い世代に有効とされるＳＮＳをさらに活用し、がん検診の必要性をより多くの方に理解いただけるよう啓発活動を行ってまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　国も、本市においても、受診率の低さに驚きます。回答にもありましたが、子宮頸がんは20歳代から罹患が増加するとされており、特にこの年代における受診率の向上は重要な課題です。これまで公的検診では細胞診が主流でしたが、近年より高い感度を有するＨＰＶ検査の有効性が示されており、自治体が行う公的検診として導入できるようになりました。

そこで、質問です。令和６年の指針改正を受けて、新たな公的検診に加えられたＨＰＶ検査単独法について伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　ＨＰＶ検査単独法につきましては、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改訂され、令和６年４月１日より子宮頸がん検診に追加されたものです。

ＨＰＶ検査において陽性となった方のうち、ごく一部ではありますが、数年後に子宮頸がんを発症する可能性があるとされており、そうしたリスク保持者を適切に追跡・管理することが、子宮頸がんの早期発見・早期治療につながるとされております。

また、現行の細胞診による検診間隔が２年に１回であるのに対し、ＨＰＶ検査単独法では、受診者の約８割から９割が５年ごとの検診となることから、受診者の負担軽減が期待されており、がん検診の受診促進にもつながるものと認識しております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　子宮頸部の細胞の形に異常がないかを調べる従来の細胞診に対して、このＨＰＶ検査単独法は子宮頸がん発症のリスク保持者（感染をしている）を細胞診よりも早く見つけられる。この８月時点で６割以上の自治体がＨＰＶ検査単独法を導入する予定または検討と回答しております。本市においても、この検査を早く導入すべきと考えますが、現状を伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　令和７年５月に国が実施した調査によりますと、ＨＰＶ検査単独法を既に導入している自治体は、全国1,555団体のうち４団体にとどまっております。

また、令和７年度から令和８年度にかけて導入を予定している自治体は36団体となっております。

ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診の効果を十分に発揮するためには、ＨＰＶ陽性者に対する長期的な追跡を含めた精度管理体制の構築が重要であるとされております。現在、本市におきましてはＨＰＶ検査単独法についての職員研修や、個別の対象者の検診受診状況を追跡できる健康管理システムの改修に向けた準備を進めているところです。

導入に当たりましては、検査体制の整備のほか、市や検診実施機関における精度管理、新たな検診方法について市民の皆様への周知・啓発など、様々な要件や課題がございます。導入の時期につきましては、医師会と連携し、導入している自治体の実績や課題等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ＨＰＶ単独法では大体８割から９割程度が陰性となりますが、陰性となれば、先ほどありましたように次の検査は５年後で済みます。２年に１回の受診が必要な細胞診と比べて、受診者の大幅な負担軽減も期待できます。こうした理由から多くの国では、細胞診からＨＰＶ検査単独法への移行が進んでいる状況です。検診頻度が減ることは、仕事や育児で忙しい世代の負担が大幅に軽減され、そのことから受診につながりやすくなると考えます。

検診の受診率向上は予防医療の柱であり、市民の命を守る視点から、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基盤です。本市がこの制度を積極的に早期に取り入れ、全国に先駆け女性の健康支援を強化することを強く期待いたします。

続きまして、１の（３）の質問に移ります。

ＲＳウイルスは、乳幼児だけでなく高齢者においても重篤な症状を引き起こすことが明らかになり、高齢者向けＲＳウイルスワクチンの導入が進んできています。本市も高齢化が進んでいる状況。そこで、高齢者がＲＳウイルスに感染、罹患した場合のあらゆる角度からのリスクを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　ＲＳウイルス感染症は、健康な方が感染した場合、多くは風邪のような軽い症状で自然に回復します。その一方で、慢性呼吸器疾患など基礎疾患を有する高齢者においては重症化するリスクが高く、予防対策が重要な感染症であると認識しております。

市では、基礎疾患を有する高齢者と同様に、特に重症化しやすいとされる生後６か月以内の乳児等の感染予防対策として、市のホームページでＲＳウイルスの症状や感染経路、手洗いやマスクの着用といった基本的な予防法について啓発を行っております。

今後も広報等を活用し、注意喚起に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ＲＳウイルスは、60歳以上の加齢による免疫力の低下などによってもかかりやすくなります。高齢者において、このＲＳウイルス感染症は現在、多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクはインフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされており、入院期間はインフルエンザよりも長くなるとの報告から、入

院前の自立した生活に戻ることが困難であったと報告されております。

ＲＳウイルスは飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が多く集まり閉鎖された空間では集団感染をもたらす危険性もあります。ＲＳウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナとは異なり感染し発症したときの治療薬がありません。

そのような中、成人、高齢者向けのＲＳウイルスワクチンの有効性は日本で承認され、令和６年１月15日から接種可能となっています。60歳以上の成人、高齢者においてＲＳウイルス感染症の発症予防効果は82.6％、特定の慢性心疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を併存する患者においても有効率94.6％、効果は２年にわたり持続すると報告されております。

接種費用は２万円以上の高額なワクチンです。このワクチンは２年に１回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンのため、接種は全額自己負担になっております。

そこで、お聞きします。高齢者のＲＳウイルスワクチン接種費用の補助について、公費助成の導入はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　現在、ＲＳウイルスワクチンにつきましては、国が定期接種化を検討し、審議が進められているところです。接種費用の助成につきましては、今後の国や県の動向、他市の取り組みを参考にしながら、市としての対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　よろしくお願いいたします。肺炎球菌とＲＳウイルスは、高齢者の命と生活機能に深く関わる感染症です。それぞれに対応した予防接種を受けることで、肺炎や重症化のリスクを大きく減らすことができ、入院やねたきりのリスクを減らして安心して暮らし続ける力になります。旭市の第３期総合戦略において、ウェルビーイングの向上は市民の身体的、精神的、社会的な健康を支える柱として位置づけられています。

一つに、健康づくりと予防医療の推進の中で、高齢者のフレイル予防があります。感染予防もフレイル予防の一環であります。ぜひ前向きな検討を進めていただけたらと思います。

次の質問に移ります。大きな２番の再質問です。

ＴＮＲ活動は、ボランティア団体や個人の善意によって支えられています。行政として見過ごすことなく支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　ＴＮＲ活動、かなり皆さんの善意によって支えられているというところは認識をしているところでございます。

ＴＮＲ活動につきましては、先ほどご説明したとおり、猫を捕獲し、不妊・去勢手術をした後、猫を元の場所に戻すということになります。

そのＴＮＲ活動の内容としますと、まず、不妊・去勢手術を行うため、その費用であったり、その後のワクチン接種などの医療費、またはそれを捕獲するための器具などの費用、また、餌といった飼育の費用なども必要になると思われます。

また、ＴＮＲと並んで保護猫活動というのもあるんですけれども、それにつきましては、飼い主のいない猫を保護して、また新たな飼い主を見つけることを目的とした活動、そういったのも行われています。

保護猫活動の場合は、里親探しのための譲渡会を行うこともあることから、こういった費用も加えて必要だというふうに思われます。これらの負担に加えまして、捕獲する際の捕獲器の運搬であったり、設置であったり、また近隣の住民の方への説明、また捕獲後や不妊・去勢手術後の適切な餌やりだったり、経過観察であったり、そういったものも必要になりますので、活動にはそういった方々が大きな負担を負っているというところは認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　それでは、このＴＮＲ活動、また保護猫活動などを行っている方への支援として、どうぶつ基金の行政枠への登録はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　飼い主のいない猫の対策につきましては、市民からの相談件数の増加、ボランティア団体等の活動状況の把握や協力病院の視察などを通じて、多くの方が困難に直面している問題だというふうに認識をしているところでございます。

どうぶつ基金の行政枠への登録につきましては、引き続き関係機関と意見を交わしながら、

申請方法やチケットの配布方法等も含め、保護活動を行っているボランティア団体や個人の方が利用しやすい制度となるよう、その登録について検討していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　前向きな検討ありがとうございます。

そこでまた、どうぶつ基金以外にもふるさと納税等を利用した支援方法を行っている自治体もあるようですが、そちらの導入はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　ふるさと納税等を利用した支援方法につきましては、様々な形で支援を行っている自治体もあるようですので、今後、それらの先進的な取り組みを情報収集してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次、大きな項目２の（２）の再質問です。

多くのボランティアたちが、不幸な猫をこれ以上増やしたくないとの思いで、ＴＮＲ活動、里親につなげる活動をしてくださっています。市民の皆様に適切な飼養に理解と関心を深めていただけるよう、また広報紙でボランティア団体や個人への感謝のメッセージを掲載してみてはどうか、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　ＴＮＲ活動を行っているボランティア団体や個人におかれましては、捕獲作業などに加え、手術代や餌代などの費用も負担いただいている状況にあるというふうには認識しておるところでございます。

これらの活動に対する感謝のメッセージということでございますが、ＴＮＲ活動の内容やボランティア団体、個人の活動内容などを紹介することによって、より多くの方に理解を深めていただけるよう、今後も周知・啓発に努めていきたいと考えております。

また、今後、様々な支援方法を検討し、円滑にボランティア活動ができる環境を整えていけるよう、市としても努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　自由に生きている野良猫を捕まえて、不妊手術して耳まで切ってしまう、さくらカットと言いますけれども、このようなことは残酷と思われるかもしれませんが、もっと残酷な殺処分という現実が猫たちには迫っています。飼い主のいない猫が一代限りの命を全うすることができるよう、保護猫も優しい家族につながるよう、人も動物も幸せなまちづくりを目指していきたいと思います。

質問は以上になります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇　宮　内　　保

○議長（飯嶋正利）　続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　議席番号13番、宮内です。令和７年第３回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回、私は４項目、５点について質問をさせていただきます。

まず、１項目めは洋上風力発電事業について、２点質問をいたします。

まず、（１）は旭市沖の洋上風力発電事業の状況と今後の取り組みについて。

５月12日、県は再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電事業を進める促進区域の候補として、旭市沖を国に推薦する情報提供をしました。旭市の沖合約３キロメートルの海域で情報提供は銚子市沖、いすみ市沖、九十九里沖に続いて４か所目であります。県カーボンニュートラル推進課によりますと、促進区域に指定されれば、洋上風力発電の事業に適した海域となり、参入事業者の公募手続に入り、旭市沖は今後、前段階の有望区域、準備区域に整理され、将来的な促進区域の指定を目指すこととなるようですが、現在までの旭市の洋上風力発電事業の進捗状況はどうなのか、お伺いいたします。

２点目は、銚子市沖洋上風力発電事業の現状と事業者からの出捐金について、銚子市沖洋上風力発電事業の計画見直しが総合商社、三菱商事が銚子市沖を含めた国内３海域で取り組む洋上風力発電のプロジェクトについて、事業性の再評価を行っていると明らかになり、資材価格の高騰や円安などの当初の想定を上回る事業環境の変化に伴うもので、工事のスケジュールなどを見直すということでありましたが、そのような中、８月27日に三菱商事などの

企業連合が銚子市沖の洋上風力発電事業から撤退の表明がありました。

そこで、銚子市沖洋上風力発電事業の現状と今後はどのようなものなのか、お伺いいたします。

２項目めは、防災行政について。

（１）７月30日の津波警報による市の防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお伺いいたします。

７月30日午前８時25分頃発生したロシア、カムチャツカ半島付近を震源とする地震で、規模はマグニチュード8.8でありました。気象庁は日本の広範囲に津波警報を発表し、千葉県内沿岸部も対象となり、2011年の東日本大震災以来、14年ぶりとなる警報発表で、東日本大震災では飯岡地区を中心に甚大な津波被害を受けました。

今回の警報発表で市では早急に10か所の避難所を開設し、そのうち小・中学校９か所では、通常は体育館を使用するが、暑さ対策のためエアコンの効く教室を使用することにしたようでありますが、津波警報が出てからの災害対策本部の設置と市民への避難所への誘導はどうであったのか。また、各避難所の避難者数はどうであったのか、お伺いいたします。

続きまして、３項目めは特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策について。

（１）農業被害が心配されるナガエツルノゲイトウについての現状と対策についてお伺いいたします。

昨年の第３回の定例会に引き続き、農業被害が心配されるナガエツルノゲイトウについて質問をいたします。

今年の夏も昨年と同じように猛暑で、熱帯性植物のナガエツルノゲイトウの成長が進んで繁茂しているようでありますが、本市の繁茂の分布状況と繁殖状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

続きまして、４項目めは2025年産の稲作について。

（１）旭市における2025年産の水田の作付状況と作況指数について質問をいたします。

令和の米騒動の影響が長引いている中、政府備蓄米の放出から半年近くになろうとしている今、新米が出初めて米の不足感は解消されているようですが、今回の米不足は複合的な要因が絡む中、現場では米の収量が農水省の発表に達していなかったのではないかとの懸念が根強いようで、適切な流通や生産計画を立てる上で、正確な調査は必要ではないかと考えます。

そこで、25年産の主食用米、飼料用米、加工米などの作付状況についてお伺いいたします。

以上、４項目５点について伺います。なお、再質問は質問席で行いますので、簡潔なご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（大八木利武）　それでは、私からは質問内容の１、洋上風力発電事業についてお答えいたします。

初めに、（１）旭市沖の洋上風力発電事業の状況についてお答えをいたします。

最初に、洋上風力発電の事業化の流れについてご説明申し上げます。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海洋利用法に基づく手続でありまして、まず、洋上風力発電に適した海域を県が国へ情報提供するところから始まります。情報提供後、国は有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、準備区域または有望区域として整理、公表をいたします。

準備区域となった場合は、利害関係者や条件等に課題があると判断されたことになりますので、再度、調整の上、情報提供することになります。

有望区域となった場合は、国及び県は協議会を設置し利害関係者から意見等を伺い、調整後に関係者から同意が得られれば促進区域として指定され、事業者の公募、選定に進み、事業着手となります。

旭市沖の状況と今後でございますが、本年５月12日に千葉県から国へ情報提供しており、現在、国による整理が行われている最中であり、本年秋に準備区域、または有望区域として公表される見込みと聞いております。

旭市沖の洋上風力発電事業ですが、飯岡漁港から約３キロメートルの沖合に先行する銚子市沖風力発電事業の区域に接する形で海域を確保し、風力発電所を設置することを想定していますが、まだ情報提供の段階であるため、具体的な計画等は促進区域指定後の協議会にお

いて、関係者の意見をいただき検討することになるため、現段階では未定でございます。

続きまして、（２）の銚子市沖の洋上風力発電事業の現状と今後ということでございます。

銚子市沖洋上風力発電事業は、令和元年７月30日に有望区域として整理され、同年11月18日には、促進区域の指定に向けた初回の協議会が開催され、その後、令和２年６月４日の第３回協議会において関係者の意見が取りまとめられています。

また、翌日６月５日には協議会意見書が出され、令和２年７月21日に促進区域の指定に至っております。

促進区域指定後、令和２年11月27日から令和３年５月27日までの期間、事業者の公募が行われ、令和３年12月24日に三菱商事などの企業連合である千葉銚子オフショアウィンド合同会社が事業者として選定されました。

事業計画によれば、銚子市沖は3,948.7ヘクタールの海域に風車31基を建設し、令和10年９月の運転開始を予定しておりました。

しかし、報道等でご案内のとおり、本年２月３日に事業性の再評価を行うことが発表され休止しておりましたが、資材価格高騰などによる事業環境の変化から、事業継続が困難と判断され、８月27日に事業者より事業からの撤退が発表されたところであります。

また、こちらも報道されておりますが、今週の月曜日、９月８日に第６回の協議会が開かれ、事業者である三菱商事より撤退に至った経緯の説明があり、国からは撤退要因の検証と事業環境整備を議論する旨、発言がありました。

また、県からは地域振興のための新たな協議体の設置が提案されたというふうに伺っております。

今後でありますが、旭市におきましては、再公募といった国による今後の方針等が現状は示されていないことから、その動向につきまして引き続き、注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課からは、２項目めの防災行政についての（１）７月30日の津波警報による市の防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお答えをいたします。

７月30日の午前９時40分に津波警報が発表されたことを受けて、午前９時47分に災害対策本部を設置し、市内10か所の避難所を開設いたしました。

市民への誘導周知方法は防災行政無線、ホームページ、防災あさひメール、ＬＩＮＥ、Ｘ

で行いまして、海岸に向けましてはホーンアレイスピーカーにより避難を周知いたしました。ホーンアレイスピーカーは海に向けて設置してありまして、防災行政無線の二、三倍遠くに音声が届くようなものでございます。

10か所の避難者数は中央小学校が15人、矢指小学校が60人、富浦小学校が15人、豊畑小学校が２人、第一中学校が１人、第二中学校が４人、海上公民館が40人、飯岡小学校が40人、三川小学校が７人、飯岡中学校が46人、総避難者数は230人でございました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の３と４についてお答えをいたします。

初めに、３の特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策についての旭市の分布状況と繁殖状況についてお答えいたします。

昨年度、県が実施いたしました河川・水路等における外来水生植物分布調査では、新川や秋田川などでナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されております。

市で把握している状況では、そのほかにも川口沼南側の農業用排水路や七間川、目那川などで繁茂を確認しております。

続きまして、大きな項目４の米の生産について、2025年産の主食用米、飼料用米、加工用米及びＷＣＳ用稲の作付け状況でありますが、８月末時点での市内の作付け状況は、主食用米が2,959ヘクタール、飼料用米が357.4ヘクタール、加工用米が11.8ヘクタール、ＷＣＳ用稲が47.6ヘクタールとなっております。

今年の特徴といたしましては、米価高騰の影響によりまして、対前年で飼料用米が356.8ヘクタール減少いたしました。一方で、主食用米は363.5ヘクタールの増加となりまして、飼料用米の減少分が主食用米に振り替わった形となりました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、洋上風力発電事業についての（１）旭市沖上風力発電事業の状況と今後の取り組みについて、再質問をさせていただきます。

令和２年９月の定例会の一般質問で企画政策課長のご答弁で、「再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行う」とのことで、「促進区域の指定に当たっては、地元関係者との調整が必要であることを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進区域を指定することと

なっております。」とのことでありましたが、2025年５月13日に千葉県から国に旭市沖洋上風力の情報提供を提出し、続いて2025年８月20日、事業者からも国に旭市沖洋上風力の情報提供の提出があり、情報提供後の流れとして都道府県からの情報提供に基づき国が第三者委員会の意見を踏まえ、有望区域や準備区域等に整理されて、有望区域に整理された場合は、国・県・市町村及び漁業関係者等で構成される協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を行うようですが、旭市沖の促進区域指定に向けた設置方法、協議方法についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　促進区域指定には、有望区域に整理されることが最初の段階となります。有望区域に整理された後、国、これは経済産業省、国土交通省ですが、及び県が促進区域の指定に向けた協議会を設置いたします。

協議会は、国、千葉県、関係自治体、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成され、可能な限り公開議論いたします。

協議会は、漁業共生策、地域経済振興、景観・環境の影響、発電設備などを幅広く議論する場でありまして、協議会が設置されれば、市としても利害関係者としてメンバーに加わり、洋上風力発電事業と地域のバランスを調整しながら、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、いすみ市沖が有望区域の指定が2021年９月13日、第１回協議会の開催が2022年２月１日、そして九十九里沖が有望区域の指定が2022年９月30日でありました。有望区域に指定された後、二つの外房沖の共通の課題が出て、長い期間、事業の推進が行われませんでした。

そこで、この課題の二つの地域共生金の出捐金の規模と内水面問題の二つの案件は、旭市沖の事業にも該当するのか。また、調査をして確認すべきものなのか。そのほかにもどのような課題があるものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　いすみ市沖、九十九里沖におきましては、今議員がおっしゃるような様々な問題があるようでございますが、旭市沖におきましては、現在は情報提供段階でありますので、今後、有望区域に整理をされた後に協議会が設置され、その中で様々な課題や意見が出ると考えておりますので、その段階で関係機関等と連携しながら、適切に協議、対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　課題は出ないほうがいいんですけれども、そのときには適切に協議して対応していただきたいと思います。特にこの出捐金、ちょっとこういったご時世の中で、銚子市が銚子漁協に対して100億円、海匝漁協にも10億円、そういう出捐金の金額的な問題が今後、何か出てくるようなちょっと気がするんですけれども、またそれは協議会等でよく協議していただくとは思うんですが、その辺少しでも海匝漁協のためになるように、出捐金の額をなるべく多く頂くというようなことで頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

今後、いろいろな課題が出てくるかも分かりませんが、洋上風力発電推進のため、また推進区域の指定に当たっては、有望区域に指定されていることが必要となります。そのうちガイドラインに基づき既存の文献やデータベースのほか、都道府県や事業者等からの情報収集を行い、これらの情報を踏まえ、国が促進区域指定に関する可否を判断するとのことで、そのためには本市における洋上風力発電事業の推進体制と整備が必要と思いますが、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内議員、これは１問目の（１）の４回目ですか。それとも２番目の。

○１３番（宮内　保）　（１）。

○議長（飯嶋正利）　（１）、わかりました。

４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　洋上風力発電事業が行われている自治体においては、洋上風力を新たな地域資源として位置づけ、地域産業の活性化策などを展開していると伺っております。

また、洋上風力発電を行う事業者においても、地元との共存の観点から、漁業振興策をはじめとする様々な支援体制を構築するなど、自治体と事業者の双方で洋上風力発電事業を推進しているようでございます。

本市においては現在、情報提供を行っている段階でございますが、今後、段階を経ながら、

長期的なスパンで事業を進めていくことになろうかと思います。

推進体制につきましては、そういった過程の中で産業振興や雇用対策など、様々な観点から検討してまいります。本事業は、地域共生に大変重要な事業となりますので、本市にもたらす様々な効果などを検証しながら、チーム旭で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

先ほど課長から９月８日の協議会のお話がありまして、私もこれは千葉日報だと思うんですけれども、新聞のあれがありまして「国と県は８日、再エネ海域利用法に基づく法定協議会を千葉市内で開いた。地元関係者から地域振興の取り組みの継続を求める声が相次ぎ、県は地域振興の検討の場となる会議の新設を提案した。国は事業者の再公募実施に向けて今後の対応を進めていくと説明した。県が提案したのは「銚子地域の未来創造会議」。地域振興や漁業共生の取り組みを総括し、今後の取り組みを話し合う。メンバーは県と銚子市、旭市、銚子漁協、海匝漁協、銚子商工会議所、三菱商事など。年内に３回程度の議論を想定する。」ということでありまして、「経産省資源エネルギー庁の担当者は、今後の国の対応について、撤退要因検証や事業環境整備を審議会で議論するとし、「これらの取り組みを踏まえ、地元の理解をいただいた上で速やかに再公募を実施したい」と述べた。」ということでありましたので、先ほど課長が答弁していただいたのも同じなんですけれども、私もこれを新聞で見ましたので。

そこで、銚子市沖の洋上風力発電事業の現状と事業者からの出捐金について再質問をさせていただきます。

令和４年第２回定例会の一般質問で「銚子市沖の洋上風力発電事業で、市主催による市民説明会が行われました。その中で事業者は洋上風力の建設をきっかけに地域共生策の実行を通して、地域の課題の一助となることを目指して様々な地域振興、産業振興策の説明があり、漁場調査など漁業支援をはじめ、地元の企業の活用や観光、人材育成、市民ファンドの設立などに取り組む」とのことでした。

それでは、「旭市に対するメリットなど、どのような地域振興が考えられるか」の質問に対して、「漁業振興のため、事業者から本市に対して10億円の出捐金があります。」との答弁でありました。

そこで、出捐金の10億円はいつから出て、どのような形で出ているものなのか。また、今までこのような漁業振興の事業に使われているのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　銚子市沖の洋上風力発電事業は、事業者である千葉銚子オフショアウィンド合同会社と海匝漁業協同組合、そして旭市の３者によりまして、令和４年５月31日に協定を締結し、事業がスタートいたしました。

協定書には事業者である千葉銚子オフショアウィンド合同会社が、旭市の漁業振興基金に対しまして、令和４年から26年間、合計10億円の出捐金を拠出する旨が定められております。

出捐金は事業者が市に対して拠出し、市は当該出捐金を漁業振興基金に積み立てまして、漁業者等から提案される事業の振興に資する事業に充てることになっております。これまで出捐金を充当した事業は、令和５年度に海匝漁業協同組合の匝瑳支所の改修事業、それから、漁船保険料の助成を行っております。令和６年度末現在の基金残高は5,351万7,471円となっております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　合計で今現在、6,000万円ぐらい、これであとのあれはこれから――もう出ない。分かりました。いいです。

それでは、再々質問をいたします。

銚子市沖に計画されている洋上風力発電事業と漁業との共存共栄を図るため、銚子漁協が進めてきた新たな漁場づくりのための実態調査の結果がまとまり、報告が４月24日漁協で開かれ、洋上風力施設の設置海域への人工魚礁の設置によって、イセエビなどの増殖や集魚効果が確認できたということで、新漁場として極めて有望と評価しているようで、そのほかにも試験的に養殖していた昆布の水揚げ作業が５月27日、名洗港で行われ、流さ３メートルから４メートルに成長した昆布が900キログラム収穫され、出来もよく北海道産並みとのことでありました。

このような人工魚礁の設置や昆布の試験養殖の漁場調査に対して、出捐金は使われているのか。また、このような漁場調査の詳しい結果が分かればお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　銚子漁業協同組合は、令和４年度から洋上風力発電の出捐金によりまして、漁場実態調査と漁業との協調・共生・振興の取り組みを行っております。

漁場実態調査の一環といたしまして、新たな漁場づくりに向け試験的に養殖した昆布の水

揚げを５月27日に行いました。報道によりますと、議員おっしゃられたとおり、長さ50メートルのロープ11本に細目昆布の幼苗をくくりつけ、名洗港などの海中に投下し、そのうちの２本を引き上げまして、長さ３メートルから４メートルに成長した細目昆布900キログラムが収穫されたとのことでございます。

収穫した昆布は銚子商業高等学校が提供を受けまして、食用やせっけんの材料などへの活用を検討しているそうでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　出捐金の有効利用、漁業振興のために、これからも有効に使っていただきたいと思います。

それでは、再々質問ということで、銚子市沖洋上風力発電事業者である三菱商事、中部電力などの企業連合は、世界的な物価高で資材費が高騰し、発電しても採算が取れないと判断し、千葉県沖、秋田県沖の３海域での洋上風力発電事業から撤退するという報道がありましたが、撤退に伴い出捐金にどのような影響が出てくるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　先ほど申し上げましたが、この出捐金は３者の協定により定められております。協定書の第２条第４項で事業の継続が困難となった場合は、速やかに海匝漁業協同組合と旭市に通知し、通知日以降の基金への出捐義務を免れると規定しております。

事業者が本市に事業撤退の説明に来た際には、撤退後も地元への支援を継続するように要望いたしましたが、現時点では支援を継続できるかは分からないとのことでございました。

海匝漁協といたしましても、本出捐金を基に将来の事業を予定しておりまして、直ちに出捐がなくなることは影響が大きいことから、本市といたしましても、引き続き事業者に対し支援の継続を要望してまいります。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。これで再公募があって、やはりこの出捐金というのは新しく再公募で採用になった事業者が、ある程度は引き継ぐ、分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、大きな２番の防災行政について、（１）７月30日の津波警報による防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお伺いいたします。

再質問をいたします。何か思ったより避難者の数が何か少ないように、230人でしたか。やはり海岸近くの避難所は案外多く、私も実は飯岡中学校の前の公園で１時間ほど避難状況を見ていたんですけれども、やはり高齢者の方、介護施設に入っている人だと思うんですけれども、職員が手をつないで、静かに静かに中学校へ何人かが入って行ったんですけれども、その後、今度、パトカーにやはり高齢の女性が後ろの席へ乗って、やはり中学校の避難所へ入っていった。やはり何か高齢者の人の避難というのは大変なのかなということをちょっと感じたんですけれども、この辺もまた検討してもらいたいなとも思います。

では、再質問に入ります。

津波警報の発表直後から昼過ぎにかけてからは、多くの市民が高台の刑部岬に車で避難して、海の様子を不安気に眺めているようでした。高台の刑部岬では、一時避難者の車で駐車場が埋まり、道路も混雑して市内へ移動するのに２時間以上もかかったようであります。また、漁港や海を見に来る車が多く、特に漁港周辺では車で海の様子を見に来る市民が多かったようであります。

今後、高台への避難誘導や海岸に近づかないような誘導はどのように行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　７月30日の当日に飯岡灯台など高台に向かう道路が渋滞していた情報は受けておりまして、これは津波避難時の渋滞対策が課題であるというふうには認識しております。

避難誘導につきましては、消防本部では消防車両のスピーカーを使用して、サーファーなどへ海から離れて避難するよう呼びかけを行いまして、また消防団には、日の出山公園に避難していた方々を避難所へ誘導するなどしていただいております。

また、先ほど議員おっしゃいましたが、旭警察署ではパトカーなど警察車両によって、巡回や避難所への誘導をしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　実は私、14年前の3.11東日本大震災のときに、海上地域の恵天堂の前の高台へ上がる坂道、あそこが銚子市から来る車と、やはり下から避難する車で大渋滞して、車が動かない状況だったんですよ。ですから、やはりある程度、皆さんは、市民は車でやは

り高いところに避難するというようなのが、やはり東日本大震災、あのときでさえすごかったですよ。あのとき私、次の日、朝、上へ上がったときに、やはり車で高台の上で一晩過ごしたというのは何台もあったんですよ。そういうことからして、やはりある程度は警察の皆さんの誘導みたいな、交通整理ではないですけれども、そういうのをしていったほうがいいのかなということをちょっと感じましたので、その辺また検討のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、再々質問に入ります。

県内では館山市で60センチメートル、銚子市、勝浦市で30センチメートル、千葉市の千葉港で20センチメートルの津波が観測され、いずれの地点でも最大波は30日午後に確認され、県内の警報が解除されたのは30日の夕方で注意報は31日でありました。そのような中でありましたが、この日は高気圧に覆われて気温が上昇し、気象庁によると午後２時39分、兵庫県の丹波市の気温が41.2度に達し、国内の観測史上最高を更新した日でありましたが、旭市では北東の風があり、あまり気温は上昇しませんでしたが、長時間での避難所での状況はどうであったのか。また、どのように対応したのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回は議員おっしゃるように、暑い中での避難所開設となりましたので、エアコンが設置されている特別教室などを避難場所として使用いたしました。また、長時間の避難も予想されたため、飲料水とレトルト食品を配布しまして、毛布、マット、テントなどもご用意いたしました。そのほか保健師による各避難所の巡回を実施しまして、健康状態の確認や感染症、熱中症などの注意喚起を行い、避難者の健康管理に努めたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　そのときの状況が違うので対応のほう大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

津波警報の発表で千葉県の一宮町では、スピーカーを搭載したドローンが海岸付近を飛んで避難を呼びかけたとのことでありました。５月に本格導入された津波避難広報システムで津波注意報と津波警報がそれぞれ発表された直後に、町役場と小学校の屋上に設置されたドローンが海岸に自動飛行し、「直ちに高台に避難せよ」などと、サーファーや観光客に避難

を促したとのことでありました。

そこで、旭市消防本部で配備しているドローンはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部からは、消防本部に配備されております災害用ドローンについてお答えをいたします。

消防本部配備のドローンにつきましては、大規模災害時の情報収集や水難事故における要救助者の捜索、また大規模火災における延焼状況、あるいは残火、被害確認といった火災調査などの利用を目的とした災害対応用に導入をしております。

機能につきましては、カメラ機能のみの搭載となっております。

議員おっしゃられました一宮町で導入しております津波避難広報システムにあるようなスピーカー機能は、現在、登載はしておりません。

また、当消防本部に配備されているドローンにつきましては、オプションでもスピーカー機能を追加することができない機種となっております。

消防本部では津波警報発表時の対応といたしましては、飯岡灯台での海面監視や消防車両のスピーカーを使用しまして、海岸地域の避難誘導を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。何か面談でちょっといろいろお話を聞いたんですけれども、この一宮町の防災ドローンは何か非常に高いということで、なかなか厳しいようでありますんで、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大きい３番目の特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策についてお伺いいたします。

今回、私、ナガエツルノゲイトウをやる予定ではなかったんですけれども、８月８日の議会のときに、ある議員から、秋田川の繁茂がすごいぞということで、いろいろ私も干潟土地改良区で聞いたら、とにかくひどいということで、私の携帯に動画を送ってきてくれまして、とにかく秋田川の一部でしょうけれども、もう全面に繁茂してしまって、どうしようもない状態だということで、そのようなことで今回、またナガエツルノゲイトウについて質問することにいたしました。

それでは、再質問をさせていただきます。

大利根土地改良区管内での現在の状況は、一昨年に除草剤にて対応したところは繁茂は収まったようですが、しかしきれいになることはありません。今年の春先に農業用水が流れ始め天候の良い日が続くと、増加して繁茂してきているということで、また大利根管内の新川と仁玉川の合流で確認されています。干潟土地改良区管内では、新川、秋田川、荒川、七間川、県営圃場整備事業万力支区内排水路での繁茂の状況が見られ、特に秋田川と万力支区内の排水路での状況が特にひどい繁茂のようでした。

土地改良区としては、秋田川については全面に繁茂している箇所があるので、排水障害となるため左右の岸のどちらかを土木業者に依頼して、重機でかき取り、護岸に置いて枯らせて対応したとのことでありました。

この３年くらいの繁茂の状況を見ますと、同じ場所で川などに繁茂しており、このような毎年の状況を見ますと、何か同じ場所に繁茂する原因があるのではないかと考えられますが、そのような現状に対して、対策はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ナガエツルノゲイトウは拡大力、再生力が非常に強く、僅かに生き残った個体や断片からも再生する水生植物であるため、何度も同じ場所で繁茂を続けます。このため密度が低下するまで何度も駆除を継続することや、密度が低下した後でも粘り強く継続して駆除に取り組む必要があります。

引き続き、農業事務所や土地改良区と共に、対策について進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　先日、萬力地区の人にちょっとお伺いしたんですけれども、何かこう残ったナガエツルノゲイトウは、やはり茎が太くなって、熱帯性植物なんですけれども、越冬してさらに繁殖力が強くなっているというようなことをちょっと聞いたんですよね。ですから、やはりこれからちょっと大変になってくるのかなとは思います。

それでは、再々質問します。

秋田川での防除作業として土木業者に依頼して重機でかき取り、護岸に置いて枯らし、万力支区内では繁茂している場所に小型のラジコンヘリコプターで稲に害の出ない除草剤を散布して防除に取り組んでいるとのことでした。防除に対して経費の負担も多く大変のようで

すが、除草や防除事業に対して、国や県の補助金制度もあるようですが、今後、補助金制度を利用しての防除事業を指導、周知すべきと考えますが、担当課としての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ナガエツルノゲイトウ対策につきましては、多面的機能発揮促進事業において防除できることから、万力支区環境保全会や川口資源保全会などの組織では、この制度を活用して駆除を行っております。

このほかの国や県の外来水生植物防除の補助事業につきましては、引き続き、市の広報やホームページなどで周知してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　課長、先日見せましたっけ、この状況、これが４月７日、やはり近くなんです。これも４月28日、全然やっぱり出ていないんですよ。それが７月18日に全面にもう、これが８月５日、もうこれも全部、８月５日に小型のラジコンヘリで除草剤を散布したという、８月のこれが９日には、もうきれいに枯れて、結構ボランティア的に小型のラジコンヘリでやってくれているみたいですけれども、恐らく多面的なこの資金を使っても、やはり足りないと思いますんで、今後ともよろしくお願いいたします。

では、再々々質問に入ります。

新川や秋田川の上流である利根川などのナガエツルノゲイトウの繁殖がなくならない限り、下流にある本市の川のナガエツルノゲイトウの繁殖は終わらないと思います。毎年同じことの繰り返しであります。国や県に対して、利根川上流部のナガエツルノゲイトウの防除対策と根絶を強く要望すべきと思います。どうかその辺、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　ナガエツルノゲイトウの繁茂している箇所につきましては、現在、国、県、土地改良区などと連携いたしまして、補助事業の活用や防除につきまして検討しているところでございます。

また、利根川からの防除対策につきましては、関係する市町村または土地改良区などと連携した取り組みが必要となることから、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　どうかよろしくお願いいたします。

それでは、大きい４項目めの2025年産の稲作について、（１）旭市における2025年産の水田の作付状況と作況指数について、再質問をいたします。

作付の状況については分かりました。飼料用米が356.8ヘクタール減少して、主食用米が363.5ヘクタール増加したとのことでした。

では、農林水産省が今年の６月末までの１年間の米の需要を710万トン程度と試算したことが７月28日に分かりました。昨年、公表した当初の需要見通しは673万トンで約40万トン、約５％増となる。米の需要見通しは翌年の作付に向けた苗作りなどの参考となる重要な指数で、米の価格にも影響を及ぼす見通しから、実績が大きく上振れるのは２年連続で、昨年から続く米価格の高騰は、高温障害や害虫の発生で流通量が減ったことが主因で、消費の増加も需要逼迫に追い打ちをかけたとされているようで、またインバウンド増や備蓄米の放出も需要増につながったとのことで、今年も同じような高温障害や害虫の発生も大きく見られているようですが、本市の現状はどうなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　現状では、まだ詳細な状況を把握できておりませんが、ふさこがねやアキヒカリといった早生品種においては、一部の生産農家から、モミが厚く中身が入っていないとの報告を受けております。

原因として、開花期やでん粉を蓄える登熟期に高温が続いた影響、またはカメムシ等の害虫被害による可能性が考えられます。現在、農業事務所などの関係機関と連携して状況把握に努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。８月30日に、これ千葉日報なんですけれども、「コメの作柄おおむね良好」、「千葉県「やや下回る」」ということで、「農水省は７月、25年産米は作付面積が前年に比べ約10万ヘクタール拡大する見通しだと公表。作柄が平年並みであれば、玄米ベースの生産量は前年比56万トン増の735万トン程度を確保できるとみる。向こう１年の需要に大きな変動がなければ価格高騰の原因となった供給不足は解消されそうだ。」ということで報道がありましたけれども、今年の米の価格の状況を見ますと、昨年、コシヒカリは２万5,000円ぐらい。今年は３万5,000円ぐらいとか、何か１万円以上高いような状況でありますけれども、そういう状況でありますけれども、では再々質問いたします。

農水省が2025年産の飼料用米の作付面積が4.9万ヘクタールとなり、前年の9.9万ヘクタールから半減する見通しであると発表がありました。旭市における飼料用米を使ったブランド豚肉や、鶏卵の生産販売をしてきた農家や販売業者からは、給餌に必要な量の確保やブランドの継続への懸念も上がっているようですが、転作として指導してきた市として、飼料用米の供給不足の不安定化や、これまで進んできた耕畜連携の取り組みに影響すると思われます。

このような中、耕畜連携を進めていく上で、飼料用米の生産と利用促進を支援していくべきではないかと考えますが、旭市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　本市では、約20年にわたり地域の畜産農家と耕種農家が連携して飼料用米に取り組み、水田の有効活用と食料自給率の維持・向上に貢献してまいりました。ほとんどの地域ではＪＡを経由して、全国的な流通経路で飼料用米を販売する中、本市では、市内で生産した飼料用米を市内の畜産農家が消費し、米農家へ堆肥を還元する耕畜連携のモデル的な取り組みを実践しております。

これまでも米価は長期的に安定することはなく、変動を繰り返してまいりました。コロナ禍においては、主食用米が現在、３分の１以下の60キログラムで１万円程度まで暴落いたしましたが、飼料用米は農家の所得を安定させ、離農や耕作放棄地を防ぐセーフティーネットとして有効に機能してまいりました。

長期的に飼料用米は、自給率の向上や所得の安定に必要であり、当市の耕畜連携はモデル的な取り組みでありますので、引き続き、国・県へ支援の拡充を要望していくとともに、畜産農家と米農家との連携体制を堅持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

国は、米の消費減少に伴う米価浮揚を目指して、主食用米から転換を促そうと、2008年産から飼料用米に助成を開始し、生産を進めてきました。耕畜連携を先駆的に取り組んできた旭市は、飼料用米の生産量の８割以上を畜産農家と耕種農家、行政でつくる組織が仲介し、畜産農家が利用して飼料用米を通して地域循環を生み出し、増産に前向きに取り組んできました。飼料用米の生産は補助金があって成り立ち、飼料用米の作付の減少は、専用品種以外は国からの助成金が減額されることが大きいためだが、時間をかけて地域内で築き上げた耕

畜連携の輪をここで壊すことなく、主食用米の高値が今後も続く保証もなく、食料安全保障の観点からも、飼料用米への支援拡充を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時　０分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇　宮　澤　芳　雄

○副議長（片桐文夫）　続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇お願いします。

（１５番　宮澤芳雄　登壇）

○１５番（宮澤芳雄）　議席番号15番、宮澤芳雄です。旭市議会第３回定例会において、一般質問を行います。

質問事項１、廃校になる干潟地域の小学校の廃校利用について伺います。

（１）これまでの進捗状況について伺います。廃校になる学校の校舎利用について、これまでにどのような話合いが行われてきたのか、お尋ねいたします。

（２）廃校に当たって、地域の人たちを中心とした廃校利用の検討会などの設置計画はあるのか伺います。廃校になる学校の学区の意見や要望は尊重されるべきだと思いますが、今後どのように進められていくのか、市の考えを伺います。

（３）学校統廃合により学校開放は、今後どのようになるのか伺います。これまで大勢の市民が学校開放で校舎を利用してきましたが、廃校後はどのようになるのか、お尋ねします。

（４）校舎の一部をスポーツ団体が利用することは可能か伺います。以前から、複数のス

ポーツ協会から練習場の要望がありました。今後廃校になる校舎の一部をその練習場として利用できないものか、お尋ねいたします。

大きな項目、２項目め。救急車の適正利用について伺います。

（１）市内と県内の救急車の出動状況について伺います。全国の救急車の出動回数が年々増えているとのことですが、直近３年間の市内、県内の利用状況をお尋ねします。

（２）救急車の有料化について伺います。救急車の有料化とは一体どのようなことなのか、教えてください。

（３）救急相談センターについて伺います。救急相談センターの役割について伺います。

大きな項目３、水道事業について伺います。

（１）市内の配水管の布設替工事の進捗状況について伺います。配水管の布設替えに当たっては、基幹管路から取り組まれると思いますが、基幹管路の耐震化による布設替工事の進捗状況を伺います。

（２）今後の事業計画について伺います。基幹管路以外での水道施設の更新計画についてお尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは私のほうから、１の廃校となる干潟地域の小学校の廃校利用についてというところで、（１）から（４）まで順に回答申し上げます。

初めに、（１）のこれまでの進捗状況についてということで、どのような話合いが行われたかということでございました。

干潟地域小学校の再編の進捗状況については、旭市学校再編基本方針に基づいて、令和６年６月に学校再編準備委員会を設置し、令和９年４月の開校に向けて、校歌・校章についてや通学方法、学校運営や跡地活用など、継続的に協議を行っているところでございます。

この準備委員会は、協議する内容が多岐にわたりますので、三つの部会をつくりまして、総務部会、ＰＴＡ・通学部会、学校運営部会の三つの専門部会に分かれて、それぞれの事項を検討しております。跡地活用については総務部会が担当を行っております。

総務部会では、保護者アンケートでいただいた意見や、子ども議会での意見のほか、近隣市町の活用事例などを参考に、中和小学校と萬歳小学校の現状を踏まえながら跡地活用の意見をまとめているところでございます。

続いて、（２）の地域の人たちを中心とした廃校利用の検討会などの設置計画はあるのかというところで、市として今後どのような考えで進めるのかということでございました。

跡地活用につきましては、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう、現在、学校再編準備委員会において、地域の方々の様々な意見や要望を取りまとめているところでございます。

民間企業などからサウンディング調査を実施しましたり、跡地活用のアイデアなども参考にしながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

このため、地域の方を含めた検討会などの設置は予定しておりませんが、準備委員会を含めて地域の方々と連携を図りながら、統合後における跡地活用に取り組んでまいります。

続いて、（３）の学校統合により学校開放は今後どのようになるのかというご質問でございました。

今後の学校開放ということでございますけれども、統合により学校施設としての用途は変更されますが、準備委員会など地域の方々から様々な意見や要望を伺いながら、引き続き利用される方々が活動できるよう関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。

続いて、（４）の校舎の一部をスポーツ団体が利用することは可能かということでございます。

学校の跡地活用につきましては、旭市学校再編基本方針において、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう検討していくこととしております。

地域の資源を再活用し、スポーツやレクリエーションを楽しむことは、スポーツ振興の促進や地域の一体感の醸成が図られるとともに、健康増進への環境づくりにつながるものと考えております。

今後の跡地活用については、準備委員会において様々なご意見やご要望を伺いながら十分な議論を重ねてまいります。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部からは、大きな項目２の（１）から（３）についてお答えをいたします。

まず、（１）救急車の出動状況についてでございますが、旭市消防本部の救急出動件数は、令和３年2,613件、令和４年3,211件、令和５年3,271件、令和６年3,324件となっております。

続きまして、千葉県の救急出動件数につきましては、令和３年31万9,622件、令和４年38万2,346件、令和５年39万9,659件でございます。

旭市、千葉県ともに年々増加傾向でございまして、旭市の令和６年の出動件数並びに千葉県の令和５年の出動件数につきましては、過去最多の出動件数となっております。

続きまして、（２）救急車の有料化とのご質問でございますが、これにつきましては県外の一部地域で実施されているものでございまして、既存の選定療養費の運用を見直し、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性、これが認められない場合に、搬送先病院において会計時に診察料などと一緒に選定療養費を病院にお支払いいただくものでございまして、救急車の利用料、救急車の有料化ということではございません。

続きまして、（３）救急相談センターについてでございますが、救急安心センター事業といたしまして千葉県が行っております救急安心電話相談、これがございます。自宅や外出先で急に具合が悪くなり、医療機関を受診するか、救急車を呼ぶか、迷われたときに電話にて相談できるものでございます。

電話では看護師が相談に応じ、必要な場合は医師に転送されます。あくまでもこれは電話によるアドバイスでございまして、診断や治療は行えないものでございます。

問合せ先の電話番号につきましては、15歳以上の大人は＃7119へダイヤルし相談することができます。相談対応時間は、平日と土曜日は午後６時から翌朝８時まで、日曜、祝日、年末年始、またゴールデンウイークにつきましては午前９時から翌朝８時までとなっております。

15歳未満の子どもの相談につきましては、ダイヤル＃8000へダイヤルし相談することができます。相談対応時間は、毎日、午後７時から翌朝６時までとなっております。

＃7119、＃8000ともに相談は無料となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、上下水道課から、大きな項目３、基幹管路の耐震化における布設替工事の進捗状況についてお答えします。

初めに（１）、それと（２）の件についてお答え申し上げます。

初めに、（１）現在、基幹管路2,453メートルのうち、干潟地域の196メートルにつきましては耐震化が完了しており、耐震化率は８％となっております。

本年９月に改訂いたします旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画におきまし

て、基幹管路の耐震化率は、令和16年度までに80.6％となる計画をしております。令和16年度以降、早期に100％となるよう事業を継続してまいります。

旭市水道施設耐震化計画におきまして、経過年数などから優先度の高い旭地域の756メートル、飯岡地域の774メートルを令和６年度から令和13年度までに耐震管への布設替えを進めております。これらの耐震化が完了いたしますと、基幹管路の耐震化率は70.4％となります。

また、海上地域及び干潟地域の727メートルにつきましては、旭地域及び飯岡地域の耐震化完了後に令和14年度より施工する予定となっております。

続きまして、（２）基幹管路以外の水道施設更新の計画を伺うということで、ご回答申し上げます。

旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画におきまして、旭配水場ポンプ井の更新、干潟配水場配水池の増設、基幹管路及び重要給水管の耐震化、配水区域適正化（自然流下区域の拡大）のための増径を優先的に取り組む計画としております。

上下水道課からは以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、何点か再質問いたします。

大きな１項目めの（１）、これまでの話合いがいろいろ行われたようですけれども、（４）番につながるんですけれども、これまでどのような意見があったのか、お聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　跡地活用における意見につきましては、これまで地域と深く関わってきた経緯や課題などを踏まえて、今後の活用方法について地域の方々から様々な意見や要望を伺ってきたところでございます。

具体的には、子どもたちの憩いの場となる施設や、農業を生かした体験施設、体育館やグラウンドを活用したスポーツ施設など地域に密着した活用方法が提案されております。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。最後、この意見に対して４番につなげますので、また後ほどお願いします。

それでは、（２）の再質問をいたします。

準備委員会等が計画されるとのことですけれども、組織全体のメンバーといいましょうか、何人程度の規模のものが計画されるんでしょうか。というのは、地域の代表がそこにどれくらい入れるものなのか。大勢の人の意見が反映される組織であってほしいという意味でお聞かせください。人数ですね。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　準備委員会のほうは三つの部会に分かれておりまして、まず、総務部会のほうでございますが、総務部会のほうは保護者の代表者の方３名、地域住民の代表の方３名、学校関係者３名で、合わせて９名でございます。

ＰＴＡ・通学部会につきましては、保護者代表が９名、学校関係者が３名、未就学児の保護者が３名ということで、合わせまして15名でございます。

学校運営部会につきましては、学校関係者の方９名ということでなっておりますが、これは延べ人数でありまして、各部会に学校関係者の方々は重複しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。これから廃校になるまで１年半くらいあるんでしょうかね。いろいろな方向で進んでいかれると思います。より地域の要望を、学校がなくなってしまうというのは大変寂しい思いがありますので、それに対して手厚い思いをしていただければありがたいというふうに思いましての質問でした。

３番は、質問結構です。再質問はありません。十分に聞きましたので。

４番目の再質問をさせてください。これは１番からのつながりなんですけれども。

過去にというか、たまたまこの地域に柔道協会の会員がいまして、これまで青年の家の体育館を利用して練習してきたんですけれども、解体されてしまったために練習場がなくて大変困っているんだという話は、以前からスポーツ協会のほうに話がありまして、そこで要望が、使えないかということで、廃校になった校舎の一部、本当は体育館といいましょうか、大きなところがいいんでしょうけれども、しかしながら、今後どういうふうになっていくのかまだ未定ですので、一部の協会をそこに固定するということはちょっと難しいのかなと。やがて体育館を使うようにするとしても、柔道協会ですので、柔剣道場が当座はないんですね、練習会場が。ですから、廃校する校舎をもし使わせてもらえるものなら、教室でもできると思うんで、そういった意味で使いたいという要望があると、まずお伝えします。

畳はどうするんだという話になったんですけれども、実は畳の話は、いい話がありまして、2020東京オリンピックのときに、アフリカ中南部にあるザンビア共和国と事前キャンプの誘致について、旭市が調印をしているんです。そのときに、ザンビアはサッカーと柔道に大変力を入れているということを知りまして、オリンピックの予算で畳を購入したんです。残念ながら、コロナ禍でザンビアの事前キャンプはかないませんでした。しかしながら、そのとき買った畳、いまだに体育館に置かれているままだと思います。

また、ザンビアは、そのとき、調印をしたときに、大柄な女性の大使だったんですよね。おいでになって、向こうは旭市に感謝をして、本当に心から旭市に感謝すると、そういった言葉で、市長よく覚えていると思いますけれども、英語で接待をした。かなりすばらしい英語で大使をお迎えして、そのとき大使が、ぜひとも旭市と交流を今後、農業あるいはスポーツももちろんですけれども、交流をしたいと言ってくれた。そのときの、本当に記憶に残っていますけれども、記念の畳なんですね。

物は畳と調印を交わした文書はあるでしょうけれども、物は畳が残っているんです。ぜひともどこかでその畳を使いたいなと思っていたんですけれども、いい機会ですから、ぜひその畳を使って、廃校になる学校に畳を貸してもらって、そこで柔道協会が練習したら本当にすばらしい交流といいましょうか、ザンビアとの熱い思い出の残る畳ですので、ぜひ使わせてもらいたいな。その場合には、まず場所を提供してもらいたい、そういうふうに思うんですけれども、市の考えをお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　それでは、お答えいたします。

総合体育館に保管してあります畳につきましては、約130畳分、130枚ほどございます。その畳は、柔道の大会開催時、大会の主催者によりまして設置していただきご利用いただいております。柔道に限らず、利用希望のある団体につきましては貸出しをしておりますので、今後も継続してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。１番を総括しますと、廃校になった校舎というのは、まず最優先で、そうもいかないのかもしれないですけれども、最優先で、とにかく地元、今まで学校に通っていた母校の皆さんの意見を尊重していただきたい。その次に、そ

ういった各団体の利用が可能であればぜひ使わせていただければありがたい。

こういう話があったんですね。統合になるという説明が始まった頃から、校舎がなくなってしまうと。そのときに寂しい思いをしながら、地元の人たちが校舎がなくなって更地になってしまったら本当に寂しいと。そうではなくて、ここに例えばスポーツ施設として一部利用されることによって、市内から大勢の人が通ってくれるようなそういった学校の跡地利用ができたら夢があるよねという話をしていた人がいました。

確かに何もなくなってしまうより、新しく生まれ変わって、そういった形で残してもらえるものであれば非常に地域としてありがたいと思います。そういった意味の質問でした。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、２番について、救急車の適正利用について再質問をさせていただきます。

（２）で再質問いたします。全国で有料化している県、市町村は、現在どのくらいあるものなんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　お答えいたします。

救急搬送における選定療養費の徴収を行っている県、市町村につきましては、現在、報道されている中では三重県松阪市の３か所の基幹病院と、茨城県の23か所の大規模な病院ということでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。これは今、全国的に協議がされているんでしょうね。そういったことで進んでいると思います。ちょっとそういうところが心配だったんでお尋ねいたしました。

これを調べているときに救急安心センターというのを知ったんですけれども、先ほどご説明いただいたんですけれども、市内の状況についてはどういった質問があったか、なかったか、あればその内容についてお聞かせください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　市内についての質問ですか。市内についての質問は、消防本部には寄せられておりません。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。

それでは、３項目め、水道事業についてお伺いいたします。

（１）の再質問、基幹管路以外で干潟地域の配水管の布設工事の計画を教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　それでは、お答えいたします。

基幹管路以外で干潟地域の布設替えの計画でございますが、まず１点目、干潟清和地区、こちらは脇鷹神社北側の県道多古笹本線を北側に入った市道の中にございます干潟清和地区、及び鏑木地区でございますが、これは光明寺北側のやはり市道に入った老朽管の漏水が多発したことによりまして、こちらの２か所の更新工事を令和４年度から継続的に実施しております。

清和地区の510メートルにつきましては、本年度布設替工事が完了しております。鏑木地区の600メートルにつきましては、340メートルが完了しておりまして、早期の完成を目指しております。

また、指定緊急避難場所となっております、ひかた市民センター及び干潟中学校へ供給する重要給水管路の布設替えを令和11年度から予定しております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では、再々質問いたします。

干潟地域、これは地盤が大変悪くて、近年、ご存じのとおり、大きな漏水といいましょうか、大規模断水がありました。東総広域水道企業団の送水管の漏水でしたが、水道企業団の送水管更新の進捗状況を教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　お答えいたします。

東総広域水道企業団におきまして、旭市へ送水するための旭支線、干潟支線及び西幹線の更新につきましては、現在、デザインビルド方式、設計・施工一括発注方式によりまして、昨年度事業者と基本協定を締結いたしました。

この基本協定に基づきまして、令和７年度から詳細設計を実施、令和８年度から工事に着手し、令和13年度までの送水管更新によりまして、耐震化工事が完了する予定と伺っております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。

それでは、（２）の再質問をいたします。干潟配水場配水池の増設計画についての内容について教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　干潟配水場につきましては、配水池が一つのみとなっております。現在、内壁の補修等が困難となっておりますことから、配水池を増設することによりまして、メンテナンスの充実及びバックアップ容量の確保と自然流下区域を拡大する計画を進めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。これは以前から大変楽しみというか、ずっと待っていたんですね。ありがたいことです。その施工期間はどのくらいになるか、教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩）　干潟配水場配水池の増設につきましては、本年度は、増設する配水池の施設構造及び配置について検討するため、設計業務を発注する予定としております。

なお、施工の時期でございますが、現在、耐震診断の結果から早期に耐震化が必要でございます旭配水場ポンプ施設の更新工事を実施しております。干潟配水場配水池の増設につきましては、現在、令和12年度から令和16年度までの施工計画としております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では、よろしくお願いします。

最後になるんですけれども、今回この質問のもとになった干潟地域、実は昔、山が多いん

で、山の湧き水を使っていたり井戸水を使っていたりしたうちが多いんですね。水道を引こうといっても、非常に本管から距離があって、大金がかかる。大金をかけてまでそこに水道を引くんだったら、家を違うところに建てるという人までいるくらい非常に困難な状態なんです。

あるとき、上下水道を利用しなくても水が使えるという、国が、老朽化する配水管の布設替に、市町村をはじめ行政が大変な苦慮をしている。それを何とか解決したいということで、家庭用水循環システム、そういうのを開発してくれたんですね。今現在３社だそうですけれども、１社突出して、全国５市町村に取りあえず5,000基つけたいということでスタートしたんです。旭市でもどうだろうかという話を、そのとき課長さん方のお世話になりました。企画から総務、環境、いろいろおいでいただいて、課長さんといろいろ意見交換をしながら。

豊島というところに現にあるんで視察してきたんです。豊島は離島ですから、水がなくて非常に困っている。淡水化装置と、それから雨水を浄化して使うのと、海水を淡水化装置でそれを淡水化して飲んでいる。もう要らないんだと、雨水が少しあれば、１年間、それでいけるんだと。大きさは、このくらいの大きさなんですよ、私の前にある台くらいの大きさで、太陽光発電を入れれば、インフラに一切接続しなくて、そこで１年間、１人の人が試験的に生活してもらったらいけるんだそうです。

トイレの水も飲むのかというふうな話をお聞きしたら、三つに分けるんだそうです。シャワーと、それから洗濯物は別で、飲み水は飲み水だけ、トイレはトイレだけで、三つに循環させるシステムで、ですから全く抵抗がなくて、１年間いける。

今はまだ試作段階でしょうけれども、それがすごく低コストになったときに、非常に困っているお宅なんかもそれで何とかしのげるのではないかということで視察をさせていただきました。

そのときの課長さん方、いろいろご意見とか教えていただきまして、改めてお礼を言います。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、１番目の件でも言い残したんですけれども、本当に学校がなくなるというのは寂しい話なんです。でも、職員の皆さんが本当に丁寧に、ここにいる課長さん方のまたその下にいる職員さん方が、本当にこれまで丁寧に丁寧に対応してくれたんです。だから、今回、喜んでとまではいかないんですけれども、もう納得して統合しようよと、その後の廃校もうまく利用しようよということで、一生懸命進んでいますので、また、変わらぬご支援、よろしくお願いしたいと思います。

これまでのいろいろなご助言や、それから新しいひかた椿小学校に対してすごい施設にしてくれるように、お金もかけて、いろいろ対応してくれたことに対して、地域は本当に感謝していますから、改めて私から伝えさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（片桐文夫）　宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇　永　井　孝　佳

○副議長（片桐文夫）　続いて、永井孝佳議員、ご登壇をお願いします。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　永井と申します。よろしくお願いします。

本日は６項目について質問いたします。

１点目は、ヒトパピローマウイルスワクチンについてです。以降は、ＨＰＶと略称を用います。

午前中に伊藤春美議員のほうから、公的検診について、同じ題材で質問されていましたけれども、私はワクチンのほうについて質問させていただきます。

日本では、女性の２人に１人ががんにかかり、その中で予防可能ながんの一つである子宮頸がんは、毎年約１万1,000人が発症し、約3,000人が命を落としています。主な原因であるＨＰＶ感染は、性交渉経験者の大半が一生に一度は感染するとされ、20代から増加し、40代でピークを迎えます。妊娠・出産期と重なるため、人生設計に大きな影響を及ぼします。

感染予防に有効なＨＰＶワクチンは、小学６年生から高校１年生の女子が定期接種の対象になります。しかし、2013年の開始直後に副反応の報告とセンセーショナルな報道もあり、積極的勧奨が約９年間中止されました。その結果、接種率は全国で１％未満にまで低下しました。2020年春、安全性と有効性が確認され、積極的勧奨は再開されましたが、再開を知らない対象者や保護者が多く、接種率はなかなか上がってこないと聞いております。

ＷＨＯは接種率の目標を90％としていますが、日本の定期接種対象者の接種率は22％にとどまり、大きな差があります。

そこで、最初の質問です。旭市内における定期接種対象者、キャッチアップ接種対象者の接種状況をお伺いします。

２点目は、職員採用についてお伺いいたします。

この質問をしようと思ったのは、少子化問題に大学進学率の上昇が関係していると考えるからです。

子どもを持たない理由の一つに、子育てにはお金がかかるというものがありますが、その中でも最も大きな支出は大学時代の費用です。授業料は年間100万円以上、さらに月10万円程度の仕送りが必要となり、それでも足りずに奨学金を借りるケースも少なくありません。例えば、子ども２人が同時に大学に進学すれば、学費と仕送りで年間500万円程度が必要になります。こうした負担を考えると、子どもは持たない、もしくは１人でいいとか、そういうふうな判断につながりかねません。

大学卒業時には、平均で約300万円の奨学金、言わば借金を抱えて社会人生活をスタートすることになります。多くの人は、卒業後15年前後かけて返済しており、22歳で就職した場合は30代半ばまで続く計算です。奨学金を借りている同士で結婚すれば、世帯としてマイナス600万円からスタートとなります。大都市圏で高収入の職に就ければまだしも、地方の初任給20万円程度の職場では、結婚や子育てに踏み出しにくい現実があります。

私は、一部の専門分野を志す方や、一流大学に進学できる学力を持つ方以外は無理に大学進学を選ばなくてもよい社会の在り方を考える必要があると考えています。

そこで質問です。市の職員採用において高卒と大卒、すなわち初級と上級で給与、昇進、待遇、その他にどのような差があるのか、お伺いいたします。

３点目は、職員給与についてお伺いします。

このテーマは、先ほど申し上げた少子化問題や結婚しない問題の背景とつながっており、それらを改善するための提案の一つです。

日本は長らく、年功序列の給与体系が主流であり、そのため、若い時期の給与は抑えられてきました。近年、民間企業では能力給や成果給の導入が広がっていますが、公務員の場合は評価が難しく、若年層の給与が急激に上がることはあまりないと考えられます。

そこで、最初の質問です。

若い職員と年配の職員では給与にどのぐらいの違いがあるのか。傾向が分かるような適当な年代をピックアップしてご説明をいただけますでしょうか。

４点目、いいおかみなと公園の遊具について。

いいおかみなと公園の遊具が、少し前は一部使えない状態だったんですけれども、ちょっと前に全面封鎖になってしまって、子どもたちの遊び場がなくなっている状況です。

この間、小学５年生の男の子が私のところに来て、おじちゃん、早く直せと、お前議員だろと言われまして、農水産課に相談したんですけれども、まだまだなかなか難しいという回答をいただきました。

その後も、会うたび、会うたび、その子にまだかまだかと言われるので、ぜひ今の状況、使用禁止になっている現状についてご説明をお願いしたいと思います。

５点目は、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は、縁もゆかりもないところに寄附をすると３割程度の返礼品が届くという、とても変な制度なんですけれども、その場合は、税金の使い道も指定できると。しかし、自分の住んでいるところにはそういったものができないのかという市民からの問合せがありまして、今回質問させていただきます。

ふるさと納税について、市民は旭市に寄附できるのか。できる場合の手続方法と市外の寄附者との違いを教えてください。

６点目は、生活保護についてお伺いします。

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティネットです。しかし、現状では、制度を利用すべき人の多くが申請に至っていないケースもあります。調査によれば、生活保護が必要と推計される人のうち、実際に受給しているのは２割にも満たないとの報告もあります。その背景には、制度や申請方法を知らない情報不足、申請をためらわせる偏見、窓口対応や手続の複雑さ、さらには、まだ自分は大丈夫という心理的ハードルなど、複合的な要因があると考えられます。

そこで、最初の質問です。

令和７年４月現在の全国、千葉県、旭市の生活保護の受給率の状況をお伺いします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　私からは、質問事項の１、ヒトパピローマウイルスワクチンについての（１）について、定期接種対象者、キャッチアップ接種対象者の接種状況をお答えいたします。

令和６年度、中学１年生から高校１年生相当の定期接種対象者987名のうち、ＨＰＶワクチンを令和７年３月末までに一度でも接種を受けた方は332名で、接種率は33.6％となっております。

また、令和４年度から令和６年度までの期間に公費で接種できるキャッチアップ接種対象者については、対象者2,855名のうち、令和７年３月末までに一度でも接種を受けた方は1,210名で、接種率は42.4％となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課から、２項目めの職員採用についてお答えいたします。

まず、初級と上級の募集枠の考え方についてですが、初級は18歳から21歳まで、上級は22歳から35歳まで受験可能なため、年齢要件の幅に大きな差があって対象人数が異なりますので、多様な人材確保の観点からも、初級に比べて上級における募集枠が多くなる傾向にあります。

採用試験においては、初級職は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度と、教養試験における難易度が異なります。

初級と上級における待遇等の違いにつきましては、初級、上級のいずれも１級主事としての採用となりまして、前職歴の加算がないとした場合の初任給は、初級が19万4,500円、上級が22万5,600円となります。

昇格につきましては、３級職、副主査級までは昇格に必要な在級年数に差があるため、同じ年齢の職員で比較しますと、初級よりも上級の職員が数年早く昇格する形になります。４級職、主査級以上においては、初級と上級における昇格等に関する基準はございません。

続きまして、３項目めの職員給与についてお答えいたします。

25歳と60歳の年額の平均給与について、令和４年度から令和６年度までの過去３年間の平均で申し上げます。給料と諸手当を含めた平均年収額になりますが、25歳の職員で平均約394万円、60歳の職員で平均約705万円となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　私からは、大きな項目の４、いいおかみなと公園の遊具についてお答えをいたします。

いいおかみなと公園及び遊具につきましては、千葉県が設置し、市との管理協定により、日常の管理や軽微な修繕は市が行っております。また、遊具については毎年、県と市による合同点検を行っております。

ご指摘の船形遊具は、現在、階段や床などに腐食が見られ、安全な利用が担保できないこ

とから、全面使用禁止にしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私のほうからは、大きな５点目、ふるさと納税について、市民は旭市に寄附できるのか、また、できる場合の手続と市外の寄附者との違いというご質問に回答いたします。

ふるさと納税は誰でも行うことができ、住所要件はございません。手続方法としては、市内の方、市外の方ともインターネットのふるさと納税サイト、または市役所の窓口で申し込んでいただくこととなります。市内寄附者の場合は返礼品がございませんので、この点のみが市外寄附者との違いとなります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、６、生活保護について、（１）としまして、令和７年４月現在の全国、千葉県、旭市の生活保護の受給率の状況をお答えします。

厚生労働省が公表しております生活保護の被保護者調査、こちら令和７年４月分の概数となります。その結果に基づき、回答いたします。

まず、全国における被保護実人員は199万418人、保護率は16.1パーミルで、人口1,000人当たり16.1人の割合で生活保護を受給している状況です。

続いて、ちょっとこちら指定都市、それから中核市を除くんですけれども、千葉県の状況でございます。千葉県全体としましては、被保護実人員数は５万4,249人、保護率は13.0パーミルで、人口1,000人当たり13人の割合で生活保護を受給しておる状況です。

最後に、旭市における被保護実人員数は519人、保護率は8.6パーミル、人口1,000人当たり8.6人の割合で生活保護を受給している状況です。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時　５分

○副議長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、引き続き再質問をさせていただきます。

旭市の定期接種対象者が33.6％、キャッチアップ接種対象者が42.4％ということで、全国平均より旭市はかなり高い接種率のようです。関係者のご尽力に感謝申し上げます。

ＨＰＶワクチンは、子宮頸がんをはじめとするＨＰＶ関連疾患の発症を大幅に減らすことができる予防接種であり、最新の９価ワクチンでは、子宮頸がんの原因となるＨＰＶ型の９割を予防できるとされています。さらに、そのほか幾つかの病気の予防にも有効です。

子宮頸がんは初期症状がほとんどなく、進行すると子宮の摘出や命に関わる治療が必要となります。発症してからの治療よりも発症前の予防が極めて重要です。

ＷＨＯをはじめ世界120か国以上で公的接種が行われ、日本でも、厚生労働省が有効性が副反応リスクを明らかに上回ると結論づけています。副反応の多くは、注射部位の痛みや腫れ、軽い発熱など一時的なものであり、重篤な事例は極めてまれです。

定期接種は、高校１年生までが公費対象であり、期限を過ぎると自己負担となります。接種時期を逃さないことが重要であり、また、接種率の向上は、個人の健康のみならず社会全体の感染抑制にもつながります。

以上を踏まえ、ＨＰＶワクチンは、将来がんや関連疾病を予防し、自分自身と周囲の人々を守るために有効かつ安全性の高い手段であり、若い世代での接種が特に効果的であると考えます。

そこで、再質問になります。ワクチンの接種率向上のために本市が取り組んでいることをお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　定期接種につきましては、小学校６年生から高校１年生相当の年齢の方が対象となっております。厚生労働省が示す標準的な接種時期である中学１年生の４月には、対象者全員に対して接種に必要な予診票と、ＨＰＶワクチン接種の重要性や安全性について記載されているリーフレットを同封した個別通知を送付しております。

また、令和４年度から３年間にわたり実施されているキャッチアップ接種につきましては、開始当初の個別通知に加え、令和５年度、６年度においても、未接種者等に対して継続して

個別通知を実施しております。

さらに、定期接種、キャッチアップ接種のいずれにおきましても、接種期間の最終年度には一度も接種していない方に対して、再度勧奨の個別通知を行っております。併せて市のホームページやＬＩＮＥで、ヒトパピローマウイルス感染症やワクチンに関する情報の周知に努めております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　旭市ではとても念入りに周知をしていただいていると思っております。中学１年生の４月に対象者へ予診票やリーフレット等の資料を個別送付していただいており、しっかりとした体制を整えていただいていることに感謝申し上げます。あとは、このＨＰＶワクチンと子宮頸がんについて正しい知識と理解を持っていただければ、接種率はさらに向上すると考えます。

しかし、2013年のテレビ報道や新聞で、けいれんや歩行困難などの症状に苦しむ少女の映像が繰り返し放送されました。因果関係が未確定の症状もワクチン被害として広く認知され、社会的な不安が急速に拡大、その影響により、現在もワクチンに対して過剰な恐怖心や猜疑心を抱く保護者が存在することも事実です。

そこで、再々質問いたします。ワクチンの効果や副反応について、接種対象者及びその保護者に正しく理解していただくため、医師などの専門家による講演会を実施することはできないのか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　現在、ＨＰＶワクチン接種に特化した講演会は実施しておりませんが、各中学校の総合学習や保健体育の授業時間を活用し、中学３年生を対象とした思春期講演会を開催しております。

この講演会では、ヒトパピローマウイルス感染症や子宮頸がんの現状について説明するとともに、ワクチン接種の必要性についても取り上げております。講師は、市が雇用している助産師と市の保健師が担当しており、今年度は７月に市内全ての中学校で実施いたしました。

なお、保護者の参加については、各学校の判断により対応いただいております。

また、市といたしましても、接種率向上には保護者の理解が不可欠であると認識しております。そのため、保護者世代の方が受診されるがん検診の集団検診会場において、がん予防とＨＰＶワクチンの接種に関するリーフレットを配布しております。

さらに、今後は会場内でデジタルサイネージ等を活用し一層の周知啓発を図ってまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ほかの自治体に比べてとてもよくやっていただいていると思っております。中学３年生を対象とした思春期講演会で、ＨＰＶワクチンや子宮頸がんについて取り上げているということなんですけれども、多岐にわたるテーマの中の一つになるのでちょっと薄まってしまうなという感じがします。

年間3,000人が命を落とし、1,000人が子宮摘出をするようなとても重大な病気にかかることになりますので、ＨＰＶワクチンを接種し、定期的な検診を受けることによってたくさんの命が救えます。

スウェーデンの研究結果なんですけれども、非接種のグループは10万人当たり84人が発症しましたけれども、17歳未満に接種したグループでは10万人当たり４人が発症ということで、発症リスクが88％減少したという実験結果もあります。これは費用や時間には代えられませんので、ぜひＨＰＶワクチン単独の講演会の検討をお願いしたいと思います。中学校５校で開催しても、10万円とか20万円とかそのぐらいの予算でできますので、ぜひぜひ予算をつけて、旭市の女性と未来の子どもたちを守っていただきたいと思います。これはもう黒柳課長と米本市長にかかっていると思いますので、ぜひぜひご検討をよろしくお願いいたします。

では、２点目の職員採用についてお伺いいたします。

高卒と大卒の違いについて、先ほどご回答をいただきました。確かに幅広い人材を集めたいということで今のバランスになっていると思うんですけれども、あとは大学で４年間学んだ知識や経験は高卒よりも優れた部分があると思います。しかし、18歳から現場で培ってきた経験も決して劣らない大きな力であると考えます。

そこで、再質問いたします。市職員における初級と上級の職員数の割合についてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　令和７年４月１日現在の一般行政職における初級と上級の割合につきましてお答えいたします。

初級112人に対しまして上級236人、割合としましては、初級１に対して上級2.1となりま

す。なお、このほか合併前の採用におきまして中級での採用、いわゆる短大卒程度の職員が33人おります。

それと、採用においての初級と上級の割合、これも過去３年間の平均で申し上げますと、募集人数は初級3.3人に対して上級6.7人、割合として初級１に対して上級２という割合になります。

実際に採用した人数につきましては、初級4.7人に対しまして上級８人、割合としては初級１に対して上級1.7となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　おおよそ１対２ぐらいな感じですかね、初級が１に対して上級が２みたいな感じで。採用するときもそのぐらいの感じで採っていると。

私も高卒であります。19.2秒、お見せする卒業証書も持っていません。

若い頃は、大卒者の論理的な思考力や多彩な交友関係に憧れていた時期もありました。しかし、年齢を重ねる中で、学歴は必ずしも決定的な要素ではないと感じています。行動力とコミュニケーション能力さえあれば十分に活躍できると考えております。

公務員には、知識や資格だけではなく、現場で培った経験や市民との信頼関係が不可欠です。机上の知識と現場感覚、この両輪があってこそ地域に根差した行政運営が可能になります。

そこで、再々質問いたします。入庁から10年後、20年後と年月を経たとき、初級と上級の間で能力や活躍に差は見られるのか、その辺のご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　能力や活躍の差ということですが、所属や業務の違いのほか、職員それぞれの適性などによりまして一様に比較することは難しい面もありますが、初級採用の職員と上級採用の職員とで顕著な業務能力の差というものはないものと考えております。

また、初級、上級ともに、適切な時期にその職位に応じた研修を受けることで、初級、上級における知識や能力の均衡を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　確かにおっしゃるとおり、単純な比較はできないと思いますけれども、

私も高卒だからとか大卒だからといってそんなに能力の違いはないのではないかな、それよりも適材適所というか、その方の持っている資質みたいなもののほうが大事なような気がしております。

一番最初にも申し上げましたが、大学進学率の上昇に伴い、家庭の教育費負担は年々増大しています。授業料や生活費に加え、多くの学生が奨学金を利用しており、その長期返済が結婚や子育ての大きな障壁となっているのが現状です。

さらに、大学進学で首都圏など市外に出た若者は、そのまま進学先で就職し、旭市に戻っていないケースが少なくはありません。これは地域の若者人口減少や地元産業の担い手不足にも直結する深刻な課題です。

こうした中で、高等学校卒業後に地元で安定した職に就くことができれば、若者の地元定着や早期の経済的自立を促し、結婚や子育ての後押しにもつながります。加えて、高卒採用者は、若いうちから現場経験を積み、地域の実情や市民の声を肌で感じながら成長できるという強みがあります。長期的に見れば、こうした人材は市政運営において大きな財産となります。そして、市が率先して高卒採用を拡充することは、民間企業に対しても地元で若者を育てるという方向性を示す先導的な役割を果たし、地域全体の雇用環境改善にもつながると考えます。

そこで、４回目の質問をいたします。市職員採用における高卒採用枠について、今後の拡充や採用人数の増加を検討してはどうかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　高卒採用の枠につきましては、先ほどの回答とも重複しますが、採用における年齢要件において、上級のほうが対象年齢の幅が広いために、募集する割合としては上級が多くなる傾向にございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、地元からの流出を防いで、優秀な人材を確保するといった観点からも、初級採用、いわゆる高卒採用についても、これまでどおり引き続き積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そういった考えもあるということを勘案していただき、時代のニーズや必要な対策などを考えながら、これからも職員採用についてご検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、職員給与についてお伺いいたします。再質問になります。

25歳の年収が大体394万円、60歳で705万円ですか。若年層の給与、私が想像していたよりも低くはなかったんですけれども、25歳で394万円、少なくはないけれども高くもないというような状態だと思います。

一方で、年配のベテラン職員については、民間企業と比較しても悪くはないのかなと、それなりにもらっているのかなという感覚を受けました。

また、若い職員の収入は、基本給だけではなく時間外勤務手当などを含めた総額で見なければ実態は分からないと思います。残業時間は生活の安定やワーク・ライフ・バランスにも直結し、若手職員の定着やモチベーションにも影響を与える重要な要素です。

そこで、再質問いたします。市職員における20代職員の平均的な月間残業時間について教えていただけますでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　令和６年度における20歳代の時間外勤務の時間数を申し上げますと、１人当たり年間で129時間、一月当たりにしますと10.8時間となります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　月10時間だったら、めちゃめちゃ多いというわけではない。それで年収394万円なら妥当といえば妥当かもしれないんですけれども。ちょっと自分、もっと安いのかなと思っていて、根底がちょっと覆ってしまったんですけれども。

先ほどから申しておりますが、子どもを産まない、結婚しない理由の一つは、やはり経済的な要因であると考えます。もちろんより深刻な要因として、出会いの機会の減少やコンプライアンスの過度な厳格化もあると思いますが、これはまた別の機会に取り上げたいと思います。

若いうちにある程度の経済的余裕がなければ、結婚や出産に踏み切ることは難しく、結果として晩婚化や少子化の要因となります。昔は、もっとお金がなくても結婚し子どもを育てたという声もあるかもしれません。しかし、現在は社会保障費の負担が増え、さらに個人主義の進行により親との同居が減少し、生活費は大幅に増加しています。加えて、この30年間で実質賃金はほとんど伸びず、その一方で物価は数十％上昇しています。こうした中で、民

間企業に勤める若い世代の中には副業によって収入を補っている人も少なくありません。

そこで、再質問いたします。市職員を含む公務員において副業は現在認められているか、その取扱いについてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　市の職員、公務員には、地方公務員法に基づきまして職務専念義務が課されているため、原則的には副業というか兼業は禁止されておりますが、任命権者の許可を得ることで兼業できる場合がございます。

許可要件としましては、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、兼業先と利益相反が生じるおそれのないことなどが挙げられております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　一部の例外を除けば、基本公務員は副業は禁止ということだと思うんですね。副業も認められていない。給与水準も決して高くない。さらに奨学金の返済も抱えている。こうした状況では、格好いい車を買い、パートナーと出会い、結婚し、子どもを育て、家を建て、子どもを大学に進学させるという、かつては多くの人が歩んできたライフサイクルが、今や無理ゲーと言っても過言ではありません。

もちろん全員が同じ人生設計を選ぶ必要はありませんが、望めば結婚し、子育てができる、それだけの経済的、社会的環境は行政として目指すべきだと考えます。しかし、現実には、この30年間で実質賃金はほとんど伸びず、物価や社会保障負担は上昇し、生活の余裕はむしろ減っています。若い世代が結婚や出産をためらう背景には、この経済的な不安定さが大きく影響します。

実際、北海道のある自治体では、若手職員の初任給や20代給与を引き上げ、管理職手前の給与カーブを緩やかにする制度改正を行った結果、採用倍率の上昇、若手定着率の改善が報告されています。

また、北欧諸国の一部自治体なんですけれども、生涯賃金総額を変えずに、若年期の給与を厚く分配する仕組みを導入し、若年層の結婚率や出生率の改善につながった事例もあります。

そこで、４回目の質問です。生涯賃金の総額は変えずに、若い時期の給料を引き上げ、晩年の給与を一定程度抑える、見直すことで、結婚率や出生率の向上につながる可能性がある

と考えますが、市としてのご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　市職員の給与改定につきましては、原則的に人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を基に行っております。

この人事院勧告などにつきまして、最近は特に初任給の大幅な引き上げや若年層に重点を置いた給与改定となっておりまして、主事、副主査級などといった若年層における給料の改定率が高く、逆に管理職の改定率は低くなっている傾向にございます。また、55歳以上の職員は原則として昇給停止となっており、このようなことから、若手職員における給与面の待遇は向上している状況にあると思われます。

また、適切な人事考課を行うことで、これらの結果を昇格や給与に反映をしているところでございます。

現在、地方自治体においても人材獲得や若手職員の離職は大きな課題となっております。若手職員の待遇の改善や向上を図ることは、これらの課題解決に効果的であると思いますので、国や県の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　既に若い人を上げて、55歳以上を抑えると、そういう流れに沿ってやっていただけているということで承知いたしました。引き続き、時代の流れに乗った政策を希望します。よろしくお願いいたします。

では、次のコンテンツにいきます。いいおかみなと公園の遊具についてということで、今は全面的に使えなくなっているということです。

これ、いつ頃修理を行う予定か、また修理に幾らぐらいかかるのかとか、また同規模なものを新たに設置する場合は幾らぐらいかかるとか、その辺の情報をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　船形遊具につきましては、県と今後の対応について協議を行っております。その結果、今年度に撤去をして、新たに小規模な遊具を設置することで調整をしております。

同規模なものを新たに設置する場合の費用でありますが、２億円程度かかると聞いており

ます。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　２億円、豪邸が建つ感じですね。新たに同じようなものを建てるというのは現実的ではないのかなと思いました。では、修理はせずに壊して、新しい小規模なものを設置していこうという考えが県にあるということなんですね。分かりました。

再々質問です。ちょっと前まで、滑り台とかは壊れていないので、それだけ使えるようになっていたと思うんです。

それで、木の部分とかがちょっと朽ちていて危ないと思うんですけれども、そこだけ囲って滑り台のほうとかだけ使うというわけにはいかないんでしょうか。子どもが今、何も遊具がなくてすごく残念な顔をしているので、一部危険がなければ使える場所がないのかなということでお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　今回の不具合につきましては、階段や床といった主要な構造部に係るものでありますので、利用者の安全を第一に考えますと、一部の利用は難しいものと考えております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。安全が第一ですからね。

これは県の持ち物ということで、大規模な改修をする場合は県がやるということなんですけれども、そこをちょっとゆがめて、市がちょっとだけ直すとかそういうわけにはいかないんでしょうかね。ずっとあの場所に遊具がないというのも寂しいので、市がちょっとだけ直して危険ではない状態にすることは不可能なんでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　船形遊具は平成12年に供用を開始し、既に25年が経過しております。近年は、老朽化から点検による不具合が度々見つかり、その都度修理を行ってまいりました。今回の不具合につきましては、主要な構造部に係るものでありますので、部分的な修理で対応することはできないものと考えております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　承知しました。残念ですけれども、安全を考えるとちょっと難しいとい

うことで、県がどういう対応をするか、今後注視していきたいと思います。

また、海業なんかもありますので、あのエリアはまたこれから変化し続けていくと思います。あそこが観光客にとっても、地元の方にとっても憩いの場になるように、今後もご尽力をお願いします。

では続きまして、ふるさと納税についてですけれども、旭市民もふるさと納税ができると。やり方としては、そういうポータルサイトからの場合と、企画政策課の窓口で案内をいただけるということだったと思うんですけれども、返礼品はもらえないけれども、そのほかは市外の方と一緒ということでした。

ということは、どういうことなんですかね。旭市にふるさと納税をする、寄附をする、そうするとその分が控除される。だから、税金がふるさと納税に変わっただけで、特に何も変わらないような気もするんですけれども、その辺はちょっと謎なんですけれども。

再質問ですけれども、ふるさと納税による住民税の減収については地方交付税措置があると思うんですけれども、旭市民が旭市にふるさと納税をした場合は、地方交付税額に影響はあるかないかを教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　ふるさと納税制度により減収となる市民税につきましては、地方交付税により国が補填することとなっております。補填額は、旭市民が行った寄附の税額控除額により算出されますので、市民がどこの自治体に寄附をしても税額控除を受けることができるため、交付税算定には影響はございません。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　自分で質問していても何の質問なのかちょっと分からなくなってきてしまったんですけれども、旭市にふるさと納税をすると住民税が控除されると。でも、ふるさと納税のほうに寄附が行くということですよね。それで、特に、場所が移動するだけで税額の総額はそんなに変わらないのかなと思っております。

ということは、何が変わるかというと、ふるさと納税の寄附者は使い道を指定できるというのが唯一、これで意味があることなのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。ふるさと納税の使い道を選べるかどうか、指定できるかどうかというところを教えてください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　寄附の使い道ですけれども、旭市では六つに分類をしております。１、産業の振興、２、健康福祉の充実、３、教育の充実、４、生活基盤の整備、５、安全安心なまちづくり、６、市長にお任せとなっておりまして、これら六つの中から使い道を選んでいただいております。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今回なぜこの質問をしたかというと、市民の方から、七夕市民まつりがすごく縮小してしまって悲しいという意見をいただいて、ふるさと納税とか旭市民として七夕まつりに寄附できないのかなというご意見をいただきました。

それで、ちょっと七夕と話がずれてしまうんですけれども、今年、物価高騰とか人件費が高騰して、ステージショーで子どもたちのヒーローショーとかプリキュアショーとか、あれが二つとも削られた。あとは、飾りつけコンテストもなくなってしまった。そういう規模縮小の悲しい状態になってしまったんですね。

市民の方が、ふるさと納税とかを使ってもっと盛り上げられないのかなということで、今回質問をさせていただきました。

寄附の使い道について大きく六つに分類されているんですけれども、特定の事業を指定して寄附することはできるんでしょうか。その場合、事業費を増やすことは可能なんでしょうか。例えばちょっとざっくりですけれども、七夕まつりに100万円ふるさと納税しますといったときに、それで七夕事業費が増える、増減するのかどうか、その辺を教えてください。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　寄附金につきましては、その全額を旭市ふるさと応援基金に積み立てまして、翌年度以降に、それぞれご指定いただいた分野の事業に活用させていただいております。

特定の事業への寄附につきましては、既存の事業であればご指定いただくことは可能です。

事業費につきましては、その事業の目的、趣旨、経緯、効果などを踏まえて予算編成をしておりますので、ふるさと納税による事業費の上乗せにつきましては、現状、難しいものと考えております。

ふるさと納税は、市の貴重な自主財源となるものです。寄附者の意向に沿った事業への財源充当状況をホームページなどで周知するとともに、継続的な寄附につながるよう、ＳＮＳ

などを活用した情報発信にも注力し、寄附の拡大を目指していきたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。充当はされるけれども、それによって増額がされることはないという感じで承知いたしました。

それをやっていたら多分予算なんて組めませんから、多分難しいんだなと自分も思っていましたけれども、ただ、それだけその事業に対する熱い思いがあるんだよという民意的なものは示されるのかなと思いますので、もしそういう事案がありましたら、そういうのも酌み取っていただき、予算編成の一つの材料にしていただければと思います。

次にいきます。生活保護についてです。

全国の生活保護率は16.1パーミル。パーミルってあまり聞いたことないですけれども、1,000分の１ということですかね。すなわち人口1,000人当たり16.1人です。

ちょっとパーミルは分かりにくいので、割合で直すと、全国は1.61％、千葉県は1.3％、そして旭市は0.86％となります。旭市の場合100人に１人もいない状態で、これがいいのか悪いのか判断がちょっと難しいんですけれども。

この旭市の保護率の低さは、必ずしも困窮者が少ないことを意味するものではないのかなと感じております。むしろ生活保護受給対象となる可能性がある方が制度を利用できていない、いわゆる受給漏れが生じている可能性があります。もしそうであれば、本来必要な人にセーフティネットが行き渡っていないという課題になると思います。

そこで、再質問いたします。旭市における生活保護受給者の年代別人数について教えていただけますでしょうか。

○副議長（片桐文夫）　再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　令和７年４月現在の旭市の生活保護の人員数が519人ですが、そちらの年齢階層別の内訳をお答えします。

四つの区分で申し上げます。１番としてゼロ歳から14歳までが６人、割合としては全体の1.2％になります。

続いて、二つ目として、15歳から64歳までが185人で全体の35.6％。こちら、いわゆる生産年齢人口という捉え方になります。

それから、三つ目としまして、65歳から74歳までが131人で全体の25.2％。

それから、四つ目としまして、こちら75歳以上の方ですけれども、こちらが197人で全体の38％となります。

傾向としまして、65歳以上の高齢者の方が全体の63.2％を占め、やはり高齢者の割合が高い状況でございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。まず、誤解してほしくないところですけれども、生活保護をもっと簡単に出せとかそういうわけではないので、そこだけは誤解なきようお願いします。

今みたいに、ちゃんとしっかりと不正受給とかを防ぐ体制というのはとてもすばらしいと思っていますので、その辺はしっかりとブロックしてもらって、外国から来てすぐ生活保護を受給しようとか、そういうものはしっかりと窓口で防いでいただきたいと思います。

今回言っているのは、ご高齢の方とかでとても困窮している方がもしいたら、ぜひぜひそこは生活保護を受けやすくしていただきたいというのが趣旨でございます。

旭市の生活保護受給者は、高齢者の割合が63.2％と非常に高く、この世代にはさらに多くの潜在的な困窮世帯が存在するのではないかと考えています。実際、私の周りにも、年金が２か月で10万円以下、つまり月額５万円程度で生活している高齢者もおられます。財産状況や家族関係など詳細をお聞きしていないので生活保護の対象になるかは断定できませんけれども、日々の暮らしは極めて質素で、まさにぎりぎりの生活をしているという状況です。

そこで、再々質問いたします。このように、年金月額が５万円程度で生活している高齢者の場合、生活保護の対象となる可能性はあるのか。また、もし該当する場合には、旭市における単身高齢者世帯の支給額の目安というか、これぐらいかなという参考がありましたらお示しください。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　一般的に、生活保護が必要であるかどうかにつきましては、世帯の給与や年金などの収入状況、貯金や不動産等の資産状況、それから扶養義務者からの援助状況などを勘案し、必要とする医療や介護サービスの状況などから総合的に判断いたします。

国基準によります当該世帯に必要な最低生活費の月額と、世帯全員の収入の月額の合計を

比較しまして、最低生活費を下回る場合、不足する部分を補うために生活保護が適用となります。

ここからが本題でございますが、仮に、現在、月額５万円の年金を受給し、家賃が３万7,000円のアパートで独り暮らしをしている75歳の方が生活保護の制度を利用している場合、そのほかの事情を考慮せず試算しますと、世帯の１か月の最低生活費は、生活扶助としまして６万3,890円、それから住宅扶助として３万7,000円、これはアパート家賃ですけれども、それらを足しまして合計月額としまして10万890円となります。

一方、収入につきましては、年金の月額が５万円ですので、最低生活費を下回る差額の５万890円が生活保護費の月額として支給されます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　年金をもらっていると、なかなか生活保護をもらえないのかなと思ってしまっている方も結構いらっしゃるみたいなので、今回、しっかりとここでお示しいただけたのはありがたいと思います。

生活保護って難しくて、相手が困窮しているなと思っても、生活保護どうですかとお勧めしづらいんですよね。だから、何が大事かというと、その方が生活保護をもらってみようかなとか、相談してみようかなと思っていただけることが大事で、そうしないとやっぱり財産状況とか、あとは資産状況とか、資産も財産も一緒ですね。あとは家族構成とか、そういうのもありますので、その方たちにぜひぜひ周知をお願いしたいと思うんですね。こういう場合はもらえるよというのが、あとはもらうのは当然の権利だよという土壌も含め、いろいろ発信をしていっていただきたいと思います。

制度の正しい理解を広げ、必要な人に確実に支援が届くようにするために、周知やアウトリーチ、この場合だと訪問とか相談支援などの積極的な働きかけが不可欠です。

そこで、お伺いいたします。本市において、生活保護制度が必要でありながら利用に至っていない世帯を減らすための制度周知やアプローチは十分であるとお考えでしょうか。現状の取り組みと今後の改善方針について、市のご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　周知、アプローチのほうは十分であるかということで、市の見解ということでご質問いただきました。

まず、周知につきましてですが、制度の概要や窓口担当の案内につきまして、市ホームページや広報などで行っております。

次に、生活保護制度利用のアプローチということにつきまして、直接生活に困窮する方が市社会福祉課窓口へ相談に来ていただくケースが最も多い状況にあります。そのほか地区の民生委員、それから生活困窮者自立支援事業等を行っております社会福祉協議会や、福祉の総合相談を行う海匝ネットワーク、あと各地域にもありますが、地域包括支援センターなどの関係機関、市内の施設や病院などからの連絡や勧奨、市役所内関係課との連携により保護の相談や申請に至るケースが多くございます。

なお、心身の状況やそれぞれのご事情によりまして市役所窓口に来るのが難しい場合には、こちらの市職員が直接自宅や病院へ出向いて、相談や申請も受け付けてございます。

生活保護制度は、生活に困窮する方の申請に基づき保護の開始決定を行うことが原則となっております。しかしながら、市としましては、真に、議員おっしゃるように、保護が必要な方に対して、速やかに適切な保護を実施すべきと考えておりますので、今後より一層、関係機関や民生委員、それから市役所内各関係課などと緊密な連携を図りまして、生活に困窮する方の発見等に努め、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　不正受給とかは確かにあるんですけれども、それは本当にごく一部、生活保護というのは別に恥ずかしいことでもないですし、皆さん当然の権利ですので、ちゃんともらうべき人はもらえるような体制を、課長、今すごく力強いメッセージをいただきましたので、今後もご尽力をお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（片桐文夫）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇お願いいたます。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和７年第３回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて３点の質問をさせていただきます。

１点目、投票率向上について、２点目、熱中症対策について、３点目、高齢ドライバーの安全対策についての３点の質問をさせていただきます。

まず１点目、投票率向上について質問いたします。

（１）投票率を上げるための取り組みについてお伺いいたします。

７月20日日曜日に旭市長選挙と参議院議員通常選挙が同日に行われましたが、市では投票率を上げるための取り組みについてどのような取り組みをされたのか、お伺いいたします。

（２）期日前投票所の現在の開設状況についてお伺いいたします。

７月20日日曜日に旭市長選挙と参議院議員通常選挙が同日に行われましたが、期日前投票所の現在の開設状況についてお伺いいたします。

２点目、熱中症対策について。

（１）小・中学校へのエアコン設置についてお伺いいたします。

学校の体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担っています。児童・生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにすることが大事です。近年は、全国的に猛暑日が増えており、命と健康を守るためにも早急に学校の体育館への空調整備（エアコンの設置）が必要と考えます。今後の計画についてお伺いいたします。

２点目の（２）高齢者世帯や障害者世帯がエアコンの新規購入や故障による買換えに対し、市では補助はあるのか、お伺いいたします。

東京都は熱中症対策として、65歳以上の高齢者、障害者を対象にエアコン購入費を最大８万円補助します。さらに、東京ゼロエミポイントで１万円分も支援、令和７年８月30日から令和８年３月31日まで実施とあります。旭市でも、高齢者世帯や障害者世帯がエアコンの新規購入や故障による買換えに対し補助はあるのか、質問いたします。

（３）非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はあるのか、お伺いいたします。

江東区では今年度、65歳以上の非課税世帯を対象に助成額10万円とし、事業を開始とあります。旭市では、非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はあるのか、質問いたします。

３点目、高齢者ドライバーの安全対策について。

（１）高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、お伺いいたします。

高齢化社会における交通安全の喫緊の課題は、ペダル踏み間違い事故の深刻性です。日本の社会は、世界でも類を見ない速度で超高齢化社会へと移行しており、自動車交通の安全をどう確保するかは喫緊の社会的問題です。特に高齢ドライバーの増加は、ペダルの踏み間違

いによる重大事故の頻発という形で顕在化しており、もはや個人や家庭の問題にとどまらず、社会全体で解決すべき公衆衛生上の問題となっています。

事故統計から見るペダル踏み間違い事故の実態、警察庁交通局運転免許課が発行する運転免許統計（令和６年版）によると、令和６年末時点の四輪運転免許保有者数8,074万6,536人のうち、65歳以上の保有者数は1,977万4,634人に達しており、これは全体の約24.5％を占めます。また、65歳以上の高齢四輪免許保有者数は、過去10年間で約２倍に増加しており、今後もさらなる増加が見込まれています。

事故件数と発生率の異常性、年間のペダル踏み間違い事故は約6,000件から7,000件に上り、これは全交通事故の１％に相当します。全事故件数が減少傾向にある中でペダル踏み間違い事故は微増傾向にあり、相対的な割合は増加の一途をたどっています。これは、今後も高齢化が進む中でこの問題が重大化する可能性を強く示唆するものです。

被害の甚大さ、ペダル踏み間違い事故における運転者の死亡率は、他の一般的な交通事故に比べて10倍以上も高いことが分かっています。この事実は、踏み間違い事故は単なる操作ミスではなく、生命に関わる極めて危険な事故であることを明確に示しています。旭市でも、ぜひ高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、質問いたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課からは、１項目めの投票率向上についてお答えいたします。

まず、（１）投票率を上げるための取り組みについてですが、民主主義の基本は市民の意思を政治に反映することであり、民意を正しく反映させるために、選挙での多くの投票、投票率の維持が大切であると考えております。

平成28年の総務省の調査で、子どもの頃に親が行く投票に付き添ったことがある有権者は選挙への関心が高く、投票に行く傾向が強いことが示されていることから、本年３月の千葉県知事選挙から新たな選挙啓発として、親子で一緒に投票所を訪れてもらえるよう、千葉県選挙管理委員会とともに子ども向けの啓発物資を配布しております。

今回の選挙では、記念証、塗り絵つき折り紙、ラムネ菓子を親子で投票所に訪れたお子様に配布をしたところでございます。

こういった取り組みや、これまで実施しています高校生向けの主権者教育などを継続して

いくことで、正しく選挙を理解し、若者に政治に関心を持っていただくよう努め、投票率の向上に結びつけていきたいと考えております。

今後も、投票率の向上に対し効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市の選挙管理委員会からも情報収集し、研究をしてまいります。

続きまして、（２）の期日前投票所の現在の開設状況についてお答えします。

現在、各選挙では、旭市役所、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センターの４か所を期日前投票所として開設をしております。

旭市役所は、全ての選挙で公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで開設し、市役所以外の期日前投票所は、選挙期日の６日前から開設をしております。開設時間は、全ての投票所で午前８時30分から午後８時までとしています。

今回の選挙では、７月４日から19日までの16日間を市役所で開設し、その他の３か所は７月14日から19日まで６日間開設したところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　私からは、２項目めの熱中症対策についての（１）小・中学校へのエアコン設置について、今後の予定について回答いたします。

市内小・中学校のうち、中学校の体育館への空調設備の設置につきましては、先行して設計業務を進め、早ければ令和８年度中に設置したいと考えております。これに伴いまして、中学校の設計業務委託の補正予算を本定例会に上程したところでございます。

小学校の体育館のうち、ひかた椿小学校につきましては、令和９年４月の開校に向けた大規模改造工事に併せて、中学校と同様に令和８年度中には空調設備を設置する予定でございます。そのほかの小学校につきましても、積極的に検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　２の（２）高齢者世帯などへのエアコン購入補助についてお答えいたします。

本市では現在、エアコンの新規購入に対しても、故障による買換えに対しましても、高齢者世帯、障害者世帯ともに補助する制度はございません。

高齢者世帯や障害者世帯へエアコンの新規購入や故障による買換えに対して補助している自治体は、全国でも数団体で、県内でも該当がないといった状況であります。

今後につきましては、国や県、他の自治体の動向を注視してまいります。

なお、独居高齢者や高齢者のみの世帯などの熱中症対策としまして、事業所への注意喚起のほか、地域包括支援センターの見守り活動の中で、熱中症の声かけや啓発グッズの配布などを行うなどして周知を行っております。引き続き、それら熱中症予防行動の呼びかけを継続してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、２の（３）非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はということでお答えします。

一律に非課税世帯を対象としましたエアコン購入費の補助はございません。

なお、低所得者を支援する制度としましては、生活保護制度の中で保護開始後最初の夏を迎えるに当たり、冷房器具の持ち合わせがなく熱中症予防が必要とされる方が世帯にいる場合、冷房器具購入費用について一定額を支援することができます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　ご質問の３番、高齢ドライバーの安全対策について、後付け踏み間違い防止装置への補助について回答いたします。

統計によると、ペダルの踏み間違いを原因とした事故は毎日10件ほど発生しており、運転者の年齢層にかかわらず発生しておりますが、死亡や重傷に至る事故は高齢者が圧倒的に多くなるとのことです。

踏み間違い防止装置は、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違い事故の防止に一定の効果を発揮するものと認識されており、令和10年９月以降の新型乗用車には搭載が義務づけられることとなりました。

後付け防止装置の取付けに係る費用の補助につきましては、現在のところ、千葉県内では銚子市のみが行っているほか、茨城県守谷市やつくばみらい市などが実施していると聞いております。

費用の補助につきましては、実施中の自治体の補助実績を基に必要性を検討したいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後３時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　２分

再開　午後　３時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、何点か再質問させていただきます。

１点目の投票率向上についての（１）投票率を上げるための取り組みについての再質問をさせていただきます。

投票日に投票できない人は、期日前投票に行くとき、投票所の入場券（宣誓書）を持って先に参議院議員選挙の投票した場合、次の旭市長選挙で期日前投票に行く場合、入場券がないので混乱はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　今回の二つの選挙では、二つの選挙の告示日、公示日が制度上10日間ほどずれがありましたので期日前投票できる期間も異なっておりました。参議院選挙が選挙日前日までの16日間、市長選挙が選挙日前日までの６日間と期日前投票の期間が異なることから、先に参議院議員選挙のみ期日前投票に行って、入場整理券裏面の宣誓書を提出すると、手元には市長選挙のための入場券がなくなってしまうということとなっておりました。

こういった場合には、再度、市長選挙のみ投票するために期日前投票期間に投票所を訪れた際には、投票所に備え置いた宣誓書、こちらに記入していただいて提出いただくことで、市長選挙の投票をしていただく形になりました。

また、期日前で参議院選挙のみ投票して、市長選挙については投票日当日に投票所を訪れていただいた場合には、やはり入場券がなくても、本人確認を行った上で市長選挙のみ投票していただいた方もいらっしゃいます。

これらの件については市民からお問い合わせいただくことはありましたが、特段課題となるような事象は発生しておりません。

また、選挙管理委員会としましても、あらかじめこの対応方法を検討し、選挙事務従事者へ運用を周知徹底したことで、投票所においても運営上の混乱はなかったものと考えており

ます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

それでは、（１）の投票率を上げるための取り組みについての３回目の質問をさせていただきます。

今回、参議院議員通常選挙での投票率は55.36％、旭市長選挙では投票率が54.19％だったのは、参議院議員通常選挙と旭市長選挙の２回、期日前投票へ行く人への周知が足りなかったということはないのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　期日前投票期間の違いについての周知としましては、各世帯にお送りする投票所入場整理券に、選挙ごとに投票できる期間が異なることの説明を掲載しまして、その内容を強調するなど、分かりやすくご案内することに努めたところでございます。

また、期日前投票所内にも投票期間の違いを掲示するほか、広報紙やホームページ、防災行政無線などにおいても、可能な限り分かりやすい案内に努力したところでございます。

この投票率の違いにつきましては、二つの選挙での当日有権者数に差があることなども起因しておりまして、全てが周知不足に起因するものとは考えておりませんが、投票所において選挙人から説明を求められることもありましたので、日頃から、選挙種別における期日前投票の期間の違い等について周知できるよう工夫してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　どうもありがとうございました。

それでは、１点目、投票率向上についての（２）の期日前投票所の現在の開設状況についてのご回答、ありがとうございました。

今、いろいろな自治体で投票率を上げるための工夫として、有権者の来場を待つ投票所から、有権者がいるところに出向く投票所という発想の転換が投票率向上につながる考え方です。

例えばイオンタウン旭や旭農業高校、また東総高校などでも期日前投票所が設置できたら投票率がかなり向上するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。期日前投票所の設置箇所を増やす考えはないか、質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　期日前投票所の設置につきましては、二重投票防止のため、投票管理システムと通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となります。技術的には、これらの要件を満たせば、イオンタウン旭や市内の高等学校に期日前投票所を設置することは可能であると考えております。

しかしながら、現在、市には四つの期日前投票所を設置しておりますので、投票所の数としては充足しているものと考えております。

また、新たに増設することとなれば、投票立会人、選挙事務従事者の確保のほか、ほかの投票所との配置バランスなどを含めて十分な検討が必要であると思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

期日前投票所の増設の課題や制約につきましては簡単に解決できないものもございますが、先進的な取り組みに関しましては従前から情報収集に努めておりますので、必要に応じて新たな取り組みを速やかに導入できるよう、継続して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　よろしくお願いいたします。

それでは、２点目の熱中症対策についての（１）今後、小学校へのエアコン設置についての具体的な計画についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　小学校体育館へのエアコンの設置につきましては、まずは統合を控えましたひかた椿小学校への設置を進めまして、市内のほかの小学校につきましても、学校再編の進捗状況を見極めながら、積極的に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ検討をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、３点目の高齢ドライバーの安全対策についての再質問をさせていただきます。

先ほど、必要性を検討しているというようなご回答いただきましたんですけれども、現在、高齢者にとって自動車の運転能力は、買物、通院、地域コミュニティへの参加、そして社会孤独を防ぐ上で不可欠な要素であり、運転寿命の延命は高齢者のクオリティー・オブ・ライフ、生活の質を維持する上で極めて重要な社会インフラの一部となっています。ぜひ一日も早く、高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、再度お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　今後、補助制度のある自治体の実施状況について情報収集に努めまして、検討してまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　最後に、市長にお伺いいたします。この後付け踏み間違い防止装置設置への補助は、ご検討のほうはいかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　ご質問いただきまして、大変ありがとうございます。

先ほどの課長の答弁と重なりますけれども、費用の補助につきましては、実施中の自治体の補助実績などを基に必要性を今後検討してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ検討していただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２４分

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和７年９月１２日（金曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	柴　　栄　男
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総　務　課　長	向　後　　稔
企画政策課長	榎　澤　　茂	財　政　課　長	池　田　勝　紀

税務課長	多田　仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林　甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅　晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　松　木　源太郎

○議長（飯嶋正利）　通告順により、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎でございます。2025年（令和７年）９月12日、旭市議会９月定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

１、旭市の総合戦略について質問いたします。

まず、（１）第２期旭市総合戦略（令和２年度～令和６年度）の各項目の目標値に対する達成度はどのようなものであったか、お伺いいたします。

その中でも、①これだけ大きな計画で各項目の目標値が示されているわけでありますから、全体でどのような目標達成具合を検証したのか、その記録を公表していただきたいと思います。

②この大きな総合戦略の中で、施策８、地域福祉の充実について、これは80ページと81ページにありますけれども、令和２年から令和６年までどのような向上、改善があったのか、数字で示していただきたい。

（２）第３期旭市総合戦略の重点プロジェクトについて、令和７年度予算の事業について

お伺いしたい。

（２）①で、総合戦略の中で地域福祉の充実については131ページと132ページに載っておりますが、これについて詳しい説明をいただきたい。

②最終年度、令和11年度までにどのような状態にしようとしているのか、お聞かせいただきたい。

大きい２番目、学校再編の進捗状態についてお聞きいたします。

（１）（仮称）海上地域小学校の進捗状況をお伺いいたします。統合校の位置について、嚶鳴小学校と旧海上中学校跡地のどちらかにするまで議論が進みましたが、投票の結果、どちらにも決まらないのでありました。今後、どのような方法で進める考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

（２）（仮称）北統合中学校の進捗状況を伺います。

旧旭市域の小学校の統合は、アンケート調査で共和と琴田は共和に統合と決まっているのですか。（仮称）北統合中学校の予定位置はどうなるんでしょうか。この点についてお答えいただきたいと思います。

大きい３番目、旭市の職員の労働環境並びに労働条件についてお伺いいたします。

（１）ハラスメント対策はどのようになっているか伺います。

昨年の６月議会で質問しましたが、今回またハラスメントが発生したようですが、現在どのような状況ですか。旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程のハラスメント対策委員会を招集して処理しているのですか。

（２）会計年度任用職員の労働条件と職員の逮捕についてお伺いいたします。

市はどのような対応をしたかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容３の（２）会計年度任用職員の労働条件と職員の逮捕事件について、市はどのような対応をしたのか伺うの中のプレスリリースについてご答弁申し上げます。

本事案につきましては、市が報道機関からの問合せを受けたため、旭警察署へ確認を取り、職員逮捕の事実を把握したものでございます。

プレスリリースは先に警察が行っており、公表した内容について警察に確認し、市のプレ

スリリースも同様の内容といたしました。

既に警察から報道機関に発表されているものについて、市が内容を伏せて発表することは、事実を隠しているのではないかなどの不信感を招くおそれがあったため、警察のプレスリリース内容と合わせたものでございます。

市の職員が逮捕されたことは事実ですので、関係者及び市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことに対し、速やかにおわびをお伝えしたものでございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤　茂）　私からは、大きな１項目めの旭市総合戦略についての（１）です。

まずは、第２期総合戦略の評価の公表についてという点で回答申し上げます。

旭市総合戦略は、毎年度、各項目の目標値達成状況を取りまとめ、旭市総合戦略推進委員会において報告し、委員会での意見と併せてホームページで公表しております。

令和６年度は計画年度の最終年度ですので、５年間を総括した形で取りまとめを行い、推進委員会で報告し、ご意見をいただいた上で公表する予定となっております。

推進委員会につきましては、本議会の議案でもございます令和６年度の決算等を踏まえて資料を作成しまして、10月に開催を予定しており、その後、達成状況等を公表いたします。

それからもう１点、第２期総合戦略の80ページ、81ページ、施策№.８の地域福祉の充実のＫＰＩの結果、こちらについて回答申し上げます。

この福祉関係施策№.８の目標値と実績については、それぞれ設定したＫＰＩごとの実績値を申し上げます。

地域福祉の充実では、二つのＫＰＩがございます。

一つ目、民生委員児童委員の定数充足率は、目標値100％に対し実績値は99.3％でした。

二つ目の自立相談支援により就労できた年間人数は、目標値33人に対し実績値は12人でございました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、１の（２）第３期総合戦略の重点プロジェクト福祉施策23の目標値、ＫＰＩと、それを達成するための取り組みについてお答えします。

施策23につきまして、地域福祉の充実では、民生委員児童委員の定数充足率と自立相談支援により就労できた年間人数をＫＰＩに設定しております。

民生委員児童委員の定数充足率は、基準値となる令和５年度の99.3％に対して、令和11年度の目標を100％に設定しております。

本年度は民生・児童委員の一斉改選の年に当たり、現時点で候補者探しが難航し、推薦に至っていない地域が幾つか生じている状況でございますが、引き続き、地元区長を中心に協力をいただきながら、目標値の達成に向け、努めてまいりたいと考えております。

それから、自立相談支援により就労できた年間人数については、基準値となる令和５年度の23人に対しまして、令和11年度の目標値を33人に設定してございます。

就職先が見つからず困っている方が相談に来た場合、生活困窮者自立支援事業の利用も勧奨し、委託しております社会福祉協議会とも連携、情報共有しながら、相談者の能力に合う就労機会の提供に向けた支援に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私からは２の学校再編の進捗状況についてということで、（１）と（２）について回答申し上げます。

初めに、（１）の（仮称）海上地域小学校の進捗状況について回答を申し上げます。

海上地域小学校の進捗状況につきましては、代表者会議を設置し、これまでに計６回の会議を開催しております。３小学校の再編については賛成、統合の位置については嚶鳴小学校または旧海上中学校跡地のいずれも承認には至らず、現在、３小学校の今後について、改めて意見を伺っているところです。

今後の方向性につきましては、会議の中で委員から提案されました、嚶鳴小学校を統合先とする３校同時に統合する案と、鶴巻小学校と滝郷小学校の２校を先行する案、この２案を中心に各委員から様々なご意見を伺い、最終的には旭市学校再編代表者会議条例に基づきまして、今後採決を行い、答申を受けることを予定しております。

続いて、（２）の（仮称）北統合中学校の進捗状況について回答を申し上げます。

初めに、北統合の小学校のところで琴田小学校と共和小学校の統合の関係に触れられておりました。こちらのほうは、統合した場合、どちらの小学校に統合する予定かということでございますが、学校再編基本方針に基づきますと、共和小学校を統合校の候補地として検討するということになっております。

続いて、進捗状況ということでございます。（仮称）北統合中学校の学校再編につきましては、旭市学校再編基本方針を踏まえて、本年７月に第二中学校学区の琴田小学校と共和小

学校及び干潟中学校の学区に、それぞれ地域検討会議を設置いたしました。

北統合中学校は、新しい場所に新築する方針としているため、会議の議題としまして、新設場所の候補地についても意見を伺っております。

具体的には、保護者アンケートの結果を踏まえまして、安全性やアクセス性、土地利用などの検討要素を考慮し、旭地域で２案、干潟地域で２案の計４案の候補地において、比較検討の資料を提示したところであります。

各委員からは、新築以外などの様々な意見や要望をいただきましたので、その内容を踏まえて、引き続き、丁寧な説明や資料づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、総務課からは、３番目の旭市の職員の労働環境並びに労働条件についての（１）ハラスメント対策ということでございますが、議員ご指摘のハラスメントの事案につきましては、現在、関連する職員に聞き取りをするなど事実関係について調査を行っているところですので、ハラスメント防止に関する規程にあるハラスメント対策委員会、こちらに報告する段階にはまだ至っていないというところでございます。

ハラスメント事案の対応に当たりましては、被害を受けたとされる職員の意見、その一方の意見だけではなく、行為者とされる職員、相手方への確認や、当該ハラスメントに関する客観的な事実、そういった状況を総合的に考慮する必要があるため、丁寧な調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１番からやっていきたいと思います。

私がなぜ、ここにありますけれども、これが第２期です。概要版ですね。３期です。取り上げたかといいますと、旭市の総合戦略というのは、はっきり言ったらば総合計画ですよね。戦略ってなぜつけたか、その趣旨はある程度分かるんですけれども、その中でどういうことが行われているか、私も何遍も読み直していきましたけれども、結果として何が問題かというと、いろんな旭市がやっている事業の中で、いろいろと、それこそ一つ一つ、さらに計画がつくられていっているのがいっぱいあるんですけれども、問題なのは、低所得者の方々に対してどういう内容のサービスをしていっているかということに関心を持ったわけです。

どこの自治体でも当然そういうようなことになるんでしょうけれども、その中で一番の問

題というのは、やっぱり地域の福祉の問題であり、安倍政権になって30年、賃金が上がらない、大きな企業はお金をすごくためている。そういう中でこの30年間、日本の経済も向上しないで、大変苦しい思いを働いている人たちはしてきて、さらに高齢化時代ですから、年金を当てにしたけれども、多くて６万8,000円、いわゆる国民年金はですね。そういう方たちがどんどん今増えている中で、旭市のような地方都市においても、この方たちをこういう計画の中でどう本当に生きがいのある生活を一生送ってもらうかということを考えると、これはもう生保のような制度をきちんと国も自治体も確立しなければいけない。

いろんな計画がありますよ。一つ一つにまた計画がつくられています。しかし、本当に必要なところにお金が回るような、そういう制度が日本国憲法25条で決めている、いわゆる生活保護制度ですよね。これが一番の最後の支えなわけです。

それについて、じゃ、今、今年から始まった総合戦略でもってどう捉えているかということを見ると、ほとんどそういう問題には関心をお持ちになっていない。ほかの自治体もやっぱりそうだと思うんです。そこに関心を持っていくのが私は市町村、本当に小さくてもどういう市町村でも国の援助を受けながら、さらにそれだけでは今足らない状態をどう補っていくかということだと思うんです。

昨日、ほかの議員が生保の受給率を聞きました。私も６月のときに自分で調べた数字を出しました。旭市の場合は、千葉県の東総の地域で、大体10パーミルを超えているわけですけれども、６パーミルを少し超えたところだと。これは、本当に旭市の六万数千人の人たちが豊かだからそうなのかと言ったら、私は違うのではないかと思ったんです。

そういうことのために、じゃ、旭市は５か年計画をまたつくったと。どういうことをやるんだろうなといったらば、同じ繰り返しなわけです。そこのところについて、市の執行部がどう考えているか、このことを聞きたかったので、この問題を出しました。

今、答弁があった社会福祉課長の答弁は、例えば第２期ですと、80ページと81ページにある、いわゆる福祉に関わっている方々、こういう方々がどのぐらい、100％行かないけれども、100％目指してやっていきます、こういうようなことですけれども、一番最後のところにある自立相談支援、ここで回復した人たち、つまり生保から脱出した人たちがどのぐらいいるかということで掲げているけれども、じゃ、生保はどのぐらいいるんだ。

昨日、永井議員の質問に対して大変いい数字が出てきましたよね。全国で16.1パーミル、千葉県が13.0パーミル、私の調べよりも多かったですけれども、旭市は8.6パーミル、つまり２パーミルから３パーミル、ないしは５パーミルぐらい差があるということは、これはそ

ういう人たちが少ないからそうなのか、拾えていないのか。ここのところをもっとよく調査する必要があると思うので、市の計画を練った方々、この問題が、地域福祉の問題でどうして取り上げられないのか、このことについて、つくられた前の企画政策課長の副市長を含めて担当課、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　旭市の保護率のほうが比較的低いということで、市としての捉え方ということですが、生活保護業務につきましては、国から業務を委託されている法定受託事務ということがございます。基本的に、市町村ごとで業務の内容が違うということはないと考えております。制度を適切に実施した結果が実績の数値となってございます。

生活保護の措置については、こちらの総合戦略には載せてございません。市としまして、主に生活困窮される方に取り組んでいきたいという事業として、この生活困窮者自立支援事業、それから被保護者就労支援事業のほうを載せさせていただきまして、社会福祉協議会のほうですとか、あとちょっと前段で触れております民生委員さん方等とも連携をしながら、そういった心配となる方が少しでも少なくなるような格好で取り組んでまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　総合戦略をつくる立場の企画政策課では、生活保護を受けている方が自分でもって働ける状況に回復したという援助は、それは大事なことですけれどもね。ただ、それがもっともっといるのではないかと、困っている方がいるのではないかという形での救いの手を差し伸べるような行政というのはどういうふうにしたらできると思いますか。率直なお話をしていただきたいんです。

例えば、第３期の中で地域福祉計画というのをつくっていますよと、私も全部、大体目を通しましたけれども。ここでは、例えばです、私、６月のときはほかのことを言いましたけれども、私、昔から知っているものですから、この中に、３ページにどういうことが書いてあるかと、社会福祉協議会の仕事の中で、生活福祉資金貸付事業というのがあるんですね。これが特にコロナ以降、有効に活用されていないんです。これは、一定の基金を自治体から援助をもらって出して、県が出しているのもあるんですけれどもね。

何が起こったかというと、コロナのときに県が各自治体の社会福祉協議会なんかに手伝い

に来たということで、厳しい審査をするようになってしまったんです。これは厳しい審査をすれば、当然全部返ってきますから。ただ、これは無利子で、ところが、その中でも返済しなくていいよというのもコロナのときにつくってしまったわけ。

私は、実は６月のときにお話しした生活保護を受けさせてあげなければしようがないなと思う方と相談して、それでもって、あっちこっち駆けずり回って、社協にも行きました。約２時間半、いろいろ議論して、結果として、あなたには出せません、これでありました。

また、困っていろんなところに手を出したんですけれども、結局、社会福祉課にもご相談して、その方は、住むところが、６月にやりましたけれどもね、別に住むところを確保してくれれば、いつでも生活保護の対象になりますよという方だったんですけれども、最後どうなったかということをご報告して、本当にこの問題が大変なんだということを言っておきたい。そのために、この問題を私は一般質問の中で取り上げたんです。

この方が、７月中頃に私のうちに来ました。その方は、解体事業をやっていたので、目にごみが入って、目がかなり見えなくなってきたりして、それで仕事もできなかったりして、たまに働くこともあったんですけれどもね。ある宗教団体に入ったらば、目が見えるようになった。松木さんもこの団体に入りなさいと、こういう形で来たんですよ。もう本人がどうかと思って、私はかなりショックを受けました。

つまり、社会福祉の手が届かないと、さらにいろんな問題が、こういう形で出てくるということなんです。ですから、旭市の行政の中で本当に生活保護の世帯に必要な方がいれば、それこそ民生委員の方にご努力いただきながら援助していく。私は議員になってもう３年半になりますけれども、それ以外にも何人かそういう人たちを私は見ています。

ですから、ぜひ５年間の計画をつくるのであれば、そういうものにも目を向けた計画をつくっていただきたいということで、小さな問題ですけれども、非常に大事な問題なので取り上げたのです。

ですから、ひとつ、この趣旨を酌んでいただいて、これからの社会福祉行政の中で、しっかりとそういう目を開いて行政をやっていただきたいということをお願いしたいために、私はこの問題を取り上げました。

市長、何かご回答ありませんか。市長に、簡単でいいですから、あなたが考えていることをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私が職員に言っているのは、もう市役所の中だけで我々の仕事は完結しない、まちへ出て市民と一緒にまちづくりをしよう、その中にはアウトリーチという手法もどんどん取り入れていかなければならない、そういった話をいつもしております。

松木議員のお話、本当に心に刻んで、これからも努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　次に、学校再編の問題についてお聞きいたします。

学校再編については、あり方検討委員会から、先ほどあった委員会まで、２段にわたっていろいろつくってきて、私も干潟の小学校の部分ではほとんど傍聴しましたし、今度のことについても、なるべく関心を持っていきたいなと思っているんです。

その中で二つお聞きしたいことがあって出したんですけれども、まず、海上の場合には、大変委員の方々、真剣に議論したと思うんです。そういうことからいって、最後に投票して、どっちにもならなかったということで残念なんですけれども、今考えていることは、やはりもう少し広く物事を考えなければいけないのではないかということなんですよ。

住民の方々が、例えば小学校を２段階でもって統合してくれと、ああいう発想が出てくるということはすばらしいと思うんですよね。三つあったらば１か所でまとめてしまおうではなくて、小さいところ同士をやって、その後にまた集まるというのをやったらどうかという発想が出てきている。

それから、もう一つ、私が申し上げておきたいのは、この間、実は県土木に調査に行ったときに偶然、旧海上中学校の跡地が候補地になっているという話をしましたらば、こういうことを言われました。

松木さん、今これだけ雨がいっぱい降る時代になって、実は千葉県でも、千葉県は高校ですよね、高校の敷地の下に貯水池を今造っている時代なんですよというんですね。つまり、高校が広い敷地を持って、周りが住宅街であるということは、高校の土地にしみなかった雨は住宅地に流れて洪水になると。そのために、えって、私、聞きました。

ですから、私も今、海上中学校の跡地が候補地になっているのは不安を感じたんです。あの地域の雨の問題を考えると、あそこが一番高いんですね、約10メートル。バイパスまで来ると６メートルぐらいまで、六.何メートル下がるわけです。

ですから、あそこに校舎をつくってしまったら大変だなと思っていて、周りの水路を広くすれば何とかなると考えていらっしゃるだろうけれども、そういう問題も含めて、海上の小

学校統合にはそういう観点からも関心を持っていたわけです。

今、教育総務課長からお話があったんですけれども、では、どういうふうな解決という、まず一つは、代表者会議でもって投票したけれども、決まらなかったですね。あれはどういうことなんですか。どうやったら決まるんですかということを質問したけれども、答えがなかったんですけれども。

それで、この間の会議がちょっと流れてしまって、今度の会議を傍聴させていただきますけれども、そういうのはどういう方向なんですか。それとも、２段階の小学校のあれなのかをまたもう１回議論し直すんですか。そこのところを十分にお聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　こちらの場所につきましては、一応代表者会議におきまして、出席委員の３分の２をもちまして決まるというところでございます。その中で、今回は嚶鳴小学校と旧海上中学校が二つとも承認には至らなかったということでございます。

そんな中で、代表者会議からの基本方針のほうと異なった答申を受けた場合には、その内容を踏まえて、今後、教育委員会や市の内部会議において見直しを検討することとなります。

具体的には、今後の児童数の推移ですとか、学校施設の耐用年数、維持管理費などを比較検討し、方針の内容や期間の変更について協議していきたいということで考えております。

先ほど申し上げましたとおり、これからの代表者会議におきましては、鶴巻小学校と滝郷小学校２校を先行統合する案、そしてまた嚶鳴小学校を統合先とする３校同時に統合する案、この二つを代表者会議のほうに諮って、意見を伺っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうすると、住民のほうからはよく見えないのではないですか。そういう方針というのはどこから出てきたんですか。つまり、皆さんに、私も３分の２、どちらかが３分の２にならなかったから、これは持ち帰って教育委員会でという話になりましたよね。それはそれでいいんだけれども、それがもっとすとっと代表者の方に受け入れられるような工夫というのはないんですか。

私は、だから、何か、滝郷と統合ね、１回少ないところだけして、それからやるというのも分かるんですけれども、そういう発想も住民から出てきて、いいなと思いますけれども。

そこを本当に住民の皆さんが、代表者だけでもいいですから、真剣に議論する場所を設けないと、後から何か問題が出てくるのではないかと思うんです。

もう一つ、答弁なかったので聞きたいんですけれども、旧旭市の小学校の統合というのは方針でもって出ていますね。インターネットのビデオでももう大体決まったようなこと、あれは住民のアンケートでもって決めたんですか。それとも、市の教育委員会の都合でもって決めたんですか。例えば、富浦と矢指の場合には矢指にするとか、干潟と豊畑の場合にはどっちにするんだか私分かりませんけれどもね。

なぜかというと、北中学校のときにこういう意見が出たでしょう。北中学校をつくるんだったらば、共和と琴田だけではなくて、干潟も入れればいいじゃないかという意見が出ていたのはご存じですよね。

それも、もう規定どおりの、教育委員会でもって諮問した、その形のものに決めてしまうということなんですか。中央小学校はどことも一緒にならないですよね。

だから、旧旭市の小学校は、アンケートを取った結果でもないし、結局、最初に教育委員会が議論して出した方針のままということは、住民の意思は無視しているということになりませんか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　学校再編に関しましては、学校再編計画策定委員会のほうを設置しまして、再編計画の素案に対しパブリックコメントのほうを実施しまして、ご意見をいただいた経緯がございます。

また、旭市学校再編基本方針の策定後には、対象となる全ての小・中学校及び未就学児の保護者に対してアンケートを実施し、再編を進める地域には地域説明会を開催するなど、段階ごとにご意見をいただく機会を設けてまいりました。

学校再編に係る地域検討会議や代表者会議や準備委員会の会議については、地域の方を中心とした委員構成になっているほか、保護者アンケートの結果なども踏まえつつ、地域の意見を集約し、合意形成に向けて取り組んでいるところでございます。

基本方針については、代表者会議で異なる答申を受けた際には、先ほど申し上げましたように、教育委員会や市の内部会議において、その答申内容を検討し判断していくとともに、今後の社会情勢や児童・生徒数の推移、新たなニーズや環境変化等を捉えた上で方針の見直しをすることも必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　では、そういう方針でもって、できるだけ住民の方々の代表の方の意見を聞きながらも、何か決めなければならないわけですからね。しかし、それがどうも私には、傍聴をずっとしていて、納得できなかったんです。だから、そういう形でもって進めていただければいいと思うんですけれども。

ただ、もう一つは、私がこれで言ってしまって悪いかもしれないんですけれども、琴田と共和は本当に近いところにあって、私はずっと江ケ崎に住んでいましたけれども、江ケ崎でも、琴田ではなくて、ちょっと西のほうの人は、共和、共和って共和に行ってしまうんですよね。そういうような学校のあれというのはいろいろあるでしょう。そういうのの感情があって、すごく大変だと思いますけれども、ぜひ十分に住民の意見を聞くようにしていただきたいと。よろしくお願いいたします。

次に、最後の市長からご答弁のあったハラスメント問題を含めた問題にいきたいと思います。

まず、ハラスメント問題は今回だけではないんですよね。私が議員になってすぐに、県の一般組合の方からご相談があって取り上げました。その問題については、よく調べたらば、そのときにも申し上げましたけれども、2013年３月14日付の千葉日報でもって消防署のハラスメント問題が新聞に取り上げられ、また、病院でもあって、そこから旭市においてハラスメントの問題があったわけです。

その後、ご存じのように、2023年、23年ということは２年前になりますけれどもね。そのときもハラスメント問題があったわけです。これは、海上地域の保育所でした。

その方は最終的には、そのときも自治労連の一般組合の方からこの問題を少し取り上げてくれないかということで質問したけれども、その方がお辞めになってしまったので、それでもって私も打ち切ったわけですけれども。

そういう問題がやっぱりあって、そのときに、どのぐらいの方がこういう問題になっているのかということに関心を持っていました。しかし、それはいろんな問題が出なければ分からない問題なわけですから、そこでもって、私はいろいろとそういう情報があれば調べたりしてきたわけです。

そういう中で今回、今年になってから、保育所の中でハラスメント問題がある、そして、その申告をするというお話があって、それでもって自治労連の一般組合の方がお願いしたわ

けです。

ですから、そういう問題が起こらなければ、こんなことは質問したくなかったんですけれども、しかし、旭市においてもそういう問題が起こっているんだということを私たち認識しないといけないし、実は、私は東京から就職してきて組合の委員長をやって、首を切られて５年裁判をやって、それでもってまた職場に戻れませんでしたけれども、そういう経験もあるので、本当に働いていく中でもって、こういうハラスメントの問題があったらば、働きたくなくなってしまうんですよね。しかし、私たち労働者は働かない限りは生きていけないわけですから、そういうことでもって、この問題をぜひよりいい方向でもって解決してもらいたいということでもって、今回、取り上げました。

まず一つは、ハラスメントがなぜ起こるかという問題なんです。これは、担当の総務課長を含めた方々に考えてもらいたいんですけれども、ハラスメントというのは、要するに、弁護士さんが見るような問題ではないんです。社会心理学の立場からいって、どうしてもそういうような人間関係が出てくる条件が、この旭市の職場の中にあるからなんですね。つまり、誰もが本当に平等に働けるのではなくて、特にパワハラの場合は、上の人と下の人の関係ができてしまう。そういうような職場だからハラスメントが起こるんです。社会心理学の状態からいって、そうなんですね。そういうものを常日頃からなくしていかなければいけないわけです。ところが、本当にそういう問題に取り組んでいるんだろうかと。

私は、議員になってすぐです。実は、自死された方がいらっしゃって、これが何の原因だか分からないけれども、お母さんと子１人だった息子が自死してしまったという問題で少し取り上げました、最初のときに。それも、やはりそういうことが起こるということは、そういう人間関係の職場なんだということなんですよ、この旭市の市役所が。

市当局も、いろんな状態でもって休んでいる方が５人もいると言っていましたよね、報告がありました。正規の方が、当時1,000人近くいたけれども、今640人前後でしょう。その中でも５人もいるって大変なことですよ。だから、そういうような職場になっているからハラスメント問題が起きるわけです。

これについては、それこそ労働組合がしっかりしていれば、そういうところは何とか持ちこたえてないようにできるかもしれませんけれども、そういう状態かどうか、私は関知しませんけれどもね。

しかし、市長をはじめ市の執行部の方々がそういうような職場にしていかなければ、なくなりません、永久に。このことははっきり申し上げますけれども、総務課長、どうですか。

あなたが責任者になるわけですよね、いろんな面でのね。労務の責任者でもあるでしょうけれども。ここのところの十分な理解が、職員の方々、幹部の方々になければ、これは本当に訴訟問題になりますよ。総務課長や、また市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　議員おっしゃるように、職場、いろんな人間がいますので、それぞれの人間関係、そういったものがございます。そういった中で、やはりハラスメントのない職場を目指すに当たりましては、全ての職員がハラスメント防止に関する意識を強く持つ、これは大切なことだと考えております。

そのために、多くの職員が、ハラスメント根絶に向けた機運を醸成できるような研修を計画しまして、受講させているところでございます。

また、ハラスメントにつきましては、最近では外部からのハラスメント、カスタマーハラスメントなども非常に重要視されておりまして、そういった対策も必要になってきております。

やはり職員一人ひとりが、安心してその能力を十分に発揮するためには、ハラスメントのない職場、働きやすい職場、これは大切だと思いますので、その環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　カスタマーハラスメントというのは外部からのあれですからね、そういうのが起こっているわけではないから、それはもう犯罪事件にも関係するわけですから、それはやってもらわなければしようがないですけれども。

そうではなくて、本当にそういうような職場にならないような職場になっているのか。どのぐらいの頻度でもってハラスメントの研修をやっているんですか。東総広域連合でもってやるとかという話ありますけれども、何%の人が全体でやっているんですか、正規職員の。六百数十人いる中でもって、みんなが出なければ駄目なんですよ。俺は出なくていいんではないんです。どうなんですか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　ハラスメントの研修につきましては、毎年、職層を変えて、例えば

今年は課長職とか、次の年はその下の職層とか、そういった職層を変えてハラスメント防止研修を開催して、先ほど議員おっしゃった東総広域の研修もやりますし、市独自の講師を招いて防止研修をさせることもございます。そういったことによりまして、多くの職員にハラスメント防止研修に参加していただいて、職員それぞれがお互いを尊重して、お互いを思いやるような気持ち、そういったことにつながるように努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　六百数十人の中で何%が済んでいますか、そういうハラスメントの学習が。そこが出なければ駄目でしょうよ。今やっていますでは駄目なんですよ。ハラスメント問題というのは、旭市にとっては、消防署の問題から始まって、ずっとやっぱりあるわけでしょう。ですから、何%の方々がそういう講習に出ていますか。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　先ほど申し上げましたように、毎年、職層を変えて研修を受けていただいております。

（「だから、何%」の声あり）

○総務課長（向後　稔）　例えば昨年は55名の方に……

（「全体で、六百数十人の中で何%受けているんですかって聞いているんですよ」の声あり）

○総務課長（向後　稔）　パーセントとしては、今はっきりとした数値は持ち合わせておりませんが……

（「そういうものをやっていかなければ駄目でしょう」の声あり）

○総務課長（向後　稔）　しかし、毎年職層を変えているので、毎年積み重ねることによって、全ての職員が研修を受けられる、そういった状況をつくり出しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　最後になると思うんですけれども、これは何年か計画でもって、全ての人がそういう教育を受けるということにならないと駄目なんです。たかだか600人でしょう。たかだかと言ったら怒られるけれどもさ。病院なんかは、かなりやっていますよ。つまり、最後は全ての人がなるように。

最後に、これは最後の発言ですので、市長が最初にお答えいただいた、大変ありがとうご

ざいます。それで、私は、実は会計年度職員の方々というのは大変苦労されている。今度も、一番大所帯のいわゆるお子さんたちを見ている、あの方たちが、また別の会社に移れということになるんでしょうけれども。

なぜ市長のところに、わざわざ私ね、市長と一対一で話をしたいと思ったら、何かぞろぞろいっぱい来たんですけれども、私は、市長が出したプレスリリースを７月９日の夜、議員宛てに来ました。この中で、市長のコメントの中で、逮捕された方が、あたかももう有罪である、悪い人だということを印象づけるようなものにこのプレスリリースがなっているんですよ。そこが問題なんです。

読みましょうか。「本日、本市の職員が逮捕されました。このことは、極めて遺憾であり、被害を受けられたお子様及びご家族の皆様に深くお詫びを申し上げます。また、市民の皆様に心配とご迷惑をかけたことを心よりお詫び申し上げます。今後も警察による捜査に全面的に協力していくとともに、事実関係等を踏まえ、厳正に対処してまいります。なお、二度とこのようなことの無いよう、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいる所存であります。」で、当たり前のように聞こえますけれども、こんなものを市長の名前で出す必要ないんですよ。極めて珍しい例だって、インターネットでもって言われたでしょう。そのプリントアウトしたの、あなたに差し上げたじゃないですか。だから、恐らくほかの自治体の市長はこんなこと書きません。

ですから、そういう問題についても、これもハラスメントが原因になっているものなんですよ。そういうご理解がやっぱり市長自身にも行っていないのかなと、私、この文書を見て感じてしまったんです、悪いけれども。

だから、一対一で話したいと思ったらば、そんなことではなくて、市長が身構えてしまって、部下の人たちをずらっと並べてね、10人以上いましたね、あそこね。私もそうなるんだったらということでもって、自治労の組合の委員長と特別執行委員の方に来てもらいましたよ。私は１人で行こうと思ったんですけれどもね。いや、それはまずいよということで。

そのときにも申し上げたように、この市長のコメントなんか要らないんですよ。そんなことをやるからハラスメントが起こるんです。私はそう思います。社会心理学の立場からいったら、そうなりますよ。

ですから、前のときは委員会を開いたけれども、５分でもって、これはハラスメントではないと、弁護士さんの提言で決めましたというのを、私、報告を受けています。ですから、そういうものから立ち直っていく、それを変えるために市の職員全員がハラスメントについ

ての勉強をしなければいけないんです。これは大変難しいです。そうしなければ、本当にいい職場はつくれないし、市民のためを思って一生懸命働いてくれているわけですから、そういう方たちがそういう苦労のないような職場にしなければいけないわけですから、そういうような職場をつくるためにも、これから一生懸命やっていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（飯嶋正利）　答弁はよろしいでしょうか。

○２０番（松木源太郎）　はい。答えはいいです。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　場　哲　也

○議長（飯嶋正利）　続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（４番　伊場哲也　登壇）

○４番（伊場哲也）　新議席番号４番、伊場哲也です。一般質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本年、令和７年第１回定例会におきまして、飯島茂前副市長に、旭市をさらに発展させるためには何が重要かと、一般質問をさせていただきました。４年間の副市長としての市政全般に関与してきた立場から、経験を踏まえて市政運営上の課題と解決のポイント、特に市政運営、経営で直面した困難や課題、副市長の視点から明らかにしていただきました。

そこで示された内容は皆さんご存じのとおり、一つ、公共施設の再編と、一つ、ＤＸ推進の２点でございました。

そこで、本定例会では、市の見解や将来の展望をお聞きしつつ、少しでも旭市の発展に向けた課題解決につながればということで、一般質問いたします。大きく大項目二つございます。

大項目１、公共施設の再編事業の進捗と将来展望について、８点お尋ねいたします。大項目２、市の財政シミュレーションについて、２点お伺いいたします。

初めの大項目の１の（１）保育所再編計画に基づく再編事業の進捗状況をお伺いいたします。

本日は保育所の再編に関連し、再編効果の検証と今後の完全民営化を見据えた視点から、幾つか確認と提案をさせていただきながら、質問をいたします。

令和７年４月より新たにスタートいたしましたふたば保育所、ゆたか保育所と中央第二保育所を統合して生まれたぴかぴかの新園舎、快適な環境の中で子どもたちも保育士の皆様も、毎日充実した時間を過ごしておられるものと推察いたします。

そこでお伺いいたします。まだスタートしたばかりですが、どうですか、課長。公立保育所の再編事業の進捗状況をお聞かせください。

（２）保育所再編事業における民営化や指定管理者制度による運営形態の変更に伴う成果及び評価をお伺いいたします。

（３）学校再編事業における干潟地域・海上地域の小学校の学校再編の進捗状況をお伺いいたします。

（４）学校再編事業の（仮称）北統合中学校の進捗における課題点をお伺いいたします。特に一つ、候補地の位置について四つの案が出されておりますけれども、どのように今後、絞り込む予定なのか、お聞かせください。一つ、資金はどのように調整される予定なのか、お尋ねいたします。

（５）学校再編事業の（仮称）東統合中学校に対する市民の要望について、市の見解をお伺いいたします。特に海上地域の小学校がまだ統合されていない中で、どのように今後、進めていこうとお考えなのか、お伺いいたします。

（６）公共施設再編に関わるスポーツ施設、飯岡体育館、飯岡野球場、干潟さくら台野球場の在り方検討の進捗状況をお伺いいたします。

特に公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、55ページにスポーツ施設の事業スケジュールとして、ただいま挙げた３スポーツ施設については、令和元年から令和18年まで18年間、ずっと「在り方検討」と記載されておりますけれども、18年間かけて、そんなに

膨大な検討材料や検討課題があるのかなと思い、在り方検討に伴うであろう基礎的な状況をお伺いいたします。

一つ、各施設に関わる年間維持費は、一つ、各施設に関わる利用者数、一つ、２点ございます。何を在り方検討委員会で検討しているのか、その内容をお聞かせください。併せまして、その検討した内容の結果を、いつ頃結果を出して、そして個別計画を実践されようとしているのか、お伺いいたします。

（７）公共施設再編に関わる健康施設になります。社会福祉課所管のあさひ健康福祉センター、そして飯岡福祉センター、健康づくり課所管の海上健康増進センター、いいおかけんこうセンター、このセンター再編事業の進捗状況、そして、将来に向けて再編・統合、展望の在り方について、市の見解をお伺いいたします。

大項目１番の最後でございます。文化行政に関わる類似施設ということで、私は考えさせていただきました。判断させていただきました。まちかどギャラリー銀座、海上ふれあい館、この２か所の将来展望についてお伺いいたします。各施設の基本的な情報をお尋ねいたします。設置目的は何で、いつ頃設立されたんでしたっけということ。現在までどのような活用がなされているのか。これ事前の調整会議でお尋ねしてあります。年間利用状況、年間展示回数、利用者団体数並びに来館者数、細かくて恐縮ですけれども、よろしくご回答をお願いいたします。３点目でございますけれども、展示内容と年間の維持管理費、併せてお尋ねいたします。

大項目の２点目でございます。

市の財政シミュレーションについて、２点お伺いいたします。

１点目は、市の財政の今後の見通しがどのような状況なのか、現況をお伺いいたします。市民の皆様からは、保育所も学校も病院も手をかけるって市は大変だなと、財政的にどうなんだろう、大丈夫かといった声が何件か届いております。現在、旭市では上下水道や公共施設のインフラ更新、保育所の再編・統合による建て替え事業、小・中学校の学校再編に伴う整備費、中央病院への財政支援と起債の増加等々、大型の支出が今まさに同時進行で重なっている状況でございます。

そこで、今日は市民の将来不安を払拭するためにも、市の中長期的な財政の見通しについて、財政課長の見解をお伺いいたします。

最後、市の財政シミュレーションについての２点目でございます。

財政の自主財源の確保・拡充についての戦略方法を行政改革推進課長にお伺いいたします。

特に今後、インフラの老朽、更新、保育所、学校の再編、中央病院への財政支援など、今、申しましたように大型支出が重なる中で、本市の財政の健全性をどう保っていくのか。特に今、申し上げましたように行政改革推進課の視点から、財政の持続可能性を支える自主財源の確保と拡充について、どのような戦略を描いているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

毎回多岐にわたって恐縮ですけれども、私のほうは時間の制約もございますので、早口になろうかと思いますけれども、関係課の課長におかれましての答弁は、ゆっくりで結構ですので、分かりやすく丁寧にご説明いただければ大変ありがたく思います。再質問、再々質問におきましては、質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、私からは大きな項目１番の公共施設の再編事業の進捗と将来展望についてのうち、（１）（２）の保育所の再編についてご答弁申し上げます。

まず、保育所の再編計画に基づく再編事業の進捗状況ということですが、今現在、旭市立保育所再編計画に基づきまして再編事業を進めておりますが、この計画は旭市公共施設等総合管理計画の実施計画として、令和４年３月に策定しております。計画期間は令和４年度から18年度までの15年間とし、13か所ある公立保育所を６か所に統合、２か所を民営化する予定となっております。

進捗状況ですが、先ほど議員のほうの発言にもございましたが、最初の再編となる中央第二保育所とゆたか保育所の統合については、旧青年の家跡地にふたば保育所として、今年の４月に開所いたしました。

そして現在、日の出保育所ととみうら保育所の統合について、日の出保育所を統合保育所とする改修工事を実施しており、計画より１年早め、令和８年４月から供用開始する予定でおります。

今後は、計画に沿って順次、統合を実施してまいります。

そのほか、干潟保育所につきましては、令和５年４月から完全民営化し、ひがた保育園として開園しております。いいおか保育所につきましては、民営化に向けて現在、調査研究をしているところでございます。

続きまして、（２）の民営化している保育所の運営形態の変更に伴う成果と評価でございますが、干潟保育所につきましては先ほど申し上げましたように、指定管理者制度による運

営から令和５年４月に完全民営化され、ひがた保育園として開園しております。

民営化になり良くなった点としては、意思決定が迅速に行えるようになったことが挙げられます。例えば、大型複合遊具の設置やお昼寝時の呼吸確認についてＩＣＴ化を実施するなど、園の判断で多様なサービス提供を行えるようになったと伺っております。

また、施設の維持管理についても迅速な対応が可能になり、運営面でも効率化が図られております。

市側のメリットといたしましては、施設の維持管理費の削減により、財政負担が軽減されております。

以上のことから、保育の質の向上が図られており、民営化の成果があったと評価できると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　それでは、私のほうからは（３）から（５）、学校再編事業に関するものについて回答を申し上げます。

初めに、（３）の学校再編事業における干潟地域・海上地域の小学校の学校再編の進捗状況について回答申し上げます。

干潟地域小学校の進捗状況につきましては、ひかた椿小学校の令和９年４月の開校に向けて、地域の区長、保護者代表、学校関係者などで構成する準備委員会において、継続的に協議を重ねております。

具体的には、校歌・校章、通学方法、学校運営などについて様々な意見や要望を伺っているところでございます。

また、統合校として活用する現古城小学校の校舎や体育館についても、施設の機能強化や教育環境の充実を図るなど、大規模改造工事を実施する予定でございます。

また、海上地域小学校の進捗状況につきましては、現在、代表者会議において、統合に向けた検討をこれまでに６回重ねてきました。その結果、３小学校の再編については賛成、統合の位置については嚶鳴小学校または旧海上中学校跡地のいずれも承認には至らず、現在、３小学校の今後の方向性について意見や要望を伺っているところです。

続いて、（４）の学校再編事業の（仮称）北統合中学校の進捗における課題点を伺うというところでございまして、２点ございました。

候補地の位置について四つの案があるが、どのように絞り込んでいくのかというところと、

あとは資金についてでございました。

（仮称）北統合中学校につきましては、旭市学校再編基本方針に基づき、本年７月に第二中学校学区の琴田小学校と共和小学校及び干潟中学校の学区に、それぞれ地域検討会議を設置し、これまで２回の会議を開催いたしました。

候補地につきましては、第２回の会議において四つのエリアを提示し説明をしましたが、まずは地域検討会議でそれぞれのエリアを比較検討していただき、そこでのご意見を第二中学校学区と干潟中学校学区の代表者で構成する代表者会議に持ち寄り、協議を重ねていただきたいと考えております。

また、資金につきましてですが、国庫補助金と過疎債などの有利な財源を活用していく予定でございます。

続きまして、（５）の学校再編事業の（仮称）東統合中学校に対する市民の要望について、市の見解をということでございます。

海上地域の小学校がまだ統合されていないと、そういった中で今後どのように進めていくかというご質問でございました。

（仮称）東統合中学校につきましては、令和５年度に海上中学校と飯岡中学校で保護者説明会を開催した後に、保護者アンケート調査を実施いたしました。

調査の結果、中学校の再編については「賛成」、「どちらかと言えば賛成」を合わせて74％の方が賛成、再編の時期については、「５年～10年以内」を望むとする方が67％という結果となりました。

市としては、これらのアンケート結果や今後の生徒数の推移を踏まえ、令和10年度以降に海上中学校及び飯岡中学校の学区に関係する地域の代表、保護者及び学校関係者などで構成する地域検討会議をそれぞれに設置し、改めて統合に向けた意見や要望を伺っていきたいと考えております。

一方で、海上地域の小学校の統合につきましては、現在、代表者会議において審議いただいているところで、この方向性については、年度内には結論が出ると想定しております。

小学校と中学校の再編については、基本方針の内容が干渉しないことや、スケジュールや地域課題が異なることから、それぞれの会議により検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　それでは、私からは１項目め、公共施設の再編事業に係る

将来の展望についてのうち、スポーツ施設に関わる内容でお答えいたします。

まず、一つ目として、３施設の維持費、それから利用者数ということでございました。

こちら３施設につきましては、令和５年度から指定管理者制度で委託しております。指定管理者制度移行後、直近の令和６年度の状況を施設ごとに維持管理費、利用者数の順でお答えいたします。

なお、維持管理費につきましては、決算承認前であることをあらかじめご了承いただければと思います。

まず、飯岡体育館です。維持管理費1,010万9,723円、利用者数１万2,299人、飯岡野球場、維持管理費691万9,381円、利用者数1,649人、さくら台野球場、維持管理費703万461円、利用者数1,232人でございます。

それから、在り方検討の状況ということでございました。こちら個別計画を策定した際、担当課におきまして、人口減少による利用者の減少や維持管理費などから検討を行っておりました。しかし、令和５年度より、先ほど申し上げました指定管理者制度を導入したこと、また、施設によっては利用者数の増加などが見られ、状況の変化がありましたので、各種データの収集や状況を把握し、改めて市としての方針を決めるべく、検討を開始しようとしていたところです。

それから、三つ目、いつ頃方向性を出すのかということでございました。市としての方針を決めるため、指定管理者制度導入前後の状況を把握し、現在の指定管理の委託期間、令和５年度から令和９年度までとなりますが、が終了する前、ある程度の期間、余裕をもって一定の方向性が出せるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、私からは大きな１の（７）健康関連施設の類似施設、あさひ健康福祉センター、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センター、それと、飯岡福祉センターの再編・統合について、進捗と今後の見通しということでご質問いただきました。

２課にまたがることになりますが、所管のほう２課になりますが、私のほうでお答えさせていただきます。

関連する四つの施設における施設再編等の見解ということですが、各施設につきましては、設置の目的や位置づけ、利用者についても異なる部分がございます。進捗については今のと

ころ、具体的な再編等の計画はございません。

一方、施設の老朽化や立地的な問題で維持管理に多くの費用を要しており、限られた財源の中で将来にわたり安定的に運営していくためには、施設及び事業実施の方針につきまして、段階的に見直しを進めていく必要があるものと考えております。

今後の見通しにつきましては、利用実績や利用実態を注視しつつ、地域の実情や将来的な建物の利活用などを総合的に考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時３３分

再開　午前１１時３４分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　商工観光課からは、（８）のまちかどギャラリー銀座について、各施設の設置目的や設立日、それから経緯、それから現在までの活用の状況ということで利用状況、展示回数、利用者団体数、来館者数、それから主な展示内容と年間の維持管理費というご質問でした。

まず、市中心部の銀座通り商店街に、これは設置目的のほうですね、市中心部の銀座通り商店街に閉店が目立ち始め、シャッター通り化していく商店街の活性化対策を検討する中、市に対し平成12年度に旭市文化協会より、芸術作品専門展示施設設置の要望がございました。

そのような現状を踏まえ、空き店舗が増加した中心市街地の活性化を図ることを目的に、当時、人通りの多かった銚子信用金庫旭中央支店前の空き店舗を平成14年度に市が借り上げまして、美術作品等の展示や鑑賞及び多目的に利用できる施設として、中心市街地のにぎわいの回復や新たな創出を期待し、まちかどギャラリー銀座を設置したものです。

設置目的にありますように、開設当初から市内で活動する団体に美術作品等の展示場所としてご利用をいただいております。

それから、現在までの利用状況ということでしたので、直近３年の利用状況をお答えいたします。

令和４年度は11団体、複数の団体もありますので、延べ18団体となります、の利用があり、展示回数は18回、展示日数は113日で来館者数は延べ2,488人です。

令和５年度は９団体で延べ18団体の利用があり、展示回数は18回、開館日は111日で来館者数は延べ2,637人です。

令和６年度は市内で活動する11団体、延べ14団体の利用があり、展示回数は14回、開館日は計85日で来館者は延べ2,362人となっております。

それから、展示内容ですが、現在は主に水彩画、写真、陶芸、書道などの芸術作品の展示などにご利用をいただいております。

それから、令和６年度決算による維持管理費の総額は238万3,064円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　生涯学習課から、大きな１番の（８）の海上ふれあい館の関係について回答させていただきます。

海上ふれあい館は、市民の文化活動の支援及び地域住民の融和を図ることを目的として設置した施設です。施設については平成９年、1997年に総武本線飯岡駅100周年の年に飯岡駅舎と隣接して開設した複合施設となります。

利用実績ということでした。直近３か年の実績で申し上げます。

令和４年、開館日数が299日、利用団体数25団体、来館者数4,996人、維持管理費等もありましたので、維持管理費もこの場で回答させていただきます。維持管理費257万8,412円。

令和５年です。開館日数300日、利用団体24団体、来館者数5,188人、維持管理費296万915円。

令和６年です。開館日数297日、利用団体25団体、来館者数5,164人、維持管理費284万9,930円。

展示内容ですが、美術、写真、文芸、書道などの作品の展示となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、大きな項目の市の財政シミュレーション、そこのところの今後の財政見通しというところをご回答したいと思います。

まず、歳入については地方交付税は、国の地方財政計画において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額が確保されてきていることから、引き続き、堅調に推移する

ものと考えております。

市税は、賃金上昇による所得の増加により、増収が期待できるものの、景気の影響を受けるものであるため、物価上昇や世界情勢などの状況から、決して楽観視できない状況であると考えております。

歳出については、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化の進むインフラ、公共施設等の維持更新に係る経費の増加が避けられない中、人件費の増や物価高による経常経費の上昇が当面続くものとして、今後も財政負担が増えていくものと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私からは、２の市の財政シミュレーションについての（２）財政の自主財源の確保・拡充についての戦略方法を伺う、これについてご回答申し上げます。

本市では、第５次行政改革アクションプランに「自立のための財政戦略」を施策として掲げ、持続可能な財政基盤の強化を図るため、自主財源の確保に取り組んでおります。

具体的な取り組み内容としましては、市債権の収入の確保、基金の計画的な運用、ふるさと応援寄附の推進、資産の有効活用と有益処分が挙げられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　再質問いたします。

ただいま保育所再編真っただ中、進行中でございますけれども、再編に向けての配慮事項についてお伺いいたします。

１点目ですけれども、保護者や地域への丁寧な説明を行って、不安解消に努めるという配慮事項、再編計画に記載されておりますし、民営化、段階的に進めて、指定管理者制度を活用すると、これも記載されております。保育環境の変更によって、子どもたちや保護者が不安になることがないよう配慮するとともに、保護者に対しても十分なる説明を行って、指定管理者制度を活用して段階的に進めていくというお考えですよね。

あわせて、今言いましたように進行中であるということ、つまり令和９年度供用開始に向けて、今現在、日の出保育所ととみうら保育所の再編が進められております。日の出保育所に子どもを預けている保護者様が、今、とみうら保育所のほうに預けに行っているのではないかということをお聞きしておりますけれども、市民への説明、理解、協力、この辺は大丈

夫なんでしょうか、問題ありませんか、順調ですかということをお尋ねします。

それから、２点目ですけれども、施設の不公平感、ふたば保育所はぴかぴかの園舎ですから、それに比べてどうなんでしょう。日の出保育所をリフォームして使用するという計画だと思いますけれども、不公平感はないんでしょうかと。もうちょっとこうしてといったような保護者からの意見は届いていませんでしょうか。この２点、再質問でお伺いいたします。よろしくどうぞ。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　市民への説明は十分なのかということですが、先ほど議員のほうから、日の出保育所ととみうら保育所の供用開始が令和９年ということでありましたけれども、来年の４月の開所を目指して今、工事を進めております。

市民への説明なんですけれども、それぞれの保育所におきまして説明会を複数回開催しております。合同保育に当たりましては、合同保育をする前に日の出保育所、とみうら保育所、それぞれの保護者に集まっていただいて、こういう予定で進めていきますという説明はしておりますので、今後も丁寧な説明を行ってまいりたいと思います。

あと、施設への不公平感ということなんですけれども、再編に当たりまして、再編の保育所の規模ですとか、あとそういったものの関係がございます。ゆたか保育所と第二保育所の再編に当たりましては、定員が120名という予定でございましたので、どちらの旧保育所、ゆたかも第二も建て替える場合には敷地が狭いですとか、駐車場が確保できないということがございます。

また、公共施設の個別施設計画の中で旧青年の家の跡地は、統合保育所に利用するという計画になっておりましたので、両保育所の間である旧青年の家跡地に新築という形になりました。

日の出保育所なんですけれども、日の出保育所を選定した経緯としましては、保護者アンケートを行いまして、日の出ととみうら保育所、どちらでもよいというご意見と、あと次に日の出という希望が多かったということと、あと再編の検討会議でも日の出がよいというご意見がありましたので、日の出保育所にした経緯がございます。

日の出保育所は耐用期限が令和18年まで、まだちょっと先まであり、定員のほうも現在の規模で問題ないということがございましたので、市としても新築よりも改修により工事費が削減になるということで、改修という形にいたしました。

日の出保育所なんですけれども、今後、改築することによって、エアコンやトイレ、サッシなどの改修や遊具の追加等を行って、子どもたちにとって安全で使いやすい保育所を目指して改修を今、進めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　保育所、幼稚園、小っちゃい子どもたち、私に言わせれば、孫世代ね、とてもかわいい子たちだというふうに皆さんも思われるかと思いますね。再編、あるいはリフォーム、家庭でも玄関ですとか水回り、これ最優先で考えると思うんですけれどもね。やっぱりすてきでかわいくて明るくてきれいで清潔、この辺を最優先してほしいと、伊場は考えます。孫世代のかわいさというのは格別で、子どもとは違って育てる責任がないといったらね、言葉はちょっと違うかもしれませんけれども、別格なんですね。したがって、今、言いましたように、特にトイレ、かわいい、新品、これをぜひ課長、現場行っていただきまして、小っちゃい子どもたちが気持ちよく使えるよね、清潔だよね、これぜひお願いしたいと思います。

３回目の質問に移ります。事業の内訳ですけれども、令和４年度から令和15年度までの期間で一般財源で５億300万円使う予定になっている。市債合計が16億6,200万円、総事業費合計23億6,500万円でよかったでしょうか。再編計画、ちょっと見させていただきました。間違いでなければ、そのように捉えておりますけれども、今後の再編において、各施設の耐用年数、また老朽化の程度、改修に関わる経費、様々だと思いますけれども、莫大な経費がかかります。どのように子育て支援課としては考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　公立保育所の建設費につきましては、国や県の補助金の対象外となるため、現在、有利な財源であります市債を活用しております。市債の充当率は90％で、その償還金の50％が交付税措置される仕組みとなっておりますので、今後も有利な財源をなるべく見つけて、より有利になるように、市の負担が少なくなるように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　（２）こちらのほうに移ります。再編事業による民営化、指定管理者制

度による運営形態の変更に伴う２回目の質問でございます。

旧干潟保育所、これにつきましての答弁もございました。市が無償譲渡という形で民間法人に引き継がれました。鈴木学園様が完全民営化保育運営、継続されているということで、先ほども答弁にありましたけれども、教育効果、保育の効果・改善、２点ほどご答弁いただいたんですけれども、保護者、地域からの評価、地域における保育の継続性の確保、行事運営や保育内容の質の向上、そして土地の無償貸与、建物の無償譲渡に伴うハード整備の恩恵、この辺が鈴木学園様はどのように感じていらっしゃるのか、可能な範囲内でお聞かせいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　ハード整備の充実ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩。

休憩　午前１１時５１分

再開　午前１１時５２分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　鈴木学園さんのほうから伺っていることは、先ほどの回答と重複してしまうんですけれども、大型遊具の設置がされ、園のシンボルとなった。また、さっき、お昼寝のチェックのＩＣＴ化ということを申し上げましたけれども、そういった機器を取り入れることで、職員と機器のダブルで未満児の睡眠時の呼吸の把握を見守れるようになったということ、あと、先ほどは申し上げなかったんですけれども、教室内に防犯カメラなどを設置されて、園内の活動をさらに強化することができたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　ありがとうございます。２回目の再質問をさせていただきます。

今後の保育所の再編事業を考えたときに、特にいいおか保育所、いずれ完全民営化という

ことを考えていらっしゃるじゃないですか。そこで、やはり民間法人の柔軟な運営による教育効果ですとか、今後の完全民営化を見据える上で、非常に重要なモデルケースではないかというふうに思うんですね。今現在、鈴木学園さんがやっていらっしゃる。ですから、その辺の効果ですとか、問題点ですとか、特にいい点をいっぱいいっぱい拾い上げて、次に計画をしている飯岡のほうの保育所にどうなんでしょう、経営形態を変えていく予定でおりますので、していったらいいのかなというふうに思います。

あわせて、財政的な持続可能ですとか、よく言われますように保育の質、今も言いました。そういう中で再編後の成果、しっかりと検証、そして見える化、どこがよかったのか、どうなったのかという、俗に言う可視化、この辺をしっかりやっていただき、次のステージへと政策判断に生かす、生かしてほしいというふうに考えますけれども、今言ったことについて、課長はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　先ほどご説明しましたひがた保育園の例にありますように、民営化しても保育の質を保っていく、また、それを向上していくということは可能であると考えております。

民営化に伴いまして、保育の基準やルールを定めたガイドラインを市のほうで作成いたしまして、多様な保育ニーズに対応できる質の高い保育を提供できるというふうに考えておりますので、ガイドラインの作成ですとか、あと、もし民営化するということであれば、民営化するということになりましたら、事業者の選定を十分にすることで保育の質を保ち、向上させることは可能であると考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　可能な方向で積極的に推進してくださるようにお願い申し上げます。

続きまして、（３）（４）（５）……

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　ひかた椿小学校についてお伺いいたします。

令和９年４月開校、準備を進めているところでありまして、昨日、また今日既に話は聞いてはおりますけれども、私のほうで一般質問をさせていただきます。お願いします。進捗状況等。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

○４番（伊場哲也）　議長、すみません、付け足しで申し上げます。進捗状況と準備を見て、市教委として、こうあったらいいなという展望的なもの、あったらお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　ひかた椿小学校につきましては、これまでの課題であった児童の減少による教育環境や学校運営の不均衡を解消し、地域に根づく新たな学校として、令和９年４月の開校を目指しているところであります。将来的な展望としましては、充実した教育活動として、統合により友人関係が広がり、より多様な人間関係を築けることや、教育環境の向上として、校舎の改修によるバリアフリー、防災機能の向上を図ること、持続可能な学校運営として、適切な教員配置による負担軽減や効率的な施設管理など、様々な観点から期待できるものと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　３回目の質問をさせていただきます。

先般の（仮称）海上地域小学校代表者会議におきまして、統合校の位置を、もう既に出ておりますけれども、嚶鳴小または旧海上中跡地とするかについて協議されました。結果、３分の２以上の賛成を得られずに結論が持ち越される結果となりました。今回の議論というのは、単にどの場所に学校を建てるかということだけではなくて、小・中連携を見据えた将来の学校像、地域としてどのような教育を残していきたいかと、これを問う機会でもございます。少子高齢化が進み、将来は再度の再編も視野に入るかもしれません。そうした中で、子どもたちにふさわしい学びやをどう築くべきか、より大局的な視点から協議を進めていくことが求められると考えます。この点について、教育総務課長のご認識をお伺いいたします。

今回の協議で結論が持ち越されたことをどのように受け止め、今後の会議運営や住民説明の進め方に反映させていくとお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　海上地域小学校の代表者会議では、今後の方向性について、委員から提案されました鶴巻小学校と滝郷小学校、２校の統合を先行する案や、嚶鳴小学校を統合先とする３校同時に統合する案、この２案を中心に関係資料を提示し、改めて議論を重ねているところであります。この代表者会議の答申のほうですが、これの内容を踏まえまして、今後、教育委員会や市の内部会議において見直しの検討をすることとなっております。具体的には、今後の児童数の推移、学校施設の耐用年数、維持管理費など、これらを比較検討しまして、方針の内容や期間の変更について協議していきたいと考えております。

いずれにしましても、引き続き、皆様に分かりやすく丁寧な説明や適切な資料のほうを作成いたしまして、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　（４）学校再編事業の（仮称）北統合中学校の進捗における課題点ということで、２回目の質問をいたします。

現干潟中学校が使用できるのにといった声などがありますけれども、それを踏まえて、その声、要望をどう捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　学校再編基本方針では、生徒数のバランス、干潟中学校の校舎の老朽化、敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていることなどの立地の問題を踏まえ、新しい場所に中学校を新築することとしております。会議では、少子化が前倒しで進んでいる中での生徒数を懸念する声や統合するメリット、デメリット、通学路の安全整備や新築する学校規模、そして部活動やスクールバスの問題など、様々なご意見を伺っております。

開校予定につきましては、地域検討会議にて意見を取りまとめ、代表者会議にて決定していただくことになりますが、用地取得等の不確定要素もありますので、現時点で、こちらのほうも今後検討してくこととなると思います。跡地利用につきましても、それぞれの会議でご意見を伺ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　出た意見あるいは課題と思われることに対して、市教委として、（仮称）北統合中学校について、どのようなグランドデザインを描いているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　（仮称）北統合中学校につきましては、これまで保護者アンケートや地域説明会などを実施しまして、市民の皆様のご意見を伺ってまいりました。これらアンケート結果なども参考にして、現在、委員の皆様からご意見を頂戴し、これらの意見に対しまして、将来人口の推計や建設費用など、必要な資料を作成、提供し、議論を重ねていただいているところです。

地域検討会議でいただいたご意見を基に、その後に開催される代表者会議では委員の皆様に統合の可否や統合校の位置などを決定していただくこととなりますが、決定プロセスや答申の方向性など、丁寧な説明を行いながら、実現に向けて慎重に議論を重ねてまいります。

小・中連携につきましても、具体的な内容は学校再編基本方針には記載されておりませんが、必要となれば、交流事業等を含めて、より深い議論を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　教育総務課長、これまで毎回傍聴させていただき、市民の方々を代表しての代表者会議あるいは地域検討会議等々で意見が出されます。見ていると、市教委は意見の集約については大変努力されているとは思うのですけれども、どうなんでしょうか。市教委の学校再編基本方針に沿った形での説明、この辺が、私個人的にですけれども、もう少しＰＲ、アピールしてもいいのではないのかなというふうに個人的に思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか、教育総務課長。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　基本方針に沿った説明ということでございました。市教育委員会のほうとしましては、こちらの代表者会議におきましても、基本方針、これを大前提にしまして、皆さんに理解いただけるように努めてきたところでございます。こちらの中で、今

回、海上のほうもそうですけれども、十分な理解が得られなかったというところで、答申のほうの反対のほうも出ました。しかしながら、北統合中学校も含めまして、今後、この学校再編を進めていく中では、この基本方針のほうを前提としまして説明をさせていただいて、住民の皆さんの十分な合意形成を図っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　関連してになりますけれども、（５）です。今度は学校再編事業の（仮称）東統合中学校に関することです。

基本はやはりぶれてはいけないということで、学校再編基本方針、これにのっとって進めるということになろうかと思いますけれども、飯岡中学校をなくさないでほしいという声が、どうでしょう、市教委のほうにも届いていますでしょうか。現海上地域の３小学校、場所は決まっていないです。嚶鳴小にするのか、旧海上中の跡地にするのか。であるならば、３小学校を海上中学校に、小学校用に再リフォームして、そして、将来新しく東統合中学校、バイパス近辺、それこそ飯岡中学校と海上中学校の中間辺りに新設したらどうなの的な市民の意見が出ておりますけれども、この点について、見解、お願いをいたします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　旭市学校再編基本方針のほうでは、将来的な生徒数の減少や施設の老朽化などを踏まえまして、現在の中学校５校を３校に再編する方針となっております。海上中学校と飯岡中学校のいずれの校舎も比較的新しいため、既存の校舎を活用することとし、（仮称）東統合中学校については、統合学区のバランスが取りやすい位置であることから、候補地を現在の海上中学校としております。

なお、飯岡中学校は、飯岡地域の統合小学校として活用する方針となっております。

また、令和42年の生徒数の推計を見ますと、海上中学校が135人、飯岡中学校が87人となる見込みで、特に飯岡中学校では単学級となってくることが想定されております。単学級となると、人間関係の固定化や生徒の多様性に触れる機会が少なくなりますので、中学校の統合は必要であるというふうに考えております。

いずれにしましても、令和10年度以降に地域検討会議を設置する予定ですので、地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　教育総務課長、財源についてお尋ねをいたします。

18年間で、総トータル146億円の小・中学校、学校再編に関わる事業費が計上されていることと思います。そこで、ちょっと中身を分析したのですけれども、学校再編事業に係る財源構成、後ほど財政課長にお聞きしようかなと思っていますけれども、市債が５割、補助金が３割、一般財源が２割、そんな構成になっていると思うのです。つまり、市債依存度が高くて、将来の財政に対する負担の在り方、これが問われる水準ではないのかなと、勉強したところ、そんなような結論に至ったのですけれども、どうなんでしょう。教育総務課として、学校再編事業を推進していく中で、各学校の耐用年数、老朽化の程度、改修に関わる経費、これらを踏まえて、財源について、教育総務課としてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きできればと思って、質問をいたします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛）　（仮称）東統合中学校は、候補地を海上中学校としておりまして、仮に決定した際は、必要となる施設の整備を行ってまいります。

また、海上中学校は、建築してから約20年が経過することから、統合に合わせて大規模改修工事を行うことを想定しており、統合改修と合わせた事業費は数十億円になるという見込みでございます。そのほかの学校統合に係る費用については、既存の施設を活用していく方針となっておりますので、現在進めていますひかた椿小学校を参考にしますと、１校当たりおおむね10億円から20億円を要するということが想定されます。学校再編に係る総事業費は統合の進捗状況に応じて変動しますが、その財源につきましては、国庫補助金と起債等の有利な財源を活用し、市の中長期的な負担をなるべく膨らませないように計画的かつ段階的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　（３）（４）（５）、学校再編についてはこれにて終わります。

（６）公共施設再編に関わるスポーツ施設です。先ほど、１回目の答弁をいただきました。どうなんでしょう。相当使用者数もおりますし、維持管理費もかかっている等々で、検討内容、材料、また期間も要するんでしょうけれども、将来的に再編するとか廃止していくなんていうようなお考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　今現在、本格的な検討前ではありますが、検討する際は、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画にありますとおり、廃止を含めた今後の在り方を検討することになろうかと思います。公共施設等総合管理計画の３大ビジョンの一つ、質と量の最適化に記されておりますとおり、市の将来的な財政見通し、そういったものを踏まえながら検討することになろうかなと思います。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　３回目の質問ということで、今後、検討の土俵に乗せてほしいと思われること、もし廃止の方向で協議が進んでいくのであるならば、その土地活用ですね、どんなふうに活用していったらいいんだろうかということが１点。

それから２点目、維持管理費等々が簡単にいくと浮くわけですよね。その資金については今後どのように活用していこうかというビジョン的なもの、この２点も在り方検討で土俵に乗せて検討すべきではないかと思いますけれども、課長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　重複する部分もあろうかと思いますが、市の将来的な財政見通し、また行政改革の指針に即した持続可能性のある公共施設の在り方を追求し、施設利用者や市民との情報共有を図っていく必要があると思います。廃止の土地活用についてはまだ、現在検討しておりませんので、まだ未定ということです。

浮いた経費ということですけれども、施設の廃止によりまして、これまでかかっていた経費はもちろん必要なくなります。その経費は、活用するというよりは歳出の抑制につながるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　４回目の質問です。

ですから、今答弁あったような内容を当然在り方検討の土俵、土台に乗せるという理解でよろしいですか。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林　甲明）　必要なデータ、様々あるかと思います。例えば、人口推計だとか、先ほど、冒頭に申し上げました利用人数、維持管理経費、それから廃止するのかしないのか、そういったことも含めまして、全般的に検討しなくてはいけないのかなというふうに思っております。もちろん、その際、廃止の方向になった場合には、廃止する理由も考えながら、その後の土地活用についても検討する必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　少なくとも今現在使用している方々がいらっしゃいますので、それこそ思う存分スポーツでもっとエンジョイしていただけるような対応をお願いできればと、そんなふうに思いました。よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、（７）健康関連施設の類似施設、その再編について質問をさせていただきます。再質問です。

利用者から、不具合に対して、直してほしいと、修理してほしい、いつ直るの的な声が届いているかと推測いたします。不具合に対して、利用者から具体的にどのような要望、リクエストがあるのか、その内容を教えてください。

また、修繕が必要な箇所については、具体的にどのような修繕計画があるのか、２点お尋ねいたします。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、社会福祉課のほうとしまして、まず、あさひ健康福祉センターのほうでございますけれども、特に不具合等の要望、それからリクエストというのはこちらにはございませんが、一部では、お風呂上がって脱衣場のほうの扇風機につきまして、少しさびがあるという声をいただいたこともございます。

今後の修繕と申しますか、そちらの備品のほうの買換え等につきましても検討していくべきとは思うんですけれども、まだ使用上、そちらのほうも機能的には問題がございませんので、もう少し、予算の関係もございますので、執行状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　健康づくり課からは、不具合の箇所ということで、海上健康増進センターですけれども、プールサイドに設置されているシャワーのうち、１基について、万全な状態でないこと、また温暖室について、現在利用ができない状態が続いているということを把握しております。

今後の修繕の計画ですが、まず基本的には施設の修繕、改修に当たりましては、限られた財源の中で、プールでの歩行運動やマシントレーニングといった利用者の皆様の主な目的となっている基本的な機能の維持を最優先して対応しているところでございます。シャワー設備につきましては、現状では一部に不具合があるものの、ご利用に支障のない程度で使用が可能な状況でございますが、今後の状態悪化も見据え、点検を行った上で、修繕に向けた対応を検討してまいります。

また、温暖室につきましては、令和５年５月から、設備の不具合により休止しております。今後につきましては、温暖室の必要性や利用ニーズを改めて整理するとともに、他市の類似施設の状況も参考にしながら、再開や修繕の可否について慎重に検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　４か所、ざっと計算して年間１億2,000万円でしたか、3,000万円でしたか、莫大な費用がかかるということは認識をしております。課長も昨日、それぞれ見に行かれたんでしょうか。第３期総合戦略、ウェルビーイングの向上ですから。友人を連れて、おいちょっと風呂入りに行こうやって、床が以前も申しましたけれども、ガムテープだらけですね。扇風機、ちゃんと風呂から出てきたら機能は果たしていますけれども、さびで、あれ、ペンキで塗ってあるんです。大変ご努力されているのは分かります。しかしながら、もう少し見栄えよくといいますか、そこを感じているので、利用者の一人としてお伝え申し上げているんですね。

海上健康増進センターもそうですね。以前から言わせていただいていますけれども、ようやくですよね。健康づくり課所管のはずなんですけれども、先月ようやっとラミネーターの展示物を「健康管理課」から外されてと。先ほど、市長おっしゃられました、職員もっとアウトリーチって、やっぱり現場で使われる市民がどういう気持ちでいわゆる市の施設を使用してくださっているのか的な、そういう姿勢でもって、これはもうちょっときれいにしたほうがいいよな的なものを、類似施設だったら類似施設関係課長が集まって話し合えば、実際

に使ってみれば、やっぱ脱水機、３万5,000円ぐらいで、男女別に７万円ぐらい何とかって、そうすれば市民喜ぶよなって。温暖室壊れたまま３年も４年もほっぽっておいて、皆さんそれで平気ですか、担当課の課長。維持管理ってどういうことを課長は考えているのかなって、私そこが不思議なんですよ。

学校と比較して誠に申し訳ないのですけれども、学校、何かあったら、目の前にいる児童・生徒、子ども最優先ですから。皆さんにおかれましても、市民最優先ではないのですか。金、財政、財源最優先なんですかね。ですから、今回、公共施設の再編と併せて財政、行政改革、財源の確保というテーマでもって一般質問させていただいているんですね。前から言っていますように、金なかったら何もできない、分かるんです。しかしながら、市の施政方針として、市民のために何をしてあげたいのか、どういうサービスを提供したいのか、持続可能な、そういうことをおっしゃられているじゃないですか。もう皆さんで本当に真剣に仕事も一生懸命やって、家へ帰られて、これが私にとってのウェルビーイングだよなというのを本当に真剣にお一人お一人考えてほしいなって、そんなふうに、時に思うんですね。

繰り返しになりますけれども、一緒にプールに入ってちょっと運動しようよと。膝に負担がかからなくていいよって、前も言わせていただきました。92歳、93歳のおじい様おばあ様方が一生懸命自分自身の健康管理、努めて運動されているんですね。涙ぐましい努力。そういった方々に対して思いやりある、共感できるようなお金を使ってほしいなって。課長、ぜひお願いしますよ。ウェルビーイング、ご自身の、また市民の豊かさの実感の向上ですから。真剣に市民の要望、リクエスト、向き合っていただきたいなと、そんなふうに思いました。

（８）文化行政に関わる類似施設ということで、まちかどギャラリー銀座、海上ふれあい館の将来展望についてということで、お伺いさせていただいております。

そもそも、自分は同様の施設だというふうに思ったのですけれども、設立の趣旨、これが違うということで、一緒にはできないのかなというふうには思いました。しかしながら、銀座通りのど真ん中にある空き店舗対策、そして市民の銀座通りの町なかの活性化、このために、旭まちかどギャラリー銀座。この夏、それこそ東京の銀座、歩行者天国を歩いてきました。ちょっと比べるこれが違いますけれども、こんなことを言ったら市民に怒られてしまうかもしれませんけれども、どうなんでしょう、まちかどギャラリー銀座にふさわしいプレゼンをあそこでされているのか。なかなか何やっているか分からないと。もうちょっと見た目、ギャラリーにふさわしいようなすてきな、それこそ何展示しているのかなと、何展覧会今やっているのかなと人が寄ってくるような、そういう仕掛け、これ何かあったらどうかなとい

うふうに思うのですれけども、ちょっと漠然としていますけれども、商工観光課長、ご答弁いただけますか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春）　まちかどギャラリー銀座については、所有者と賃貸借契約を締結している建物でありますので、リフォーム等は難しい状況にあります。ですが、展示方法等につきましては、利用団体に工夫等を働きかけてまいります。

また、市としましては、引き続き、施設に展示の予定のスケジュール等を分かりやすく掲示するとともに、広報やホームページ等で利用の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　何かかっこよくして、すてきにして、人が、展示内容にもよりますけれども、見に来て、いいよ、行ってみたらというような情報交換の下に人が集まるような、にぎわいがつくれるような、そういう仕掛け、先ほど言いましたけれども。基本的に年間トータルして250万円くらい、そして120万円くらい借りている方にお支払いしているじゃないですか。ですから、いいとかも分かるのですけれども、より効果的に、そんなふうに思っての質問だったんですね。

最後の質問になりましょうかね、これ。市長にお尋ねしたいのですけれども、ギャラリー、難しいとは思いますけれども、ＪＲ旭駅前、かつてありました市民会館の跡地、あれ、県の所有地だというふうに聞いておりますし、県のいわゆる宿泊棟というか、そんな施設ができるやに聞いたことがありますけれども、市内にある県の一等地、あの辺を県と折衝して何とか市で安く譲り受けて、あそこにすてきな１階はお年寄りが集うようなシニアカフェ、すてきにつくっていただいて、２階、３階が展示ギャラリー的になるような、箱物をつくるというのは決してお金もかかりますので、勧めはしないんですけれども、そういうプラン、そういう考えについては、駄目駄目そんなのと、市長、見解をお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　旭駅前の旧市民会館のあった場所は、おっしゃるとおり、県の所有地でございまして、県のほうでは宿舎を建てる予定で、設計までできていると伺っておりますので、残念ながら、旭市が購入してということは現段階ではできないのかなと思っておりま

す。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　市長、ありがとうございました。やっぱり、そうしますと、商工観光課長、まちかどギャラリー銀座はあのままですかね。

次の質問に、財政、そして行革関係、大きい２番、市の財政シミュレーション、こちらのほうに、時間もなくなってきましたので移ります。よろしいでしょうか。

それでは、財政シミュレーション、先ほど１回目答弁いただいております。２回目、質問させていただきます。第２期、第３期総合戦略を通じて、人口減少への対応、地域投資が進められておりますけれども、改めて今後の財政の見通し、本当に大丈夫なのかと。持続可能と言えるのか。

なぜかといいますと、先ほども中学校関係で言いましたように、総事業費合計146億4,000万円、そしてこれを分析しますと、市債の依存率が約47.37％。補助金の依存率が28.35％、一般財源の比率、つまり自己負担分が23.78％と、Ｅｘｃｅｌ、Ｎｕｍｂｅｒｓへの入力が間違いなければ、そういう私は自分で分析をさせていただきました。本当に持続可能と言えるのかと。

特に、公共施設の更新とか建て替えが予定として集中する令和７年度から11年度の中期期間においては、市として、財政見通し、膨大な金がかかる、そういう予定になっているんですよね。物価高騰ですとか資材費の上昇ですとか、人件費が上がるよということはもう確実視されるわけで、そういったことを踏まえて、想定外の外的要因がある中で、財政健全性の確保について、課長のご認識、これをお伺いいたします。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　見通しというところで、１回目の質問とかぶってしまうかもしれないんですけれども、なかなか先が見通せない世界情勢だとか日本の世の中だと思っています。そういった中で、これからの持続可能な財政の在り方というところでは、繰り返しになりますけれども、やっぱりいろんな数値、財政健全化比率だとか、そういったものを見据えながら粛々とやっていくと。市債のほうもかなり大きくなっていますが、なるべく有利な市債を活用するというところで、市の負担率のほうはそんなには大きくないと。270億円くらいのところで30億円くらいの負担であると。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀）　30億円くらいになるか、ちょっと今数字はあれなんですけれども、そんなに負担は大きくないような今状況にはなっています。今後は見据えていかないと、いろんな今度事業を活用する中で有利な合併特例債とかもなくなってきますので、そういった部分では財政負担の部分も上がってくるかもしれませんけれども、引き続き、そういった有利な財源だとか補助金を活用しながら、持続可能になるように努めていきたいと思っています。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　ごめんなさい、課長、ちょっと理解できないようなところがありました。しかしながら、私、用意してある３回目の質問、財政シミュレーションでここに記載されているんですね、しっかりと。これを見ると、令和７年度から10年度にかけて累計28億円の黒字、この見通しが示されていますよね。この根拠をお尋ねしたいんですよ。黒字の前提条件とは何なんでしょうかと。赤字にならないって本当に断言できるのかなという。だって、赤字になる要因というのは、交付税が減税されるだろうとか、市税減収も当然あるだろうなと。物価上昇も予想されるよなと。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　財政シミュレーションを見ての話だと思うんですけれども、財政シミュレーションにつきましては、基本的には歳入総額と歳出総額でなるべく過不足ないように、シミュレーションということで、余る算段をしないで策定しています。その中で、今回のシミュレーションですけれども、財政シミュレーションの作成時期がちょうど令和７年度の予算編成の時期、ちょうどそのときと重なっていました。なので、財政シミュレーションの推計の初年度、７年度について、そこの辺の整合性という部分を取らないといけないなというところで、財政調整基金の繰入額などを一部、推計と予算の整合性を図るようにちょっと大きく見込んでいるというところがあります。そうすると、トータルの歳入歳出の差し引きでいうと、７年度分の差し引き額の28億円というのが黒字という考え方になります。

黒字の考え方というところになるんですけれども、差し引きということで、基本的には、予算編成の段階では歳入総額見据えながら歳出総額を、だから歳入は絞りながら考えています。歳出は、若干、市民のどのぐらいの、例えば補助金だったらこのぐらいの人数の活用があるのかなと、だからちょっと膨らませながらつくったりというところなので、なるべく赤にならないように実質収支のほうはなるようにはしているので、そういう形になると思います。今回の28億円というところであれば、初年度のちょっと整合性を取ったというところの

28億円の差ということになります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　最後の質問をさせていただきます。

再編すればコスト削減になると、これは考え方を改めなければいけないかなと。なぜかというと、建て替えですとか、一時的に多額の支出が必要であると。小学校でも、保育所で30億円、小・中では150億円、もしかしたらプラスアルファ、相当膨大な、会議を傍聴していても言われているんですね。ですから、そういったことを考えると、リスクシナリオ、これも作成しておく必要があるのかなというふうに思います。今後、国や県からの財政支援、この辺についてのお考えも併せてお聞きできればと思います。リスクシナリオの作成についてと、それから交付金の減税、それに対しての対応想定、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　４回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　世の中のリスクは計り知れないと思うんですけれども、リスクシミュレーションというのは特に今はっきり言って市としては定めていないです。

（「それで大丈夫なのか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　大丈夫か大丈夫じゃないかというところもあるんですけれども、なかなか想定できないところは、今のところ、それでは策定していないというところになります。国・県支出金というところなんですけれども、そういった部分を十分漏れなく活用するようにやっていきたいなというところがあります。

あと、公共施設の統廃合と、これから財源がかかるというところ、その辺は財政的にどういうふうに考えているかというところですけれども、今後の公共施設の統廃合などで必要となる財源につきましては、やはり国や県の補助金や交付金ですね。交付税措置率の高い、先ほどの地方債など、有利な財源を活用するのは、それはもちろんのことなんですが、それに加えて財政調整基金や公共施設等の整備基金など、それらを活用していくことになるのかなと考えます。

市では、そうした将来の財政需要に備えて、現段階では財政調整基金など、十分な残高を保有しているところです。財政の健全性を維持しているところではあるんですけれども、資材単価の高騰、それから労務単価の上昇に伴う物価の高騰などによって、公共施設の統廃合などに係る経費をはじめとして、全ての経費が今後さらに増えていくものと想定しています。今後も決して楽観視できないと考えておりますけれども、そういった数値を見据えながら、

都度都度、健全財政に努めていければと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　２番の（２）、行政改革推進課長に再質問ということで、お尋ね申し上げます。

まだ令和７年度第３期総合戦略がスタートしたばかりですので、まだ何とも言えないかと思いますけれども、今現在、自主財源を増やすために取り組んでいること、お教えください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

行政改革アクションプランに基づき、適切な歳入の確保、経費節減を進めて、持続可能な行政運営を図るため、各取り組みに係る目標数値等を設定しまして、着実な実行に向けて進行管理を行っております。自主財源の確保のための取り組みに加え、公共施設の再編による維持管理費等、経費の節減、合理化を進めた結果、第４次のプランの計画期間である令和２年度から令和６年度までの５年間では18億2,916万円の成果を得ております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　ただいま、椎名課長から、進行管理マネジメント、施策34の効果額が示されました。つまり、令和３年度は２億1,453万円、令和４年度におかれましては３億9,704万円という効果額が示された、そのトータルが18億2,916万円の成果ということだろうと思われます。

さて、３回目の質問になりますけれども、今後の財政環境の厳しさを踏まえて、行政改革推進課としても、削減だけではなくて、資産活用による収入の確保、官民連携の可能性など、第５次アクションプランを踏まえつつ、財政の持続可能性を見据えた施策展開、つまり多角的に歳入確保の検討、改革、実行を猛然と進めてほしいと願っております。この点、課長の見解、お聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　お答えいたします。

財政の弾力性が限られる中で、直ちに実行可能で確実性の高い歳入として、まずは歳入全体の多くを占める市債権の収納率、この維持向上、滞納繰越分の収入未済額の着実な縮減、

これを最優先に推進していく。財政の持続可能性を考える上では最も実効的であると考えます。第５次行政改革アクションプランにおいても、市債権の収入未済額の縮減を効果額として明確に位置づけており、当該取り組みの徹底が行革の柱であると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○４番（伊場哲也）　最後の質問というか、感想を述べて終わります。

行政改革、これは、皆さんご存じのとおり単なる節約ではない。結論から言って、繰り返しになりますけれども、やっぱり貴重な財源であると。攻めの自治体経営ということも、財政課長も行政改革推進課長も考えられているのではないかというふうに思います。市民にとって本当に必要な行革というのは一体何ぞやと。どのような資産をどう生かして、そして、どのような収入源を創出して、どのように財政の構造改革を進めるかと。その全体像を行政改革推進課として、ビジョンとして今後強くまた持っていただき、新しい財源をつくり出す政策部門として進化することを期待しております。

今後、一層私も、企画財政部あるいは課の優秀な教え子たちもいっぱいおりますので、またさらに勉強してブラッシュアップしていきたいというふうに思います。懇切丁寧なる答弁、ありがとうございました。

以上にて、伊場の一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　木　内　欽　市

○議長（飯嶋正利）　続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１９番　木内欽市　登壇）

○１９番（木内欽市）　19番、木内欽市です。

一般質問に入ります前に、私ごとですが、半月板の手術をいたしまして、経過も良好で、松葉づえが取れました。同僚議員の皆様方、いろいろ、椅子を引いていただいたり、つえを取っていただいたり、あとお茶を運んでいただいたり、ありがとうございました。また、職員の皆様にもいろいろご心配をおかけいたしました。ありがとうございました。

両手が使えないので、大変不自由な思いをしたんですが、おかげでといいますか、人のありがたさとか優しさが身にしみました。家族で食事に行ったときのことです。私だけ入り口の近くで降りて店へ入ろうとしたんですね。そうしたら、店内から出てくる小学校４年生ぐらいの男の子だったと思いますが、自動の扉の、松葉づえだと両手が塞がっているので、あの扉は非常に不便なんです。肩で引っかけて、そうして入らないと入れないんですよ。そうしたら、その小学生が私の姿を見つけて、扉を押さえたまま開けて、私が入るのをフォローしてくれました。うれしかったですね。それで、どうもありがとうね、助かったよと言ったら、少し照れくさそうな、でもうれしそうな笑顔で店から出て行きました。

小さいときに優しさを身につけた子どもは、生涯人に優しく接していけるといいます。恐らく、その子どもも、生涯、大人になっても人に優しく接していけるんだなと思って、うれしくなりました。そういったときに、困っている人がいたら、手を差し伸べてあげるんだよと、そういった家庭での教育、学校での教育がやっぱりそのたまものだと思います。改めて、教育の大切さを感じた次第であります。

また、市内で、医院なんですが、靴を脱いでスリッパに履き替える医院があります。スリッパに履き替えようとしたら、ご婦人がスリッパをさっと出してくれて、非常に助かりましたね。うれしかったですね。それで、診察が終わって出てくるとき、やっぱり別のご婦人が私が脱いだスリッパをいいですよと言いながら片づけてくれているんです。こういった温かいまちというか、思いやりのあるまちですから、人が輝き、優しさのまちとか、いろいろキャッチフレーズありますが、そういったまちをつくっていくのもまだまだ私たちの大事な仕事だなと改めて思った次第であります。

前置きが長くなりました。それでは、令和７年第３回定例会において、２項目、４点について質問を行います。

まず、１項目め、７月30日、津波警報が出まして、避難をした、いろいろご質問がございましたが、人数等については何度もお答えいただきましたので結構です。対策本部の設置等

について、どのようだったのかお伺いをいたします。

２点目として、避難した方の移動手段、どのような移動手段で避難をなされたのかお伺いをいたします。

２項目め、前回も質問したんですが、滝郷診療所の建て替えについて、医師の確保について、どのようになっているのか再度お伺いをいたします。

以上で第１回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　それでは、総務課からは、１番の１項目めの津波避難訓練についてお答えいたします。

まず、（１）７月30日の津波警報により、災害対策本部の設置についてということでございます。

当日、９時40分に津波警報が発表されたことを受けまして、９時47分に災害対策本部を設置いたしました。そこで、災害対応マニュアルにのっとりまして、津波対策として10か所の避難所を開設ということで、直ちに10か所の避難所を開設となったことでございます。

次に、（２）の移動手段でございますが、移動手段につきましては、通常は徒歩による避難をお願いしておりますが、当日は車で避難された方も多かったと思います。ただ、どの程度、車で避難されたかにつきましては、こちらのほうで把握できておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　保険年金課からは、２項目めの滝郷診療所についてお答えします。

まず、１の滝郷診療所の建て替えの予定ということですが、診療所の建物は建設から54年ほど経過しておりまして、現在老朽化している状態ではありますが、その都度、修理、修繕をしながら使用しております。６月の議会でも申し上げましたが、まずは医師の招聘を最優先として考えております。

次に、医師の確保についてということですが、５月から市のホームページなどを通じて募集をしておりました。このほど１件問合せがありまして、待遇などをこちらから提示し、過日、施設の見学と担当課での面談を行ったところです。今後も面談を重ねまして、勤務していただけるよう交渉してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　再質問を行います。

災害対策本部、どのような、例えば消防署が対策本部を設けたのか、市長が設けたのか、あと消防団はどのような対策を取ったのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　市の対策本部につきましては市長が招集することになっておりまして、当日は急遽のことでありましたので、市長、副市長、総務課の職員、あと関係課長のほうで、対策本部ということで、庁舎内の全ての課長、消防長が集まって、対策本部を設置しております。消防団につきましては消防署のほうで対応しているかと思います。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（常世田昌也）　消防本部よりご回答いたします。

７月30日の津波警報につきましては、震源地がカムチャツカ半島付近と遠地でございまして、地震による揺れがなかったこと、また津波の到達予想時刻や他の地域の状況を把握することが可能であったために、消防本部では、全職員の招集ではなく、勤務人員を増員する出動強化、これを指示いたしました。なお、大津波警報発表時につきましては全職員が招集となりまして、消防本部、各署々に待機する体制を取ることとなっております。

消防団につきましては、海岸付近の消防団車両、これを安全な場所へ移動させるとともに、全消防団員に津波警報発表の周知、それと状況変化に注視するよう、消防団長より指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　今、東日本大震災のお話が出ましたが、大津波警報のときには消防署員は詰めるわけですね。それで、そのときにも十分注意していただきたいと、このように思うんです。津波とは関係ありませんが、大阪でビルの火災がありましたね。残念なことに、消防署員が２人お亡くなりになっております。一般の人は誰も亡くなっていないんですよ。こういう危険とか、あと東日本大震災のとき、やはり避難を呼びかけていた消防署のタンク車が津波に飲まれてしまいましたね。危うく人命は助かりましたが、ちょうど引っかかっていて、車が沖まで流されないで済んだんです。消防署員は車からはい出して無事でしたが、

消防団員も避難を呼びかけているときに津波に飲み込まれました。幸いに人的被害はありませんでした。

ですから、部下を守るのも消防長の責任、職員を守るのは市長の責任ですね、当然。団員を守るのは団長の責任です。ですから、私なんかも消防学校で何度か初級、中級、上級、研修を受けました。そのときによく言われたんです。よくパワハラとかって言いますけれども、指揮命令系統が消防は、公務員の皆さんも、地方公務員法の32条か何か、上司の命令は絶対聞くべきだというのがありますが、消防署の場合は特にそういうのが厳しいんです。

というのは、何でかと言ったら、教官が言うのには、いざ災害があったときに命令系統がはっきりしていないと、危ないから撤退しろという場合に残したら、その消防署員の命をなくしてしまうんだと。だから、日頃から指揮命令系統は激しいんだと。昔は何かあったら正座だとか腕立て100回だとか平気で、当たり前だったんですよ。今はそれやるとパワハラとか何とかってなってしまいますが、でも指揮命令系統は大事で、それをやれとは言いませんが、私はそんなに悪いことではないと思うんですよ。上司の命令を聞かないで何かあった場合には、ある程度、運動場10周だとか、よく中学のときありましたよね、学校のとき。悪いことしたらバケツを持って立たされたし、今やるとパワハラだ何だってなりますが、そういう指揮命令はきつくていいんだと思うんですよ。

結局、東日本大震災のときに消防署員が27名殉職していますね。亡くなっています。うち４名はいまだ行方不明なんです。何と、消防団員においては254名亡くなっているんですよ。避難を呼びかけていて、水門を閉めていて、そういった危険の最前線に行く消防署員の皆さん、何かあったときには、東日本大震災のときのように、あれも避難を呼びかけていて、タンク車が津波に飲まれてしまったんですから、そういった面でも十分、今回のことがまたいい教訓になったと思いますので、そういった意味でお尋ねをいたしました。

年数がたちますから今は申し上げますが、私は、消防署員の皆さん本当に大変だったと思うんですよ。津波で、消防長もそうですが、車が流されてしまっているんでしょう。何台もの消防署員の車ね。それで、例えば建物だとか人的被害だったら補償が受けられますよ。津波で家が流されれば見舞金も頂けますが、消防署員の皆様とか、あと職員も流された方いますが、１円もお見舞金すら出ていないんですよ。どうか、そういったときには、私も後で気がついたんです。その当時、交付税のほかに毎日毎日お見舞金が市に寄せられたんです。大口では１人で500万円ぐらいくれた方もいらっしゃいますし、金融団なんかは一律みんな300万円ぐらい。あと、松木議員もいらっしゃいますが、日本共産党からもたくさん、桁違いの

お金を頂いているんですよ。そんなお金が４億円以上あったと思いますよ、お見舞金だけで。

それで、消防団にも、団で使ってくださいと特別なのが来たんですよ。それで、当時の市長に聞いたら、それは団に来たんだから、団が自由に使っていいよと、市に上げなくていいよということで、そのお金もありました。私はそのお金を使ってしまうわけにいかないので、全部、１円も手をつけないで、何かあったときにはよそにお返しをしなければならないし、それが分かっていれば、団に来たお見舞いで、消防団員とか署員の車のお見舞いぐらい出せたなと。後で聞いたので、皆さんそのときには言いませんわね、車が流されてしまったなんて。本当に大変でしたよ。月賦を２台ずつ払っているんだから。皆さん払っていたんです。ですから、そういった目には、今度遭ったときには、市長、建物とかは補償されるんですが、仕事、職務上で失ってしまった車とかがあった場合には多少なりともしていただければなと、そんなふうに思っての質問でございました。

それと、あと私も経験上危なかったなと思うのは、台風が来るときに対策本部詰めますね。私は詰めた。大型台風が来て、民家のシャッターがまくられそうだと。今だったら考えられないですが、団員全部で手で押さえて、あれも大変危険だったんですが、一つそういう危険な目には遭わせないでいただきたいなと、そんなふうな質問でございました。

それでは、次の移動手段についてですが、今、大分車での移動手段ってありましたが、私もいつか、10年ぐらい前、この質問をしたときには、いや、移動は徒歩で移動するのが原則ですからと、車のことなんか全然取り上げてもらえなかったんですが、今はもう地区によって違いますね。

それで、この間の日経新聞でも、津波避難、渋滞対策探る、原則徒歩の徹底難しく、こういうことになって、福島辺りでも車での避難を認めているんです。ですから、これ認めてしまうわけにもいきませんが、ぜひ車での避難訓練、一度やるべきだと思うんですよ。そうすると、どこが渋滞したとか、今回だって、同僚議員の宮内保議員が昨日おっしゃっていましたが、もう坂の上はいっぱいだったというんですよ、当時は。忍坂とか、飯岡灯台行くときに。そういった問題点が検証できますので、ぜひ車での避難訓練、これ、大体避難訓練をやっても今参加者は少ないですが、ぜひこれ一度やるべきだと、このように思うんですよ。

何のための避難道路なんですか、あれ。多額の税金を投入してもらって避難道路を造ったでしょう。歩くのに避難道路を造ったのではないと思うんですよ。車での避難を想定しての避難道路だと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　避難訓練につきましては、これまでは原則として徒歩で訓練を行っております。ただ、議員おっしゃるように、車での避難ということもあろうかと思います。地震、津波の際の自動車での避難につきましては、いわゆる交通渋滞の発生による、防災活動の支障あるいは渋滞して逃げ遅れてしまうなどの生命に関わる危険性もあるため、今のところ、徒歩を原則としておりますが、ただ一方で、高齢者などの移動には自動車が欠かせないものと考えております。どれだけの自動車が一斉に動けば渋滞が起こるのかとか、自動車を使用した避難訓練を行って検証することも一つの方法であると思います。その自動車を使った津波避難訓練の実施に当たりましては、警察署あるいは道路管理者との協議、また地域住民のご理解とご協力が必要となりますので、今後、その課題を整理して、自動車での安全な避難方法についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　本当に、前回と違って前向きなご答弁をいただきました。満足です。ぜひそのように進めてください。

もう実際に地区が違うんですから。都会はそれは徒歩ですよ。都会とこの辺、だって現実に、この間、７月30日だって、ほとんどの方が車で避難しているでしょう。そのときに、海岸沿いの小学校・中学校のほかに、海上公民館に40名避難しているんですよ。海上公民館まで歩いて避難というのはちょっと考えられないんですよ。大体が車での避難だと思います。

それで、昨日でしたっけ、ペットを連れての避難という質問もございました。今、ペットの数は子どもの数より多いですからね。15歳以下の子どもの数よりペットのほうが多いわけです。ペットを置いて避難できませんよ。車での避難。避難所へ入れない場合には、車の中でペットと一緒に過ごす。

それで、くどいようですが、車だって今、住宅より高価な車は幾らでもあるんですよ。それで、津波が来るってときに、その車を置いて避難するということはあんまり考えられないと思うんですよ。まず、車に荷物を積んで、それでお年寄りを乗せて車で避難。大体は車で避難しますよ。そういった意味での、ぜひぜひ早急に、検証するのも結構ですが、やってみて、その問題点ができて、これも新たなあれになりますので、どこが渋滞したとか、いろいろ考えているんですよ。やったら恐らくバイパス辺りが渋滞するでしょうから、それまでは避難道路があるので。そうすると、片方を一方通行にするとか、いろんな案が浮かんできま

すので、まずやらないことには分からない。やる前からいろいろやっていても、これも結構ですけれども、一旦はやってみると。やってみて、新たに問題点が出た場合にはどうするかというのも一つの案だと思いますので、早急に検討にかかってください。

それでは、診療所の件ですが、今、課長からもお話しのように、修繕しながら建物を使っているって言いますけれども、あの建物に修繕費をかけるなら、建て替えてしまったほうがいいですよ。お医者さんを見つけるのも大変ですけれども、今お医者さんを案内したと言いましたが、あの建物を見て、来ようと思ったお医者さんだって来なくなってしまうかも分からないですよ、逆に。だって、２階に行ったことありますか。２階、とても住める状態ではないですよ。もう恐らくネズミとかゴキブリの巣ですよ。とてもではないけれども、あれ幾ら修繕したって住めません。今、来てくれそうなお医者さんが例えば結婚していた場合に、奥さんがまず嫌がりますよ。あんなところへ来る人いません。見せてしまって、かえってマイナスになってしまうのではないかなと。ですから、前回も言ったように、この建物はもう建て替えをする予定ですからねと、そういったことで言ってもらいたいと思うんですよ。

こういった診療所のそういうのに対して、いろいろな予算措置とか調べて、私、副市長に言ったんです。副市長、企画課長もやっていたんだから、いい案持っているでしょうって言ったら、担当課に言っておきますと言うので、ちょっと分かればお答えください。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子）　施設整備に係る費用の一部が交付される国民健康保険調整交付金（保健事業分）という制度がございます。交付の条件に、当該施設の半径４キロメートル以内の地域における人口に対する国保及び後期の被保険者数の合計の割合がおおむね50％以上であることとあります。こちらには該当しませんが、国保運営上、特に必要があると認められた場合は交付対象となることがあります。今後、整備を行う方針となった場合には、事前に対象となるか否かの確認を行う必要があると考えております。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　はっきり申し上げて、まだまだ調査不足ですね。ちょっと私が調べただけで五つありますよ。同じような文面ですが、まず医療施設近代化施設整備事業、これは建物を建てて30年以上でないと該当になりません。もう診療所は五十何年だから、十分該当になります。それと、医療施設耐震整備事業、この診療所は耐震診断すらやっていないと思うんですよ。そういう耐震の事業も使えるんです。もっとありますよ。地域医療介護総合確

保基金、あと医療施設等施設整備費補助金、これは建物の老朽化による建て替えなんです。当然該当しますね。それで、この場合には建物の解体費用も出るんですよ。解体費用出るんですが、やめてしまった場合には出ないんですよ。ですから、お医者さんがいないからって診療所を閉鎖してしまった場合、これは全部使えないんです。解体費も出ないんです。今なら解体費も出るんですよ。

それと、もっとありますよ。あと、千葉県医療機関等物価高騰対策支援事業、こういうのは幾らでもないでしょうが、それとさっきも言いました、前回かな、９年にまた改修をするという予定だと言いますが、改修なんか、だって今、診察しているんだから、どんな具合に改修するんですか。診察室を改修する場合には廊下で診察とかやらなければしようがないでしょう。ですから、そういうのはちょっと不可能なんですよ、診療所を見たら分かりますが。ですから、こういう有利な財源があるんですから、診療所に対しては。前回も申し上げました。診療所に対しては年間740万円、国から交付税措置がされているでしょう。だから、診療所は様々な恩恵があるんです。千葉県内で診療所を持っているところは六つか七つしかないんですよ。本市はそこに入っているわけです。ですから、そういった有利な財源があるときに使ってやったほうがいいと、このように思います。

今いきなり言っても、もうお答え無理でしょうから、ぜひ検討をしてください。もしもこの件に関してお答えできる方があれば、答えて結構ですが、いいですか。

次に、医師確保についてお伺いをいたします。

医師確保、５月から募集をかけたって言いますが、今の先生が辞めると言ったのはもっと前でしょう。それで、何で５月、もうじき３月になってしまいますよ。そんな簡単なものではないんですよ、前も言いましたが。これは、例えば中央病院にお医者さんがいなくなってやめるって言ったら大騒ぎするでしょう。市長はじめ、皆さん。診療所だって同じなんですよ、地元にとっては。地元だけではなくて、旭市にとっても大きなメリットがある施設なんです。お医者さんが１人来てくれるだけで。あと、さっきも言ったように、建物も補助金が出る、解体費も補助金が出る。そのほかに毎年740万円ずつお金がもらえる。医療でもうけるなんて言ってしまったら失礼かもしれないが、こんなに極端にもうかる事業、目新しい事業ありませんよ。

今でこそ予約制にしているから、１日患者数は二十数人ですが、一時は50人も60人もいたんですよ。あの道路、車でいっぱいだったんですよ、車が止まらなくて。その先生方は今みんな旭市で開業して大きくなっていますからね。そういった地域にとっても非常にありがた

い施設です。

それで、国保のさっき組合数と言いましたが、前にも言いました、東庄町、銚子市からも来ているんですよ。旭市の国保だけではないんですから、そういった目での、広い意味での地域になくてはならない施設ですので、どうぞどうぞ、今来たお医者さんが、５月というのはきっと一般質問あたりで出そうだなというのがあって、急いで募集をかけたのかななんて、そんなふうにも思ってしまうんですよ。もう平野先生が辞めると言った時点ですぐに動かないと、そんなに簡単にお医者さんは来てくれませんよ、どこでも引っ張りだこなんだから。今、条件とか言っていると思いますが、条件も、先生の言うことを聞いて、少し条件をよくしても、決して市のマイナス、市からお金を持ち出す施設ではないんです。市にお金が入ってくる施設なんですよ。

ですから、そういった意味でのご努力を、担当課の課長だけでも大変ですから、ここは市長、副市長にやっぱり、うちのほうの例を挙げてもあれですが、当時は町のナンバー２、助役が直接行って、膝を交えて、七重の膝を八重に折りと言いましたが、お願いしますお願いしますと頼み込んで、そこまで町の執行部に、幹部に言われるなら行こうか、それだけ地域に要望されれば行こうかと。もう滝郷診療所に来ていただければ、地区はもちろん、市を挙げてご歓迎申し上げますと。そのぐらいの熱意で臨んでいただかないと、そう簡単にお医者さん見つかりません。

今のお医者さん、どうですか、感触として。１人来てくれそうなんですか。来てくれそうな人に、ほか見つけるのも、これも失礼なんですが、これも言ってしまって、またマイナスになってもあれですから、お答えは結構ですが、あれからもう結構たっていますよ。駄目なら駄目と早めに答えをもらわないと、次の手を打てないでしょうよ。今、来てくれるかも分からないというのに、中央病院の今年辞めるお医者さんのところへ頼みに行く、これも失礼だし、千葉大に頼みに行く、これも失礼でしょう。これでは手が打てないわけですよ。ですから、早めに結論を出していただきたいと、このように思います。

それで、前回も言いましたが、言うだけでは無責任なので、私も大変なのは分かります。ですから、診療所医師招聘委員会でも何でもいいですから、もしあれだったら、私は地元の議員でもありますし、ぜひ私にそういうのを委嘱してくださいよ。そうすれば、私は知っているところを、こういう者ですと、市長から委嘱を受けて参りましたということで、見つけに行くこともできると思うんですよ。そこまでやらなくても、市でやってくれるとは思いますが、最後に市長のお考え、前回も言いましたが、いなかったら、市長の息子さん、中央病

院で、私もこの間見たら、たまたま市長のせがれさんで、よく見ていただきました。ありがとうございました。本当に市長と同じで人柄が大変いいので、診療所の先生にはうってつけだと思うんですが、最後に市長のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　滝郷診療所につきましては、これまでどおり、地域に密着した身近なかかりつけ医として運営を継続していく所存でございます。そのためにも、医師の招聘を最優先事項として取り組んでいるところでございます。高齢化や人口減少などの社会情勢も見据えながら、住み慣れた地域で安心して医療を受け続けることができるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上で、木内欽市議員の一般質問を終わります。

木内欽市議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は29日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時３５分

令和７年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第６号）

令和７年９月２９日（月曜日）午前１０時開議

第　１　決算審査特別委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　事務報告
第　６　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　決算審査特別委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長報告
日程第　４　質疑、討論、採決
日程第　５　事務報告
日程第　６　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	伊　場　哲　也
５番	平　山　清　海	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎

１９番　木内欽市	２０番　松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀
税務課副課長	佐野唯生	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林甲明	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅晃

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　議案第１号から議案第22号までの22議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しました議案の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　決算審査特別委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第１、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長　松木源太郎　登壇）

○決算審査特別委員長（松木源太郎）　決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について、議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和６年度旭

市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月16、17、18日の３日間、それぞれ午前10時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第１号について申し上げます。

１点目として、コミュニティバス運行事業とデマンド交通運行事業の利用者数はとの質疑では、コミュニティバス運行事業は、ルートごとに東西線が４万330人、旭南ルートが8,589人、海上ルートが3,563人、干潟ルートが4,491人で合計５万6,973人の利用があった。デマンド交通運行事業は、地区別で旭南地区が2,498人、干潟・旭北地区が2,465人、海上・飯岡地区が2,174人、区域外運行が2,229人であったとの答弁がありました。

第２点として、ファミリー・サポート・センター事業について、活動実績が伸びなかったのはなぜか。また、予算額866万円に対して決算額が333万2,460円となった要因はとの質疑では、活動実績については、11月に事業を開始し、同時に会員の募集も始めたが、２月に初めての利用申込みがあり、３月に活動が行われたため実績は５件となった。また、決算額が減った要因としては、本事業は当初、委託業務として開設準備金を含んだ予算を立てていましたが、プロポーザルを実施したが応募者がなかったことから、市直営で子育て支援センターハニカム内で事業を開始したため、準備金に係る費用が削減されたとの答弁がありました。

第３点として、新型コロナワクチン接種費用助成金について、接種者数とワクチンの有効性はとの質疑では、令和３年度から国の主導で接種を始めており、一定の有効性がある。令和６年度の接種者数は2,755人で、現在は予防接種法のＢ類疾病の定期接種に該当することから、対象者には副反応などの周知を行い、本人の判断で接種してもらっているとの答弁がありました。

４点目として、園芸用廃プラスチック処理対策事業について、令和６年度と前年度の処理量と補助金額はとの質疑では、処理量は、令和６年度は20万5,180キログラム、令和５年度は23万750キログラムであった。また、補助金額は、令和６年度が636万580円、令和５年度が715万3,250円であるとの答弁がありました。

５点目として、畜産環境フレッシュ事業について、飼料添加剤と臭気拡散防止資材の効果

はとの質疑では、飼料添加剤は１件、臭気拡散防止資材は３件の実績があり、臭気指数が減少するなどの効果が見られ、臭気の低減につながったとの答弁がありました。

６点目として、有害鳥獣駆除事業については、前年度と比較した被害額と駆除件数の推移はとの質疑では、令和６年度の被害額は1,622万1,000円、令和５年度は1,699万2,000円で横ばいである。カラスなどの害鳥駆除とイノシシの捕獲頭数は横ばい傾向であるが、アライグマは令和６年度64頭で前年度から34頭の増、ハクビシンについては令和６年度29頭で前年度から13頭の増であるとの答弁がありました。

７点目として、空き店舗活用事業補助金について、内容と実績はとの質疑では、内容は、空き店舗の改修に関わるものが対象経費の２分の１以内の限度額100万円、賃貸料は対象経費の２分の１以内の限度額月額５万円、通算24か月である。また、令和６年度の実績は、改装費が４件、賃貸料は新規が６件、継続が18件であるとの答弁がありました。

８点目として、防災行政無線等整備事業について、戸別受信機の配布実績と目標配布率はあるのかとの質疑では、事業は令和５年度から令和７年度の複数年で実施し、令和６年度は7,946台配布し、配布率は36.2％であった。市内全世帯数約２万7,000世帯の約80％に当たる２万2,000世帯に配布したいとの答弁がありました。

次に、議案第３号について申し上げます。

滝郷診療所について、繰り入れが2,000万円と年々負担が増加しているが、施設の在り方についての方針はとの質疑では、医師の招聘を最優先に考え、施設のことについては後任の医師と相談していくとの答弁がありました。

次に、議案第５号について申し上げます。

配食サービス事業の概要と令和６年度の実績はとの質疑では、本事業は、調理の困難な独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に栄養のバランスの取れた食事を提供し、安否確認をするとともに介護予防を図っている。実績として、対象者254人に対し２万3,806食を配食したとの答弁がありました。

議案第６号について申し上げます。

普通の配水管布設はポリエチレン管が使用されるが、ロ地区の鋳鉄管が使用された理由はとの質疑では、配水管については、ポリエチレン管は150ミリメートルまでで、200ミリメートル以上の場合は鋳鉄管を使用するためであるとの答弁がありました。

次に、議案第７号について申し上げます。

企業債の利息について変動があるが、借り換えの検討はしないのかとの質疑では、借り換

えは補償金を支払うことでできるが、試算によると、借り換え後の負担軽減に必ずしもつながらない。また、繰上償還は利息の軽減を見込めるが、世代間負担の公平性の観点からバランス関係もあり、行えないとの答弁がありました。

次に、議案第８号について申し上げます。

集落排水事業については、市内業者がいないが、応札できない工事なのかとの質疑では、機材や機械が特別製作によるものがほとんどで、維持管理をする業者は、効率と値段の関係で契約相手が決まってしまうとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号から議案第５号までの５議案は全員賛成で認定することに決し、議案第６号から議案第８号までの３議案は全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和７年９月29日、決算審査特別委員会委員長、松木源太郎。

○議長（飯嶋正利）　決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第８号までの８議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　賛成多数。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

暫時休憩。

休憩　午前１０時１３分

再開　午前１０時１４分

○議長（飯嶋正利）　再開いたします。

議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

もう一度投票してください。

暫時休憩。

休憩　午前１０時１４分

再開　午前１０時１５分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第６号は可決及び認定することに決しました。

議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第７号は可決及び認定することに決しました。

議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第８号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第３　常任委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　永井孝佳　登壇）

○建設経済常任委員長（永井孝佳）　建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月19日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第14号、令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての５議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました５議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号の主な質疑について要約して申し上げます。

農業経営多角化支援事業補助金268万5,000円の内容はとの質疑では、県の補助金制度を活用し、市内事業者の６次産業への取り組みを支援するもの。ヨーグルト製造に係る機械を新たに導入し、現在の商品展開にヨーグルトを加えることで顧客獲得と経営安定化が図られるとの答弁がありました。

次に、議案第14号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第17号の主な質疑について要約して申し上げます。

現状では、災害が起きた場合でも水道管の工事は指定業者以外ではできないのかとの質疑では、本市の指定給水装置工事事業者は、主に宅内の給水に関する業者を指している。能登半島地震で、指定業者が被災したり工事を賄い切れなくなったりして、宅内の給水装置の復旧が間に合わなかったことから、近隣や県内で登録している事業者も工事できるように改正

するとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について要約して申し上げます。

改正の内容は議案第17号と同様かとの質疑では、改正点は２点あり、１点目は技能を有する者が専属する業者から選任に変更すること、２点目は議案第17号と同様に、下水道設備の公共ますから民地側に対して、他市の登録事業者も参加できるようにするものとの答弁がありました。

また、下水道管の耐用年数は何年か。また、市の下水道管は供用開始後何年経過しているのかとの質疑では、一般的に管の耐用年数は50年で、供用開始から25年経過しているとの答弁がありました。

次に、議案第19号については、質疑はありませんでした。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和７年９月29日、建設経済常任委員長、永井孝佳。

○議長（飯嶋正利）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第13号、令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第21号、財産の取得について、議案第22号、工事請負契約の締結についての６議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月22日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第９号について申し上げます。

放課後児童クラブ運営業務委託料について、なぜ年度途中からなのかとの質疑では、実際の運営期間は、令和８年４月１日から令和11年３月31日までとなる。令和８年度から運営を開始するために、令和７年度の半年間で業者の選定や事業の説明、運営に当たる従業員の募集を行うため、この時期に債務負担行為を設定したとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブの利用の保護者負担はどうなるのかとの質疑では、民間委託する

ことを要因にした負担の増は考えていないが、ほかの市町に比べ安価な状況である。物価高騰の中、市全体として使用料、手数料の見直しが検討されていることから、受託料の値上げも考えていかなければならないとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブ支援員の質の確保や地域性について、どのように考えているかとの質疑では、質の確保としては、研修のほかキャリアアップ制度を導入し、資質やモチベーションの向上を図る。また、地域性については、引き続き地域を知っている支援員に継続して携わってほしいとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブについて、民間に委託すると現在の730人の定員から増える可能性はあるかとの質疑では、定員は施設の大きさによるため変更はないとの答弁がありました。

また、中学校施設改修に関わる市債1,230万円について、妥当性や償還期間はとの質疑では、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用し、交付税措置率50％で、償還期間は５年であり、有利な財源の利用を常に考えているとの答弁がありました。

また、産後ケア事業委託料については、補正額192万7,000円の積算根拠はとの質疑では、本事業のサービスには、宿泊型、通所型、訪問型の三つがあり、当初予算では合計59名を見込んでいた。８月末現在の利用者数が多いことから、112名分の増を補正額としたとの答弁がありました。

次に、議案第11号から議案第13号までについて、質疑はありませんでした。

次に、議案第21号について申し上げます。

学習用タブレット端末4,350台の積算根拠と現在の端末の使用年数はとの質疑では、令和７年度の児童・生徒数が4,120人、そこに予備機が認められていることから合計4,350台としている。また、現在の端末は使用から５年を経過しているとの答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。

工事請負契約について、人手不足問題もある中、入札において応札されないという心配はないかとの質疑では、資材や人件費の高騰を勘案しながら設計をしていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、６議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和７年９月29日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　委員長。今、22号のことを12号と言っていたので、ちょっと訂正してく

ださい。

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　22号を12号と言い間違えたようですので、議案第22号に訂正したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可についての５議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月24日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第９号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第10号について申し上げます。

病院事業債の増額により予算の割り当てはどうなったか伺うとの質疑では、研修医宿舎工事に21億3,550万円、医療機器導入に10億7,000万円、施設や情報システムの整備事業に15億6,450万円の予算割り当てとなるとの答弁がありました。

次に、議案第15号、議案第16号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第20号について申し上げます。

資金収入の長期借入額は、令和６年度から令和９年度までの総額とのことだが、単年度ごとの計画額はどのようになっているかとの質疑では、変更後の金額は、令和６年度が12億8,910万円、令和７年度が47億7,000万円、令和８年度が15億5,000万円、令和９年度が12億円となるとの答弁がありました。

また、診療報酬の改定が予定されている中、どの程度診療報酬の上昇が見込まれれば、病院経営は黒字回復につながるかとの質疑では、診療報酬が何％であれば黒字になるとの試算はしていないが、物価や人件費の高騰、病院が支払う委託費等も伸びていることから、高齢

者人口の伸びのほかに物価高騰など様々な条件を含んだ改定がされることを国に強く要望しているとの答弁がありました。

また、病院の内部留保資金の使用について、どのように考えているかとの質疑では、病院ではおおむね100億円の内部留保資金を常時保有している。病院としての収入と支出を考えると、安定的な病院運営のために最低でも60億円以上は必要である。厳しい経営が続く状況でも、現在の留保資金を維持したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げました。審査の結果、別紙報告書のとおり、５議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げました。

令和７年９月29日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第９号から議案第22号までの14議案について採決いたします。

議案第９号、令和７年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、令和７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和７年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画の変更に係る認可について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、財産の取得について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　事務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　向後　稔　登壇）

○総務課長（向後　稔）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の２ページをご覧ください。

一つ、金10万円を向後スターチ株式会社様より、６月24日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社祐伸建設様より、６月26日受納いたしました。

一つ、金10万円を遠藤建設株式会社様より、６月27日受納いたしました。

一つ、金10万円を有限会社宇受売様より、６月27日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社ワンノブアカインド様より、６月27日受納いたしました。

一つ、金30万円を株式会社ホンダカーズ東総様より、６月30日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社井戸根屋様より、７月２日受納いたしました。

一つ、工芸品１点を村山登様より、７月４日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社ノート様より、７月18日受納いたしました。

一つ、充電式草刈り機20台ほか学校用備品一式を鈴木一朗様より、７月22日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社千葉県食肉公社様より、７月31日受納いたしました。

一つ、金10万円をシエンプレ株式会社様より、８月29日受納いたしました。

一つ、金100万円を株式会社合同資源様より、８月29日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社サウスエージェンシー様より、８月29日受納いたしました。

一つ、金76万8,800円を明治安田生命保険相互会社様より、９月11日受納いたしました。

一つ、金500万円を有限会社ブライトピック千葉様より、９月25日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利）　事務報告は終わりました。

ここで、市長より市役所内のハラスメントに関して説明したい旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　令和７年旭市議会第３会定例会における９月12日の松木源太郎議員の一般質問に、旭市役所内のハラスメントに関係する内容が含まれておりました。皆様にご心配をおかけしておりますので、発言の許可をいただき、ご説明させていただきます。

まず、2023年の海上地域の保育所の事案についてでございます。この件につきましては、弁護士や職場としての事実調査の後に、ハラスメント対策委員会を２度開催いたしました。その結果、ハラスメントの事実は確認されませんでした。

次に、本年度の保育所の事案についてでございます。この件につきましては、現在調査中でございまして、ハラスメントの有無を断定できる結論には至っておりません。

次に、休職中の５人の職員についてでございます。この５人につきましても、ハラスメン

トに起因しての休職ではございません。

このたび松木議員にご心配いただいておりますように、市民のためを思って一生懸命に働いてくれている職員を様々なハラスメントから守り、誰もが尊重され安心して働ける職場環境をつくることは、任命権者であります私の当然の責務でございます。引き続き、職員全員が研修などで理解を深めるとともに、ハラスメントに関するアンケート調査を実施するなど、ハラスメント撲滅のための対策をさらに強化し、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場環境の維持向上に努めてまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第６　閉　　会

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審査は終了いたしました。

これにて令和７年旭市議会第３回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時５０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　飯　嶋　正　利

副 議 長　　片　桐　文　夫

議　　員　　常世田　正　樹

議　　員　　伊　藤　春　美